

平成28年  
第 4 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

平成28年 9 月16日 開会

平成28年10月13日 閉会

28日間

沖 縄 県 議 会

# 沖縄県議会（定例会）会議録目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 会期日程 .....       | 9  |
| 1. 開会日に応招した議員 ..... | 11 |

## ○第1号（9月16日）

|                                                                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 開会年月日時 .....                                                                     | 13 |
| 1. 議事日程 .....                                                                       | 13 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....                                                                | 13 |
| 1. 出席議員 .....                                                                       | 14 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....                                                            | 15 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....                                                     | 15 |
| 1. 開 会 .....                                                                        | 15 |
| 1. 諸般の報告 .....                                                                      | 15 |
| 1. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....                                                            | 16 |
| 1. 日程第2 会期の決定 .....                                                                 | 16 |
| 1. 日程第3 甲第1号議案から甲第6号議案まで、乙第1号議案から乙第22号議案まで及び<br>認定第1号から認定第23号まで .....               | 16 |
| 1. 知事（翁長雄志君）の提案理由説明 .....                                                           | 16 |
| 1. 人事委員会（宮國英男君）の意見 .....                                                            | 17 |
| 1. 日程第4 陳情第80号、第81号及び第90号の付託の件 .....                                                | 17 |
| 1. 委員会付託 .....                                                                      | 17 |
| 1. 一括議題 { 日程第5 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2016）<br>日程第6 議員派遣の件（第16回都道府県議会議員研究交流大会） } ..... | 17 |
| 1. 採 決 .....                                                                        | 17 |
| 1. 休会の議決 .....                                                                      | 18 |
| 1. 散 会 .....                                                                        | 18 |

## ○第2号（9月27日）

|                                                                                                               |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 開議年月日時 .....                                                                                               | 21 |
| 1. 議事日程 .....                                                                                                 | 21 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....                                                                                          | 21 |
| 1. 出席議員 .....                                                                                                 | 21 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....                                                                                      | 21 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....                                                                               | 22 |
| 1. 開 議 .....                                                                                                  | 22 |
| 1. 諸般の報告 .....                                                                                                | 22 |
| 1. 一括議題 { 日程追加 議員提出議案第1号 米軍AV8Bハリアー攻撃機墜落事故に<br>関する意見書<br>日程追加 議員提出議案第2号 米軍AV8Bハリアー攻撃機墜落事故に<br>関する抗議決議 } ..... | 22 |
| 1. 仲宗根 悟君の提案理由説明 .....                                                                                        | 22 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                  | 23 |



|              |     |
|--------------|-----|
| 花城 大輔君 ..... | 182 |
| 1. 散 会 ..... | 191 |

## ○第5号（9月30日）

|                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時 .....                                                                             | 193 |
| 1. 議事日程 .....                                                                               | 193 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....                                                                        | 193 |
| 1. 出席議員 .....                                                                               | 194 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....                                                                    | 195 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....                                                             | 195 |
| 1. 開 議 .....                                                                                | 195 |
| 1. 諸般の報告 .....                                                                              | 195 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問<br>日程第2 甲第1号議案から甲第6号議案まで、乙第1号議案から<br>乙第22号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで } ..... | 195 |
| 1. 一般質問・質疑 .....                                                                            | 195 |
| 座喜味一幸君 .....                                                                                | 195 |
| 砂川 利勝君 .....                                                                                | 202 |
| 翁長 政俊君 .....                                                                                | 210 |
| 照屋 守之君 .....                                                                                | 220 |
| 大城 憲幸君 .....                                                                                | 226 |
| 糸洲 朝則君 .....                                                                                | 232 |
| 金城 勉君 .....                                                                                 | 239 |
| 當間 盛夫君 .....                                                                                | 249 |
| 上原 章君 .....                                                                                 | 257 |
| 1. 散 会 .....                                                                                | 267 |

## ○第6号（10月3日）

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時 .....                 | 269 |
| 1. 議事日程 .....                   | 269 |
| 1. 出席議員 .....                   | 269 |
| 1. 欠席議員 .....                   | 269 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ..... | 269 |
| 1. 開 議 .....                    | 270 |
| 1. 延 会 .....                    | 270 |

## ○第7号（10月4日）

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時 .....          | 273 |
| 1. 議事日程 .....            | 273 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....     | 273 |
| 1. 出席議員 .....            | 274 |
| 1. 欠席議員 .....            | 275 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 ..... | 275 |

|                                                                                       |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                                             | 275 |
| 1. 開 議                                                                                | 275 |
| 1. 諸般の報告                                                                              | 275 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問<br>日程第2 甲第1号議案から甲第6号議案まで、乙第1号議案から<br>乙第22号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで } | 275 |
| 1. 一般質問・質疑                                                                            | 275 |
| 瑞慶覧 功君                                                                                | 275 |
| 西銘 純恵さん                                                                               | 282 |
| 狩俣 信子さん                                                                               | 292 |
| 渡久地 修君                                                                                | 300 |
| 宮城 一郎君                                                                                | 310 |
| 嘉陽 宗儀君                                                                                | 316 |
| 上原 正次君                                                                                | 323 |
| 照屋 大河君                                                                                | 328 |
| 平良 昭一君                                                                                | 334 |
| 1. 散 会                                                                                | 342 |

## ○第8号（10月5日）

|                                                                                       |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時                                                                             | 345 |
| 1. 議事日程                                                                               | 345 |
| 1. 本日の会議に付した事件                                                                        | 345 |
| 1. 出席議員                                                                               | 346 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名                                                                    | 347 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                                             | 347 |
| 1. 開 議                                                                                | 347 |
| 1. 諸般の報告                                                                              | 347 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問<br>日程第2 甲第1号議案から甲第6号議案まで、乙第1号議案から<br>乙第22号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで } | 347 |
| 1. 一般質問・質疑                                                                            | 347 |
| 新垣 清涼君                                                                                | 348 |
| 玉城 武光君                                                                                | 355 |
| 瀬長美佐雄君                                                                                | 361 |
| 仲村 未央さん                                                                               | 371 |
| 次呂久成崇君                                                                                | 376 |
| 山内 末子さん                                                                               | 383 |
| 崎山 嗣幸君                                                                                | 391 |
| 赤嶺 昇君                                                                                 | 398 |
| 亀濱 玲子さん                                                                               | 406 |
| 親川 敬君                                                                                 | 414 |
| 1. 決算特別委員会の設置                                                                         | 421 |
| 1. 決算特別委員会委員の選任                                                                       | 421 |
| 1. 委員会付託                                                                              | 421 |
| 1. 日程第3 請願第5号から第7号まで、第9号、陳情第108号、第117号、第119号及び                                        |     |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 第124号から第127号までの付託の件 | 421 |
| 1. 委員会付託            | 421 |
| 1. 休会の議決            | 421 |
| 1. 散 会              | 421 |

## ○第9号（10月13日）

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時                                 | 423 |
| 1. 議事日程                                   | 423 |
| 1. 本日の会議に付した事件                            | 423 |
| 1. 出席議員                                   | 425 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                 | 425 |
| 1. 開 議                                    | 426 |
| 1. 諸般の報告                                  | 426 |
| 1. 日程第1 乙第1号議案から乙第4号議案まで及び乙第9号議案          | 426 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長）                         | 426 |
| 1. 採 決                                    | 427 |
| 1. 日程第2 乙第8号議案                            | 427 |
| 1. 委員長報告（経済労働委員長）                         | 427 |
| 1. 採 決                                    | 428 |
| 1. 日程第3 乙第5号議案から乙第7号議案まで                  | 428 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長）                         | 428 |
| 1. 採 決                                    | 429 |
| 1. 日程第4 乙第22号議案                           | 429 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長）                         | 429 |
| 1. 採 決                                    | 430 |
| 1. 日程第5 乙第17号議案から乙第19号議案まで                | 430 |
| 1. 委員長報告（経済労働委員長）                         | 430 |
| 1. 採 決                                    | 432 |
| 1. 日程第6 乙第10号議案から乙第16号議案まで                | 432 |
| 1. 委員長報告（土木環境委員長）                         | 432 |
| 1. 採 決                                    | 434 |
| 1. 日程第7 甲第1号議案                            | 434 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長）                         | 434 |
| 1. 甲第1号議案に対する修正動議の提出                      | 435 |
| 1. 又吉清義君の提出理由説明                           | 435 |
| 1. 討 論                                    | 436 |
| 島袋 大君                                     | 436 |
| 1. 採 決                                    | 437 |
| 1. 日程第8 甲第5号議案                            | 438 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長）                         | 438 |
| 1. 採 決                                    | 438 |
| 1. 日程第9 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び甲第6号議案          | 438 |
| 1. 委員長報告（土木環境委員長）                         | 438 |
| 1. 採 決                                    | 440 |
| 1. 日程第10 議員提出議案第3号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書 | 441 |

|                                                                                    |     |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 比嘉 京子さんの提案理由説明                                                                  | 441 |
| 1. 採 決                                                                             | 441 |
| 1. 日程第11 陳情第45号及び第91号                                                              | 441 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長）                                                                  | 441 |
| 1. 採 決                                                                             | 441 |
| 1. 日程第12 陳情第102号                                                                   | 441 |
| 1. 委員長報告（経済労働委員長）                                                                  | 441 |
| 1. 採 決                                                                             | 442 |
| 1. 日程第13 請願第10号から第12号まで、陳情第92号、第93号、第95号、第98号、<br>第103号、第104号、第109号、第113号及び第120号の2 | 442 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長）                                                                  | 442 |
| 1. 採 決                                                                             | 442 |
| 1. 日程第14 陳情第66号及び第100号                                                             | 442 |
| 1. 委員長報告（土木環境委員長）                                                                  | 442 |
| 1. 採 決                                                                             | 442 |
| 1. 日程第15 請願第5号から第7号まで                                                              | 442 |
| 1. 委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長）                                                          | 442 |
| 1. 採 決                                                                             | 443 |
| 1. 日程第16 議員派遣の件（台風第18号による久米島被害状況調査）                                                | 443 |
| 1. 採 決                                                                             | 443 |
| 1. 日程第17 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等<br>に関する調査の件                              | 443 |
| 1. 砂川利勝君の提出理由説明                                                                    | 443 |
| 1. 討 論                                                                             | 444 |
| 比嘉 瑞己君                                                                             | 444 |
| 新垣 新君                                                                              | 445 |
| 花城 大輔君                                                                             | 446 |
| 照屋 守之君                                                                             | 447 |
| 1. 採 決                                                                             | 450 |
| 1. 日程第18 閉会中の継続審査の件                                                                | 450 |
| 1. 採 決                                                                             | 450 |
| 1. 閉 会                                                                             | 450 |

## ○巻末掲載文書

|                                              |     |
|----------------------------------------------|-----|
| 1. 知事提出議案                                    | 453 |
| 1. 議員提出議案                                    | 501 |
| 1. 普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認取り消し問題等の調査に関する動議 | 505 |
| 1. 諸般の報告                                     | 507 |
| 1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について                 | 511 |
| 1. 議案付託表                                     | 513 |
| 1. 委員会審査報告書                                  | 515 |
| 1. 閉会中継続審査及び調査申出書                            | 525 |
| 1. 議員派遣の件                                    | 535 |
| 1. 決算特別委員名簿                                  | 537 |
| 1. 請願・陳情文書表                                  | 539 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 議案等处理一覽表 ..... | 581 |
|-------------------|-----|

---



| 平成28年第4回沖縄県議会（定例会）会期日程 |       |    |                                                  |                                     |
|------------------------|-------|----|--------------------------------------------------|-------------------------------------|
|                        |       |    | 会期28日間                                           | 自 平成28年9月16日<br>至 平成28年10月13日       |
|                        | 月 日   | 曜日 | 日 程                                              | 備 考                                 |
| 1                      | 9月16日 | 金  | (会議録署名議員の指名)<br>本 会 議 (会期の決定)<br>(知事提出議案の説明)     | 請願・陳情付託                             |
| 2                      | 17日   | ⊕  | 休 会                                              |                                     |
| 3                      | 18日   | Ⓜ  | 休 会                                              |                                     |
| 4                      | 19日   | Ⓜ  | 休 会                                              | 敬老の日                                |
| 5                      | 20日   | 火  | 議案研究                                             |                                     |
| 6                      | 21日   | 水  | 議案研究                                             | 代表質問通告締切(正午)                        |
| 7                      | 22日   | ⊕  | 休 会                                              | 秋分の日                                |
| 8                      | 23日   | 金  | 議案研究                                             | 一般質問通告締切(正午)                        |
| 9                      | 24日   | ⊕  | 休 会                                              |                                     |
| 10                     | 25日   | Ⓜ  | 休 会                                              |                                     |
| 11                     | 26日   | 月  | 議案研究                                             |                                     |
| 12                     | 27日   | 火  | 本 会 議 (代表質問)                                     |                                     |
| 13                     | 28日   | 水  | 本 会 議 (代表質問)                                     | 請願・陳情提出期限<br>(常任委)                  |
| 14                     | 29日   | 木  | 本 会 議 (一般質問)                                     | 請願・陳情提出期限<br>(特別委)                  |
| 15                     | 30日   | 金  | 本 会 議 (一般質問)                                     |                                     |
| 16                     | 10月1日 | ⊕  | 休 会                                              |                                     |
| 17                     | 2日    | Ⓜ  | 休 会                                              |                                     |
| 18                     | 3日    | 月  | 委 員 会 (議会運営委員会)<br>本 会 議 (一般質問)                  | 請願・陳情付託 (常任委)<br>※ 台風第18号<br>※ 延会手続 |
| 19                     | 4日    | 火  | 本 会 議 (一般質問)                                     |                                     |
| 20                     | 5日    | 水  | 本 会 議 (一般質問)<br>決算特別委員会設置<br>委 員 会 (常任委員会、特別委員会) | 議案付託<br>請願・陳情付託 (特別委)               |
| 21                     | 6日    | 木  | 委 員 会 (常任委員会)                                    |                                     |
| 22                     | 7日    | 金  | 委 員 会 (常任委員会)                                    |                                     |
| 23                     | 8日    | ⊕  | 休 会                                              |                                     |
| 24                     | 9日    | Ⓜ  | 休 会                                              |                                     |
| 25                     | 10日   | Ⓜ  | 休 会                                              | 体育の日                                |
| 26                     | 11日   | 火  | 委 員 会 (特別委員会)                                    |                                     |
| 27                     | 12日   | 水  | 議案整理<br>委 員 会 (議会運営委員会)                          |                                     |
| 28                     | 13日   | 木  | 本 会 議 (委員長報告、採決)                                 |                                     |

(注) 10月3日に台風第18号が襲来し暴風警報が発令されたことから、議会の運営について議会運営委員会を開き協議を行った後、本会議を開会し直ちに延会の手続をとった。

また、4日以降の議会の運営については、同委員会を開催し協議を行った結果、3日及び4日に予定していた一般質問を4日及び5日にそれぞれ繰り下げ、常任委員会の審査期間を当初の3日間を1日短縮して6日及び7日の2日間とした。



開会日に応招した議員

新 里 米 吉 君  
赤 嶺 昇 君  
瀬 長 美佐雄 君  
玉 城 武 光 君  
親 川 敬 君  
新 垣 光 栄 君  
次呂久 成 崇 君  
宮 城 一 郎 君  
大 城 憲 幸 君  
金 城 泰 邦 君  
西 銘 啓史郎 君  
新 垣 新 君  
座 波 一 君  
比 嘉 瑞 己 君  
西 銘 純 恵 さん  
平 良 昭 一 君  
上 原 正 次 君  
当 山 勝 利 君  
亀 濱 玲 子 さん  
當 間 盛 夫 君  
上 原 章 君  
山 川 典 二 君  
花 城 大 輔 君  
又 吉 清 義 君

末 松 文 信 君  
渡久地 修 君  
玉 城 満 君  
山 内 末 子 さん  
仲 村 未 央 さん  
照 屋 大 河 君  
仲宗根 悟 君  
崎 山 嗣 幸 君  
金 城 勉 君  
砂 川 利 勝 君  
具志堅 透 君  
島 袋 大 君  
中 川 京 貴 君  
座喜味 一 幸 君  
嘉 陽 宗 儀 君  
新 垣 清 涼 君  
瑞慶覧 功 君  
狩 俣 信 子 さん  
比 嘉 京 子 さん  
大 城 一 馬 君  
糸 洲 朝 則 君  
照 屋 守 之 君  
仲 田 弘 毅 君  
翁 長 政 俊 君



平成28年9月16日

平成28年  
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成 28 年  
第 4 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成 28 年 9 月 16 日（金曜日）午前 10 時 1 分開会

### 議 事 日 程 第 1 号

平成28年9月16日（金曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 22 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで（知事説明）
- 第 4 陳情第 80 号、第 81 号及び第 90 号の付託の件
- 第 5 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム 2016）
- 第 6 議員派遣の件（第 16 回都道府県議会議員研究交流大会）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 22 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで
  - 甲第 1 号議案 平成 28 年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）
  - 甲第 2 号議案 平成 28 年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - 甲第 3 号議案 平成 28 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - 甲第 4 号議案 平成 28 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 1 号）
  - 甲第 5 号議案 平成 28 年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）
  - 甲第 6 号議案 平成 28 年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）
  - 乙第 1 号議案 沖縄県職員の退職管理に関する条例
  - 乙第 2 号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
  - 乙第 3 号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
  - 乙第 4 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
  - 乙第 5 号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 乙第 6 号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
  - 乙第 7 号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
  - 乙第 8 号議案 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例
  - 乙第 9 号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
  - 乙第 10 号議案 工事請負契約について
  - 乙第 11 号議案 工事請負契約について
  - 乙第 12 号議案 工事請負契約について
  - 乙第 13 号議案 工事請負契約について

- 乙第14号議案 工事請負契約について  
 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について  
 乙第16号議案 訴えの提起について  
 乙第17号議案 指定管理者の指定について  
 乙第18号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について  
 乙第19号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について  
 乙第20号議案 平成27年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
 乙第21号議案 平成27年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
 乙第22号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について  
 認定第1号 平成27年度沖縄県一般会計決算の認定について  
 認定第2号 平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について  
 認定第3号 平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について  
 認定第4号 平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について  
 認定第5号 平成27年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について  
 認定第6号 平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について  
 認定第7号 平成27年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について  
 認定第8号 平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について  
 認定第9号 平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第10号 平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について  
 認定第11号 平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第12号 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第13号 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第14号 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について  
 認定第15号 平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について  
 認定第16号 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第17号 平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について  
 認定第18号 平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について  
 認定第19号 平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第20号 平成27年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について  
 認定第21号 平成27年度沖縄県病院事業会計決算の認定について  
 認定第22号 平成27年度沖縄県水道事業会計決算の認定について  
 認定第23号 平成27年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第4 陳情第80号、第81号及び第90号の付託の件

日程第5 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2016）

日程第6 議員派遣の件（第16回都道府県議会議員研究交流大会）

---

#### 出席議員（48名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 新里米吉君  | 6番  | 宮城一郎君  |
| 副議長 | 赤嶺昇君   | 7番  | 大城憲幸君  |
| 1番  | 瀬長美佐雄君 | 8番  | 金城泰邦君  |
| 2番  | 玉城武光君  | 9番  | 西銘啓史郎君 |
| 3番  | 親川敬君   | 10番 | 新垣新君   |
| 4番  | 新垣光栄君  | 11番 | 座波一君   |
| 5番  | 次呂久成崇君 | 12番 | 比嘉瑞己君  |

13 番 西 銘 純 恵 さん  
 14 番 平 良 昭 一 君  
 15 番 上 原 正 次 君  
 16 番 当 山 勝 利 君  
 17 番 亀 濱 玲 子 さん  
 18 番 當 間 盛 夫 君  
 19 番 上 原 章 君  
 20 番 山 川 典 二 君  
 21 番 花 城 大 輔 君  
 22 番 又 吉 清 義 君  
 23 番 末 松 文 信 君  
 24 番 渡久地 修 君  
 25 番 玉 城 満 君  
 26 番 山 内 末 子 さん  
 27 番 仲 村 未 央 さん  
 28 番 照 屋 大 河 君  
 29 番 仲宗根 悟 君

30 番 崎 山 嗣 幸 君  
 31 番 金 城 勉 君  
 32 番 砂 川 利 勝 君  
 33 番 具志堅 透 君  
 34 番 島 袋 大 君  
 35 番 中 川 京 貴 君  
 36 番 座喜味 一 幸 君  
 37 番 嘉 陽 宗 儀 君  
 38 番 新 垣 清 涼 君  
 39 番 瑞慶覧 功 君  
 41 番 狩 俣 信 子 さん  
 42 番 比 嘉 京 子 さん  
 43 番 大 城 一 馬 君  
 45 番 糸 洲 朝 則 君  
 46 番 照 屋 守 之 君  
 47 番 仲 田 弘 毅 君  
 48 番 翁 長 政 俊 君

#### 説明のため出席した者の職、氏名

知 事 翁 長 雄 志 君  
 副 知 事 浦 崎 唯 昭 君  
 副 知 事 安慶田 光 男 君  
 知 事 公 室 長 謝 花 喜一郎 君  
 総 務 部 長 金 城 武 君  
 企 画 部 長 下 地 明 和 君  
 環 境 部 長 大 浜 浩 志 君  
 子 ども 生 活 福 祉 部 長 金 城 弘 昌 君  
 保 健 医 療 部 長 砂 川 靖 君  
 農 林 水 産 部 長 島 尻 勝 広 君  
 商 工 労 働 部 長 屋比久 盛 敏 君  
 文 化 観 光 ス ポー ツ 部 長 前 田 光 幸 君  
 土 木 建 築 部 長 宮 城 理 君

企 業 局 長 町 田 優 君  
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君  
 会 計 管 理 者 金 良 多 恵 子 さん  
 知 事 公 室 秘 書 大 城 壮 彦 君  
 総 務 部 財 政 統 括 監 池 田 克 紀 君  
 教 育 長 平 敷 昭 人 君  
 公 安 委 員 会 委 員 與 儀 弘 子 さん  
 警 察 本 部 長 池 田 克 史 君  
 労 働 委 員 会 公 益 委 員 上 江 洲 純 子 さん  
 人 事 委 員 会 委 員 長 宮 國 英 男 君  
 代 表 監 査 委 員 當 間 秀 史 君

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 知 念 正 治 君  
 次 長 平 田 善 則 君  
 議 事 課 長 勝 連 盛 博 君

課 長 補 佐 平 良 潤 君  
 主 幹 中 村 守 君  
 主 査 川 端 七 生 君

○議長（新里米吉君） ただいまより平成28年第4回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。  
 日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案28件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成27年度沖縄県歳入歳出決算書、平成27年度基金の運用状況書、平成27年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成27年度沖縄県病院事業会計決算書、平成27年度

沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成27年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成27年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成27年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成27年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、平成28年8月末現在の平成28年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情23件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長金城棟啓君は、別用務のため本日、28日、30日、10月3日及び10月4日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、30日及び10月3日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、28日及び10月4日の会議に同委員会委員天方徹君の出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、27日から30日まで、10月3日及び10月4日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会公益委員上江洲純子さん、27日から30日まで、10月3日及び10月4日の会議に同委員会事務局長大城玲子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

---

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

---

○議長（新里米吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

2番 玉 城 武 光 君 及び  
8番 金 城 泰 邦 君

を指名いたします。

---

○議長（新里米吉君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月13日までの28

日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月13日までの28日間と決定いたしました。

---

○議長（新里米吉君） 日程第3 甲第1号議案から甲第6号議案まで、乙第1号議案から乙第22号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

---

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

---

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨーチュウウガナビラ。

平成28年第4回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案6件、条例議案9件、議決議案12件、同意議案1件、認定議案23件の合計51件であります。

まず初めに、甲第1号議案から甲第6号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、総額69億8887万1000円を計上しており、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金事業に49億846万3000円、経済対策関連事業に7億3840万円、その他緊急に対応を要する事業に13億4200万8000円となっております。

これを既決予算額7542億800万円に加えた改予算額は、7611億9687万1000円となります。

甲第2号議案から甲第6号議案までの予算議案は、沖縄県下水道事業特別会計など5つの特別会計について、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第9号議案までの条例議案9件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県職員の退職管理に関する条例」は、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、職務を公正に執行し、及び公務に対する住民の信頼を確保するため再就職者による依頼等を規制し、及び任命権者への再就職に関する情報の届け出を義務づけるため条例を制定するものであります。

乙第3号議案「沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例」は、県立病院の医療体制を強化するとともに、経営改善を図る観点から病院事業局の職員の定数を改めるため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税の課税標準の特例措置を拡充するほか、納税者の利便向上を図る観点から、狩猟税の証紙徴収の手續に係る規定等を改めるため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」は、条例で定める認定要件に係る国の基準の一部改正を踏まえ、職員資格に関する基準の特例を定めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第10号議案から乙第21号議案までの議決議案は、工事請負契約や負担金の徴収など12件について議決を求めるものであります。

次に、乙第22号議案の同意議案は、土地利用審査会委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため同意を求めるものであります。

最後に、認定第1号から認定第23号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成27年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算を議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェデービル。タンディガータンディ。シカイトゥ ミーフアイユー。

○議長（新里米吉君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 宮國英男君登壇〕

○人事委員会委員長（宮國英男君） 去る8月5日付で人事委員会委員長に就任いたしました宮國英男といます。

よろしくお願いします。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の退職管理に関する条例」につきましては、地方公務員法の規定に基づき、県において退職管理の適正を確保するため、営利企業等に再就職した元職員による依頼等を規制するとともに、任命権者への再就職に関する情報の届け出を義務づけるものでありまして、適当であると考えております。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定するための学校教育法の一部改正に伴い、育児を行う職員が子を養育するために早出遅出勤務を請求することができる。当該子が就学する学校の種類に、義務教育学校を加える等のための所要の改正を行うものとなっておりますので、これも適当であると考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（新里米吉君） 日程第4 陳情第80号、第81号及び第90号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情3件のうち、陳情第80号及び第81号については米軍基地関係特別委員会に、陳情第90号については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） この際、日程第5 議員派遣の件及び日程第6 議員派遣の件を一括議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件2件は、それぞれお手元に

配付の「議員派遣の件」のとおり議員を地方議会活性化シンポジウム2016及び第16回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

---

○議長（新里米吉君） 次に、お諮りいたします。  
ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。

---



○議長（新里米吉君） この際、お諮りいたします。  
議案研究のため、明9月17日から26日までの10日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。  
よって、明9月17日から26日までの10日間休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、9月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 金 城 泰 邦

平成28年9月27日

平成28年  
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成 28 年  
第 4 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成 28 年 9 月 27 日（火曜日）午前 10 時 1 分開議

### 議 事 日 程 第 2 号

平成 28 年 9 月 27 日（火曜日）

午前 10 時開議

#### 第 1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

- 日程追加 議員提出議案第 1 号 米軍 A V 8 B ハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書  
議員提出議案第 2 号 米軍 A V 8 B ハリアー攻撃機墜落事故に関する抗議決議  
日程第 1 代表質問

#### 出 席 議 員 (48 名)

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 議 長  | 新 里 米 吉 君  | 23 番 | 末 松 文 信 君  |
| 副議長  | 赤 嶺 昇 君    | 24 番 | 渡久地 修 君    |
| 1 番  | 瀬 長 美佐雄 君  | 25 番 | 玉 城 満 君    |
| 2 番  | 玉 城 武 光 君  | 26 番 | 山 内 末 子 さん |
| 3 番  | 親 川 敬 君    | 27 番 | 仲 村 未 央 さん |
| 4 番  | 新 垣 光 栄 君  | 28 番 | 照 屋 大 河 君  |
| 5 番  | 次呂久 成 崇 君  | 29 番 | 仲宗根 悟 君    |
| 6 番  | 宮 城 一 郎 君  | 30 番 | 崎 山 嗣 幸 君  |
| 7 番  | 大 城 憲 幸 君  | 31 番 | 金 城 勉 君    |
| 8 番  | 金 城 泰 邦 君  | 32 番 | 砂 川 利 勝 君  |
| 9 番  | 西 銘 啓史郎 君  | 33 番 | 具志堅 透 君    |
| 10 番 | 新 垣 新 君    | 34 番 | 島 袋 大 君    |
| 11 番 | 座 波 一 君    | 35 番 | 中 川 京 貴 君  |
| 12 番 | 比 嘉 瑞 己 君  | 36 番 | 座喜味 一 幸 君  |
| 13 番 | 西 銘 純 恵 さん | 37 番 | 嘉 陽 宗 儀 君  |
| 14 番 | 平 良 昭 一 君  | 38 番 | 新 垣 清 涼 君  |
| 15 番 | 上 原 正 次 君  | 39 番 | 瑞慶覧 功 君    |
| 16 番 | 当 山 勝 利 君  | 41 番 | 狩 俣 信 子 さん |
| 17 番 | 亀 濱 玲 子 さん | 42 番 | 比 嘉 京 子 さん |
| 18 番 | 當 間 盛 夫 君  | 43 番 | 大 城 一 馬 君  |
| 19 番 | 上 原 章 君    | 45 番 | 糸 洲 朝 則 君  |
| 20 番 | 山 川 典 二 君  | 46 番 | 照 屋 守 之 君  |
| 21 番 | 花 城 大 輔 君  | 47 番 | 仲 田 弘 毅 君  |
| 22 番 | 又 吉 清 義 君  | 48 番 | 翁 長 政 俊 君  |

#### 説明のため出席した者の職、氏名

|       |           |           |           |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 知 事   | 翁 長 雄 志 君 | 副 知 事     | 安慶田 光 男 君 |
| 副 知 事 | 浦 崎 唯 昭 君 | 知 事 公 室 長 | 謝 花 喜一郎 君 |

|            |           |
|------------|-----------|
| 総務部長       | 金城 武 君    |
| 企画部長       | 下地 明和 君   |
| 環境部長       | 大浜 浩志 君   |
| 子ども生活福祉部長  | 金城 弘昌 君   |
| 保健医療部長     | 砂川 靖 君    |
| 農林水産部長     | 島尻 勝広 君   |
| 商工労働部長     | 屋比久 盛敏 君  |
| 文化観光スポーツ部長 | 前田 光幸 君   |
| 土木建築部長     | 宮城 理 君    |
| 企業局長       | 町田 優 君    |
| 病院事業局長     | 伊江 朝次 君   |
| 会計管理者      | 金良 多恵子 さん |

|             |          |
|-------------|----------|
| 知事公室秘書広報統括監 | 大城 壮彦 君  |
| 総務部長        | 池田 克紀 君  |
| 財政統括監       | 平敷 昭人 君  |
| 教育長         | 金城 棟啓 君  |
| 公安委員会委員長    | 池田 克史 君  |
| 警察本部長       | 大城 玲子 さん |
| 労働委員会事務局長   | 親川 達男 君  |
| 人事委員会事務局長   | 當間 秀史 君  |
| 代表監査委員      |          |

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 事務局次長 | 知念 正治 君 | 主査     | 川端 七生 君 |
| 議事課長  | 平田 善則 君 | 政務調査課長 | 宮城 弘 君  |
| 課長補佐  | 勝連 盛博 君 | 副参事    | 前田 敦 君  |
| 主幹    | 平良 潤 君  | 主幹     | 上原 毅 君  |
|       | 中村 守 君  |        |         |

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第1号「米軍A V 8 Bハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍A V 8 Bハリアー攻撃機墜落事故に関する抗議決議」の提出がありました。

次に、説明員として出席を求めた人事委員会委員長宮國英男君は、所用のため本日から30日まで、10月3日及び10月4日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長親川達男君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第1号「米軍A V 8 Bハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第2号「米軍A V 8 Bハリアー攻撃機墜落事故に関する抗議決議」を日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号を日程に追加し、一括議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 議員提出議案第1号 米軍A V 8 Bハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書及び議員提出議案第2号 米軍A V 8 Bハリアー攻撃機墜落事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の2件につきまして、9月26日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由は、米軍ＡＶ８Ｂハリアー攻撃機墜落事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍ＡＶ８Ｂハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げたいと思います。

〔米軍ＡＶ８Ｂハリアー攻撃機墜落事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で県内所在関係機関及び抗議決議の宛先で県内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより議員提出議案第１号「米軍ＡＶ８Ｂハリアー攻撃機墜落事故に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＡＶ８Ｂハリアー攻撃機墜落事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） この際、念のため申し上げます。

本日から３０日まで、１０月３日及び１０月４日の６日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君） 日程第１ 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 おはようございます。

自由民主党、沖縄・自由民主党、新しい会派になりました。

代表して質問を行います。

まず最初に、１、沖縄振興策の推進についてであります。

２０１７年度沖縄県振興予算の概算要求は３２１０億円で、前年度に比べ４．２％、１４０億円の減となりました。マイナスとなった大きな要因は、沖縄振興予算の目玉である沖縄振興一括交付金が前年度比１７％、２７５億円も減少したことが大きく、創設６年目にして大幅に減少したことは、今後に大きな懸念を残すことは言うまでもありません。一方で、県が要望した沖縄関係税制の改正要望について、特区制度や税制特例措置など９制度の継続、拡充がいずれも認められたことは、県経済の振興に大きく貢献するものと大きく信じ

ております。さらに、島尻安伊子前沖縄担当大臣の肝いりで芽出しされた沖縄の将来を担う子供たちの貧困状況に対応するための沖縄子供の貧困緊急対策事業は、1億円が増額され、トータル11億円が計上されました。

いずれにしても、県は、沖縄振興策に影響が出ないよう、那覇空港滑走路増設や沖縄科学技術大学院大学の充実に要する予算、駐留軍用地の跡地利用促進に要する予算を除き、3000億円台の確保、これを要請してまいりましたが、内容は御案内のとおり厳しい結果となっており、問題点をしっかりと検証することが必要であると考えております。

リンク論が飛び交う中で、知事はたびたび沖縄振興予算について言及し、沖縄は決して優遇されていない、また、基地は沖縄振興の最大の阻害要因と明言するなど、国批判を強めております。本県は、振興予算や基地関係収入にあらわれない、県や市町村の各種事業に適用される高率補助制度や税制等の特別措置がありますが、知事は残念ながらそのことには一切触れておりません。確かに、これらの制度は、復帰に伴う沖縄振興、復興の面から実施されてきたことは間違いありません。しかし、復帰後44年が経過した現在、いまだこのような制度が維持、延長されている背景について、いま一度考えてみる必要はないでしょうか。

そこで伺います。

#### (1)、県経済の自立について。

ア、知事は、基地は県経済の阻害要因と述べ、対比して観光の好調さを上げております。基地関連事業や収入、国の特別措置、高率補助等がなくても県経済は自立していけるのか。また、140万余県民の生活を支えていけるとお考えなのか、知事の見解を伺いたい。

イ、基地と振興策のリンク論について、リンクしないことの根拠は何か。翁長知事は、もともと基地と振興策をリンクさせて政治力を発揮してきたのではないかと、知事の見解を伺いたい。

ウ、一括交付金の不用額の多さが指摘され、2017年度沖縄振興予算の概算要求が削減されておりますが、ソフト交付金とハード交付金の執行率の推移について伺いたい。

エ、県は、沖縄関係税制の改正要望の中で、特区制度や税制特例措置など9制度の継続・拡充を求めています。これらの制度・特例措置等が認められることによりどのような効果があるのか伺いたい。

オ、本県には、振興予算や基地経済関連収入にあらわれない、県や市町村のもろもろの事業に適用される高率補助制度があります。同制度による県・市町村事

業に占める重要度をどう認識しているのか。また、他県並みにこの制度が移行された場合、県・市町村の事業執行への影響について伺いたい。

カ、大型MICE施設整備について、10月にも事業者公募を行い、2017年度の工事着工を予定しておりますが、MICE施設周辺エリアにおける宿泊施設や商業施設の立地等の進展状況、また、維持管理費について伺いたい。

キ、県は、MICE施設建設に係る用地購入について、当初予定していた一括交付金による購入を断念し、県債と一般財源を充当する方針に転換しております。一括交付金の活用は当初から疑問視されてきており、国との調整の経緯や県財政に与える影響について伺いたい。

#### (2)、沖縄振興予算について。

ア、2017年度沖縄振興予算概算要求については、先ほど申し上げましたとおり3210億円となり、前年度比で140億円、4.2%減となりました。県は、3000億円台の確保を初め6項目を要望しておりますが、達成度と減額になった事項、その要因について、特に、沖縄振興一括交付金が減額になったことについて、知事の御所見を伺いたい。

イ、一括交付金が減額されたことで、各市町村はこれまでの配分額に影響しないか危惧しておりますが、配分額は維持されるのか伺いたい。

ウ、子供の貧困緊急対策事業として、前年比1億円増の11億円が計上されておりますが、2017年度における事業展開について伺いたい。

エ、沖縄離島活性化推進事業にも10億円が計上されておりますが、厳しい自然的・社会的条件に置かれている離島市町村の先導的な事業をどのように支援・展開するのか伺いたい。

#### 2、観光振興について。

2015年度の県観光収入は、前年度より12.7%ふえて6022億1400万円となり、3年連続で過去最高を更新し、また、観光客1人当たりの県内消費額も前年比で19%ふえて7万5881円、これもまた3年連続の増加であります。その内訳を見ますと、国内客の消費額は7万4083円、空路利用の外国客は10万7302円、クルーズ船利用客は2万5973円という結果が報告されております。また、平均滞在日数は、前年とほぼ同じ3.89日、空路利用の外国客は4.77日、クルーズ船利用客は1日となっており、本県が目標とする世界的リゾート観光地ハワイには、1人当たりの消費額や滞在日数は遠く及ばず、観光立県として解決すべき課題がより大きいものがあります。特に、増加傾向にあ

るとはいえ、大幅にふえているのは海外からの観光客であり、悲願の目標1000万人を達成する上で、伸び悩んでいる国内観光客の増加が不可欠であります。その中で、本県を訪れる修学旅行については、2015年度、前年度比82校、3.2%減少し、人数は1万2105人、2.7%も減少しております。さらに、今年度も92校、6479人減少する見通しで危惧しております。一方では、大型クルーズ船寄港に向けた施設整備に加え、環境省がブランド観光地として世界にPRするモデル事業、国立公園満喫プロジェクトに慶良間諸島が選定されるなど、目に見える効果が期待されると考えております。

以上のことから、21世紀ビジョン計画に基づく世界水準の観光・リゾート地の形成を図り、世界に誇れる沖縄ブランドの確立と国内外の観光誘致に向け、県の取り組みが求められております。

そこでお聞きます。

(1)、県内の宿泊施設数は14年連続の伸びを示しています。好調に推移している観光客数は海外から大幅に増加している反面、国内観光客は微増にとどまっております。今後の観光動向によっては、宿泊単価や稼働率に影響しないか、県の見通しを伺いたい。

(2)、本県観光が好調の中、2015年度の本県への修学旅行校は前年より減少しており、その要因と今後の対策について伺いたい。

(3)、観光客増に伴う宿泊需要の高まりで、民泊が増加傾向にあります。民泊解禁に向けたルールづくりがまだまとまらない中、現状がどうなっているのか伺いたい。

(4)、環境省は、国立公園満喫プロジェクトに国内8カ所を選定し、本県の慶良間諸島も指定されました。今後ブランド観光地として世界にPRされますが、県として、自然環境への配慮・保全、そして国内外の観光客が満喫できる観光メニューの整備・バランスをどのように図り、エコツーリズムを推進していくか伺いたい。

(5)、本県は、離島県であり多くの小規模離島を抱えており、交通手段は空路と海路に限定されております。県内外からより多くの観光客が宿泊・滞在するという課題もあります。計画を効果的に実現する上で、どのように具体策を打ち出していくか伺いたい。

(6)、クルーズ船の分散化を図るため、中城湾港や本部港など、港湾施設の整備状況とさらなる寄港をふやすための取り組みについて伺いたい。

3、離島・過疎地域の振興について。

離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けるに

は、それぞれの島々における生活環境の改善、定住条件をしっかりと整備することが必要であります。そのためには、割高となっている交通・生活コストの低減を図ると同時に、離島ゆえの生活面の条件不利性となっている教育、医療、福祉等充実したユニバーサルサービスを提供していくことが最も重要であります。しかし、本県は東西1000キロ、南北400キロに及ぶ広大な海域に160もの島々が点在する我が国唯一の島嶼県であり、39の有人離島が存在しております。そのため、本県離島が抱える遠隔性、散在性等離島であるがゆえの不利性の克服は容易ではなく、いまださまざまな分野で課題が山積しております。そのことが若者流出の慢性化につながり、結果、人口減、高齢化を招き、地域活力を弱めている状況が続いているというのが現状ではないでしょうか。

県は、21世紀ビジョン離島振興で、住みよい魅力ある島づくり計画を策定し、平成25年から10年計画で本県離島地域の振興を図るとしており、それぞれの島々に合った施策を展開し得るか、県の本気度が求められております。

そこで質問を行います。

(1)、離島の人口減、高齢化の進行など、離島を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。特に、若者の流出防止をいかに図るかが最も重要であると考えておりますが、県の取り組みを伺いたい。

(2)、離島における定住要件の整備を図る上で、離島住民が住みなれた島々で安心して暮らし続けるといふ、離島住民の願いを実現するかは大切なことであります。県の取り組み状況と成果、今後の展開を伺いたい。

(3)、粟国空港での事故から1年が経過いたしました。いまだ再開に至っておりません。これまでの経緯と再開の見通しについて伺いたい。

(4)、報道によると、粟国空港事故の原因等会社側に対する村民の不信が大きく、再開についても理解が得られていないようですが、運営の赤字分を補助する県としてかかわれる範囲内で伺いたい。

(5)、伊是名・伊平屋架橋の整備について、多くの問題解決を必要としておりますが、調査検討の進捗と事業実施時期について伺いたい。

(6)、伊平屋空港については、地元には早期建設を求めている方々がいっぱいいらっしゃいますが、県の取り組み状況について伺いたい。

4、子ども・子育て支援について。

女性のさらなる社会進出や少子化に対応した社会づくりを推進する上で、子ども・子育て世代が安心して

子供を預け働ける環境づくりは不可欠であります。そのため、社会問題となっている待機児童の解消を早急に図ることが我が国における喫緊の課題となっております。国においては、2017年度末までに保育の受け皿を50万人確保し、待機児童の解消を目指すとしており、本県は黄金っ子応援プランに基づき、約1万8000人の保育量を拡大し、同じく平成29年度末までの解消を目指しております。しかし、その目標を達成するのは容易ではありません。その要因として、全国で2番目に多い3980人の待機児童数と357の認可外保育所に入所している1万7439人の数の多さは、全国の比ではありません。共働きや母子家庭が多い本県において、親の負担の大きさがうかがえます。また、保育士の確保問題もあり、財政が厳しい自治体では、保育士が集まらないという新たな地域格差が懸念されております。政府の思い切った対応が必要であることは当然ですが、県においても、一括交付金の活用など、県単独の対策も必要ではないかと考えております。

そこで伺います。

(1)、待機児童解消について、黄金っ子応援プランに基づき、約1万8000人の保育量を拡大し、平成29年度末までの解消を目指しておりますが、国は、年内にも待機児童の定義を見直す方針と聞いております。本県の潜在的な待機児童数への影響について伺いたい。

(2)、待機児童の解消を図る上で保育所の整備が急がれておりますが、保育所用地の確保が困難な地域や人口減少の地域においては、小規模保育整備が有効な方策と言われております。学校や福祉施設等公共施設の空室の利活用を考えてみてはどうでしょうか。施設整備期間の短縮や経費の軽減にもつながると考えておりますが、県の考えをお聞かせください。

(3)、保育士確保に向け全国の市町村においては、独自の処遇改善を実施しているところがふえております。本県の状況と県として一括交付金の活用を考えてはどうか伺いたい。

(4)、県は、子供の貧困問題の改善・解消に向け、教育支援等に取り組んでおります。その中で子供の家庭状況、子供の自意識などを考慮したきめ細かい支援策が必要と考えておりますが、県の取り組みをお聞かせください。

(5)、児童虐待について、2015年度の全国における相談件数は過去最高を記録し、本県においても、前年度比44%、大幅に増加しております。法的な強化やあらゆる取り組みが強化されている中で、件数は増加

しております。その要因と特徴について伺います。

(6)、国は、児童虐待防止の取り組みを強化するため、2019年度末までに児童福祉等専門職をふやす計画のようですが、本県における児童相談所の状況と将来的な必要人員について伺いたい。

5、教育・文化・スポーツの振興について。

2020年東京オリンピック・パラリンピックで空手が追加種目に決定され、沖縄県民の一人として、心から喜んでおります。我が自民党は、空手発祥の地・沖縄を世界にアピールするため、空手がオリンピック種目へ追加できるよう関係機関への要請・要望など重要事項として取り組んでまいりました。また、サッカーJ1の公式戦に対応できるスタジアム整備の必要性についても、これまで県に対し、早期整備を強く求めてきたところであります。報道によれば、実現に向け可能性が高まったようであり、大いに期待するものであります。

さて、県教育委員会は、教育目標の一つにみずから学ぶ意欲を育て、学力向上を目指すとともに、豊かな表現力と粘り強さを持つ幼児・児童生徒を育成するを掲げております。その教育目標を達成するには、教育の主人公である子供、幼児・児童生徒が教育現場の環境に親しむことが重要であり、何よりもわかる授業を構築していくことが必要であると考えております。また、文科省の中央教育審議会は、新たな学習指導要領の全体像となる審議のまとめ案も示しました。教員が一方的に教える指導方策から、児童生徒が主体的に授業に参加する考え方を全教科に導入するというものであり、これまでの学習指導要領の性格を大きく変えるものと言われております。

教育の論議がなされる中、本県の将来を担っていく児童生徒の最も重要な教育を任せられ、その子供たちの人生をも左右する教職員の選考試験で、公平性に疑問が持たれたことはまことに残念であり、今後の対応・対策を見守っていきたいと考えております。

そこで質問を行います。

(1)、新学習指導要領案が示されましたが、これまでの何を学ぶかに、どのように学ぶか、何ができるようになるかの視点が追加されるようであります。小・中・高ごとに何がどのように変わり、どのように生徒が主体的・能動的に授業に参加する学習方法が導入されるのか、学校現場の対応を伺いたい。

(2)、文科省の調査で、公立小中学校の校舎が耐震化されていない建物の割合が、本県は全国最低との報道がありました。本県には高率補助制度がありながらおこなっている理由は何か。また、強い地震で倒壊する

危険性のある建物の早急な整備について伺いたい。

(3)、県教育委員会が、昨年とことし実施した中・高の英語教員採用試験で、リスニングの全問題が特定の市販問題集2冊から引用されていたことについて、経緯と今後の対応について伺いたい。

(4)、報道によると、特定の問題集からの引用については、対策を立てていた就職予備校もあったということですが、受験者で有利、不利があったのではないか、見解を伺います。

(5)、教育長は、記者会見で公平性を欠くとまでは言えないと説明しておりますが、一部では対策を立てていた事実があれば、不公平が生じる可能性も十分あり得るとされています。選考での公平公正という立場から、教育委員会として今後の抜本的な対策を伺いたい。

(6)、2020年東京オリンピック・パラリンピックで、空手が追加種目となりました。空手発祥の地・沖縄を世界にアピールするため、事前合宿の誘致、開会式における空手演武の披露などの実演に向けた取り組みを伺いたい。

(7)、サッカーJ1公式戦対応のスタジアム整備の必要性については、これまでも県による整備促進を求めてまいりましたが、進捗状況について伺いたい。

(8)、第6回世界のウチナーンチュ大会に向け、大会の概要と参加国・人数、また、開催の効果を今後どう生かしていくか伺いたい。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨーチュウウガナビラ。

仲田弘毅議員の御質問にお答えをいたします。

1 番目の沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の、平成29年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えをいたします。

内閣府の平成29年度概算要求においては、総額3210億円の沖縄振興予算が計上されました。今年度の当初予算額を下回る水準ではありますが、厳しい財政状況の中、3000億円台が確保されたところであります。その内容につきましては、那覇空港平行滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、拠点返還地跡地利用推進交付金、沖縄子供の貧困緊急対策経費等について、所要の額が計上されたところであります。また、県土の均衡ある発展を図るための北部振興事業や鉄軌道に係る調査費が計上されるなど、基本的には本県の振興に配慮がなされたものと考えており

ます。一括交付金の減額については残念であります。が、改めて執行率の課題が指摘されたことを受けとめ、引き続き改善に努めることとしております。

平成29年度の沖縄振興予算につきましては、去る8月10日に菅官房長官、鶴保内閣府沖縄担当大臣、自民党高村副総裁並びに二階幹事長に対して要請を行い、所要額の確保を働きかけてきたところであります。また、9月14日には、二階幹事長に概算要求額の満額確保を要請したところであります。

引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にするとともに、県選出国會議員並びに県議會議員初め関係各位の協力を得ながら、概算要求の満額が措置されるよう取り組んでまいります。

次に、教育・文化・スポーツの振興についてに関する御質問の中の、東京オリンピックでの空手に関する沖縄県の取り組みについてお答えをいたします。

空手が東京オリンピックの種目に決定したことは、空手発祥の地・沖縄を世界にアピールする絶好の機会であります。沖縄県としては、事前合宿の誘致、県内開催、開会式における空手演武の披露等の実施に向けて取り組んでいるところであります。特に、沖縄県での競技開催については、官民が一丸となった取り組みを行うため、去る9月9日に東京オリンピック空手沖縄開催誘致実行委員会を設立し、9月20日に全日本空手道連盟に直接要請したところであります。また、同日、オリンピック担当大臣には、空手の沖縄開催に加え、事前合宿の誘致や開会式における空手演武の披露等についても要請したところであります。

沖縄県としましては、引き続き官民一丸となって、空手の沖縄開催に向けて、国や関係団体等に対し誘致を働きかけていくとともに、県内における機運醸成にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、第6回世界のウチナーンチュ大会の概要規模、開催の効果についてお答えをいたします。

第6回世界のウチナーンチュ大会は、ウチナーネットワークの持続的な継承・発展、沖縄独自のソフトパワーの国内外への発信などを目的として開催いたします。海外からの参加申込者数は、9月20日時点で19カ国2地域から6600名余りとなっており、前回の5317名を大幅に上回っております。今大会の特徴的な取り組みとしては、大会のプレイベントとして若者が中心となって開催される世界若者ウチナーンチュ大会、開会式における1000人の三線大演奏、ウチナーネットワークの継承などをテーマに議論が行われる県人会長・ウチナー民間大使会議等が予定されております。これらの取り組みを通して、世界中から訪れるウ

チナンチュが県民と交流し、お互いの理解を深めることで、より強いきずなが形成されることが期待されます。また、今大会では、閉会式で「世界のウチナンチュの日」制定の宣言を予定しております。今後は、その日に合わせて毎年、県内、国内、海外各地で、ウチナンチュの伝統や文化をテーマに関連行事が行われることで、ウチナーネットワークの次世代へのさらなる拡大と継承につながることを期待いたします。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、国の特別措置等と県経済の自立についてお答えいたします。

国の沖縄振興策は、沖縄の持つ特殊事情を踏まえ、特別の措置を講ずることにより沖縄の自立的発展等に寄与することを目的として実施されているものであります。3次にわたる沖縄振興開発計画では社会資本整備を中心とした格差是正を、その後の沖縄振興計画では民間主導の自立型経済の構築を基本方向の一つとして施策の展開が図られ、一定の成果を上げてきました。しかしながら、県民所得の向上や失業率の改善等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は道半ばにあります。加えて、基地負担の軽減、離島振興などの固有課題も解決が図られなければならず、高率補助等の沖縄振興策は引き続き必要であります。

なお、返還跡地の発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、復帰直後、約15%であった基地関連収入の県経済に占める割合は、近年5%程度とその比重が大幅に低下しています。

同じく沖縄振興策の推進についての中、基地と振興策のリンク論についてお答えいたします。

国は沖縄振興について、沖縄振興特別措置法に基づき、戦後我が国の施政権の外にあった歴史的事情等、沖縄の4つの特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講ずるものであると説明してきております。

県としましても、基地問題と沖縄振興は別と認識しております。

次に、沖縄振興税制の効果についてお答えいたします。

平成29年度税制改正要望において、産業高度化・事業革新促進地域制度、情報通信産業振興地域及び特別地区制度、国際物流拠点産業集積地域制度等、8つ

の沖縄振興税制について期限の延長や拡充を、また、復帰特別措置である沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について、期限の延長を要望したところであります。これまでこれら税制上の特例措置は、沖縄県における産業イノベーションや企業立地の促進、雇用の創出、観光客数の増に寄与するなど、産業の振興や県民生活の向上に貢献してきたものと認識しております。これらの特例措置の継続及び拡充が行われることは、今後の本県経済の成長を確かなものとし、さらに発展させていくものと考えております。

次に、高率補助制度についてお答えいたします。

高率補助等を含む国の沖縄振興策は、沖縄の持つ特殊事情を踏まえ、特別の措置を講ずることにより総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に実施されているものであり、引き続き必要なものであると考えております。高率補助がなくなった場合、同程度の事業量を確保するには、地方債の発行等によって対応することとなり、将来的には公債費が増加するなど財政負担が大きくなるものと考えています。特に、自主財源が乏しい財政基盤が脆弱な離島の小規模町村においては影響が大きいものと考えられます。

同じく沖縄振興策の推進についての中、沖縄離島活性化推進事業についてお答えいたします。

沖縄離島活性化推進事業は、離島市町村が実施する所得向上に向けた産業の振興に資する事業や人口増加に向けた定住条件整備に資する事業、住民等の安心・安全に資する事業などの先導的な事業を国が直接支援するため、内閣府が予算要求したものです。

一方、沖縄県においては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島における交通コストの低減や福祉・医療サービスの確保などに取り組んでおります。また、各離島市町村においても地域の実情に即した各種施策が展開されております。

県としましては、これらの事業が相乗効果を発揮し、さらなる離島地域の活性化が図られるものと期待しております。

次に、離島・過疎地域の振興についての中、離島の人口減などへの取り組み等についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

離島地域は、条件不利性に起因した課題を抱えており、若年者の慢性的な流出等により、多くの離島で人口が減少しております。一方で、離島は島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を有しております。そのため、県では、

本島住民等が島の歴史、文化、自然と触れ合い、交流を重ねることで島への理解を深め、活性化を図ることを目的に沖縄離島体験交流促進事業や離島観光・交流促進事業などを実施しているところであります。また、条件不利性を解消するため、割高な交通・生活コストの低減など定住条件の整備に取り組んでいるところ です。

県としましては、これらの取り組みにより、離島力が一層発揮され、住民が住みなれた土地で安心して暮らし続けることができるよう、離島振興を図っていき たいと考えております。

次に、同じく離島・過疎地域の振興についての 中の、栗国路線の再開についての御質問にお答えいたし ます。3の(3)と3の(4)は関連しますので一括してお 答えいたします。

昨年8月28日に起きた栗国空港での事故について は、現在、国の運輸安全委員会による事故調査が行わ れております。また、国土交通省大阪航空局による第 一航空への立入検査の結果、運航乗務員への訓練体制 の抜本的見直しなどの事業改善命令が出されております。これに対し、第一航空では、改善措置を提出し、 栗国路線の再開に向けて安全運航に必要な規程の見直しについて、大阪航空局と調整している状況であり、 県においては、同社の安全運航への取り組み状況を注 視しているところであります。

なお、栗国路線の再開時期については、再開に必要な 機長の訓練が終了した時点で明らかになると聞いて おります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 沖縄振興策の推進について の御質問の中で、ソフト交付金とハード交付金の執行 率の推移についてお答えをいたします。

一括交付金については、これまで執行率の課題が 指摘されたことを踏まえ、その改善に取り組んできた ところであります。平成27年度のソフト交付金の執行 率は77.4%で、初年度の平成24年度と比較すると 26.5ポイント改善しており、平成26年度との比較 では2.6ポイント改善しました。また、平成27年度の ハード交付金の執行率は71.5%で、初年度の平成24 年度と比較すると12ポイント改善しており、平成26 年度との比較では5.7ポイントの改善となりました。

平成29年度の概算要求において、執行率の課題が 改めて指摘されたことを受けとめ、引き続き改善に努 めてまいります。

次に、M I C E施設用地購入の国との調整経緯と県 財政への影響についてお答えをいたします。

M I C E施設用地は、中城湾港マリンタウン特別会 計において、公営企業債を活用して埋め立て、造成し た土地となっております。当該造成地においては、過 去に国庫補助を活用して、県道整備や下水道浄化セン ターの用地を購入した事例があったことから、M I C E施設の用地取得にソフト交付金を充当するものとし て当初予算に計上いたしました。しかしながら、内閣 府からは、当該用地の購入費は結果的に特別会計の公 債費に充てられるもので、交付要綱上、疑義があるとの 指摘を受けたところであります。

県としましては、当該用地は土地購入費として交付 金を充てるもので、公債費に充てるものではないこと を主張してきましたが、議論が平行線のまま年度末を 迎え、結果的に不用となることは避けたいと判断し、 交付金を他の事業に振りかえることといたしました。 県財政への影響につきましては、交付金を県債に振り かえることから、後年度の負担が生じることとなります。

次に、ソフト交付金の配分額についてお答えをいた します。

ソフト交付金の平成29年度概算要求額は、県分と 市町村分を合わせて対前年138億円減の668億円とな りました。県と市町村の配分につきましては、5対3 というこれまでの考え方を踏まえ、知事と市町村長で 構成する沖縄振興会議において決定される予定ですが、 県分、市町村分ともに一定の影響があるものと考えて おります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄振興策 の推進についての御質問の中の、大型M I C E施設に おける宿泊施設等の立地の進展状況及び維持管理費に ついてお答えいたします。

大型M I C E施設の周辺エリアには、M I C E利用 者の利便性向上や地域への経済効果を高めるため、宿 泊施設や商業施設等を適切に配置することなどが重要 であると考えております。

そのため、県では、10月をめどにマリンタウンM I C Eエリアまちづくりビジョンを策定し、地元自治 体と連携して宿泊施設や商業施設等の誘致活動に取り 組んでいくこととしております。また、維持管理費に ついては、平成25年度に策定した基本構想で、供用 開始後11年目に単年度収支が黒字化した場合、8億

7900万円となると試算しておりますが、10月の事業者公募に向けて、現在、有識者等で構成する大型MICE施設整備運営事業者選定委員会で改めて検討を行っているところであります。

次に、観光振興についての御質問の中の、観光客数の宿泊単価や稼働率への影響についてお答えいたします。

平成27年度の入域観光客数は793万6300人となり、対前年度比10.7%の増加となったものの、国内観光客数は626万6000人で、対前年度比1.3%の増加にとどまっております。平成28年度の8月までの入域観光客数は、累計で382万5700人、対前年度比13.6%増となっており、そのうち、国内観光客数は279万1800人、対前年度比5.9%増と堅調に推移しております。また、沖縄振興開発金融公庫の調査によると、平成27年度は入域観光客数の増加による宿泊施設の客室稼働率の向上が見られるとされており、好調に推移する沖縄観光の状況から、今年度も引き続き高い水準で推移していくと考えております。

宿泊価格については、各宿泊施設において、需要と供給のバランス等を考慮し、設定されるものと考えております。

次に、修学旅行校の減少要因と対策についてお答えいたします。

平成27年に修学旅行で沖縄を訪れた学校は2473校で、対前年比で82校、率にして3.2%の減となっております。減少要因としては、少子化による学校数、生徒数の減少や新幹線の新規開業等による国内他地域との競合などがあります。

このようなことから、県においては、東京、大阪における修学旅行フェアの開催に加え、沖縄に航空路線が就航している地方都市での修学旅行説明会の開催数の増加など、誘致活動を強化してまいります。また、近年、体験学習の場として人気が高く、増加傾向にある民泊のさらなる質の向上に向け、合同研修や受け入れマニュアルの整備を図るほか、新たな市場の開拓として海外からの修学旅行の誘致にも取り組んでいくこととしております。

次に、離島の観光振興の具体策についてお答えいたします。

本県の離島は豊かな自然や独特の歴史・文化を有しており、それらを活用した離島観光の振興による地域経済の活性化が期待されております。一方で、県内の離島においては、一部の離島を除いて宿泊施設の不足や空路及び海路の交通アクセスの拡充、国内外での認知度が依然として低いことなどが課題となっております。

す。

このようなことから、県では、航空会社等と連携したプロモーション活動や県外での商談会の開催による認知度の向上に努めるとともに、各種支援策等を活用した離島航空路線の拡充などに取り組んでおります。また、今年度から、外国人観光客を対象に離島地域を含む県内での広域観光周遊ルートの形成にも取り組むこととしております。

次に、クルーズ船の分散化とさらなる寄港促進についてお答えいたします。

県では、クルーズ船誘致のためにこれまで継続的に海外における展示会や商談会への出展等を行ってきたところであり、近年、那覇港や石垣港などへの寄港回数は大幅に増加しております。東アジアにおけるクルーズ市場の持続的な拡大が見込まれる中、さらなる寄港回数の増加を図るには、寄港地の分散化に取り組む必要があると考えております。

このため、県では、平良港や中城湾港新港地区、本部港などへの寄港に向けて、地元のクルーズ促進連絡協議会と連携し、受け入れ体制の整備に努めるとともに、船会社への訪問による誘致活動やキーパーソンの招聘等を実施していきたいと考えております。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、J1規格サッカー場整備の進捗状況についてお答えいたします。

県では、J1規格サッカー場の整備に向けて、平成23年度から平成24年度にかけて基礎調査等を行っております。一方、那覇市においても基礎調査等を実施するなど、J1規格サッカー場の整備に向けた検討が行われております。

そのため、県としては、サッカー場の利用効率や運営等の面から、那覇市と協力し検討を進めてまいりましたが、J1規格サッカー場を整備することが県全体のサッカー振興やスポーツコンベンションの振興等に資することなどから、県が主体となって整備することとし、今年度、基本計画策定に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、平成29年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えします。

平成29年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業は、平成28年度に実施している子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所の運営支援等について、年度当初か

ら幅広く実施することができるよう、国の概算要求でも増額の要求がなされております。

県としましては、引き続き各市町村が地域の実情を踏まえてモデル的・集中的に事業実施ができるよう、国、市町村と連携し、子供の貧困対策のさらなる充実に努めてまいります。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中の、国の待機児童の定義見直しによる待機児童数への影響についてお答えします。

待機児童の定義見直しについては、国において議論が始まったところであり、今後内容が示されるものと考えております。黄金っ子応援プランにつきましましては、保育所等への入所申し込みに至っていない潜在的な保育需要も見込んで策定された市町村事業計画に基づいていることから、見直しの結果による大きな影響は生じないものと考えております。

次に、空き教室等公共施設の保育施設への利活用についてお答えします。

保育所等の設置につきましては、施設管理者の許可を得ることで空き教室等公共施設の利活用も可能であると考えております。これらの施設の利活用に当たっては、市町村において地域の実情を踏まえ判断するものと考えております。

なお、県有施設等の利活用について、市町村等から要望があれば必要な対応をしてまいります。

次に、市町村独自の保育士処遇改善の状況と県の一括交付金の活用についてお答えします。

北谷町及び南風原町においては、保育士の確保を図るため、保育所等に勤務する職員への給与助成を実施していると聞いております。

県においては、一括交付金を活用した保育士の年休取得の支援や一般財源による正規雇用化の支援に加え、新たに保育士のベースアップに対する支援を実施することで処遇改善の取り組みを強化してまいります。

次に、子供の貧困問題の解消に向けた取り組み状況についてお答えします。

子供の貧困対策の推進に当たっては、子供とその家庭の実情を理解し、個々の子供が抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要があります。子供の貧困対策の取り組み状況としましては、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、県内31の市町村において、就学援助制度の充実や放課後児童クラブの利用者負担軽減を図る事業などを実施することとしております。また、国の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、県内28市町村に100人の子供の貧困対策支援

員の配置と県内26市町村に92カ所の子供の居場所が設置されております。

県としましては、今後とも関係機関と連携しながら、子供の貧困問題の解消に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、児童虐待増加の要因等についてお答えします。

児童虐待相談件数の増加の要因としましては、心理的虐待等に係る定義が拡大されたことや通告義務の周知が進んだことなどが考えられます。平成27年度の特徴としては、子供の前で配偶者らに暴力を振るう面前DVに係る警察からの通告が増加していることが挙げられます。

県としましては、引き続き相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、県民への広報・啓発活動等により、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応に努めてまいります。

次に、児童相談所の状況等についてお答えします。

平成28年6月に児童福祉法等が改正され、児童相談所における児童福祉司の配置標準が人口4万人に1人以上を基本とするよう見直されたほか、児童心理司、スーパーバイザーの配置等が法定化されるなど、児童相談所の体制強化が図られることになりました。本県においては、中央、コザの両児童相談所に44人の児童福祉司と13人の児童心理司の計57人が配置されており、うち11人がスーパーバイザーとなっております。児童福祉司とスーパーバイザーについては、国が定める配置標準を既に上回っている状況です。一方、児童心理司については、平成31年度までに増員していくこととしております。

県としましては、法改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の体制強化を図り、引き続き児童虐待防止対策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 観光振興についての御質問の中の、本県における民泊の状況についてお答えします。

民泊に関するルールの整備につきましては、国が設置した民泊サービスのあり方に関する検討委員会の最終報告書が去る6月に取りまとめられ、現在、国において必要な法整備に向けた作業が行われているところであります。現在の旅館業法におきましては、空き部屋、空き家等を宿泊施設として提供する民泊であっても、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業は許可を受け

る必要がございます。民泊施設は旅館業法の簡易宿所営業に含まれておりまして、簡易宿所営業の許可件数は平成27年3月時点で2227件となっております。

県では、民泊に関する現状を把握するため、宅地建物取引業協会に対し、無許可営業に係る情報提供について依頼を行うとともに、県内各地域の観光協会等の民泊受け入れ機関を対象とした調査を行ったところであり、現在、その結果の取りまとめを行っているところでございます。旅館業の許可を受けずに民泊サービスを行っている施設が確認された場合には、今後とも保健所による指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 観光振興についての質問の中の、慶良間諸島国立公園における自然環境への配慮と整備のバランスについてお答えします。

慶良間諸島国立公園は、本年7月25日、国において設置された国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、全国8カ所の先導的モデル地域の一つに選ばれました。これは慶良間諸島における地元ダイビング事業者によるサンゴ保全の取り組みと、座間味村、渡嘉敷村の両村によるエコツーリズム構想の策定がポイントとなり、選定されたものであります。

県では、同プロジェクトを推進するために、今月9日、環境省とともに地域協議会を設置し、両村、沖縄観光コンベンションビューロー等関係機関と意見交換を行ったところであります。今後、基本計画であるステップアッププログラム2020を策定することとなっており、地域協議会において地元の意見を踏まえつつ、自然環境の保全と利用のバランスのとれた計画を策定し、エコツーリズムを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 観光振興についての御質問の中の、クルーズ船の分散化に対応する港湾施設の整備状況についての御質問にお答えいたします。

中城湾港においては、現在、4万トン級のクルーズ船が寄港可能な港湾施設が整備済みであり、ことしは7回の寄港実績があります。また、本部港においては、2万トン級のクルーズ船が接岸可能なマイナス9メートル岸壁220メートルの整備を平成26年度までに行ったところであり、ことしは沖泊で1回の寄港実

績があります。クルーズ船寄港地の分散化を図るには、大型化に対応した港湾施設整備が必要であり、現在、国は、北部地域振興に資する港湾整備に関する検討会において、本部港の受け入れ対象船舶の規模等の検討を進めているところであります。

県としては、本部港に加えて、中城湾港においても、国と連携して大型化に対応した取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、伊是名・伊平屋架橋の調査検討の進捗と事業実施時期についての御質問にお答えいたします。

伊是名・伊平屋架橋については、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

県としては、伊是名・伊平屋両村からの要望等を受け、建設工事費の縮減等に向けた調査検討を進めているところであります。新規事業化については、これらの課題解決が前提であり、引き続き調査検討していききたいと考えております。

次に、伊平屋空港の建設についての御質問にお答えいたします。

伊平屋空港の整備については、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。平成23年5月の環境影響評価書に対する知事意見の中で、埋立回避の意見が出されたことから、滑走路長を800メートルとして基本設計を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところであります。

新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取りつけや需要喚起策が重要なことから、関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、新学習指導要領案についてお答えいたします。

次期学習指導要領においては、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶかの視点に沿って、学びに向かう力・人間性の涵養等、育成したい資質・能力を明確にしております。また、どのように学ぶかについては、主体的・対話的で深い学びを実現す

る学習方法としまして、アクティブ・ラーニングを提唱しており、これまで以上に授業の質的転換が求められます。

県教育委員会としましては、今後求められる資質・能力やアクティブ・ラーニングについて、学校支援訪問等を通して周知を図るとともに、校内研修や多様な研修の場を設定していきたいと考えております。

次に、公立小中学校の耐震化等についての御質問にお答えいたします。

文部科学省の公立小中学校施設の耐震改修状況調査によると、平成28年4月1日現在の耐震化率は、全国平均98.1%に対し、本県は87.5%で全国最下位となっております。これは、全国的には短期間の工期で対応可能な耐震補強を中心に取り組んでいるのに対し、沖縄県では高率補助制度を活用した老朽化施設の改築事業を中心に耐震化を進めていることから、その進捗がおくれている状況となっております。

県教育委員会としましては、市町村担当者研修会や文書等により、学校施設の耐震化を促すとともに、特に震度6強以上で倒壊する危険性の高い建物を有する自治体に対しては、直接訪問し、改築事業の前倒しや耐震補強事業の促進など、早期の耐震化を強く働きかけております。

次に、リスニング引用関係の経緯等についての御質問にお答えいたします。

8月23日、報道機関より平成28年度実施教員候補者選考試験の中高英語リスニング問題において、特定の問題集からの引用があるのではないかと問い合わせてございました。これまでも作問に当たりましては、英語教員の資質能力をはかるために、市販問題集の標準的な良問——よい問題——を活用してきたところですが、調査の結果、特定の2社からの引用が多くなっている事実を確認いたしております。

県教育委員会としましては、今後、さまざまな意見を踏まえ、問題作成のあり方について工夫・改善をしていきたいと考えております。

次に、受験者の有利、不利と今後の対策についてお答えをいたします。5の(4)と(5)は関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

沖縄県教員候補者選考試験中高英語の問題では、英語教師に英検1級、準1級程度の英語力を求めているところであり、これまで作問に当たりましては、英語教員の資質能力をはかるために市販問題集の標準的な良問を活用してきたところであり、今回引用しました問題集は、複数の一般的な問題集で広く流通しているものであり、その中から本県の英語教師

に求められる英語力をはかるにふさわしい問題として選んだところであります。結果として特定の出版社の割合が多くなっているという事実を確認いたしました。

県教育委員会としましては、公平性を欠くのではないかという御意見もあることから、10月をめどに外部の有識者を交えた委員会を立ち上げ、引用のあり方、問題作成のあり方等につきまして、さまざまな角度から検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 知事、御答弁いろいろありがとうございました。

質問の中で、余り答弁がしっかり相通ずるものがない点について、若干再質問をさせていただきます。

まず一番最初は、基地関連収入の答弁の中で、今現在基地関連収入は15%から5%に減っていると。ですから、沖縄県経済には余り影響はないんだというお話がありましたが、その15%から5%に減ってきた関連予算がどういった具体的な内容になっているか、まずその点についてお願いをしたいと思います。

高率補助がなくなれば財政負担が大きくなってくると。これは特に18の各離島の市町村長さん、大変気になっているという御意見なんですが、その財政負担が大きくなるという答弁がありました。これは沖縄県はある意味では、沖縄ビケーンの高率補助がこの44年間続いてきたわけですが、これが他県並みに充当されますと、財政に大変厳しいものがあるということでもあります。ですから、その本県の自立に必要である高率補助をしっかり国に求めていくための方策として、知事はどういったことをお考えになっているのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

それから……

○議長（新里米吉君） 時間です。

○仲田 弘毅君 MICEに関して県債、これは約57億の県債の充当になるかと思いますが、その県債を発行するということは、県民のある意味では借金につながっていく……

○議長（新里米吉君） すぐまとめてください。時間過ぎています。

○仲田 弘毅君 その借金がどの程度、今現在県はその額になっているのか、その件について。

それとあと1点……（発言する者多し） 修学旅行の……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 仲田議員、時間過ぎていますのでやめてください。

○仲田 弘毅君 減になっているということですが、リピーターとしての修学旅行、ぜひ頑張っていたきたいんですけども、それについてもよろしく願います。

○議長（新里米吉君） 仲田議員、終了してください。

休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時32分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 仲田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、基地関連収入の状況、それをどのように考えているかという点についてお答えいたします。

まず、基地関連収入、手元に持っているのが平成25年の内訳ですが、合計で2088億円、内訳としましては、米軍等への財・サービス提供が660億、そのほかに軍雇用者496億、軍用地料832億、その他で100億で合計で2088億円となっております。こういったものをカバーするといいますか、そのためには本県経済の振興、特に民間企業が十分に力を発揮できるような環境整備を図りながら競争力と持続力のある民間主導の自立型経済の構築を図ることが必要であり、重要であると考えております。

それから、高率補助の観点からの御質問についてお答えいたします。

まず、高率補助がなくなった場合の対応といいますか、それに向けての話ですが、現在、観光産業それから情報通信産業、そして第3のリーディング産業として国際物流拠点地域の展開というのを今図っているところであります。加えて、地場産業を構築し、強い経済をつくることによって、自主財源のまず確保を目指すということと、高率補助については後々補助が少なくなって県債等が発行されていけば、積み重なっていったこれが交付税に変わっていくという点もございまして、高率補助の緩和については激変緩和をするという意味で、時間をかけた高率補助の解消が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 再質問にお答えをいたし

ます。

M I C E 関連の財源振りかえとの関連で、県債の残額はどのくらいあるのかという再質問にお答えをいたします。

一般会計における平成27年度末の県債残高は、6592億円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 修学旅行の誘致の取り組み対策についてお答えいたします。

修学旅行については、平成元年で受け入れ校数が270校、修学旅行者数は約5万人でございました。それが県における、それからまた観光事業者等の連携した誘致プロモーションの結果により、平成17年度以降おおむね約45万人程度という形で推移するなど、全国的にも有数な修学旅行地としての一定程度の評価は得ているところでございます。一方で、少子化が進む中、全国においても学校数の減少、生徒数の減少がございまして、県においては平成25年度に修学旅行推進協議会を設置いたしました。旅行者、それから運輸事業者、そして体験メニューの提供事業者等々で構成しまして、本県の修学旅行における重要なメニューであります平和学習、それから民泊、そういったことなどについてそれぞれ課題がございまして、そういったところを関係者が連携して解決していこう、そういった取り組みを25年度から強化しております。

加えて、先ほども答弁をさせていただきましたが、今後はよりそういった本県における評価を高めていくための民泊であったり、それから安全・安心の確保、こういった部分に関してもっと踏み込んで、その対策を打っていくということで、関係事業者との間で引き続き検討を行っております。こういった形で本県の修学旅行については、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 代表質問、沖縄・自民党を代表しまして又吉清義、通告に従い質問をいたします。

午前中で質問内容が終わらせますので、皆さん、御協力のほどをよろしくお願いします。

まず1、普天間飛行場移設問題関係についてであります。

名護市辺野古崎沿岸埋立承認取り消しをめぐる不作為違法確認訴訟について、福岡高裁那覇支部は、翁長

知事のなした埋立承認取り消しは違法とする判決が下されました。注目すべきは、判決の内容が県の主張をことごとく退けたことであります。

翁長知事は選挙戦当時から、辺野古移設建設阻止、仲井眞知事がなした埋立承認を取り消すことを公約に掲げておりました。当選後、平成27年9月14日に前県政の埋立承認を取り消すことを表明して以降、国と全面的な対決、闘争を続けており、その闘争を支え、主張の正当性の根拠としたのが、埋立承認に法的瑕疵があるというものであります。

今回、裁判所が翁長知事の埋立承認処分を取り消しは許されないとして、違法としたことで、翁長知事は辺野古移設建設阻止の法的根拠を失ったのであります。また、判決趣旨で、代執行訴訟の和解は今回の訴訟にも和解の効力が及ぶとし、同和解は有効に成立したとしております。さすれば、最高裁の結果が出れば、今後とも和解条項に従うのが筋であります。しかしながらも翁長知事周辺では、早くも最高裁での敗北を念頭に、国に対抗する新たに知事権限の洗い出しを始めたようであり、判決の趣旨にかかわらず永遠に裁判闘争を続けていく考えのようであります。今回の裁判の結果を受け、翁長知事の行政の長としての品位に疑問を持たざるを得ないのであります。

翁長知事は、判決を受けての記者会見で、裁判所は政府の追認機関であることが明らかとなった、へんばな判断をしたことに驚きを禁じ得ないなど、およそ県知事という職責からは考えられない行政の長としての品位を欠く言葉で批判をしております。さらに翁長知事は、裁判官が法廷が一番社会的にも日本国全体、世界的にもその方向が憂慮されるようなものの中で、みずからの判断で確定した価値観を示すというのは、私からすると啞然のベストスリーに入る判断だと述べるなど、法治国家、裁判制度そのものを否定するような発言をしているのであります。みずからの主張が退けられたからといって、これほど感情的に敵意をむき出しにして相手をののしるのは、沖縄140万県民の県知事として品位が疑われると考えます。

以上を念頭に質問いたします。

(1)、去る16日、不作為違法確認訴訟判決は、県の主張をことごとく退け、県にとって厳しい判決となった。翁長知事は、前県政のなした埋立承認を取り消して以降、国内だけでなく国連機関や海外にまで政府批判を展開してきたが、今回の結果は、知事ではなく政府の主張の正当性が認められた。知事の見解を伺いたい。

(2)、翁長知事は、判決を受けて、裁判所を政府の

追認機関、へんばな判断等々、およそ行政の長として品位を欠く言葉で批判している。さらに、県民の大きい反発が出てくる等々と、反対行動をあおるような発言をしている。なぜそのような発言になるのか、法治国家をどう理解しているか伺いたい。

(3)、翁長知事は、裁判官が、法廷が、一般社会的にも、日本国全体、世界的にもその方法が憂慮されるようなものの中で、みずからの判断で確定した価値観を示すというのは、私からすると啞然のベストスリーに入る云々と述べているが、これは裁判制度そのものの否定ではないか、知事の見解を伺いたい。

(4)、翁長知事は、裁判所は国の追認機関と断じたが、そうであれば最高裁への上告は意味をなさないと考えるが、仮に負けを覚悟で上告するというのであれば、県民に対する責任放棄ではないか伺いたい。

(5)、裁判所は、翁長知事の埋立承認取り消しは許されず違法とした。これは、翁長知事が辺野古移設建設をめぐり、国に建設断念を求める根拠が崩れたことを意味する。知事の見解を伺いたい。

(6)、県は、最高裁での敗訴に備え、撤回や新たな知事権限の洗い出しを始めたようだが、和解条項で裁判の結果には従うと明言している。また、和解条項9項には、判決に従い、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応するとある。和解条項に従うべきではないか伺いたい。

(7)、普天間飛行場所属のMVオスプレイなどの訓練について、日米両政府は、県外・国外へ移転することで合意した。本県の負担軽減につながると考えるが、県の認識を伺いたい。

(8)、政府は、普天間飛行場の老朽化を理由に大幅補修を発表したが、実施されれば普天間の早期返還に影響すると思われる。普天間返還の実現を目指す翁長知事は、日米両政府とどのように交渉するか伺いたい。

(9)、知事は、沖縄の負担を全国も分担すべきというが、沖縄には同情するが基地の受け入れには反対するというのが他県の本音と思われる。知事は、地元の反対を織り込み済みで鹿児島県の馬毛島を視察した。その理由は何か伺いたい。

(10)、米軍牧港補給地区倉庫群の嘉手納弾薬庫への移転について、翁長知事は、容認の姿勢のようだが、嘉手納以南の米軍基地返還を確実に進める観点から、移設位置をめぐって対立している那覇軍港の浦添移設について、知事の明確な考えを示すべきではないか伺いたい。

(11)、在沖米軍施設総面積から、SACO合意によ

る北部訓練場等返還施設と嘉手納基地以南の返還施設の総計及びこれらが全て返還された場合、沖縄の米軍基地・施設の削減率を示していただきたい。

(12)、沖縄ワシントン事務所の駐在員の業務・身分や予算等について、知事は、さきの6月定例会で精査すると答弁したが、結果について伺いたい。

2、北部訓練場の返還問題について。

北部訓練場については、平成8年12月、沖縄における特別行動委員会の最終報告において、施設面積7513ヘクタールのうち、過半の3987ヘクタールの返還が日米合意されました。それから、20年間経過しながらいまだ返還が実現していないのは、反対者による物理的抵抗を伴った激しい抗議行動により工事の進行に支障が出ているからであります。反対者の抗議、抵抗は尋常ではなく、道に集団で寝そべったり、車の下に潜り込んだり、工事車両をとめようとして阻止したり、道路で車をゆっくり走らす牛歩戦術に出たりと、県警に逮捕される者も出ております。マスコミ報道は、県警の過剰警備を問題視する批判記事が多くなっておりますが、高江住民、農家にとっては、連日の抗議行動で日常生活にも大きな影響が出ているとして、不満、批判が出ております。抗議行動であれば何をやっても許されるはずはないのであり、地域住民、周辺農家への配慮があってしかるべきであります。

翁長知事は、県警の取り締まりを過剰警備だとして厳しく批判しておりますが、過剰な抗議行動により日常生活に支障が出ている地域住民や農家の実態から目を背けてはならないと考えます。

北部訓練場の返還は、過半とはいえ約4000ヘクタールの土地が返ってくるものであり、これが実現すれば嘉手納以南の基地返還と合わせれば、沖縄の全米軍基地施設の約22%が削減され、まさに目に見える形での負担軽減がなされるのであります。本県にとってどうしても返還を実現すべきと考えるものであります。

そこで伺います。

(1)、東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設反対派が、工事車両の通行を阻止するため、県道上での低速走行や道幅いっぱいに車両をとめてそのすき間に座り込むなどして道路を封鎖し、住民生活に多大な支障が生じていることについて、知事の見解を伺いたい。

知事、よく見てください。これが、現場の写真です。(資料を掲示) 見てください、このように道路幅いっぱいにとめるんです。残念ながら主はわからな

いみたいです。とめたら主はいなくなるみたいです。よ。知事、これが現状ですよ、しっかり見てください。これが県道で、当たり前みたいに行われているということです。

(2)、工事車両の通行を阻止するために反対派の道路封鎖のほか、けが人や逮捕者が出るなど、抗議行動がエスカレートしているが、県警の対処方針について伺いたい。

(3)、報道によると、県内マスコミの記者が取材中に強制排除されたとあるが、当時の状況と事実関係を伺いたい。

(4)、知事は、ヘリパッド工事現場での警備を過剰警備であると批判し、また、機動隊が、知事が任命権を持つ県公安委員会の要請で派遣されていることについて、大変じくじたるものがあると述べたようであるが、なぜそのような発言になるのか。また、知事が明確な姿勢を示さないことがこのような混乱につながっているのではないかと伺いたい。

(5)、ヘリパッド建設をめぐる県警の一連の警備のあり方で、知事やマスコミから過剰警備だと批判されているが、県警本部長の考えを伺いたい。

(6)、報道によれば、県公安委員会が各都府県公安委員会へ派遣要請を行う前に警察庁警備課長が関係都府県本部長へ文書を出したということだが、経緯等について、県警に伺いたい。

(7)、県警が、警察車両で民間の作業員を乗せて工事現場近くまで搬送していると批判があるが、事実関係を伺いたい。

(8)、ヘリパッド高江周辺の道路は、抗議活動で連日混乱、牛歩戦術などで道路は渋滞し、高江の農家を初め地元住民の往来に支障が生じ、生活の破壊と抗議活動への批判・苦情が出ているようだが、知事の認識と抗議活動の自制を求める考えはないかと伺いたい。

3番目、米軍関連事件・事故と日米地位協定見直しについて。

県警のまとめによれば、過去10年間の凶悪犯摘発件数で、米軍人・軍属と米軍関係者が人口1万当たりの平均で1.03となり、県人等の0.45倍の2.3倍に上がっているようであります。これまでさまざまな対策が打ち出されてきましたが、決定的な解決策にはならず、本県における基地負担の軽減を図るには、米軍人・軍属事件等の壁となっている日米地位協定の抜本的な見直しであります。県においては、全国の問題として米軍基地を抱える15都道県で構成する渉外知事会のそれぞれの知事がみずからの問題として政府に迫る不退転の覚悟が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、米軍関係者の事件・事故等について、米軍の外出・飲酒制限措置が緩和されると事件・事故がふえているようだが、政府が再発防止策として始めた沖縄地域安全パトロール隊について、現状と効果について県の見解を伺いたい。

(2)、三連協が求めている嘉手納基地に関する使用協定の締結について、県の取り組みと政府の対応を伺いたい。

(3)、県は、政府に対し求めている日米地位協定の改定11項目の見直しを進めているようだが、その内容と実現に向けた取り組みをどのように進めるか伺いたい。

(4)は取り下げます。

(5)も取り下げます。

(6)、米軍の海上での訓練場であるホテル・ホテル訓練海域の一部が解除されているが、操業可能な区域が狭過ぎるとして拡大を求めているが、県の対応を伺いたい。

4番目、農林水産業の振興について。

農林水産省の2016年2月1日現在の農業構造活動実態調査によれば、我が国の農業就業人口は192万2200人で、前年比で8.35%減少したということがあります。本県においても、昭和60年の5万7670人が、平成7年には4万363人に、平成22年には2万2575人にまで減少し、本県においても農業就業人口は4割に減少しております。そのうち就業年齢は、昭和60年時は65歳以上が24.7%、15歳から64歳以下までが75.3%であったが、平成22年には実に65歳以上が54.6%を占め、壮年や若い就業者の減少が際立っており、就業人口の増加、若者の就業をいかに伸ばすかが課題であります。

そこで伺います。

(1)、農水省の調査で、2016年2月現在の農業就業人口は200万人を割り込み、1990年時の約4割程度まで減少したとしている。高齢者の離農や若者の就農の伸び悩みが背景にあるようだが、本県における状況はどうか。年齢別の就農人口の推移と若者の就業への取り組みの成果はどうか伺いたい。

(2)、(3)は取り下げます。

(4)、台風16号により、与那国島等離島において甚大な被害が生じた。被害の状況と支援対策について伺いたい。

(5)、日台漁業協定により、八重山漁協の漁業者の操業に大きな影響が出ているが、基金の活用を含め改善策について、県の取り組みを伺いたい。

(6)、中国艦船の尖閣諸島周辺接続水域への侵入や挑発行為に対し、県は、取り締まりの強化について、抜本的な措置をとるよう政府に要請するとしているが、政府の対応等現在の状況について伺いたい。

(7)、本県水産業は、魚価の低迷や漁業経費の高騰などで厳しい状況にあり、安定的漁業環境を図る上で、水産物の生産・加工の整備や流通体制の強化・拡充等が必要である。水産業の基盤整備を図り、離島県に適合した水産業の振興についての取り組みを伺いたい。

(8)、取り下げます。

5番目、陸上交通網の整備について。

本県の鉄軌道の導入について、鉄軌道の骨格軸となるルート7案が出そろったことで、2020年の着工に向け動き出しました。しかし、今後採用する交通システムの検討、利用者の需要予測、費用対効果さらに採算性の検討など課題が山積しており、事業方式として公設民営の上下分離方式か民設民営の上下一体方式のいずれになるか、またインフラ部分の国負担が採算ベースの条件とも言われ、国との調整が急がれております。鉄軌道のない本県において、高速走行、大量輸送、定時定速で安心・安全な運行ができる鉄軌道の導入は、県民の安心・安全な暮らしを守る上で必要であります。

そこで伺います。

(1)、鉄軌道導入について。

ア、鉄軌道の名護市と那覇市を結ぶ骨格軸のルート4案に新たに3案を加えた7案が公表されたが、追加された3案のルートの概要について伺いたい。

イ、県は、フィーダー交通ネットワークのあり方について、関係市町村において交通計画やまちづくりの観点から検討されるべきとしているが、年内にもルートの確定を目指す計画との関連を含め、関係市町村の対応について伺いたい。

ウ、名護以北や那覇以南へのルート延長案について、県民の利便性や採算性等さまざまな観点からルート案の比較検討を行うステップ4で検討するとしているが、事実上間に合わないのではないかと伺いたい。

エ、鉄軌道を導入することにより、本県の公共交通網がどう変わり、県民の鉄軌道を含めた交通利用率はどう変わるか、将来における公共交通網のあり方を示す必要があると考えるが、県の考えを伺いたい。

オ、鉄軌道の導入を県経済の振興にどう連動させるか、地域への波及効果をどう図るかなど、経済振興の観点からの検討も必要と考えるが、検討委員会における検討状況を伺いたい。

(2)、都市モノレールの管理体制について。

ア、都市モノレールで、駅舎と屋外の舗道を結ぶエレベーターやエスカレーターが故障し使用中止が長期化した問題で、高齢者や車椅子利用者などの交通弱者、観光客への対応等で問題意識は持てなかったのか、管理者としての県の認識を伺いたい。

イとウはカットします。

エに移ります。県は、モノレールの維持管理等に対応する担当課があり、専門技術者やノウハウを有した職員の配置は当然と考えるが、現状はどうか伺いたい。

オ、今回の問題を受け、モノレール社が施設を一元管理する方向となったようだが、施設の故障等修理に要する予算の支出や確保が問題になる。今回のような問題が起らない管理体制の確立が必要であるが、県の考えを伺いたい。

以上、また御答弁により再質問させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） ただいまの又吉清義君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時22分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前の又吉清義君の質問に対する答弁を願います。  
翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 又吉清義議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、普天間飛行場移設問題についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に関する見解と法治国家への理解及び裁判制度についてお答えをいたします。1の(1)から(3)までは関連しますので一括して答弁をいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方向的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱し

た関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。私は、このような判断に驚きを禁じ得ず、政府の追認機関あるいはへんばな判断と述べたものであります。地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方にも困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 又吉清義議員の普天間飛行場移設問題についての質問の中で、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。平成27年4月に開かれた移設協議会において、浦添市から説明のあった浦添埠頭コースタルリゾート地区開発計画の見直しについては、現在、関係機関の担当者間で事務レベルの調整がなされているところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めていくことが現実的だと考えております。

次に、米軍関連事件・事故と日米地位協定見直しについての御質問の中で、沖縄・地域安全パトロール隊の現状と効果についてお答えいたします。

沖縄総合事務局によると、現在は、沖縄総合事務局及び沖縄防衛局で各20台、その他の国の出先機関で約10台の合計50台体制で、19時から22時までの時間帯に、名護市以南においてパトロールを実施しており、沖縄県内の繁華街等を巡回することで、犯罪抑止の効果が期待できるものと考えているとのことでした。4月に発生した事件を契機として、国民の生命と財産を守ることが重要な責務である政府が、沖縄県における犯罪抑止に向けてパトロール等を行うことは、一歩前進だと考えております。

私は、先週開催された沖縄における犯罪抑止対策推進協議会において、パトロールの実施に当たっては、深夜から明け方にかけて発生することが多い米軍人・軍属等による事件・事故に対応するため、パトロール

の時間帯を変更すること等、地域の実情も踏まえた対応をすることを要請いたしました。また、その予算については、沖縄振興予算とは別枠で確保することを検討すること、防犯灯の設置等については市町村の負担となることがないこと、及び県警の増員については早目に手続に着手するよう、沖縄の実態に合わせた実効性のある対応をすることを要望いたしました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 普天間飛行場移設問題についての御質問の中の、最高裁判所への上告についてお答えいたします。

今回の不作為の違法確認訴訟に係る福岡高等裁判所那覇支部の判断は、余りにも国に偏ったものであり、判決に不服があることから、最高裁判所に上告したものであります。

県としましては、今後も引き続き県の主張が認められるよう、力の限りを尽くして訴えてまいります。

次に、承認取り消しが違法とされた判断への見解についてお答えいたします。

今回の福岡高等裁判所那覇支部の判決は、沖縄県知事が国土交通大臣の行った是正の指示に基づき、公有水面埋立承認の取り消しを取り消さないことは違法であることを確認するとの判決であります。県は、去る9月23日、最高裁判所に上告及び上告受理の申し立てを行ったところであり、最高裁判所において言い渡しかなされるまで判決は確定するものではありません。

県としては、埋立承認取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に沖縄県の考えを引き続き訴えてまいります。

次に、和解条項に従うことについてお答えいたします。

県としましては、和解条項の効力が失われているとは考えておりません。しかしながら、和解条項9項は「是正の指示の取消訴訟判決確定後は、直ちに、同判決に従い」とされておりますが、今回の訴訟は不作為の違法確認訴訟であり、和解条項に定めのないものであることから、和解条項が適用される状況ではないものと考えております。

次に、訓練移転に対する県の認識についてお答えいたします。

県は、普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減について強く求めてきたところであり、訓練移転に

係る日米合同委員会合意及び同合意に基づき、9月12日から10月5日まで、オスプレイ16機程度をグアム、テナンハー一時訓練移転するとの発表については、一定の評価をしております。訓練移転の具体的な内容は今後日米間で調整し、発表することになっており、県としては、目に見える形での基地負担軽減になるのか、引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、普天間飛行場の補修工事についてお答えいたします。

去る8月19日に防衛省から発表があった補修事業について、沖縄防衛局に確認したところ、今後実施する調査結果を踏まえ、補修する範囲や規模、補修の内容を検討するとのことでした。その後、8月31日の普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府から同補修事業は、普天間飛行場の固定化につながるものではないとの説明がありました。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、馬毛島視察の理由についてお答えいたします。

県は、去る5月12日に、おおさか維新の会から普天間飛行場の訓練移転の提案を受けました。公の党からの提案であり、知事として現地を確認する必要があると考え、視察することにしたものであります。

県としましては、今後、普天間飛行場の危険性除去及び県外移設の議論が国内外で深まり、普天間飛行場の閉鎖・撤去、県外移設の動きが具体化することを期待しております。

次に、在沖米軍施設に係る返還予定施設面積とその削減率についてお答えいたします。

平成28年3月末時点の在沖米軍専用施設面積は約2万2619ヘクタールであります。このうち、辺野古のキャンプ・シュワブ埋め立て部分を除く、S A C O最終報告及び統合計画で返還が合意されている施設面積は約4985ヘクタールであり、当該施設が返還された場合の削減率は約22%となります。しかしながら、全国の専用施設面積に占める本県の比率は約74.48%から約69.52%と、約4.96%の減少となるにすぎません。

次に、ワシントン駐在員についての御質問にお答えいたします。

米国の専門弁護士に確認したところ、ワシントン駐在員は、沖縄県に雇用され、沖縄県のみから給与支払

いを受け、米国内において、沖縄県の業務のみに従事していることから、非移民者に適用される米国の雇用規則に違反していないとの見解を得ております。また、ワシントン事務所は、平成27年12月、F A R A（外国代理人登録法）に基づき登録しており、駐在員は米国外の政府の代理として、連邦議会議員や補佐官との面談等を支障なく行うことができるとしております。ワシントン駐在の活動に伴う予算については、駐在員の旅費、駐在員の設置及び活動支援、並びに米国政策調査に要する経費を計上しており、条例、規則等へのとおり適正に執行しているところです。

引き続き、ワシントン駐在を活用し、基地問題を初めとする沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、北部訓練場の返還問題についての御質問の中の、抗議活動による住民生活への影響と自制を求めることについての御質問にお答えいたします。2の(1)と2の(8)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリ着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。

次に、ヘリ着陸帯移設に係る機動隊の警備に対する知事発言と知事の姿勢についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はS A C O合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。ヘリ着陸帯移設工事に当たっては、参議院議員選挙直後で基地全般についての圧倒的な県民の意思が示された直後に、工事に用いる資機材等の搬入、県外から機動隊約500名の増援の上、十分な説明もないまま、強行に工事を推し進めようとする政府の姿勢について、県は到底容認できるものではないことに言及したものです。

次に、米軍関連事件・事故と日米地位協定見直しについての御質問の中の、嘉手納基地使用協定についての県の取り組みと政府の対応についてお答えいたします。

米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地の周辺地域の住民や自治体の理解と協力

を得ることが不可欠であります。県は、日米地位協定の見直しの中で、日米合同委員会による個々の施設及び区域に関する協定の締結等に際し、関係自治体の意向を尊重する旨規定するよう求めているところであります。政府においては、地元の要望を受けて、日米間で協議し、適切に対応すべきであると考えております。

次に、日米地位協定の見直し要請についてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。これまで、県では、地位協定の見直しに向けて、庁内での勉強会、軍転協や渉外知事会等と連携した活動を行ってきました。県としましては、平成12年の要請から15年が経過していることから、現在、要請の内容について、改めて整理、検討を行っているところです。これらを踏まえ、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中の、台風16号の被害の状況と支援対策についてお答えいたします。

台風16号の被害状況につきましては、人的被害はありませんが、住家被害が一部損壊66棟生じたほか、電柱倒壊1本、通信ケーブル断線5本、学校施設の体育館ドア破損等が報告されております。被害額については、農林水産業関連被害額が9月21日時点で約3500万円と報告されております。

県としましては、全庁的に地域防災計画等に基づき、迅速な災害復旧対策に取り組んでいるところであります。

次に、尖閣諸島をめぐる政府の対応等についてお答えいたします。

中国公船等による尖閣諸島周辺での一連の行動については、政府において、外交ルートを通じて中国政府に対して直ちに厳重に抗議し、即時の撤去、退去及び再発防止を強く求めるなど、対応していると認識しております。沖縄県としては、7月21日に行われた第3回政府・沖縄県協議会において、尖閣諸島周辺における十分な安全確保が図られるように内閣官房長官を初め、各担当大臣に要請したところであります。8月18日には、尖閣諸島をめぐる問題について、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局及び第11管区海上保安本部と意見交換を行ったところです。また、9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不

安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺における安全確保について要請しました。

沖縄県としましては、今後とも正確な情報の収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 北部訓練場の返還問題についての御質問の中で、県警察の警備方針についてお答えいたします。

県警察では、警察法第2条に規定する個人の生命、身体、財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、抗議参加者の安全確保、主に工事車両との接触などによる事故の防止でございますが、安全確保、抗議参加者と工事関係者とのトラブル防止、県道上の一般交通含む安全の確保などの観点から、現場における混乱及び交通の危険の防止などのために必要な警備活動を行っております。

また、抗議行動の過程で違法行為に発展する場合には、各種法令に基づき、警告、制止、検挙等所要の措置を講じていくこととしております。

抗議行動につきましては、それが公共の安全と秩序を侵害しない限り、県警察が関与するものではございません。

しかし、北部訓練場周辺においては、連日、工事関係車両の入域時を中心に、抗議参加者による、例えば、県道70号線上における低速走行、70号線上に道幅いっぱい車両を放置した上で、その車両の間に座り込んだり、寝転んだりして道路を占拠し、車両の通行を妨害する行為、車両の前の飛び出し行為や立ち塞がり行為、寝そべり行為、車両の下への潜り込み行為、工事車両の荷台への飛び移り行為といった危険かつ違法な抗議行動が行われていることから、これらの行動を行っている方に対し、再三の警告を行った上で、違法状態を解消し現場における混乱及び交通の危険を防止するなどのため、安全に最大限配慮した上で必要最小限度の範囲において、安全な場所に移動させるなどの措置を講じております。

また、その際には、抗議参加者1名に対して複数の警察官で移動させるなど、慎重な対応を行っているところであります。

次に、県内のマスコミの記者を移動させたことについてお答えいたします。

御質問の件につきましては、本年8月20日に行わ

れたものと承知しております。この日は、午前9時ごろからヘリパッド移設工事への抗議参加者およそ50名が工事用車両による資機材搬入を妨害するため、東村高江にある高江橋の道路中央に車両を三、四台放置し、そのすき間に座り込んで県道70号線を封鎖しておりました。県警察では、現場における混乱及び交通の危険の防止などのため、高江橋付近に警察のバスを使用して安全な区域を確保し、警告を行った上で、午前10時12分からその区域に抗議参加者を移動させ、10時42分に道路の通行を回復させました。これは、現場における混乱及び交通の危険の防止などのため、関係法令にのっとり、安全に最大限配慮した上で必要最小限の範囲で安全な場所に移動させたものでございます。

さらに、具体的に説明をいたしますと、1人の記者につきましては、現場が入り乱れている中で、抗議参加者とともに車道の中央におり、記者の腕章もしておらず、一見して抗議参加者と見分けのつかない状況だったこともあり、抗議参加者であるとの認識で移動をさせております。その際、その記者は、写真を撮らせてくださいと述べて移動を拒んでいたようですが、記者だと名乗ることもなかったほか、その記者は記者腕章を腕にせず、胸の前にあるカメラにぶら下げているため、混乱した現場では、警察官が視認することは困難な状況にあったものと承知しております。もう一人の記者につきましても、記者腕章をしておらず、かつ現場では、新聞社やテレビ局の記者以外にも、プレス（PRESS）と書いた腕章をつけて撮影している者が多数いる中で、明確な識別がなければ記者と認識することは困難な状況であったものと承知しております。

つまり、当日の状況からいたしまして、特定の者を狙い撃ちして行動を制限しているものではなく、また、取材中の記者と認識した上でこれを規制することでもございません。

県警察では、報道各社に対し、現地で取材する際は危険防止等のため、警察官の誘導に従うことと、記者の腕章を視認、識別できるよう腕への装着を徹底することにつきまして申し入れを行ったところであります。

次に、過剰警備との批判があることについてお答えいたします。

今回の警備につきましては、北部訓練場ヘリパッド移設工事への抗議行動の経緯や状況等を踏まえつつ、危険かつ違法な抗議行動が展開されていること、国頭村の採石場から北部訓練場までおよそ40キロの行程

であることから、安全に最大限配慮した対応を行うため、また、住民生活に支障を及ぼさないようにするためには、相当数の人員が必要であることなどから、警視庁など6都府県から特別派遣を受けて、所要の警備体制により法令にのっとり、安全に最大限配慮した形で適切な措置を講じているところであります。したがって、過剰警備との御指摘は当たらないものと認識しております。

次に、公安委員会が援助の要求を行った経緯についてお答えいたします。

御質問の件につきましては、本年7月12日に沖縄県公安委員会から関係都府県公安委員会に援助要求がなされる前の日の7月11日に、警察庁から関係都府県宛てに特別派遣に関する文書が発出されたことだと承知しているところであります。

警察法60条第2項に、「都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときはあらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。」とされているところを警察庁は、沖縄県公安委員会からの連絡に基づき、必要な調整を行ったものと承知しております。

次に、警察車両で民間作業員を搬送したことについてお答えいたします。

御質問の件につきましては、本年の9月2日と5日にヘリパッド移設工事の民間作業員を警察車両により搬送したことであると承知しているところであります。

9月2日につきましては、午前9時半ごろ、北部訓練場のN1地区の出入り口から北向けおよそ3キロの地点において、70号線を国頭村側から進行してきた作業員車両及び警察車両に対し、抗議参加者が両側車線に車両十数台を道路いっぱいに放置し、そのすき間に抗議参加者およそ20名が座り込むなど危険かつ違法な抗議活動が行われ、現場警察官による再三の警告にも従わない状況にありました。そのような状況がおよそ2時間にわたり続いていたところ、作業員が同所からN1地区出入り口まで徒歩で移動することも検討いたしました。作業員が実際に歩き出しまして、抗議参加者の脇を徒歩で通過した際にも抗議参加者による立ち塞がりや罵声などの激しい妨害行為の状況があり、かつN1地区出入り口までおよそ3キロメートルあったことから、交通事故に加え、事件やトラブルなども発生しかねない危険な状況にありました。そのため、警察法2条の警察の責務に照らし、現場における安全確保と事件やトラブルなどの防止のため、午前

11時45分ごろやむを得ず、警察車両に民間作業員20名を乗車させ搬送したものであります。

9月5日につきましても同様の状況でございますが、8時40分ごろから国頭村安波の県道2号線において抗議参加者が作業員の車両と警察車両の前方で低速走行の妨害行為をおよそ3時間にわたり行った上で、9月2日と同様にN1地区の北およそ3キロメートルの地点で車両およそ10台を道幅いっぱいに放置し、そこに抗議参加者十数名が座り込むなどの状況が行われておりました。同様に作業員が歩き出したわけですが、抗議参加者の脇を徒歩で通過した際にも、抗議参加者による立ち塞がりや罵声などの激しい妨害行為の状況があったことから、現場における安全確保と事件やトラブルなどの防止のため、午前11時48分ごろ民間作業員13名を搬送したものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 米軍関連事件・事故と日米地位協定見直しについての御質問の中の、ホテル・ホテル訓練区域の操業区域拡大に対する県の対応についてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除は、平成26年7月に実施されております。一部解除の実施以降、対象区域において操業が確認された本県漁船は、ことし5月から6月の間に漁獲した6隻にとどまっております。漁場利用が停滞している主な理由として、1、解除された区域がマグロはえ縄漁業を操業するには十分な面積でないこと、2、浮き魚礁漁業やソデイカ旗流し漁業が認められていないことなどが挙げられます。国においては、県内漁業関係者の意向を踏まえ、解除区域の拡大、対象漁業の拡充など制限条件の緩和に向け、米軍側と協議を行っていると考えております。

県としましては、引き続き国に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充について、漁業関係団体とも連携し、求めてまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中の、年齢別農業就業人口の推移及び担い手育成の取り組みと成果についてお答えいたします。

本県における農業就業人口は平成2年の5万191人から平成27年には1万9916人となっており、全国と同様に約4割程度まで減少しております。このうち65歳以上の高齢農家の割合は平成2年の31%から平成27年には54%となっております。このような状況

を踏まえ、県では年間300人の新規就農者育成を目標に、平成24年度より一括交付金などを活用した沖縄県新規就農一貫支援事業及び青年就農給付金事業による給付金の給付などを実施しております。その結果、平成24年以降、毎年300人以上の新規就農があり、平成27年の実績では新規就農者349人、そのうち237人が45歳未満の青年農業者となっております。

県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、担い手育成確保に取り組んでまいります。

次に、沖縄漁業基金の活用と改善についてお答えいたします。

平成25年4月に合意した日台漁業取り決めの影響を受ける本県の漁業者の経営安定を図ることなどを目的として、公益財団法人沖縄県漁業振興基金により、沖縄漁業基金事業を実施しております。

県としましては、当該事業を効果的に実施するために当該公益法人に設置された沖縄漁業基金事業検討委員会の委員として参加し、八重山地域などの漁業者からの要望を踏まえ、改善策などの検討を行っております。当該検討委員会の結果を受けて、去る8月に漁業関係団体とともに、同基金の対象事業の拡充強化、制度の運用改善及び平成29年度以降の予算措置を国に対し要請しております。国からは、漁業者の感じている不安にきちんと対応できるようにしたいとの回答を得ております。

県としましては、引き続き国に対し、漁業者が求めている内容について見直しを求めてまいります。

次に、離島県に適合した水産業振興の取り組みについてお答えいたします。

県では、21世紀ビジョン基本計画に基づき、亜熱帯特性等を生かした特色ある水産業の振興を図るため、島嶼性の地域特性に適合した生産基盤の整備を推進しているところであります。具体的には、産地水産業強化支援事業による漁業協同組合や市町村が事業実施主体となる水産物加工処理施設や海業支援施設等の整備を支援しております。また、水産物の流通体制を強化するため、県内水産物の流通拠点として、糸満漁港における高度衛生管理型荷さばき施設の整備に向け、取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも水産業の振興に向けた基盤整備を積極的に推進してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 陸上交通網の整備についての御質問の中の、鉄軌道の追加3ルート案の概要に

についてお答えいたします。

県では、構想段階における鉄軌道の計画案づくりのステップ3として、平成28年5月から6月にかけて4つのルート案等について、県民へ情報提供し、意見を求めるP Iを実施したところです。県民からはルート案に関する多くの意見が寄せられ、これらを専門家で構成する委員会でも検討した結果、新たに3つのルート案を追加し、合計7つのルート案を設定したところであります。新たに追加したルート案は、当初のルート案の一部を変更した、北部の西海岸の宿泊施設をより多く経由して東海岸に横断するルートと、人口や交通量等が多い北谷町と沖縄市をつなぎ、うるま市を通して恩納村を経由するルートと、同じく、北谷町と沖縄市を通して金武・宜野座を経由するルートの3ルート案となっております。

次に、同じく陸上交通網の整備についての中の、フィーダー交通ネットワークのあり方及び公共交通利用率についてお答えいたします。5の(1)のイと5の(1)のエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

多くの県民が利用できる利便性の高い公共交通ネットワークをつくるには、骨格軸だけでなく、骨格軸と地域を結ぶフィーダー交通もあわせて検討する必要があります。フィーダー交通の具体的な検討は、構想段階の次の計画段階以降に検討される駅位置等を踏まえ行われることになっており、交通システム等についても各地域における課題や、まちづくりの計画等を踏まえ検討されるものと考えております。なお、鉄軌道導入による公共交通の利用者数及び公共交通への利用転換量については、現在実施している構想段階のステップ4において示していくこととしております。

次に、ルート案の延伸についてお答えいたします。

構想段階のステップ4では、複数のルート案について、評価項目に基づき客観的に比較評価を行うこととしておりますが、あわせて、名護以北や那覇以南へのルート延伸についても、フィーダー交通の需要等を踏まえ可否の判断をしていくこととしております。

次に、鉄軌道導入による経済振興の検討状況についてお答えいたします。

鉄軌道は、経済振興等含め沖縄の将来像である沖縄21世紀ビジョンの実現を図る上で、必要な社会基盤であると考えております。そのため、県では、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、交通渋滞の緩和、世界水準の観光・リゾート地の形成、駐留軍用地跡地の活性化等を図ることを目的に、鉄軌道の導入に向けて取り組んでいるところであります。

す。今後は、これら事業の目的等を踏まえ、設定した評価項目に基づき客観的評価を行っていくこととしており、南北間の交流人口の増加、県民の外出機会の増加、まちづくりへの寄与、道路混雑緩和や移動に係る所要時間短縮等による社会的便益など経済振興にかかわりの深い項目についても評価を行うことにしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 陸上交通網の整備についての御質問の中の、昇降機故障に関する道路管理者としての認識についての御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの自由通路における昇降機の使用停止が長期化したことについては、道路管理者として緊急性の認識が不足し、高齢者や車椅子利用者、観光客など利用者への配慮が欠けていたと考えております。

利用者の皆様に多大な御不便、御迷惑をおかけしたことについては、この場をおかりして改めておわびいたします。

次に、モノレール維持管理の職員配置についての御質問にお答えいたします。

モノレールの維持管理業務の発注等は、都市計画・モノレール課、都市モノレール室が担当しております。自由通路の日常管理については、専門的な知識と技術力を有するモノレール株式会社に委託してきたところであります。今回の故障停止を受けて、昇降機管理についても、日常的に迅速な対応が可能なモノレール株式会社に管理委託する方向で調整を進めているところであります。

次に、モノレール管理体制に関する県の考えについての御質問にお答えいたします。

今後、昇降機の使用停止が長期に至らないよう、県としては、モノレール株式会社による維持修繕の裁量を拡大して一元化し、迅速に対応できる管理体制を構築したいと考えております。維持修繕費用については、モノレール株式会社の提案に基づいて、必要な予算の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 御答弁大変ありがとうございます。

これからまた、再質問に入らせていただきます。

普天間飛行場の移設問題に関しましては、(1)から

(3)、知事から御説明ありましたが、なかなかかみ合わないものであり、やはり普天間飛行場の移設返還問題、原点は何であったか、もう一度原点を私たちはしっかりと考え直すべきことだと思います。その点については、知事から十分原点の説明がない点は非常に残念でなりません。

では、再質問に入ります。

まず、1の(4)です。裁判は、また上告するということなのですが、これまで裁判費用に拠出した費用は幾らか、またその財源は全て県民の税金で賄われるのか。

(5)、翁長知事は国に建設断念を求める根拠が崩れたことにより、国は県に対してこれまでの損害賠償を求めることも可能と思われるが、その費用は全て県民の税金で充てるのか。

(9)番目、馬毛島視察後の政府との会談で、移設問題の会談は一切政府とはなかったと私は思うが、要請をしたのかしなかったのか。であれば、何をどのように交渉したかお伺いいたします。

(10)番目、那覇港湾の関連についてであります。もう少し再確認をしたいと思います。翁長知事は、那覇市長就任中の2013年、浦添市長選挙前の1月12日、浦添の移設とは切り離して、那覇軍港の先行返還の表明を琉球新報に発表するが、その後また、SAC O合意どおり取り組んで進めていくと。都合のいいように、私からすればころころ変わっているようにしか思えません。再度最終確認をいたします。那覇港湾、そして那覇軍港におきまして、SAC O合意どおり那覇軍港は進めていくということで理解してよろしいかどうかを再確認いたします。

次、2番目、北部訓練場の返還問題についてであります。

(2)の反対抗議活動者のこれまでの逮捕者は、県内、県外、国外の内訳はどのようなになっているか、その説明がありませんでした。逮捕者がもう5名出たと思いますが、その内訳はどのようなになっているか、御説明を詳しくお願いいたします。

2の(5)です。県道70号線の封鎖の状況、高江に行くまで道路沿いの車、人の飛び出し等、非常に危険な状態であるということで、これも先ほど見せました。(資料を掲示) このように封鎖されております。本当にこれが県道70号線で起きている現象でございます。

その中で、改めてこの県道70号線はどのような地域であるかを県警にお伺いいたしますが、まずオスプレイが県内に配備されてから4年余りの間一度の人身

事故もないが、高江周辺を通る県道70号線沿いの東村から国頭村のここ四、五カ年で起こった死亡事故、重傷事故など今まで何件の交通事故が発生したかということをご説明してもらいたいと思います。

(8)、今高江地域の住民の生活環境と安全が脅かされ、3年に1度の豊年祭行事も中止、そして農家も車のフロントに高江生産組合のマグネット、80センチ掛ける15センチの表示をしなければ、抗議活動者に公道も通してもらえない、畑にも行けないほど、ここ2カ月の間に異常事態に変化しつつあるが、その一つ一つを知事は確認しているのか、また県警も確認をしているかということです。(資料を掲示) 現に、皆さんこれが公道です。知事、公道をわけのわからない方々が一般車両を平気でとめます。そしてUターンして行きなさいと言います。もう本当に、警察官よりもすごいです。そして、こればかりではございません。このようにとめた車の中の写真を、このように人の車をのぞき込んで写真も撮ります、しっかり。ですから、こういう中で、何が起きているかという、今高江地域で、新聞記事にもありました新報にも。車をとめられ、激怒ということで、そしてこの新聞記事も随分間違えております。ここに、間違えた本人のコメントも載っております。しかし、残念なことにこのコメントも新聞記事は一切無視です。取り合ってもらえません。

私は、何を言いたいかというと、このように公道で、わけのわからない人が県道70号線どころかそれ以外にも平気で車をとめる。高江区民に迷惑をかけている。そして、なおかつ高江区民、行事もできない。これが現状です。そして、そればかりではありません。きょうの新聞見ましたら、防衛局の職員、これも倒されて救急車で搬送されております。残念けれども、沖縄の新聞には載っておりません。県外の新聞には載っております。高江地域がこのように非常に異常事態にあるということを、まず一つ一つ御存じであるかどうかを再度確認いたします。

次に、農林水産振興についての(6)なのですが、ハリアー機の国頭東沖墜落事故において、副知事は、23日に抗議行動を行ったとのことですが、25日に中国空軍は大型爆撃機を、そして戦闘機等宮古海域を飛来し、軍事力を見せつけ、宮古島地域・離島が恐怖と危機にさらされていた現状に安慶田副知事は、ハリアー機同様抗議をしたかどうかです。それをお伺いいたします。

以上、また皆様方の答弁を聞いて、再々質問をさせていただきます。確認をいたします。

○議長(新里米吉君) 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時13分再開

○議長(新里米吉君) 再開いたします。

知事公室長。

[知事公室長 謝花喜一郎君登壇]

○知事公室長(謝花喜一郎君) お答えいたします。

幾つかあるんですが、まず、今回の訴訟で不作為の違法確認訴訟、最高裁のものも含めて、費用が幾らぐらいかかるかということですのでけれども、今回の第一審、それから上告審も合わせて県は今1431万ほど予算計上しています。全て一般財源でございます。

それから、県が仮に敗訴して、賠償を求められた場合にどうかということですが、これから最高裁で争うわけですから、その敗訴を前提としての御答弁は、差し控えたいと思っております。

それから、馬毛島で国等に対して要請したかということですが、そういった馬毛島を視察したことはございますけれども、政府等に馬毛島の件で要請したということはございません。

あと、那覇港湾の件ですけれども、那覇港湾の浦添埠頭への移設につきましては、平成8年のS A C Oの最終報告で合意された事項を沖縄県はこれを進めるべきだというスタンスでございます。これについては、移設を条件に全面返還されるということですので、これを進めていくというスタンスに変化はございません。

あと、高江の問題で、るるいろいろ御質問がありましたけれども、やはり議員御指摘のように、地域住民の日常生活にさまざまな影響が出ているということにつきましては、報道等でも承知しております。市民団体もいろいろお考えがあると思いますが、表現の自由の一環としてなされるという部分もありますけれども、やはりそれをやるにも一定のルールといいましょうか、そういったものもあると思います。その活動を行うに当たっても、そういったルールも守りながら、地域住民への配慮も行いながらやっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。(発言する者あり)

失礼いたしました。

先般の中国空軍等の飛来につきましてはの件ですけれども、これはまだ我々そういった情報が入ったのが2日前でして、昨日の時点でも国のほうにいろいろ事実関係を確認したところ、昨日の時点では、まだ詳細な報告はいただけておりません。詳細な報告などをいただいた時点で、また関係機関ともいろいろ意見を聴取

した上で、しかるべき対応をしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） まず、逮捕者の数についての質問にお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッド建設工事が再開された7月22日以降、公務執行妨害罪、往来妨害罪で5名を逮捕しております。逮捕された5名につきましては、県内が2名、県外が1名、あと韓国籍の方が2名となっております。

次に、国頭村、東村の70号線における事故の状況でございますが、過去5年間、平成23年から27年及び本年の8月末までに発生した交通人身事故の件数は34件でございます。その内訳は、死亡事故が6件、重傷事故が14件、軽傷事故が14件となっております。そうしますと、ここの国頭村、東村の70号線における死亡、重傷事故率と申しますのは34分の20でありまして、約6割、他の県道に比べて、非常に高いという状況でございます。

次に、高江地域の住民生活への支障についてお尋ねでございましたので、お答えいたします。

さまざまなトラブルが起こっていることは、私も報道などで承知しております。当然、表現の自由は最大限尊重されるべきだと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、70号線における低速走行、車両放置した上でのその間の座り込み、寝転び、寝そべり、立ち塞がり、車両の下への潜り込み、飛び移りなどの行為があり、極めて危険であり、一般交通にも大きな影響を与えているところでございます。県警察では、警告を行った上で、安全な場所へ抗議参加者や車両を移動させるなどの措置を行っておりますが、抗議参加する方が場合によっては激しく抵抗する状況もあることなどから、結果としましては、長時間通行が不能となる状況が生じることもございます。

県警察といたしましては、現場における混乱、交通の危険の防止を図っているところでございますけれども、また、往来妨害罪での検挙もございますが、本来この妨害行為がなければ70号線が通行不能となることはなく、住民生活に支障は生じないと考えておりますし、逆に申しますと、妨害行為を放置した場合、70号線は通行不能な状態が長時間続くこととなり、結果として住民生活に重大な支障を及ぼすことになるのではないかと考えております。

県警察といたしましては、交通の安全と交通秩序の

回復を図ることが必要であるものと承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 今、高江地域の異常事態をことごとく細かく御説明があったと思います。県道70号線、事故率に対して半端じゃないと、そして高江区民、本当に大変な状況になっております。3年間続いていた部落行事もできない。車も通れない。幾ら表現の自由であろうとやりたい放題というのは大変でございます。そして、おとといは、防衛省職員、後ろからなぎ倒されて病院に運ばれている。これが現状なんです。

ですから、知事に伺いたい。知事が一言、知事の支持者の皆様一言言えればいいんです。ルールにのっとった反対運動をしてくれと。無法地帯な無差別な何でもあるきの運動は大変です。これからお恐ろしいことが始まります。

ですから、知事にお願いしたい。緊急に警備をもっとふやし、警備を強化してもらいたい。それについて、人の命を守るために、私は必要不可欠だと思います。

知事、いかがでしょうか。御答弁をよろしく願いいたします。心ある答弁をお待ちしております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたように、我々としても、そういった地域の実情等については憂慮している部分もあります。いろいろ我々も東村のほうに行きまして、東村の方々からいろいろお話も聞いております。今、議員からも御指摘のあったような実情も、我々も聞き取りをして、村の役場の職員からもお聞きしてございます。そういった中で、やはりいろいろそういった高江のほうで活動なされている方々を、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、地域住民の方々の安心・安全、そういった日常生活などを踏まえながら、その表現の自由の行使をすることが重要だというふうに考えております。そういったことを我々としては願っているところでございます。

以上でございます。

○又吉 清義君 議長、知事に聞いたと思うんですが。

○議長（新里米吉君） 答弁は知事のかわりに部長も答弁できますので、これは答弁したことになります。

比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん こんにちは。

社民・社大・結連合を代表して、代表質問を行います。

先日発生した米軍A V 8 Bハリアー戦闘機墜落事故については、質問通告後に発生した重大な事案でありますので、先例を踏まえて質問をいたします。

1番目に、まずこれまでに事故が起きた場合、原因についての報告はどうなっているのか。

2番目に、事故原因と安全対策が講じられない中で、せんだっては、2日後に飛行を開始している事案がありましたけれども、飛行停止を求めるべきと考えますが、その対応はどうか。

3番目に、外来機訓練が常態化し負担増となっているが、県の認識と対応について伺います。

基地問題について。

辺野古違法確認訴訟の判決について、知事の所見を伺います。

(2)番目に、知事は、辺野古への新基地建設はあらゆる手段を講じて阻止すると強い決意を表明してされました。阻止に向けた今後の取り組みについて伺います。当然ながら承認撤回も視野に入っていると考えますが、その撤回要件についても伺いたい。

(3)番目、本県には米軍基地が集中しているが、基地があるがゆえに派生する県支出はどのようなものがあるか。またその年間総額は幾らか。

(4)番目に、米軍北部訓練場ヘリパッド建設について3点伺います。

警察法2条2項には、「その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし」とある。また公安委員会は、警察の管理については、市民から見て、警察運営が政治的に偏りが生じたり、市民の意思とはかけ離れた独善的なものになったりする事態が起きれば、公安委員会の警察管理責任が問われるということを踏まえて、以下質問いたします。

ア、県公安委員会は、沖縄防衛局の要請を受け、警察庁、他都府県に機動隊の派遣や援助要請をしたようですが、警察運営に政治的介入をみずから指揮するのか、説明を求めます。

イ、警察は9月2日、5日と警察車両で作業員を運んだようだが、警察活動は公平中正を旨とするに反しないか。その法的根拠について伺います。

ウ、80%の県民がオスプレイの配備に反対している中、オスプレイパッド建設のために反対住民を過剰警備する機動隊の派遣は県民の意思に反するものであ

ります。しかも、それによって県民が負傷し救急車の出動まで起こっています。その実態を示されたい。さらに機動隊派遣の費用が県負担となることは納得できません。機動隊派遣費用の内容と総額、県負担内容と額を説明されたい。

2番目に、沖縄21世紀ビジョン基本計画について伺います。

10年間の沖縄振興計画、沖縄21世紀ビジョン基本計画が折り返しとなる5年目を迎え中間評価を策定しました。前期の成果達成状況を踏まえ新たな課題・施策を後期に向け展開する。以下質問します。

(1)番目に、全国の1.8倍と言われる子供の貧困対策を後期計画の一番に掲げていることは評価できます。個々の施策も大切であります。まず組織体制が重要であると考えます。知事直轄の指揮のもと全庁横断的な組織づくりが最も重要と考えますがどうですか。

(2)番目に、沖縄振興の基盤となる人材育成について、高等教育を受ける機会の創出を今後計画に盛り込むようだが、具体的には県立総合大学の設置や既存の大学への学部新設等が報道されている。県民の期待が大きく膨らんでいるので、検討内容を伺いたい。

(3)番目、観光計画では東南アジア地域の市場開拓や欧米などの長期滞在型のリゾート、海外富裕層の獲得を目指すとし、公衆無線LAN、Wi-Fiなどの整備を検討しているようですが、計画内容について問います。

(4)番目に、沖縄空手会館を拠点として、国内外に空手発祥の地・沖縄を発信するようですが、具体的活用方法について伺います。また、東京オリンピック空手開催地誘致も視野に入っているのか、見通しについても伺いたい。

3番目に、那覇空港の安全性について伺います。

那覇空港の安全性は本県の観光にとって最も重要なことであります。軍民共用空港として自衛隊機とのニアミス等がたびたび起こっておりますが、これまでにヒヤリ・ハットはどれくらい起こっているのか。またその原因は何か。対策についても示されたい。

環境行政について。

国際自然保護連合(IUCN)は、日米両政府に対し沖縄本島の外来種対策を求める勧告案を決議した。勧告の意義と内容、日米両政府の反応と県の見解について伺います。

(2)番目に、環境省は、絶滅危惧種に指定されているジュゴンの生息が海底ボーリング調査を境に藻場のはみ跡が確認されていないと言われております。県の対応について伺います。

(3)番目、ヤンバルが国立公園に指定されました。一方、高江ヘリパッド建設が強行されているが、オスプレイの配備を前提とした環境アセスは行われましたか。ハワイではオスプレイ配備の議論で遺跡への影響を避けるため回避した経緯がありますが、本県の山火事の発生を含め自然への影響をどう考えているか伺います。

5番目に、保健医療行政について。

(1)、敬老の日、知事は百寿者を訪問されたようですが、率直な御感想を伺いたい。百寿者を研究し施策に反映させることは大変重要であると考えますがいかがでしょうか。

(2)番目、沖縄県がん対策推進計画の中間評価が出されておりますが、次期政策に向けた課題と政策について伺います。

6番目に、県立病院問題について。

(1)、新八重山病院建築が進められておりますが、現状と課題について伺います。

(2)、宮古病院や八重山病院は離島であるがゆえの増嵩費が必要と考えますが、その認識はどうでしょうか。これは特に、総務部長にもお答えいただきたい。

7番目、子ども生活福祉について。

国は保育士不足を解消するため、緊急的・時限的な対応として保育士にかえて幼稚園教諭、小学校教諭等の配置を可能とする基準の一部改正を行いました。本県もことし4月からゼロ、1、2歳には適用せず国の基準より厳しくしておりますが、その特例を適用しています。県には潜在的な保育士が1万人以上おりますが保育現場にはいません。国は事の本質を解決せず、安易で危険な方向へと向かっております。

以下、質問します。

(1)番目に、保育士は子供の命を預かっております。昨年1年間に保育園での乳幼児の死亡は何名か。その原因についてどのように認識しているか。10年間6月議会で聞きましたら、174名の死亡が起っております。

(2)番目に、保育の質とはよく言いますが、本県における保育の質の認識について伺います。県は保育の質を担保するためにどのような施策をお考えになっているのか伺います。

8番目に、教育行政について。

ことし4月、小学6年、中学3年に実施された全国学力・学習状況調査(学力テスト)で、那覇市の中学校が受験した一部の生徒の答案用紙を平均点が下がるなどの理由で除いて文部科学省に送っていたことが本土紙で報道されています。調査当初、2007年度から

都道府県別成績で本県が最下位だったことから対策を進めてくれましたけれども、ここで一度私は立ちどまり、学力テストに向けた取り組みのあり方を検証する必要があるのではないかと思います。

以下、質問いたします。

(1)、学習状況調査における本県児童生徒の課題は何か。

(2)番目に、本県小6の成績が躍進したとされますが、その後中3の成績はどう反映しているのか。また、学力テストの成績がいい生徒がどのような人材に育っているかという追跡調査はなされているのでしょうか。

(3)番目に、本来なら普段の学習の成果が学力テストに反映されるべきですが、直前にテスト対策のために時間を割いている理由は何か。

(4)番目に、学力テストに向けた取り組みが学問への興味・関心をそぎ、学習意欲を失わせたりすることがあれば本末転倒であります。認識を伺います。

(5)番目に、教員採用試験について問題集からの引用問題がありますが、これまでの経験を踏まえ作問のあり方を抜本的に見直す必要があると私は考えています。今後の対策について伺います。

最後に、離島行政について伺います。

(1)番目に、日台漁業取り決め、日中漁業協定によって八重山漁協では漁獲量が以前の2分の1になっているといいます。日台漁業取り決めにおける水域の見直し、日中漁業協定第6条の見直し等が訴えられています。県と国の話し合いはどうなっているか、また国の対応はどうか伺いたい。

(2)番目に、県立高等学校の寄宿舎や群星寮の面積基準に不平等感があります。さらに、学寮運営においても生徒中心とはなっていないのではないかと。多くの問題を感じています。いま一度、総点検をお願いしたい。

以上です。

○議長(新里米吉君) 翁長知事。

[知事 翁長雄志君登壇]

○知事(翁長雄志君) 比嘉京子議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、基地問題についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に関する所見についてお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境と

いった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

次に、21世紀ビジョン計画についてに関する御質問の中の、子供の貧困に係る全庁横断的な組織づくりについてお答えをいたします。

子供の貧困対策は、子供のライフステージに即し、切れ目のない施策を総合的に推進することが重要だと考えております。このため、私が議長を務める子どもの貧困対策推進会議を設置し、全庁的に子供の貧困対策を推進しているところであります。また、子供の貧困対策を担う組織につきましては、平成28年4月に子ども未来政策室を設置し、職員体制も3人から9人に増員したところであります。

組織のあり方につきましては、施策の進捗状況等も踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、保健医療行政についてに関する御質問の中の、新100歳あやかり訪問の感想についてお答えをいたします。

去る9月19日の敬老の日に、健康長寿にあやかる目的で大宜味村にお住まいの新100歳の方を訪問したところであります。この方は、所有する7つのミカン畑の管理のため、毎日みずから50ccバイクを運転するなど、100歳になってもなお精力的に活動されており、その健康的なお姿に驚くとともに大変感心をいたしました。本県において、100歳以上の長寿者が年々増加していることを県民として大変誇りに思うとともに、健康長寿復活に向けた取り組みの励みになると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 比嘉京子議員の環境行政についての御質問の中で、IUCN勧告の意義と内容、日米政府の反応と県の見解についてお答えいたします。

今回のIUCN勧告は、島嶼生態系における外来種の侵入経路管理の強化を日米両政府に求めることや、辺野古新基地建設に必要な埋立資材の搬入に際し、外来種の混入防止対策の徹底を日本政府に求めることなどがその内容となっております。今回の勧告に対し日米両政府は、ともに決議を棄権したとの新聞報道がなされております。

県としては、本県の生物多様性を保全するためには、外来種による生態系の攪乱を防止することが非常に重要であると考えており、今回の勧告が採択されたことは、喜ばしいことと考えております。また、辺野古新基地建設については、政府において、IUCNのたび重なる勧告を真摯に受けとめ、現行移設計画を変更していただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地問題についての御質問の中の、辺野古新基地建設阻止に向けた今後の取り組みと承認撤回についてお答えいたします。

沖縄県としては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではありません。埋立承認取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け、取り組んでまいります。また、撤回は、承認以後に生じた事由に基づき承認の効力を失わせる処分であります。現在、不作為の違法確認訴訟について上告及び上告受理の申し立てを行い、最高裁判所での審理を求めていることから、撤回につきましては、その判決の結果等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、基地関係支出についてお答えいたします。

日本の国土面積の0.6%にすぎない沖縄県には、在日米軍専用施設の約74%が集中し、県民は過重な基地負担を背負い続けています。基地負担はさまざまな分野に及んでおり、関連する財政支出を詳細にわたって金額化することは困難であります。しかしながら、基地関係業務を担当している知事公室の基地対策課及び辺野古新基地建設問題対策課等における事業費は、

平成27年度の実績額で、2億3444万1000円となっております。このほか、主な事業の平成27年度実績額としては、企画部では、跡地利用に係る事業費として10億509万円、環境部では、米軍施設に起因する環境問題を解決するための事業費として6929万6000円となるなど、多くの部局において基地関係の支出がございます。

次に、那覇空港の安全性についての御質問の中の、那覇空港で発生した自衛隊機が関係する事案についてお答えいたします。

運輸安全委員会の公表資料によると、平成13年以降、那覇空港における自衛隊機が関係する重大インシデントは2件発生しています。平成13年11月、航空自衛隊機が那覇空港の西4海里付近の海上上空において、民間機と接近する事案が発生しています。この事案の原因は、自衛隊機が民間機を発見するのがおくれ、また、管制が交通情報を適宜に提供しなかったことも重なったためと推定されています。また、平成27年6月には、民間機が離陸滑走中、管制官の指示を受けない航空自衛隊機が前方を横切ったため、離陸を中止し滑走路を離脱する前に別の民間機が着陸した事案が発生しています。平成27年6月に発生した事案については、航空自衛隊那覇基地から、原因は副操縦士が他機に対する離陸許可を自機に対する離陸許可と誤認識し、機長についても、離陸許可の確認が不足したものであること、また、副因として、機長と副操縦士の間の離陸許可の管制指示に関する相互確認が不十分であったとの連絡がありました。再発防止策として、1、管制指示、管制承認の確実な聴取及び機長、副操縦士による確認、2、確実なクルー連携の徹底、3、交通量の多い那覇空港の特性に応じた操作手順の身直し及び徹底を行うとのことであります。

県としましては、自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

次に、追加質問の中の、米軍AV8Bハリアー戦闘機墜落事故に係る事故調査の報告についてお答えいたします。

平成8年12月の日米合同委員会において、日本政府が要請を行うときは、米国政府は米軍航空機の事故調査報告書の公表可能な写しを提供することに同意する旨が合意されています。合意後の平成11年に発生した事故について、事故調査報告書が提供されております。また、今回の事故については、9月23日に安慶田副知事が在沖海兵隊に抗議を行った際に、先方から事故原因が究明された後、県に報告するとの説明

を受けております。

次に、事故原因と安全対策が講じられない中での飛行についての御質問にお答えいたします。

平成28年9月22日午後2時ごろ、海兵隊所属のAV8Bハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方約100マイルの海上に墜落しました。県民の人的・物的被害は報告されておりましたが、航空機事故は一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。9月23日に、第3海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、9月24日には、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議しました。なお、9月23日に在沖米海兵隊及び沖縄防衛局から、墜落事故後、同型機の飛行は停止しているとの報告がありました。

次に、外来機の訓練についてお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機の昨年1月、6月及び10月の配備に続き、F22戦闘機がことし1月にも配備されております。また、去る9月22日、沖縄の東方約100マイルの海上に墜落したAV8Bハリアー戦闘攻撃機も外来機であり、このような状況は、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県は、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員長。

〔公安委員会委員長 金城棟啓君登壇〕

○公安委員会委員長（金城棟啓君） 基地問題の米軍北部訓練場ヘリパッド建設についての御質問の中で、公安委員会による援助の要求についてお答えをいたします。

公安委員会は警察行政の民主的運営と政治的中立性

の確保を目的として設置されており、その趣旨を十分に理解し、これまでも適正に県警察を管理しているものと認識しております。

今回の援助要求をめぐるしましては、本年7月11日、沖縄防衛局長から沖縄県警察本部長宛てに、行政機関相互の協力の一環として警備要請が出されたものと承知をしております。この警備要請を受けて、県警察から北部訓練場をめぐる警備調整等について、事前報告を受けるとともに、公安委員会において北部訓練場周辺における各種抗議活動等に的確に対応するために、警備の必要性、規模等を検討したところ、必要があるというふうに認め、関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求を行ったものであります。したがって、今回の援助要求につきましては、特定の主義主張に基づくものではなく、純粋に警察活動の必要性からなされたものであり、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保しているものと承知しております。

公安委員会といたしましては、引き続き県警察において、個人の生命、身体、財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、これが重要ですが、安全に最大限配慮した形で、適切な措置を講じていくよう管理してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 警察車両で民間作業員を搬送したことについてお答えいたします。先ほどの又吉議員への答弁と同様とはなりますがお答えいたします。

9月2日につきましては、午前9時半ごろ、北部訓練場のN1地区の出入り口から北向けおよそ3キロの地点において、70号線を国頭村側から進行してきた作業員の車両と警察の車両に対し、抗議参加者が両側車線に車両十数台を道路いっぱいに放置し、そのすき間に抗議に参加する方がおよそ20名座り込むなど、危険かつ違法な抗議活動が行われていたところであり、現場の警察官による再三の警告にも従わない状況でございました。そのような状況がおよそ2時間にわたり続いていたところ、作業員がその場所からN1地区の出入り口まで徒歩で進行することも検討いたしました。実際、作業員が歩き出しまして、抗議参加者らの脇を徒歩で通過した際に、抗議参加者による立ち塞がりや罵声などの激しい妨害行為の状況があり、かつその場所からN1地区出入り口まではおよそ3キロあったことから、交通事故に加え事件やトラブルなども発生しかねない危険な状況にございました。そのた

め、警察の責務に照らし、現場における安全確保と事件やトラブルなどの防止のため、午前11時45分ごろ、やむを得ず警察車両に民間作業員20名を乗車させ搬送したものであります。

その3日後の9月5日につきましても、同様の状況でございますが、8時40分ごろから、国頭村安波の県道2号線において、抗議参加者が警察車両、作業員車両の前方で低速走行の妨害行為をおよそ3時間にわたり行った上で、2日と同様にN1地区出入り口の北向けおよそ3キロ地点で、車両約10台を道幅いっぱいに放置し、そのすき間に抗議参加者十数名が座り込むなどの妨害行為が行われておりました。この際も、作業員が抗議参加者らのそばを徒歩で通過した際に、抗議参加者による立ち塞がりや罵声などの激しい妨害状況があったことから、現場における安全確保と事件やトラブルなどの防止のため、11時48分ごろ、民間作業員13名を搬送したものであります。

以上のとおり、北部訓練場周辺における抗議活動の状況等を踏まえ、個人の生命、身体、財産の保護と公共の安全秩序の維持という警察の責務に照らし、現場の混乱及び交通の危険の防止などのため、適切に業務を行ったものであり、公平中正に反するものではないと認識をしております。

次に、北部訓練場周辺における救急搬送などの状況と警備に係る費用負担についてお答えをいたします。

まず、救急搬送ですが、7月11日以降、北部訓練場周辺において県警察として確認できたけがや体調不良を訴えた方については13人を把握しており、このうち救急車で搬送された方については10人となっております。県警察では、現場においてけがや体調不良を訴えた方を把握した場合には、その都度安全な場所に移動させた上で救急車を要請するなどの必要な措置を講じているほか、取り扱い警察官等からの状況確認も行っております。なお、これまで警察官がけがをさせたということは把握をしておりません。

次に、北部訓練場周辺における警備に係る費用負担状況についてお答えをいたします。

まず、当然でございますが、集会・結社・表現の自由の具体的なあらわれである大衆運動は、憲法第21条に保障された権利であり、県警察といたしましては、抗議行動が公共の安全と秩序を侵害しない限り、何らこれに関与するものではございません。ただ、現在北部訓練場周辺で行われている警備活動は、現場における混乱及び交通の危険の防止などのためのものであり、そのために必要な経費を執行しているところであります。その上で、各経費の負担区分について述べ

ますと、派遣されている各都府県の警察官に係る旅費などの派遣に伴い必要となる経費については国が、給与などその警察官の身分に直接付随する経費については派遣元である各都府県がそれぞれ負担することになりますが、いずれにつきましても、その支出手続は各都府県で行うため、県警察としてお答えする立場ではありません。その他の車両の燃料費（ガソリン代）及び修繕費については、県費による執行となっており、この経費については、国庫補助10分の5、2分の1ですが、国庫補助の対象経費となっております。

ちなみに申し上げますと、過去の、例えば沖縄で行われましたサミットなどの大規模警備でも同様でございますし、逆に沖縄県警察が熊本地震や東日本大震災に派遣された場合には、熊本県や東北の3県が沖縄県の燃料代を負担してくれているところでございます。その県費の負担額については、まさに現在運用中の業務に係る経費であることから正確な数値は出ませんが、おおよその金額で申し上げますと、8月末までに燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となります。繰り返しになりますが、これらの燃料費は、執行した後にその2分の1の範囲で国庫補助を受けるということになっております。あと沖縄自動車道の通行料金につきましても、NEXCO西日本との協定により、経費負担は生じないこととなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 21世紀ビジョン計画についての御質問の中の、高等教育を受ける機会の創出についてお答えいたします。

本県は全国に比べて大学進学率が低く、若年者の失業率、離職率が高い状況にあるなど、社会で必要とされる基盤となる知識や技術等を十分に習得できていない状況にあると考えております。高度な技術等を身につけた人材は、労働市場で高い需要を維持し、長期的には生産性を高め、本県の産業を高付加価値型に転換し、所得の増加につながることから、沖縄振興の基盤となるこうした人材を育成することが必要であります。このため、沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定において、これまでの施策等では十分な対応ができていない基盤人材を育成・輩出するため、高等教育を受ける機会の創出等を推進する施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 21世紀ビジョン計画についての御質問の中の、Wi-Fi整備の計画内容についてお答えいたします。

外国人観光客の満足度の向上を図るためには、フリーWi-Fi環境の整備を図ることが重要であります。そのため、県では、今年度から民間事業者が所有するアクセスポイントを活用したフリーWi-Fi環境の拡充等に取り組んでおります。また、沖縄本島のみならず、外国人観光客が増加傾向にある離島地域も含めた県全域で情報通信環境の充実が求められていることから、今後、官民による沖縄県フリーWi-Fi統合環境整備推進協議会を設立し、国や市町村、観光関連施設等と連携を図りながら、フリーWi-Fiのエリアの拡充や利便性の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、沖縄空手会館の活用方法と東京オリンピック空手開催誘致についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄伝統空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、空手発祥の地・沖縄を国内外に発信するための拠点施設として、来年3月4日に沖縄空手会館を供用開始することとしております。

沖縄空手会館では、国内外の空手愛好家を対象とした各種の大会やセミナー、合同稽古などを積極的に開催し、交流の拡大を図るとともに県内空手家の育成に努めることとしております。一般県民や修学旅行を含めた観光客向けには、空手の体験プログラムを充実させるほか、空手の歴史や独自の鍛錬方法などを学ぶことができる展示施設を活用することにより、来館者の増加を図ってまいります。また、東京オリンピックの正式種目となった空手については、官民一丸となって誘致に取り組むとともに、事前合宿の受け入れについて、関係団体等に対し積極的に働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 環境行政についての質問の中の、ジュゴンのはみ跡が確認されていないことについてお答えします。

沖縄防衛局が実施した名護市辺野古の埋め立て予定区域内における海草藻場の利用状況調査において、海底ボーリング調査を実施した平成26年8月以降、藻場のはみ跡が確認されていないことが調査報告書により明らかになっております。

県では、ジュゴンの生息状況等については、実態が不明な点が多いことから、今年度より沖縄島周辺海域においてジュゴンの生息状況調査等を実施しております。その調査結果を踏まえ、ジュゴン保護対策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイの配備を前提とした環境アセスと自然への影響についてお答えします。

沖縄防衛局では、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業について、自然環境の保全に最大限配慮するとの観点から、沖縄県環境影響評価条例の対象事業ではないものの、自主的に環境影響評価の手続を実施しておりますが、オスプレイを対象機種とした環境影響評価は実施しておりません。オスプレイについては、騒音や低周波音に加えて、高温の下降気流の発生などによる環境への影響が懸念されることから、平成27年度の事後調査報告書に対する知事の環境保全措置要求において、着陸帯の周辺林地及び生態系に対する影響を的確に把握するよう求めたところであります。

今後も、現地調査も含め、必要に応じて環境保全措置を求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 保健医療行政についての御質問の中の、100歳以上の長寿者の研究についての御質問にお答えします。

100歳以上の長寿者に関する研究につきましては、大学等において幾つかの研究が行われております。これまでの研究成果によれば、県民の栄養摂取、食材及び調理法などが沖縄の長寿を支えてきたと考えられるものもございます。

このため、県では、油を控えて野菜を多くとることのできるレシピ集を配布するなど、県民の健康づくりのための普及啓発に取り組んでいるところであり、今後とも、県民の食生活を改善していくための施策を推進していきたいと考えております。

次に、沖縄県がん対策推進計画の中間評価及び課題についてお答えします。

県では、第2次沖縄県がん対策推進計画の中間評価について、沖縄県がん対策推進協議会で協議を行っているところであります。協議会では、がんによる死亡率の20%減少という目標達成が厳しい状況であること、特に、男性では、大腸がんの死亡率の減少が鈍く、女性では、大腸がん・乳がん・子宮がんの死亡率が増加していることなどの課題が指摘されております。これらの課題を解決するためには、がん検診及び

精密検査の受診率向上によるがんの早期発見、がん治療の質の向上、緩和ケアの推進等の施策を講ずる必要があると考えております。

県としましては、これらの2次計画の中間評価を取りまとめ、平成29年度に策定する3次計画へ反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院問題についての御質問の中で、新県立八重山病院整備事業の現状と課題についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業については、8月末現在、工事の進捗率が12.8%で建物の基礎部分が完成し、1階の躯体工事に着手しております。建設工事の課題としましては、追加の磁気探査、手術室の特殊内装などの別途工事及び八重山地域外からの労働者の確保に要する経費が必要となっていることから、今議会に補正予算案を提出しております。

病院事業局としましては、引き続き工事の進捗管理に努めてまいります。

離島病院の増嵩費についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業は、離島での工事となるため、八重山地域内での労働者の確保が困難な状況にあります。このため、離島の不利性を踏まえた事業費を確保することが必要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 子供生活福祉についての御質問の中の、保育施設における死亡事故件数及びその原因についてお答えします。

内閣府が公表した全国の保育施設等における平成27年1月から12月までの死亡事故の報告件数は14件であり、年齢別ではゼロ歳から2歳が全体の約9割、施設別では認可外保育施設が全体の約6割を占めております。その原因について内閣府の見解はありませんが、保育従事者や専門的な知識や技術を有する保育士が不足していることが要因の一つではないかと考えております。

次に、保育の質についてお答えします。

保育の質とは、保育士等の資質及び保育サービスの内容、保育室の広さや周辺地域の状況など、さまざまな要素で構成されていると考えております。県では、保育の質を確保するため、保育所等の指導監査を毎年実施しており、児童の人数に応じて必要な面積の確保

や保育士の配置が適正になされているかなどについて確認を行っております。また、保育士の初任者研修や認可外保育施設から認可保育所に移行した施設の園長等に対する研修を実施するなど、保育の質の向上に努めております。

県としましては、保育所における保育は、原則として専門的知識と技術を有する保育士が行うものと考えており、引き続き保育士の確保及び処遇改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育行政についての御質問で、学習状況調査における本県児童生徒の課題についてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙における本県の結果を見ると、基本的な生活習慣に関する項目において、いまだ課題が見られますが、朝食摂取率、就寝時刻など幾つかの項目については、ここ10年間で徐々に改善が図られております。

県教育委員会としましては、今後とも学力向上の取り組みを推進するとともに、児童生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、知・徳・体をバランスよく育み、生きる力を育成してまいります。

次に、中3の成績及び追跡調査についての御質問にお答えいたします。

中学校の学力調査の結果におきましても、全国平均との差が縮まるなど学力状況は着実に改善されており、平成26年度に初めて全国平均に到達した小学校6年の子供たちが中学3年になる来年度においては、さらに全国水準に近づくものと期待しております。学力調査の結果がよい生徒についての追跡調査は行っておりませんが、高校進学率及び大学等進学率が改善していることから、小中学校で培った学力がその後の学習につながっているものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも授業改善を推進し、確かな学力の向上を図り、中学校卒業後の生徒の進路についても注視してまいりたいと考えております。

次に、学年スタート時の取り組みについての御質問にお答えいたします。

児童生徒の確かな学力を保证するため、教師が児童生徒一人一人と向き合い、学習の定着を図る取り組みを徹底することは重要なことだと考えております。4月の取り組みにつきましては、学力調査の対象の学年だけでなく全学年スタート時に、1週間程度苦手分野

などのおさらいをし、ある程度力をそろえておくことで、その後の授業を効果的に進めていくための取り組みと考えております。

県教育委員会としましては、今後も学校支援訪問等を通して、授業改善を基軸にした学力向上の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、学問への興味・関心・学習意欲等についての御質問にお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙によりますと、本県の児童生徒は、教科の勉強は大切、数学ができるようになりたいと回答した割合が全国平均を上回っております。また、平成19年度と平成27年度の児童生徒質問紙を比較してみますと、国語の勉強が好きだと回答した割合は3.2ポイント上昇し、算数の勉強がわかると回答した割合も8.7ポイント上昇となっており、正答率だけでなく学習意欲も向上しているものと捉えております。

県教育委員会としましては、今後とも授業改善を推進しまして、知・徳・体をバランスよく育み、生きる力を育成してまいりたいと考えております。

次に、教員採用試験の問題作成に係る今後の対策についてお答えいたします。

沖縄県教員候補者選考試験中高英語の問題では、英語教師に英検1級、準1級程度の英語力を求めているところであります。これまでも作問に当たりましては、英語教員の資質能力をはかるために市販問題集の標準的な良問を活用してきたところであります。今回引用した問題集は、複数の一般的な問題集で広く流通しているものであり、その中から本県の英語教師に求められる英語力ををはかるにふさわしい問題として選んだところであります。しかしながら、結果として特定の出版社の割合が多くなっているという事実を確認いたしました。

県教育委員会としましては、公平性を欠くのではないかという御意見もあることから、10月をめぐに外部の有識者を交えた委員会を立ち上げ、引用のあり方、問題作成のあり方等についてさまざまな角度から検討を行ってまいります。

次に、離島行政についての御質問で、県立高等学校の寄宿舎についての御質問にお答えをいたします。

現在、県教育委員会では、八重山地区の寄宿舎の整備を進めているところであり、寮室の面積や共有スペースなど施設環境につきましては、学校からの要望を踏まえ、ゆとりある空間の確保に努めてまいります。また、寄宿舎運営につきましては、寮則を踏まえつつ、各学校の実情や生徒のニーズを考慮して行われ

ており、生徒の生活指導や健康管理に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも生徒の安全で快適な学習環境の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 離島行政についての御質問の中の、日台漁業取り決め、日中漁業協定の見直し等の要請についてお答えいたします。

県は、日台漁業取り決め適用水域の一部撤廃や日中漁業協定第6条の見直し及び大臣書簡の破棄等について、政府に対し直近の8月24日も含め、要請を重ねてきたところであります。これに対し、国は、重要な課題と受けとめていると回答し、操業ルールの改善、外国漁船の取り締まり体制の強化等についても真摯に対応していくと回答しております。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、国に対し、日台漁業取り決め及び日中漁業協定の見直し等を強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 再質問を行います。

公安委員会と県警のほうにお伺いいたします。

高江ヘリパッド建設問題は、建設を強行する国、それと生活環境が脅かされる地元住民とオスプレイの撤去を求める県民の抗議行動、つまり国と住民の間での対立する政治問題であり人権問題です。それゆえにこの問題は、警察の介入や機動隊の介入ではなく、国、県、地域住民による政治的な協議が必要であり、それが最も妥当な方法であります。にもかかわらず、県公安委員会は県民の納得の得られない機動隊導入を要請し、政治問題、人権問題を一層こじらせ、激化させています。

質問いたしますが、公安委員会の役割、これを根拠法に基づいてお答えいただきたい。

2番目に、これは公安委員会にお願いします。

沖縄防衛局からの要請内容を詳しく説明していただき、そしてその要請が県民の納得の得られる内容になるのかということについてお答えをいただきたい。

次に、公安委員会と県警に質問いたします。

まず1点目、県警本部長は、高江の現場の厳しい対立構造を何度視察されましたか。

2番目に、警察法2条2項が定める警察活動の不偏不党に反するとはどういう事態をいうのでしょうか。

また、警察法という政治的介入とはどういう場合をいうのでしょうか。公安委員会について両方のお答えを伺います。

さらに、機動隊が市民を排除する様子を取材していた記者が拘束され、バスとバスの間に押し込められ、記者であることを訴えても聞き入れず、取材活動が制限されました。その法的根拠は何ですか。また、報道の自由や国民の知る権利への侵害をどう考えますか。

以上、お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

公安委員会委員長。

〔公安委員会委員長 金城棟啓君登壇〕

○公安委員会委員長（金城棟啓君） 公安委員会の役割ということの御質問に対しましてお答えをいたします。

公安委員会は、法律の規定に基づきまして、知事が議会の同意を得て任命して、沖縄の場合には3名の委員によって構成される合議制の行政委員会であります。警察行政の民主的運営と政治的中立性の確保を目的として設置されているわけであります。法的な根拠は警察法の第38条等に記載がございますが、公安委員会は、警察、県警を指揮するとか指導監督するというものではございません。いわゆる警察法に基づいて管理するという立場にあります。じゃ、管理とはどういうことかといいますと、個々の事務執行の細部について指揮監督を行うのではなくて、公安委員会が示した大綱方針に基づいて、警察本部長を通して警察運営を行わせるとともに、その事前事後の監督、管理を行うというふうになっております。

そういう意味で先ほどから申し上げておりますが、民主的運営と政治的中立性の確保ということで、私はそういう意味で、政治的意味も含めて民主的運営に向けて、日ごろから公安委員会の運営についてはしっかりと管理しているつもりでございます。

以上、御回答申し上げます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 幾つか御質問がございまして、整理をしながらお答えしたいと思うんですが、もし答弁漏れがあれば申しわけありません、済みません。

公安委員会の役割につきましては、今、金城委員長からあったところがございます。それは公安委員会の

管理に服する沖縄県警察としても当然同様のものがございます。同様の認識を持っているところでございます。

次に、議員から、沖縄防衛局長からの要請についての御質問があったことと思えますけれども、これは先ほど委員長からの答弁があったとおり、公安委員会へ要請があったものではございませんで、沖縄防衛局長から沖縄県警察本部長に7月11日付で要請があったものでございますので、私がお答えをさせていただきたいと思えます。

細かい内容は、その時候の挨拶などもありますのであれですけれども、基本的にはさっき委員長から答弁があったとおり、行政機関同士の協力要請のようなものの文書であります。それで、ヘリコプターの着陸帯の移設事業の工事を行うけれども、反対する方々が集結し、抗議活動を繰り返している状況であり、今後の工事の進行に障害が出ることも予想されるし、工事関係車両が通行する道路上においても、その通行が阻害されるおそれもあります。自主的に防衛局としては警備を行い、安全かつ円滑に工事を進めてまいりたいと考えておりますが、不測の事態の発生も懸念されますので、その際の警備について配慮をお願いいたしますということでございまして、まさに私たちが先ほど述べましたとおり、平穏な抗議であれば、警察として関知するものでは全くないんですけれども、場合によって、違法かつ危険な妨害行為なり抗議活動が行われていることから、警察が警備を行っているものがありますが、沖縄防衛局長からの要請については以上でございます。

次に、議員から、私が何度高江の現場を視察したかという質問がございました。

実際に行ったのは、一々全部記録をしているわけではございませんが、3度ほどだったと思いますが、その都度、さまざまな写真やら映像やら具体的な報告を受けております。それで議員がおっしゃるように、高江の厳しい現場とおっしゃってまさにそうなんですけれども、それは機動隊にとっても非常に厳しい現場でございまして、さまざまな抗議活動が行われている中で、その場の安全を確保するために機動隊員もさまざまな活動を行っている。抗議活動をやっている方は抗議活動のお考えでやっていらっしゃると思えますし、表現の自由は最大限尊重しなければならないと思っておりますが、そこのところは、違法かつ不当な行為があれば警察として対応していると。あと、繰り返しになりますが、実際に行ったことは数度でございますが、日々、ほぼ毎日、どのような状況が行われて

いるか、映像、画像、文書または無線などによって報告を受けているところでございます。

あと不偏不党についての御質問がございました。

これは多分、警察法の第2条、第3条で不偏不党という言葉を使っております。警察法第2条であれば、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし」、あと3条としては服務の宣誓ですが、同じように「不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨」というふうに宣言をすることとなっております。不偏不党については、物の本といいますか、解説本などによりますと、一つの政党その他の勢力の意思に従ったり、それらを有利にしようとして偏ったものとならないことを意味するとございます。一つの政党であつたり、その他の何らかの勢力の意思に従ったり、それらを有利にしようとするということが不偏不党に反するということだと思えます。

議員の、どのようなことがあれば不偏不党とならないんだという質問だったと思えますけれども、まさにそのことでございます。繰り返しになりますけれども、警察は警察法を踏まえまして、まさに公正中正、不偏不党に職務を遂行していると自覚をしているところでありまして、何度も繰り返しになって申しわけございませんが、抗議活動がまさに合法的に平穏に行われているなら全く警察は関知するものではございませんが、そこに違法・不当な行為、危険な行為があれば、その範囲において、警察が何らかの措置をとらせていただくということがあり得るということでございます。

最後だと思いますけれども、記者が取材を規制されたことについてでございます。これは先ほどお答えしたと思えますけれども、繰り返して恐縮ですがお答えさせていただきます。

8月20日のことだと思いますけれども、抗議への参加者がおよそ50名ほど高江橋のところにおられました。それで車三、四台を放置し、その間に座り込んで県道70号線を封鎖していたところ、再三の警告を行った上で抗議参加者を移動してもらったわけですが、その中に、結果として記者さんが入っていたということでもあります。それで警察とすれば、その時点ではわからなかった。なぜならといいますと、腕章をつけておらず、御自身も記者だというふうには名乗らなかったことからわからなかったと。あと報道によりますと——これは報道ですけども、その場にいた周りの方がこの人は何々新聞の記者だぞということをして

おっしゃったことから、警察官はそうなんだと思ってその場は一度規制を解除しておりますが、それに付言いたしますと、そこからリリースされたその記者さんは、腕章を腕に装着することなく、再度混乱した現場にもう1回入って行って、もう1回とめられてしまったという状況がありまして、これも繰り返しになりますが、警察としましては、記者さんの取材を制限するようなつもりは毛頭ございませんので、ぜひ記者の腕章を、識別できるように腕への装着を徹底していただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 20分間休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時59分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 社民・社大・結連合を2番目に控えました仲宗根悟です。

代表質問を行いたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてお聞きしたいと思います。

(1)、内閣府は、2017年度沖縄関係予算の概算要求額を2016年度比較で約140億円減の総額3210億円を求める方針とされております。減額分は沖縄振興一括交付金の削減が影響しているように思えますが、その内容について伺いたいと思います。

(2)、嘉手納基地、普天間基地の騒音被害の実態は県の騒音測定調査でも増加していることが明らかになりました。その背景には外来機の飛来が大きく影響している。この常態化している基地の運用は看過できるものではない、県の見解を伺うものであります。

今回の嘉手納基地から飛び立ち墜落事故を起こしたハリアー機も訓練のための外来機であります。常駐機の訓練移転をしてもそれを上回る外来機の飛来が相次ぎ、訓練を重ね、騒音被害が一向に減らないということが浮き彫りになっております。こうした基地の運用を何とかしてほしいということで騒音も墜落の恐怖も抱きながら生活を余儀なくされている周辺住民の切実なる訴えがあります。そのところをよろしく願いをいたします。

(3)番、「地獄見た「戦世」から71年。嘉手納基地は生活を奪い、住民の命を危険にさらしている」。基地の騒音被害に苦しみ続けた沖縄の歴史を語り、最終意見陳述が述べられ、第三次嘉手納基地爆音差止訴訟

が結審を迎えました。この今回の裁判の特徴は、夜間騒音による健康被害の多くが睡眠障害によって生じていると科学的に立証し、飛行差し止めにつなげたいというような考えからであります。県の見解を伺うものであります。

(4)番は高江の問題です。

東村高江の米軍ヘリパッド建設工事に係る作業で自衛隊ヘリを導入し進めるという、政府のなりふり構わぬ強行姿勢はあされるばかりであります。県の見解を伺います。

(5)番、いよいよ開催までカウントダウンの世界のウチナーンチュ大会に向けて参加規模等、準備体制の取り組み状況について伺うものであります。

せんだって、ペルーやブラジルで行われたこの記念式典のために私も参加をさせていただきましたけれども、今回行われる第6回のウチナーンチュ大会、ペルーやブラジルでも関心の高さを実感してまいりました。先ごろ行われました大会40日前のこの祭りのほうでも開催の盛り上がりを見せております。いよいよカウントダウンの大会に向けて準備体制、どういう取り組みがなされているかお伺いをしたいというふうに思います。

2番目は、行財政運営についてお聞きをしたいと思います。

本県の財政状況は県税収入がふえつつも自主財源は乏しい環境状況にあるということでありまして、依然として依存財源に頼る構造であるということです。行政改革プランに基づく歳入確保、そして歳出見直しを図り適正な行財政運営に努めるとしておりますが、その取り組みについて伺いたいと思います。

そして、またさらに今後の財政見通しについてはどうなのか伺いたいと思います。

3番目は、鉄軌道の取り組みについてお聞きをいたします。

ルート案がいよいよ示された中で関係市町村などもこれから要請が活発にされると思うんですが、どのような形で取り組みがされているのでしょうか。

私たち県議会も去る選挙において、それぞれが鉄軌道のルートについてぜひ頑張っていきたいという、それぞれの地域の皆さん、そういった形で有権者のほうにもお約束をいたしましたので、非常に興味といたしましょうか、示されていると思いますので、どのような形でなされているかお聞きをしたいと思います。

4番目です。土木建築行政についてお聞きをします。

この鉄軌道の導入計画と同時に沿線や駅周辺の整備

を一緒に進めることが肝要であろうというようなことでありますが、その計画についてはどのようになっているのか、進められているのかどうか計画性についてを伺いたいと思います。

(2)番目が沖縄フラワークリエイション事業についてであります。こちらのほうは沖縄らしい風景、花木等の設置を進めるとするが、これは一方で街路地の雑草対策の課題も大きいということでもあります。事業との整合性、事業の内容について伺いをさせていただきます。

(3)番目が電柱地中化の問題です。

台風の襲来による電柱の倒壊、狭い生活道路に飛び出す電柱は県民生活にとって弊害であります。観光立県を標榜する本県の景観形成にも電柱の地中化は早急に解決すべき課題であります。今後の計画と見通しを伺いたいと思います。

(4)番目は、那覇市内の観光バスの乗降場、待機場、この整備が喫緊の課題ではないか、見解を伺いたいと思います。

(5)番目が県営住宅の入居の問題であります。優遇世帯を設けて進めております。母子・父子そして障害者、老人、生活保護を受けている方々、優先的に入居を進めてきておりますけれども、また生活に困窮する子育て世帯というのがまた浮上してまいりました。この県営住宅の入居のさらなる優先的な配慮が求められているというふうに思いますが、その対応策について伺いたいと思います。

(6)番目は、河川の関係で、災害防止、流水の正常な機能保持と親しみの持てる水辺環境の整備として河川整備の取り組みを進めておりますが、整備地域では快適な空間そして交流拠点としての活用としても図られているというような非常に高い評価を受けている整備事業であります。今後の整備計画について伺いたいと思います。

大きい5番、6番については環境問題として捉えていただきたいなというふうに思います。

5、循環型社会の構築に向けた取り組みに関してお聞きをします。

(1)、本県の目指す循環型社会の構築に向け県の果たす役割とそして市町村との連携、県民意識の啓発等取り組み状況について伺いたいと思います。

6番目、米軍基地の航空機騒音被害に関してです。

(1)、県環境部は米軍嘉手納基地及び普天間基地における騒音被害の実態把握を、環境基本法に基づいて航空機騒音の常時監視測定を実施しているとしていますが、どのような結果が得られているのか、この辺もお

伺いをしたいと思います。

(2)、そして「周辺住民の生活環境や健康に大きな影響を及ぼしている」と環境部のほうは環境白書でも述べておりますが、どのような影響を及ぼしているのか伺いたいというふうに思います。

最後に、農林水産業の振興に関してお聞きをいたしますが、(1)番は、農業基盤整備事業について、事業実績と今後の方向性はどうかお聞きをします。

(2)番目が、耕作放棄地の対策についての取り組みを伺います。せっかく基盤整備を行いながら耕作放棄地となっているケースもあるというふうに聞きます。このような耕作放棄地の対策、利用促進の施策について伺いたいというふうに思います。

(3)番は、県産牛乳生産量が落ち込んでいるとしております。その背景には、乳牛の飼養頭数の減少に加え、飼料価格の高騰、そして和牛子牛の繁殖に切りかえる動きも一因とされているということでもあります。本県酪農は県内学校給食へ生乳100%を供給しているとして健康増進に大きく貢献をしております。この危機的状況にある酪農の安定供給支援の拡充が求められているというふうに思いますが、その施策について伺いたいと思います。

(4)番目は、失礼いたしました、国定公園と記載されておりますけれども、やんばる国立公園に訂正をお願いします。

やんばる国立公園指定に伴い増加が予想される見学者、観光客の林道利用に関してであります。この利用者の安全確保が求められてこようかと思えます。一方で同時に自然環境保全施策も進めなければならないというふうに思いますが、対応策について伺います。この林道利用に関して、私自身も林道調査で林道を使ったことがありますけれども、非常に迷路の状態で迷いはせぬか、それと非常に急峻なり面があったように覚えております。もう既に雑草で見通しが悪い箇所があるんだろうなというふうに思いますが、その安全面やそしてまた人が入ることによる自然環境への負荷、そういう部分をどう保全するかという課題もまたあろうかというふうに思いますので、その辺の施策方をお聞かせください。

(5)、最後に県内漁港における放置艇の現状と処理計画について伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 仲宗根悟議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、平成29年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えをいたします。

内閣府の平成29年度概算要求においては、総額3210億円の沖縄振興予算が計上されました。今年度の当初予算額を下回る水準ではありますが、厳しい財政状況の中3000億円台が確保されたところであります。その内容につきましては、那覇空港滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、拠点返還地跡地利用推進交付金、沖縄子供の貧困緊急対策経費等について、所要の額が計上されたところであります。また、県土の均衡ある発展を図るための北部振興事業や鉄軌道に係る調査費が計上されるなど、基本的には本県の振興に配慮がなされたものと考えております。

一括交付金の減額については残念ではありますが、改めて執行率の課題が指摘されたことを受けとめ、引き続き改善に努めることとしております。

平成29年度の沖縄振興予算につきましては、去る8月10日に菅官房長官、鶴保内閣府沖縄担当大臣、自民党高村副総裁並びに二階幹事長に対して要請を行い、所要額の確保を働きかけてきたところであります。また、9月14日には、二階幹事長に概算要求額の満額確保を要請したところです。引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にするとともに、県選出国會議員並びに県議會議員初め関係各位の協力を得ながら、概算要求の満額が措置されるよう取り組んでまいります。

次に、第6回世界のウチナーンチュ大会の準備体制についてお答えをいたします。

第6回世界のウチナーンチュ大会の開催に向けては、官民で構成する実行委員会を昨年6月に設立し、大会のコンセプトや事業計画などを決定し、準備を進めてまいりました。ことし2月には、安慶田副知事を団長とする南米キャラバン、5月には、私を団長とする北米キャラバンを実施し、海外の県系人に大会への参加を呼びかけてまいりました。また、昨年10月には、全国沖縄県人会交流会で、国内の県人会にも参加を呼びかけてまいりました。9月20日時点で、海外からの参加申込者数は、過去最高の6600名余り、県外からは約600名となっております。

県においては、国内外のウチナーンチュを温かくお迎えし、大会に参加してよかったと実感していただけるよう、8月にボランティアの協力も得ながら大会実施本部を設置しており、万全の体制で臨んでいくこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、嘉手納飛行場、普天間飛行場の騒音被害と外来機の飛来についてお答えいたします。

平成27年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では21測定局中8局で、普天間飛行場周辺では15測定局中1局で環境基準値を超過しており、これらの9局では継続して環境基準値を超過している状況にあります。嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機の昨年1月、6月及び10月の配備に続き、F22戦闘機がことし1月にも配備されております。また、去る9月22日、沖縄の東方約100マイルの海上に墜落したAV8Bハリアー戦闘攻撃機も外来機であり、このような状況は、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。普天間飛行場については、宜野湾市によると、対潜哨戒機のタッチ・アンド・ゴー訓練などが確認されているとのことであります。

外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県は、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、第三次嘉手納爆音差止訴訟への県の見解についてお答えいたします。

県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントを差し控えさせていただきたいと思っております。

嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え、外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えております。

県としては、今回の訴訟を大きな関心を持って見守っていくとともに、引き続き日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。県は、去る9月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について沖縄防衛局と意見交換を行いました。

県としては、十分な説明もないまま強行に工事を押し進めようとする姿勢は、信頼関係を大きく損ねるものであり、到底容認できない旨伝えとともに、工事用道路の建設については、県担当職員による現地調査を終了するまでは建設を中止すること、地域住民の日常生活に最大限配慮することなどを要請しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 行財政運営についての御質問の中で、行財政改革プランに基づく取り組みについてお答えをいたします。

本県における自主・自立的な行財政運営を推進する観点から、自主財源の確保は重要な課題と考えております。

このため、県としては、県税の徴収強化や使用料及び手数料の見直し、未利用財産の売却促進に努めるとともに、公の施設への命名権の導入など新たな自主財源の確保に向けた取り組みを進めているところであります。また、県、市町村及び民間との役割分担を踏まえた県単補助金の廃止・縮小等、歳出の見直しについても不断の取り組みを行い、第7次行財政改革プランの着実な推進に努めてまいります。

次に、今後の財政見通しについてお答えをいたします。

今後の財政見通しにつきましては、県税収入は伸びているものの、税源の規模が小さいことから大幅な歳入の増加が見込めない一方で、社会保障関係費などの義務的経費や補助費等は増となることから歳出は増加傾向にあります。このため、第7次行財政改革プランに基づく歳入確保、歳出見直しの取り組みを着実に進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 鉄軌道の取り組みについての御質問の中の、市町村からの要請に対する取り組みについてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョンで示された沖縄の将来の姿の実現や陸上交通の現状の課題解決の観点から、県土の均衡ある発展、交通渋滞の緩和、移動利便性の向上等を図ることを目的に、構想段階としての鉄軌道の計画案づくりを進めております。ルート案の選定に当たっては、社会面、経済面、環境面等さまざまな観点から客観的、総合的に検討を行っていく必要があるため、事業の目的に照らし設定した評価項目に基づき客観的評価を行い、よりよい案を選定していくこととしております。

次に、土木建築行政についての御質問の中の、鉄軌道の駅周辺等の整備についてお答えいたします。

交通結節点の整備や商業・業務施設の立地促進など駅周辺等のまちづくりは、利用者の利便性向上や需要確保等の観点から、重要であると考えております。このため、駅周辺のまちづくり等について他地域の事例を整理し、まちづくりの主体である市町村と情報共有を図っていくこととしております。

なお、各地域における具体的な駅周辺のまちづくりについては、構想段階の次の計画段階以降において、具体的な駅位置等とあわせて検討されることとなります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 土木建築行政についての御質問の中の、沖縄フラワークリエイション事業の内容等についての御質問にお答えいたします。

沖縄フラワークリエイション事業は、観光地らしい花と緑のある良好な道路景観を創出することを目的として、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して実施してきた事業であります。平成28年度は、4億9000万円を計上しており、主要観光地へのアクセス道路等の41路線を対象に、歩道や交通島へのコンテナ設置による緑化や花の直植えなどを実施して、道路の美化に努めているところであります。県管理道路の雑草対策としては、平成28年度は県単独費で約6億円を計上して、年2回から4回程度の除草を行うこととしております。また、除草回数の増とあわせて、平成26年度からは沿道景観の向上に係る技術研究開発検討委員会において、防草技術や効率化について検討し、実用化に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、計画的かつ適切に維持管理し、観光立県にふさわしい良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。

次に、電線類地中化の今後の計画と見通しについての御質問にお答えいたします。

県管理道路における電線類地中化は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、平成33年度までの整備延長目標を125キロメートルに設定しており、平成27年度までに約66キロメートルの整備が完了しております。

災害に強いまちづくり及び良好な景観形成に向けて、引き続き電線管理者と早期合意を図り、電線類地中化を推進していきたいと考えております。

次に、子育て世帯の県営住宅優先入居についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の入居者募集に際しては、これまで母子・父子、障害者、老人等の世帯を優遇世帯として、通常より優先的に入居できるよう配慮してきました。

平成28年度の県営住宅入居募集においては、生活に困窮する子育て世帯を支援する目的で、18歳未満の子がいる母子・父子、多子世帯等を子育て世帯として、従来の優遇世帯と分けた上で、さらに優先的に入居できるよう措置したところであります。

次に、今後の河川の整備計画についての御質問にお答えいたします。

河川事業は、浸水被害の軽減はもとより、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを基本に、整備を進めております。現在は、安里川、比謝川等浸水被害の大きな河川を重点的に27河川で改修事業を進めており、早期の浸水被害軽減に向け取り組んでいるところであります。

今後とも、県民の安全・安心の確保を初め、水と緑豊かな美しい空間を形成し、地域住民に広く親しまれ利用される川づくりを推進していく考えであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 土木建築行政についての御質問の中の、観光バスの乗降場等についてお答えいたします。

観光バスについては、国際通り周辺に乗降場や待機場が十分に整備されていないことから、パレット久茂地交差点付近などで、時間帯により、バス乗降場付近に滞留し、交通渋滞が発生していることなどが課題となっております。そのため、県が関係機関等に呼びかけて協議した結果、沖縄県バス協会や旅行会社が連携し、分散乗車や停車時間の短縮を図る取り組みが行わ

れています。また、今年度、那覇市と沖縄総合事務局が、国際通りから離れた場所にバス待機場を設置し、バスを誘導する実証実験を行うこととなっており、当該実証実験については、県も待機場の提供を行うなど、連携を図っております。

県としましては、今後とも、国、那覇市、関係部局、各交通機関と連携して、これらの課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） それでは、循環型社会構築に向けた取り組みについてお答えします。

県では、自然環境の保全と経済発展の両立を図るため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築に向けて、さまざまな施策に取り組んでおります。具体的には、廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、適正処理を推進するため、市町村が整備するごみ処理施設やごみ減量化に関する技術的助言、民間事業者に対するリサイクル設備導入費用の助成などを実施しております。また、県民への啓発活動として、市町村と連携した環境フェアの開催、不法投棄パトロールの実施、海岸漂着ごみの回収、処理などを行っております。

今後とも、県民、市町村、県内事業者等と連携して、循環型社会の構築に向けた施策に取り組んでまいります。

続きまして、米軍基地の航空機騒音被害についての質問の中の、航空機騒音の常時監視測定結果とその影響についてお答えします。6の(1)と(2)は関連しますので、恐縮ではございますが一括して答弁させていただきます。

平成27年度の嘉手納及び普天間飛行場周辺における航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺の21測定局のうち8局で、普天間飛行場周辺の15測定局のうち1局で環境基準値を超過しており、これらの9局では、常時測定開始以降、継続して環境基準値を超過している状況にあります。

航空機騒音による健康への影響については、平成7年度から4年間にわたって県が実施した嘉手納飛行場周辺における調査で、航空機騒音が原因であると濃厚に疑われる聴力損失者12例が確認されたほか、呼吸器、情緒不安定、消化器などの項目と航空機騒音との間に高度な有意性が認められております。

これらのことから、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺では、依然として住民の生活環境及び健康に大き

な影響を及ぼしている状況にあると認識しております。

続きまして、農林水産業の振興についての質問の中の、やんばる国立公園における利用者増加に伴う自然環境保全施策についてお答えします。

やんばる国立公園の指定は、知名度や観光地としてのブランド力が高まり、多くの皆様に自然豊かなヤンバルの森に訪れてもらう機会が増加し、地域の振興につながるものと期待しております。

その一方で、利用者の増加に伴うオーバーユースも予想されることから、県としましては、世界自然遺産登録も見据え、利用と保全のバランスを図るための行動計画を策定するなど、国や地元3村と連携しながら対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 農林水産業の振興についての御質問の中の、農業基盤整備事業の実績と今後の方向性についてお答えいたします。

本県の農業基盤整備事業については、圃場の整備と農業用水源の整備を先行し、条件の整ったところから、順次、かんがい施設の整備を実施しているところであります。平成27年度までの事業実績は、圃場整備が2万26ヘクタール、整備率が60.3%、農業用水源の整備が2万3073ヘクタール、整備率が58.9%、かんがい施設の整備が1万8466ヘクタール、整備率が47.1%となっております。

県としましては、引き続き、国、市町村等の関係機関と連携し、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、農業基盤整備事業を推進してまいります。

続きまして、耕作放棄地の対策についてお答えいたします。

県におきましては、耕作放棄地の対策として、平成21年度から沖縄県耕作放棄地対策協議会を設立し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、28の市町村が設立した地域協議会と連携して、耕作放棄地の再生に取り組んでいるところであります。これまでに305ヘクタールの再生を行っており、沖縄21世紀ビジョン実施計画に掲げる平成28年度の間目標値350ヘクタールは、ほぼ達成できる見通しになっております。

今後とも、耕作放棄地の再生に向けて、農地中間管理機構や関係機関と連携し、担い手への農地集積に取り組んでまいります。

次に、酪農の安定供給支援施策についてお答えいた

します。

県内の乳用牛の飼養頭数は、平成27年度12月末で4375頭となっており、前年に比べ444頭減少しております。それに伴い生乳生産量も減少傾向にあります。

県では、生乳の安定供給を図るため、1、家畜導入事業資金供給事業による乳用牛導入及び自家育成牛への補助、2、県家畜改良センターからの優良乳用雌牛の供給、3、自給型畜産経営飼料生産基盤事業による生産性の高い飼料作物の普及、4、畜産クラスター事業による機械導入など、酪農家の生産基盤強化を推進しているところであります。

県としましては、今後とも県内酪農家の経営安定対策と生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、林道利用者の安全確保についてお答えいたします。

県では、林道の安全確保のため、1、道路の除草や側溝等の清掃、2、のり面や路面浸食箇所等の補修、3、道路賠償責任保険への加入などの維持管理に努めているところです。やんばる国立公園指定に伴い、観光客等の林道走行にふなれな一般利用者の増加が見込まれることから、これまでの維持管理に加え、通行ルールの周知を図る看板や距離標の設置等、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県内漁港における放置艇についてお答えいたします。

沖縄県内漁港における放置艇は、漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害など、大きな課題となっております。そのため、本年度、県内87全ての漁港において、放置艇実態調査を行いました。調査の結果、県管理28漁港で317隻、市町村管理59漁港で360隻、計677隻の放置艇が確認されました。

県では、平成27年7月に策定した沖縄県県管理漁港放置艇5カ年計画に基づき、所有者が不明及び死亡した放置艇146隻を処理することとしております。また、各圏域ごとに放置艇処理方針協議会を開催して処理方針を決定し、着実に放置艇対策を進めることとしております。平成27年度は、関係機関協力のもと、リサイクル処理等で22隻、警告書等による自主撤去18隻、計40隻の放置艇を処理しております。また、処理と並行して、これ以上ふやさない対策も重要であることから、法的規制が可能な放置禁止区域の設定を計画的に進めているところであります。

今後とも関係機関と連携し、市町村管理漁港も含めた全県的な取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 米軍基地飛行場のこの騒音の問題は、周辺住民にとって極めて深刻な問題であります。嘉手納基地爆音差止訴訟については2万2000名の周辺住民が訴えを起こした。これ数についても非常に異常な事態が繰り返されているからこそこういった形で訴訟が起こっていることにつながっているんだというふうに思います。この嘉手納基地では、周辺自治体やあるいは住民のたび重なる夜間の飛行禁止の騒音防止協定遵守を要請してきているにもかかわらず、24時間運用がされ、事実上自由使用されている状態にあります。約100機の常駐機に加えて頻繁に飛来するこの外来機、騒音被害を増幅させているということでもあります。防衛局自身が行った調査でも昼間のその回数、前年度の1021回を上回る4万3467回というのが15年度で数えられました。そのうち30.3%が外来機だということなことであります。県の測定結果にも調査にも、この夜間の調査ですが、夜間10時から翌朝6時までの調査によりますと、月平均で175.6回を数えているんですと。そして前年度の117回に比べますと、やはり急増しているというのが浮き彫りになっているということです。安倍首相の言うこの基地の負担軽減を図る、努めるというようなことを言っておりますが、それどころか負担増になっていると、この数字からもあらわれているというふうに思っています。

嘉手納基地のこの騒音や事故の軽減をするには、やはりF22そしてF16の暫定配備やあるいは計画されておりますF35配備計画ぜひとも中止をしてもらいたいと、そして外来機の飛行制限をするなど、政府は真摯に米国に嘉手納基地の運用見直しを強く求めるべきだというふうに思いますが、県のもう一度認識をお願いをしたいと思います。

最後に、この土木行政のフラワークリエイション事業ですが、これから行動に努めるということでもありますけれども、かつて海洋博の道路整備で沖縄らしいヤシの木が植えられて、沖縄らしい景観が道路いっぱいになり広がりましたが、分離帯も国の管轄ではありますが、国道からしますと中央分離帯やその歩道上に雑草が生い茂り景観どころか損ねている状況が今の状況だということでもありますけれども、県の事業はその行動にぜひ努めていただき、国にもぜひ進言をしてい

ただきたいというふうに思い、これは要望でございます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

やはりこの外来機の飛来が、我々先ほども答弁いたしましたけれども、F16そしてF22の飛来が昨年そしてまたことしも大分増加しているということは、数字的にも顕著でございます。ことしも1月からF22が14機、F16も12機飛来している。そういった中で、やはりこの地域住民の航空機騒音等があって、また爆音訴訟等にもつながっているだろうというふうに考えています。

先ほども答弁いたしましたけれども、やはりこの外来機、常駐機にかかわらず米軍の訓練等によりまして県民の被害や不安があることがあってはいけませんので、県としましても、あらゆる機会を通じまして航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山 勝利君 こんにちは。

社民・社大・結連合の当山勝利です。

本日最後の代表質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢について伺います。

(1)番は、参議院議員選挙直後ではなく、参議院選挙後の内閣改造直後に訂正いたします。

官房長官は、8月4日の記者会見において、基地負担軽減などの基地問題と沖縄振興の推進に関してリンクすると明言し、また、沖縄北方担当大臣も同様の発言がありました。そのことに対する所見と、基地と振興のリンク論に対する認識を伺います。

防衛省は、昨年11月27日、交付のための特別な法律は制定せず、名護市を介さずに久辺3区へ交付する再編関連特別地域支援事業補助金の創出を決定しました。この制度は、自治体とは関係なく、直接地域に交付される補助金であり、異例の制度となっています。この制度に対して、地方自治をないがしろにしている、市と地域住民の分断工作であるなどの批判が上がっています。

そこで、再編関連特別地域支援事業補助金についての概要と当該補助金のあり方について認識を伺います。

7月10日の参議院選挙において、改憲勢力が参議院全議席の3分の2を超え、安倍首相はその日の夜に憲法改正に関して議論が加速することに期待をする発言をしました。さらに、内閣改造後の記者会見においても安倍首相は、憲法改正に対して強い決意を表明し、憲法審査会において所属政党にかかわらず議論を深めてほしいと語っております。そして昨日の所信表明でも同様な発言がありました。これらのことから、憲法改正に対する議論が活発化する可能性が高くなると予想されますが、改憲に対する所見を伺います。

県内の就労環境について伺います。

沖縄労働局は、ことし6月に沖縄県の有効求人倍率が1963年の統計開始以来、初めて1倍を超えたと発表しました。翌7月にはさらに上昇し、1.04倍を記録しています。県内景気的好調さが伺われますが、まずそのことに対する所見を伺います。

次に、求職者の約7割が正社員を希望したにもかかわらず、求人側の正規雇用の割合は、約3割とお互いに大きな開きがあるのも現実です。そこで、正規雇用と非正規の割合に対する所見と対応について伺います。

平成28年度学校基本調査によると県内大学卒業後の進路において、就職した方々のうち正規雇用された割合は全国平均が71％に対して、沖縄県は大幅に低い53％、また進学も就労もしていない方の割合は、全国平均が9％に対して、沖縄県は20％と2倍以上高くなっております。そのことに対する所見と対応について伺います。

アジア経済戦略構想について伺います。

アジア諸国の経済成長は著しく、日本の中で東アジアや東南アジアに近い沖縄は、その地理的優位性を生かし、積極的にアジア経済に打って出る、アジア経済戦略構想が立てられています。3つの大きな柱となる戦略とそれぞれに中小の施策が立てられており、県経済の成長と活性化が期待されるところであります。しかし、景気は浮き沈みがあり、そのため、経済政策は早期に強力に進めることが必要であると思います。そこで、アジア経済戦略構想の早期実現に向けた取り組みについて伺います。

次に、観光・リゾートについて伺います。

世界水準の観光・リゾートとして、海外富裕層の方々にも来ていただける環境を整えることは大変重要であると思われます。そして、リピーターになっていただけることはさらに大切なことではないでしょうか。

そこで、アジアを中心とする海外富裕層獲得のため

に必要な受け入れ環境について、どのように整備されていくのか伺います。

平成27年度の入域観光客数は794万人、観光収入は6000億円を超えました。ただ、観光客1人当たりの県内消費額は、約7万6000円の微増傾向で、また平均滞在日数においては、約3.8日前後とここ何年か伸び悩んでいるという課題もあります。第5次沖縄県観光振興基本計画において、平成33年度の達成目標として観光収入1兆円、入域観光客数1000万人、観光客1人当たりの県内消費額10万円を挙げられています。そこで、1人当たりの収入、つまり、県内消費額をふやす方策について伺います。

観光収入を県内地元企業に反映できるようにすることは重要な課題と思われます。県内で販売されているお土産品一つとってみても以前よりは改善されているものの、県内より県外でつくられたお土産品の割合が高いと伺っております。観光収入1兆円を目指すと同時にその収入をいかに県内企業に反映できるようにするかは県経済を大きく左右する要因と思われますが、方策について伺います。

情報通信産業について伺います。

アジア経済戦略構想の重点戦略の一つである、情報通信産業における生産額が4000億円を突破し、企業数や雇用も最多になったと伺っております。そこで、そのことに対する所見と今後の展開について伺います。

ものづくりについて伺います。

先日会派で、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の主に産学連携や研究内容について視察してきました。OISTでは、学問領域のはざま、つまりニッチ分野の研究を推進することで、イノベーションを起こし、ベンチャーを含む企業と連携することで、沖縄県経済の拡大に寄与することを目指していました。そこで、OISTとの産学連携は、県内企業やベンチャー企業の活性化につながると思われますが、県の対応について伺います。また、OISTでは、世界で先端的な研究成果を商品化するために産学連携できる研究施設の建設を希望しています。しかし、なかなか予算が認められないとのことでした。

県内企業とOISTがいわゆるスープの冷めない距離で連携し、新しい商品を開発できる環境をつくることは重要です。OISTでは、産学連携で得られた成果を、うるま市州崎のインキュベーション施設とも連携して、起業化することも視野に入れているとのことでした。そうなれば、県経済にも大きく寄与すると思われますが、県の支援について伺います。

中城湾港新港地区工業用地内にある——これは工業支援センターではなく工業技術センターに訂正します。素形材産業振興施設、沖縄健康バイオテクノロジー研究センター、沖縄ライフサイエンス研究センターも会派で視察させていただきました。

製造装置や分析機器などの充実しているインキュベーション施設であると認識し、それと同時に課題も感じてまいりました。そこで、それぞれの施設の役割と成果並びに連携について、また、産学連携について伺います。

農林水産業について伺います。

先日、八重山漁業協同組合で、漁民の方々と意見交換させていただきました。そのとき、マグロなどを那覇空港から県外へ空輸する際、那覇空港のエアカーゴとのアクセスが悪く、約18時間程度マグロが常温で置かれることになり、せっかくの鮮度が落ちてしまうとのことでした。

そこで、離島などから集まる海産物などの鮮度を保つために、那覇空港内または近郊に、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機などの設備が必要と思われるが認識を伺います。

けさの新聞にもありましたが、沖縄県の海上輸送の問題点として、県外に出す貨物量が少ないのが現状です。そこで、大型の家畜である県内の肉牛や豚などの県内生産量をふやすことで、船舶での輸送量を増加させることができると思われますが、所見を伺います。

先端医療・健康・バイオ産業について伺います。

沖縄県は、国際医療拠点の形成や医療産業における産業クラスター構築を目指しています。そのための戦略となる沖縄県健康・医療産業活性化戦略が策定されましたが、その調査の成果と今後の取り組みについて伺います。

次に、この分野でのイノベーションを起こすことはOISTとの連携が重要と思われませんが、所見を伺います。

教育行政について伺います。

沖縄県内の高校を卒業した人のうち、大学や短大への進学率は39%と全国唯一40%を下回り、全国最下位となっています。そのことに対する所見を伺います。また、何が原因と考えられるのか、そして対応策についても伺います。

学校の先生方の授業力や指導力などを含めた総合的な教師力は、子供たちの学力向上だけでなく、興味・関心や学び方を学ぶという、子供たちにとって将来必要なスキルを身につけさせるために、重要な能力であると考えます。

そこで、先生方のさらなる教師力向上に向け取り組まれていることについて伺います。

離島振興について伺います。

冬は日没が早いいため、那覇空港からの出発がおくれると大東で日没にかかり、飛行機が飛べなくなるとのことでした。

南北大東空港夜間照明整備事業は、滑走路灯をランタンから電灯に変更する事業ですが、それに伴い滑走路中心線等も整備することで、空港を夜間でも使用できるようになるということです。

夜間でも南北大東空港が飛行できるようにすることについて伺います。

南大東島の北側に位置する漁港、南大東漁港（南大東地区）を補完するために、北大東の南側に漁港が整備されていますが、それでは不便であることから、南大東の南側にある亀池地区の船だまりを漁港として整備してほしいという地元の要請がありました。そのことについて伺います。

現在、南大東島には、魚を貯蔵する施設がないため、魚を島外に輸送する時刻に合わせて漁をしており、制限があるとのことでした。貯蔵施設があれば、魚がとれるタイミングで漁ができるようになることとありますが、南大東に農畜産物集荷貯蔵施設を新設することについて伺います。

土木行政について伺います。

区画整理事業についてですが、平成28年度の区画整理事業は何事業あり、総額何億円か。また、予算配分はどのように決められているのか伺います。

次に、次年度新規に始まる事業は幾つあり、どのようにバランスをとられるのか伺います。

港川道路の整備について伺います。

まず、沖縄電力の鉄塔移設と用地補償の進捗状況並びに完了時期について伺います。

次に、米軍との協議が滞り、港側道路の整備がおくられる可能性を示唆する記事が新聞に掲載されました。米軍との調整はどのようになっているか伺います。

最後に、平成29年度内の部分開通は可能か伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 当山勝利議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、アジア経済戦略構想についてに関する御質問の中の、アジア経済戦略構想の早期実現に向けた取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、アジアの巨大なマーケットの中心に位置する沖縄の地理的優位性を生かし、アジアの活力を取り込むため、アジア経済戦略構想を策定いたしました。また、3月に、具体的な個別事業やプロジェクト等を盛り込んだ実施計画を策定し、全庁的にスピード感とスケール感を持って、各種施策を展開しているところであります。加えて、8月に、アジア経済戦略構想推進・検証委員会を設置したところであり、今後、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化に対応し、現在の施策等の検証を踏まえ、改善等を行いながら、戦略構想の早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光収入増加の施策についてお答えをいたします。

平成27年度の観光客1人当たりの消費額は、対前年度比1.9%増の7万5881円、観光収入は対前年度比12.7%増の約6022億円となっております。観光収入1兆円を達成するためには、平均滞在日数の延伸等による観光客1人当たり消費額の増加に向けたさらなる取り組みが必要であると考えております。このため、沖縄県としましては、1人当たり消費額の増加に向けて、離島観光や広域周遊観光の推進等による滞在日数の延伸を図るほか、リゾートウエディング、リゾートダイビングなどの付加価値の高い観光商品や魅力ある観光土産品の開発等の支援を行っております。また、国内外の富裕層の誘致や消費額が高いビジネスツーリズムであるMICEの振興などに積極的に取り組んでまいります。

次に、情報通信関連産業に対する所見と今後の展開についてお答えをいたします。

沖縄県が行った情報通信関連企業へのアンケート調査によると、平成28年1月1日現在で、県内のIT関連企業数は767社、雇用者数は推計値で約4万3000人となっております。また、同産業の生産額は、推計値で約4100億円となり、県のリーディング産業に成長していると認識しております。今後は、IT技術者の育成や最先端の研究開発支援、国際海底ケーブルの利活用等を促進し、より一層の企業、人材、知識を集積することで、アジア有数の国際情報通信ハブの形成を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄振興と基地のリンク論について

お答えいたします。

沖縄振興は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられているものであり、基地問題とは別と認識しております。報道等によりますと、官房長官や沖縄担当大臣の発言は、基地返還後の跡地利用に係る個別の事業について述べられたもので、沖縄振興全体と基地のリンクについて言及したものは受けとめておりません。

次に、アジア経済戦略構想の御質問の中で、OISTと県内企業との連携及び産学連携施設についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、OIST等を核とし、産学官連携により生み出される研究開発成果等を活用して新産業を創出する国際的な知的・産業クラスターの形成を推進しております。このため、研究開発型企業がOIST、琉球大学、沖縄高専の研究シーズを活用し事業化を行う産学連携の共同研究を支援し、イノベーションを創出する環境の整備を図っているところであります。OISTの施設については、沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき、世界最高水準の教育研究に必要な整備が行われているところであり、県としては、例年、概算要求時にOISTの充実に要する予算の所要額の確保を国に要請しているところであります。

次に、同じくアジア経済戦略構想についての御質問の中の、中城湾港新港地区工業用地内の沖縄ライフサイエンス研究センターの役割等についてお答えいたします。

沖縄ライフサイエンス研究センターは、OIST等の研究成果の受け皿となる研究開発型企業を支援し、集積を図るための施設であり、レンタルラボ機能の特徴として平成25年から供用を開始しております。当センターには、平成28年9月現在、生物資源の評価試験を行う企業や遺伝子解析技術を提供する企業等8社が入居し、隣接する工業技術センターやOIST、琉球大学等との産学官連携による共同研究等を実施しております。

県としましては、引き続き、研究開発型企業への支援等を行うことにより、国際的な知的・産業クラスターの形成を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、久辺3区への再編関連特別地域支援事業補助金についてお答えいたします。

再編関連特別地域支援事業補助金は、駐留軍等の再編により保有する航空機の数が増加し、かつ、所在する部隊の人員の数が増加する再編関連特定防衛施設が所在する地域の地縁団体を対象とし、補助対象事業は日米交流に関する事業、住民の生活の安全に関する事業、その他生活環境の整備に関する事業となっております。同事業は、事実上、久辺3区のみにも適用される極めて例外的な補助制度であると考えております。自治会等地縁による団体に対する補助金の交付方法については、地方自治法や地方財政法上、特段の規定はありません。しかしながら、地域への補助金は、基礎自治体である市町村と連携して行うことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、憲法改正についてお答えします。

憲法改正については、国民の間でさまざまな意見があるものと理解しております。

沖縄県としましては、現憲法が国民生活の向上と我が国の平和と安定に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本理念が尊重される形で、十分な国民的議論が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） それでは、県内の就労環境についての、沖縄県の有効求人倍率・非正規雇用率に対する所見についてにお答えします。

県では、みんなでグッジョブ運動を推進するとともに、産業振興や企業誘致に取り組んだ結果、有効求人倍率が1倍を超えるなど、雇用の拡大につながったと考えております。一方、総務省の平成24年就業構造基本調査によりますと、沖縄県の正規雇用率は55.5%、非正規雇用率は44.5%となっており、雇用の安定のためにも、非正規雇用対策が重要であると認識しております。そのため、県では、沖縄労働局と連携して経済団体等8団体に対し働き方改革の推進に関する要請を行うとともに、正規雇用化企業応援事業等を実施しているところです。

県としましては、引き続き労働局等関係機関と連携して、正規雇用化の促進に取り組んでまいります。

続きまして、同じく県内の就労環境についての、大

学卒業後の正規雇用の割合などについてにお答えいたします。

平成28年度の学校基本調査によると、大学卒業後、就職者のうち正規雇用者の割合は、全国平均95.4%に対し、沖縄県は85.7%となっております。また、大学卒業者のうち進学も就職もしていない者の割合は、全国平均8.7%に対し、沖縄県は19.8%となっております。進学も就職もしていない者については、本来若年期に習得すべき職業に関する知識や技能を習得できず、将来にわたって不安定就労を招くおそれがあると考えております。そのため県では、就職支援のため各大学への専任コーディネーターの配置やインターンシップの実施、沖縄県キャリアセンターによる就職相談を行っているところです。

県としましては、引き続き国や教育機関等と連携して、若年者の雇用状況の改善に努めてまいります。

次に、アジア経済戦略構想についての、工業技術センター等のそれぞれの役割と成果並びに施設の連携、産学連携についてにお答えいたします。

沖縄県工業技術センターは、県内中小企業の技術力の向上等を目的に、ものづくりの基礎となる研究開発や技術相談等を実施しており、昨年度は、18テーマの研究や約300件の技術相談を行いました。また、素形材産業振興施設は、サポーター関連企業の集積を目的に賃貸工場を整備しており、現在、3棟13区画全てに企業が入居し、45名が雇用され、県内企業との共同開発により新たな基盤技術が導入されるなど、企業連携が進んでいます。沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターは、バイオ系ベンチャー企業の研究開発や事業化支援を目的に、貸研究室や分析・実証機器等を提供しており、これまでの入居企業による特許出願件数は、88件となり、技術力の強化が図られております。これらの施設が持つ設備や得意技術を持ち寄ることにより連携した技術支援体制を構築するとともに、県内事業者の製品開発テーマ等に応じて、大学等を含めながら事業化に向けた取り組みを推進しています。

続きまして、同じくアジア経済戦略構想についての、沖縄県健康・医療産業活性化戦略の成果と今後の取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県では、平成27年度に沖縄県の健康・医療産業の活性化に向けた調査を実施し、県内外や海外の事例分析などを通して、創造・活性化すべき4つの産業群を抽出したところです。具体的には、先端医療・関連産業群、感染症対策拠点関連産業群、健康・医療情報産業群、ストレス計測・健康増進産業群となっております。

ります。今年度は、産学官連携で取り組むべき施策の検討等を行い、具体的な戦略を策定し、これら4つの産業群の活性化を目指してまいります。

同じくアジア経済戦略構想についての、先端医療・健康・バイオ産業分野におけるOISTとの連携についてお答えいたします。

OISTが行っている研究成果の中には、先端医療・健康・バイオ産業分野の活性化につながる技術があるものと考えております。現在、沖縄県では、平成27年度から沖縄県医療産業競争力強化事業を活用し、県内バイオベンチャー等の創業を加速するためのOISTの技術開発を支援しているところです。今後も、当産業の活性化に資する技術について、連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） アジア経済戦略構想についての御質問の中の、富裕層の獲得についてお答えいたします。

富裕層の誘客に向けては、富裕層の旅行ニーズを踏まえるとともに、富裕層の誘客に成功しているアジア等の観光地の事例等を参考に、本県における取り組みを検討する必要があると考えております。このため、県では、平成28年度にラグジュアリートラベル・ビジネス調査事業を実施しており、本調査結果を踏まえ、平成29年度に富裕層の誘致戦略を策定し、富裕層のニーズに対応した観光プランの提案や受け入れ体制の整備等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、観光収入の地元企業への反映についてお答えいたします。

沖縄県においては、平成28年度の目標として入域観光客数840万人、1人当たりの観光消費額8万円、観光収入6743億円を設定しております。観光収入が地元企業の経営に好影響を与えるためには、飲食サービスや観光土産品における県内自給率の向上、付加価値の高い県内食材の提供などの取り組みが重要であることから、県においては、関係部局で意見交換や調整を行い産業間の連携を図っております。また、宿泊施設や観光施設等が付加価値の高いサービスを提供することが地元企業の振興につながることから、経営力の強化や経営を担う人材の育成について支援を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） アジア経済戦略構想についての御質問の中の、那覇空港等への冷蔵・冷凍施設整備についてお答えいたします。

現在、国においては、那覇空港の農産物等の輸出拠点化構想が検討されているところであります。

県としましては、同構想の検討に当たり、海産物等の冷蔵・冷凍施設の整備の必要性を説明してまいりたいと考えております。

次に、同じく肉牛や豚の県内生産量と船舶での輸送についてお答えいたします。

平成27年度の県内の枝肉生産量は、牛肉で1394トン、豚肉で2万5258トンとなっております。そのうち、牛肉で約349トン、豚肉で約6546トンとそれぞれ約25%が県外へ移出されております。牛肉や豚肉の移出は、海外を除きほとんどが冷蔵コンテナに詰められ船舶で県外へ移出されております。県産牛肉及び豚肉の生産量の拡大を図ることで船舶輸送量の増加が期待されていると考えております。

県としましては、今後とも沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に努めてまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の、南大東島における農畜産物貯蔵施設の整備についてお答えいたします。

南大東村では、基幹作物であるサトウキビを中心に、カボチャなどが栽培されており、サトウキビとの輪作体系を推進しております。

県としましては、農畜産物集出荷貯蔵施設の整備について、補助事業の採択要件等を踏まえた上で、引き続き南大東村や関係機関等と検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育行政についての御質問の中で、大学進学率等についてお答えいたします。

平成28年度学校基本調査速報値によりますと、沖縄県の大学等進学率は39.2%となっております。平成元年の20.7%以降、増加傾向にありますが、全国平均と比較すると依然として開きがあります。その主な要因としましては、進路決定が遅いこと、経済的な理由等で県内志向が強いことや専門学校進学者の割合が高いことなどが考えられます。

県教育委員会では、大学等進学率の改善や難関大学への進学者をふやすため、進学力グレードアップ推進事業等を実施するとともに、開邦、球陽高校に併設型の中学校を設置しております。今後とも、キャリア教

育の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいりたいと考えております。

次に、教師力向上の取り組みについてお答えをいたします。

県教育委員会では、教職員のライフ・ステージに応じた教職員研修を実施しているところであります。具体的には、初任者研修や10年経験者研修など教職員の経験年数に応じた研修、各主任を対象とした職能別研修、教科の指導力向上等を目的とした研修を実施しております。また、進学力グレードアップ推進事業におきまして、教員指導力向上プログラムなどを実施しているところであります。今後とも、情報化やグローバル化など社会の変化に対応できる教師力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 離島振興についての御質問の中の、南北大東空港の夜間使用についての御質問にお答えいたします。

南大東空港及び北大東空港については、平成9年7月及び同年10月に運用時間を8時から18時までの昼間の離着陸用空港として供用開始したものであります。現在実施中の夜間照明整備事業は、自衛隊機による夜間急患搬送の安全性を高め、離島住民の安全・安心を確保する目的で行っているものであります。民間航空機が夜間使用する場合は、国土交通省航空局が定める飛行場灯火整備計画要領等に基づき、現在整備中の照明施設に加えて、滑走路距離灯、過走帯灯及びエプロン照明の整備が必要となります。

次に、南大東島亀池地区の船だまり整備についての御質問にお答えいたします。

現在、南大東村では南大東漁港（南大東地区）、北大東村では南大東漁港（北大東地区）の整備が進められております。亀池地区の小型船だまりの整備については、現在、整備が進められている漁港の利用状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、土木行政についての御質問の中の、平成28年度の土地区画整備事業の予算配分と平成29年度の新規事業箇所等についての御質問にお答えいたします。6の(1)(7)と6の(1)(イ)は関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えさせていただきます。

平成28年度の土地区画整理事業については、新規事業の浦添前田駅周辺地区を含め、交付金事業として16カ所あり、事業費総額は約37億円となっております。なお、平成29年度においては、新規予定事業箇所

について市町村の要望はありません。予算については、市町村の要望額をもとに、使用収益が見込まれる箇所やモノレール関連箇所に優先配分するとともに、前年度予算の執行状況を勘案しながら適切に配分しております。

次に、港川道路予定地内の鉄塔移設の進捗状況等についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線予定地内に存する沖縄電力株式会社の鉄塔については、現在、移設に向けた補償協議を行っているところであります。沖縄電力によると、協議終了後、設計、工事、既設撤去に取り組み、移設は平成31年度中に完了する予定とのことであります。港川道路の用地取得状況については、平成27年度末時点で面積ベースで約83%となっており、現在は難航案件について、任意交渉と並行して土地収用法に基づく手続を進めているところであり、平成29年度中には完了する予定であります。今後とも浦添市や関係機関と連携し、早期供用を目指して取り組んでまいります。

次に、港川道路に関する米軍との調整についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路の返還条件については、これまで、沖縄防衛局を通して米軍と協議してきました。しかしながら、郵便センターの移設先決定のおくれが影響して、フェンス移設の協議も滞っている状況にあります。このため、ことし9月、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所及び在沖米国総領事館に、フェンス移設の協議については、郵便センターの移設先決定と分けて進めるよう、米軍への働きかけを要請したところであります。今後は、米軍に対しても直接要請する予定であります。

次に、港川道路の平成29年度内部分開通についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路の平成27年度末の進捗率は事業費ベースで約82%であり、現在、用地取得及び基地外における工事を進めているところであります。部分供用に向けた課題としては、用地の早期取得及び米軍フェンスの早期移設があり、平成29年度中の部分供用に向けて、引き続き関係機関と調整、協力して、課題解決に取り組むと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 当山勝利君。

〔当山勝利君登壇〕

○当山 勝利君 それでは、再質問させていただきます。

まず、リンク論についてですけれども、官房長官は

記者会見で、先ほど御答弁いただいたような内容を理由としてつけておりましたが、ただこれは時間がたつと枝葉がとれて、基地と沖縄振興はリンクするという幹だけが残って、あめとむち論だけが残るというふうな危惧があるんです。

来月8日には官房長官が来県されるということで、そういう報道がありましたので、そのときに県の考えをきちんと明確にはっきりと伝えるべきだと思っておりますが、そのことについて伺います。

それから、大学等の進学について伺います。現在、現役の国公立大学の合格者が本当に伸びているということを聞いておりますが、その推移と所見を伺います。

ただし、現役のセンター試験の志願率が低いというのも現状のようです。そうするとなかなか大学を受ける条件が低くなっているわけですから、それについての現状と所見を伺います。

それと最後に、港川道路なんですけれども、米軍とのフェンスの関係がありました。そこら辺がはっきりしかりできないと、なかなか部分供用もできないと思いますので、再度、そこら辺の交渉についてしっかりと御答弁いただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） ただいまの当山議員の再質問にお答えいたします。

当山議員から官房長官の来県の話がありましたが、まだ県としては来県について承知しておりません。

ただし、機会があればしっかりと振興予算と基地がリンクしていないということを含めて確認し、伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育行政についての再質問

にお答えいたします。

まず、国公立大学の合格者数についてであります。平成28年3月卒業者——現役ですけれども——の国公立大学合格者は、1598人で過去最高となっております。

次に、沖縄県の大学入試センター試験の現役の志願率ですが、28.7%となっております。

そして大学進学希望者の中で、志願率が低い理由なんですけれども、大学進学希望者の中で私立大学希望者の割合が高いこと、また専門学校進学者の割合が高いことなどにより、現役のセンター試験の志願率がこのような数字になっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 県道浦添西原線港川道路の平成29年度中の部分供用に向けた課題としては、先ほど御説明しましたように、米軍フェンスの早期移設があり、これは非常に重要だと考えております。

ことし9月、沖縄防衛局や米国総領事館、外務省沖縄事務所に要請を行ったところでありますが、今現在、米軍に直接要請できるよう、10月中旬ごろを予定して日程調整を行っているところでございます。

平成29年度中の部分供用に向けて、引き続き関係機関と調整、協力して課題解決に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 金 城 泰 邦

平成28年9月28日

平成28年  
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成 28 年  
第 4 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成 28 年 9 月 28 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

### 議 事 日 程 第 3 号

平成 28 年 9 月 28 日（水曜日）

午前 10 時開議

#### 第 1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第 1 代表質問

#### 出 席 議 員 (48 名)

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 議 長  | 新 里 米 吉 君  | 23 番 | 末 松 文 信 君  |
| 副議長  | 赤 嶺 昇 君    | 24 番 | 渡久地 修 君    |
| 1 番  | 瀬 長 美佐雄 君  | 25 番 | 玉 城 満 君    |
| 2 番  | 玉 城 武 光 君  | 26 番 | 山 内 末 子 さん |
| 3 番  | 親 川 敬 君    | 27 番 | 仲 村 未 央 さん |
| 4 番  | 新 垣 光 栄 君  | 28 番 | 照 屋 大 河 君  |
| 5 番  | 次呂久 成 崇 君  | 29 番 | 仲宗根 悟 君    |
| 6 番  | 宮 城 一 郎 君  | 30 番 | 崎 山 嗣 幸 君  |
| 7 番  | 大 城 憲 幸 君  | 31 番 | 金 城 勉 君    |
| 8 番  | 金 城 泰 邦 君  | 32 番 | 砂 川 利 勝 君  |
| 9 番  | 西 銘 啓史郎 君  | 33 番 | 具志堅 透 君    |
| 10 番 | 新 垣 新 君    | 34 番 | 島 袋 大 君    |
| 11 番 | 座 波 一 君    | 35 番 | 中 川 京 貴 君  |
| 12 番 | 比 嘉 瑞 己 君  | 36 番 | 座喜味 一 幸 君  |
| 13 番 | 西 銘 純 恵 さん | 37 番 | 嘉 陽 宗 儀 君  |
| 14 番 | 平 良 昭 一 君  | 38 番 | 新 垣 清 涼 君  |
| 15 番 | 上 原 正 次 君  | 39 番 | 瑞慶覧 功 君    |
| 16 番 | 当 山 勝 利 君  | 41 番 | 狩 俣 信 子 さん |
| 17 番 | 亀 濱 玲 子 さん | 42 番 | 比 嘉 京 子 さん |
| 18 番 | 當 間 盛 夫 君  | 43 番 | 大 城 一 馬 君  |
| 19 番 | 上 原 章 君    | 45 番 | 糸 洲 朝 則 君  |
| 20 番 | 山 川 典 二 君  | 46 番 | 照 屋 守 之 君  |
| 21 番 | 花 城 大 輔 君  | 47 番 | 仲 田 弘 毅 君  |
| 22 番 | 又 吉 清 義 君  | 48 番 | 翁 長 政 俊 君  |

#### 説明のため出席した者の職、氏名

|           |           |         |           |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 知 事       | 翁 長 雄 志 君 | 総 務 部 長 | 金 城 武 君   |
| 副 知 事     | 浦 崎 唯 昭 君 | 企 画 部 長 | 下 地 明 和 君 |
| 副 知 事     | 安慶田 光 男 君 | 環 境 部 長 | 大 浜 浩 志 君 |
| 知 事 公 室 長 | 謝 花 喜一郎 君 |         |           |

|             |         |
|-------------|---------|
| 子ども生活福祉部長   | 金城弘昌君   |
| 保健医療部長      | 砂川靖君    |
| 農林水産部長      | 島尻勝広君   |
| 商工労働部長      | 屋比久盛敏君  |
| 文化観光スポーツ部長  | 前田光幸君   |
| 土木建築部長      | 宮城理君    |
| 企業局長        | 町田優君    |
| 病院事業局長      | 伊江朝次君   |
| 会計管理者       | 金良多恵子さん |
| 知事公室秘書広報統括監 | 大城壮彦君   |

|               |        |
|---------------|--------|
| 総務部<br>財政統括監  | 池田克紀君  |
| 教育長           | 平敷昭人君  |
| 公安委員会委員       | 天方徹君   |
| 警察本部長         | 池田克史君  |
| 労働委員会<br>事務局長 | 大城玲子さん |
| 人事委員会<br>事務局長 | 親川達男君  |
| 代表監査委員        | 當間秀史君  |

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|       |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|
| 事務局次長 | 知念正治君 | 課長補佐 | 平良潤君  |
| 議事課長  | 平田善則君 | 主幹   | 中村守君  |
|       | 勝連盛博君 | 主査   | 川端七生君 |

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 会派おきなわを代表して質問をさせていただきます。

少しばかりまたユンタクをしたいと思いますが、実は、リゾートウエディングが26年の段階でグアムを上回ったということで、今すごい勢いなんです。これは何のおかげかというと、特に台湾がふえているということで、前に我が会派の会派長からも話がありましたブロガー、スタンレーさんという人がいて、このスタンレーさんの影響力がかなりあるんじゃないかと。台湾のフェイスブックの利用率というのが世界一なんです。それで、やはり情報を得てこの沖縄で結婚式を挙げるといふ人たちがたくさんふえているということなんです。2020年には、先ほど執行部のほうに聞いたら、2万組を目指しているということで、ますます上等だと思うんです。

9月18日はしまくとうばの日でございますので、結婚式のことをウチナーの言葉でニービチと、ニービ

チと言います。これも前回紹介させていただきましたが、再度このニービチについてユンタクをさせていただきたいと思ひまして、根っこを引くという意味でございます。

先輩に何で結婚式のことをニービチと言うんですかと聞いたら、3つの説があると言うんです。1つの説は何かというと、このお家から相手に嫁ぐから、もうあなたは相手の庭に木を植えなさいということで嫁ぐときに木の苗を持って、それをスンチャースンチャーしていくわけです。根を引っ張るという。それで相手の家庭に行き、相手の庭に植えるというのがニービチだよと。ちなみに、昔は車とかそういうのはないわけですから、行列で歩いて行ったそうです。ミーユミヌアヤメー ウンチケーサビラとこうやった。それがニービチの由来という説と、もう一つは何かと言いますと、ワントゥマジュンナラと言って女性を追いかけ回して、女性が山まで逃げて、木にシガッティ、それをヌー ワントゥマジュンナラと引っ張ったら、ティーシーティ引っ張ってしまったという、そういう説が2つ目の説です。3つ目はどういう説かと言いますと、昔は男性が女性に求婚するときに、やはりある程度力がないとだめだったと、力がないとだめ。だから、ワントゥマジュンナランナと言ったら、山のほうまで連れて行って、木の根っこを引っ張る力があれば、あなたと一緒にいてもいいよという話なんです。そうすると、大好きな人から求婚されたら、すぐ引っ張れるような木の根っこまで連れていくんです。

ところが、ウリトゥ マジュンナイビコーネーンという人から求婚されたら、ガジュマルのミーに連れていくわけです。中では、ガジュマルもヒシ抜いてしまったという人もいるかもしれませんが、ニービチというそういう文化、やはりウチナーもせっかく9月18日、しまくとうばの日でございます。今月は、しまくとうば月間でございますので、ぜひこういう言葉を大切に、僕ら持ち続けたいと思います。

ちなみに、これも先輩からの話なんですけれども、トゥジトゥメータンとよく言うじゃないですか。あれ、トゥジトゥメータンドーって。トゥジトゥメータン。ウトゥトゥメータンという言葉はないみたいです。ウトゥムツチュンという、持つという表現をするそうです。しかし、今時代が変わって、女性も活発になりまして、ウトゥトゥメータンドーという、そういう時代になっておるのではないかなと思っております。

ユンタクは短く、幸せは長くでございますので、ちょうど5分ですから、質問に入らせていただきます。

#### 1、知事の政治姿勢について。

##### (1)、辺野古違法確認訴訟関連について。

辺野古唯一と断定した判決に対する知事の見解を伺う。

イ、前知事の判断を肯定した判決に対する知事の見解を伺う。

ウ、今回の判決は、司法の独立、三権分立の崩壊と考えるが知事の見解を伺う。

エ、今後の取り組みについて伺う。

(2)、普天間飛行場の5年以内運用停止に対する知事の見解を伺う。

(3)、高江での県外機動隊の過剰警備、県警の対応について知事の見解を伺う。

(4)、政府の主張する米軍基地負担軽減に対する知事の評価について伺う。

#### 2、米軍基地関連について。

(1)、沖縄市長が米軍牧港補給地区（キャンプ・キンザー）倉庫群などの嘉手納弾薬庫知花地区（沖縄市）への受け入れを表明したが県の見解を伺う。

(2)、米軍訓練の第三国参加について県の対応と見解について伺う。

(3)、高江住民の実態調査について県の対応と見解について伺う。

#### 3、21世紀ビジョン関連について。

##### (1)、アジア・太平洋平和と外交地域について。

ア、形成に向けた取り組みについて伺う。

イ、国際人権・平和問題研究所の設立について伺う。

(2)、健康長寿復活の取り組みについて伺う。

(3)、離島力促進について伺う。

(4)、低炭素島しょ社会への取り組みについて伺う。

(5)、海洋資源（鉱物・エネルギー・生物等）開発、利用を促進する海洋産業振興の取り組みについて伺う。

(6)、沖縄型人材育成を確立する教育システムについて伺う。

#### 4、観光政策関連について。

##### (1)、沖縄県の観光関連産業について。

ア、年間観光収入について伺う。

イ、外資系と地場産業の比率について伺う。

ウ、雇用、待遇の課題について伺う。

エ、クルーズ船母港化に向けた取り組みについて伺う。

##### (2)、1000万誘客対策について。

ア、外国人観光客の誘客対策について伺う。

イ、沖縄型観光の確立について伺う。

ウ、沖縄型エンターテインメントについて伺う。

#### 5、アジア経済戦略について。

(1)、重点戦略について伺う。

(2)、沖縄の優位性について伺う。

(3)、人材育成について伺う。

#### 6、公共交通関連について。

(1)、鉄軌道導入の進捗について伺う。

(2)、市町村会議、県民会議、関係機関等意見交換会の内容と年間の開催回数について伺う。

(3)、広域調整の必要性について伺う。

(4)、本島各地でのシンポジウム開催が求められているが県の対応を伺う。

#### 7、土木建築事業関連について。

(1)、米軍基地関連事業のボンドについて伺う。

(2)、総合評価入札の課題について伺う。

(3)、上限撤廃以降の事業実態について伺う。

(4)、地元業者、県外業者の受注比率について伺う。

以上です。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 玉城満議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決に関する見解と今後の取り組み

みについてお答えをいたします。1(1)アから1(1)エまでは関連しますので一括してお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、判決において、「普天間飛行場の被害を除去するには本件新施設等を建設する以外にはない。言い換えると本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しておりますが、普天間飛行場周辺の被害・負担の解決の必要性を理由として、埋立事業が必要であるとするのは、論理の飛躍、欠如があるものと言わざるを得ません。また、裁判所は、本件の審理対象を前知事の埋立承認の違法性であるとしておりますが、本件是正指示は、私の行った本件埋立承認の取り消しが、法令の規定に違反していると認められるときに当たるとしてなされたものであることから、本件埋立承認の取り消しの適法性が審理対象となるものであり、前沖縄県知事による本件埋立承認の違法性は、本件における直接の審理対象ではないと考えております。地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方にも困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

沖縄県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではありません。埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様に私どもの考えを引き続き訴えてまいります。

次に、21世紀ビジョン関連についてに関する御質問の中の、健康長寿復活の取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を奪回することを目指し、健康づくりの県民運動を展開しており、健康長寿おきなわ復活推進本部や健康長寿おきなわ復活県民会議の設立などを通じて、官民一体となった施策の推進体制を構築しております。具体的な取り組みとしましては、健康づくりの実践を促すためのテレビ、ラジオ等での広報、子供のころからの健康的な生活習慣の定着を図るための副読本による授業等の実施、市町村が行う健康づくりモデル事業に対する助成などを行ってまいりました。

今年度も引き続き、これらの事業を実施するほか、アルコール対策やがん検診等に対象を絞った広報事業、健康づくりを行う企業に対する助成、県民会議における健康づくり表彰制度の創設を行い、健康長寿お

きなわの復活に取り組んでまいります。

次に、観光政策関連についてに関する御質問の中の、外国人観光客の誘客対策についてお答えをいたします。

沖縄県の平成27年度の外国人入域観光客数は、対前年度比68万人増の167万人となっております。本年度は200万人という目標を掲げております。その目標の達成に向け、沖縄県においては、成長著しいアジア市場や欧米等のリゾート需要及び海外富裕層を獲得するため、沖縄観光のブランド戦略であるBe. Okinawaの展開や、国・地域の特性に応じた誘客プロモーションを実施しております。また、定期便が就航している台湾や韓国などにおいて、直接航空会社やクルーズ船社を訪ね、さらなる路線拡大や寄港を働きかけるトップセールスを官民一体となって実施しております。あわせて、直行便が就航していない東南アジアや欧米等の市場においては、路線誘致活動や旅行博への出展、メディアを活用した情報発信等を実施しております。クルーズ振興に向けては、国と連携した那覇港第2クルーズバースを初めとする各港湾の整備や、中北部や離島への寄港地の分散化を促進するとともに、県内港湾の母港化の検討を行うこととしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、普天間飛行場5年以内運用停止に対する見解についてお答えいたします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性除去は、県政の最重要課題であります。特に、5年以内運用停止については大変重要であるとして、本年7月21日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の5年以内運用停止等の実現を求めたところであり、去る8月31日に開催された同作業部会においても、残り約2年半となった5年以内運用停止の具体的なスケジュールを日米両政府において作成するよう求めたところであります。

県としましては、今後も引き続き同会議及び作業部会において、普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に伴う県外機動隊の警備についての御質問にお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリコプター着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分

な説明もなされないまま、自衛隊のヘリコプターによる資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。

県としては、警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていきたいと考えております。

次に、基地の負担軽減についてお答えいたします。

政府は、沖縄に集中した基地負担の軽減を図るため、SACO最終報告やロードマップの実現などに取り組んでいるとしております。SACO最終報告及び再編に基づく統合計画で示された返還予定面積5438ヘクタールのうち、これまでの返還実績は、455ヘクタールとなっており、進捗率は約8%にとどまっております。

県としては、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えており、在沖海兵隊約9000人の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の確実な実施など、日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、米軍基地関連についての御質問の中の、沖縄市長の嘉手納弾薬庫地区知花地区への移設受け入れ表明についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施される必要があります。今回の受け入れ表明については、沖縄市長が地元市長としてさまざまな状況を勘案し、総合的に判断されたものと考えております。

県としては、軍転協とも連携し、日米両政府に対し、政府の責任において移設に伴う諸課題の解決及び環境整備を行うことなど、引き続き求めてまいります。

次に、米軍訓練の第三国の参加の県の対応と見解についてお答えいたします。

米軍訓練の第三国の参加について外務省へ照会したところ、英国海兵隊の将校2名が米英間の軍人交流プログラムに基づいて交換将校として米海兵隊に所属し、米海兵隊の一員として米側の活動に参加していたとのことです。

県としては、米軍の訓練等によって周辺住民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、今後とも日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担の軽減を求めてまいります。

次に、高江住民の実態調査に係る県の対応と見解についてお答えいたします。

東村によると、オスプレイやその他のヘリによる騒

音に関する苦情は、平成27年度は56件、平成26年度は16件、平成25年は37件、平成24年度は44件あったとのことであります。また、ことし6月は60件程度寄せられているとのことであります。北部訓練場の過半の返還に伴うヘリコプター着陸帯の移設工事に関し、平成22年7月に東村や地元高江区から沖縄防衛局に対して行った要請を踏まえ、平成23年3月、東村高江区内に騒音測定器が設置されたとのことであり、測定結果については、随時、東村及び高江区に説明されることとなっております。

県としましては、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 21世紀ビジョン関連についての御質問の中の、平和外交地域の形成と平和・人権問題研究所の設立についてお答えします。3の(1)アと3の(1)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県民は、さきの大戦での悲惨な地上戦の体験を通して、平和のとうとさ、人権の尊重がいかに大切かを肌身で感じており、恒久平和の創造や人権の尊重に努めることの重要性を認識しているところであります。平和・人権問題研究所の設立は厳しい状況ではありますが、引き続きさまざまな方策を模索してまいります。

県としましては、平和協力外交地域として国際社会における認知を深め、アジア・太平洋地域の持続的安定に貢献するため、沖縄県平和祈念資料館の運営、平和の礎事業、沖縄平和賞事業等を実施し、沖縄県の国際社会における平和発信拠点としての地位を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 21世紀ビジョン関連についての御質問の中の、離島力促進についてお答えいたします。

沖縄県の離島は、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を有しております。一方で、離島地域は、条件不利性に起因した課題を抱えており、若年者の慢性的な流出等に伴い地域活力の低下が懸念されております。そのため、県では沖縄離島体験交流促進事業や離島観光・交流促進事業などを実施し、本島住民等との交流を通し

ながら、離島の活性化を図っております。また、条件不利性を解消するため、割高な交通・生活コストの低減など定住条件の整備に取り組んでおります。

県としましては、これらの取り組みにより、離島力を向上させていきたいと考えております。

次に、公共交通関連についての御質問の中の、鉄軌道導入の進捗についてお答えいたします。

県では、概略的な検討を行う構想段階として、鉄軌道の計画案づくりに取り組んでいるところであります。同計画案づくりは、5つのステップで段階的に検討を進めているところであり、現在は複数のルート案について比較評価を行うステップ4に移行したところであります。ステップ3では、県民から寄せられた意見を踏まえ、専門家で構成する委員会での検討の結果、当初の4案に新たに3つのルート案を追加し、合計7つのルート案を設定しました。ステップ4以降では、各ルート案について、評価項目に基づき客観的な評価を行い、よりよい案を選定していくこととしております。

同じく公共交通関連の中の、市町村会議の内容等、広域調整の必要性、シンポジウムの開催についてお答えいたします。6の(2)から6の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

鉄軌道導入は、県民の長年の悲願であり、構想段階における計画案づくりには多くの方々に参加していただくとともに、導入に向けた気運の醸成を図っていくことが重要であります。そのため、県民会議や関係機関等意見交換会については、構想段階のステップ2から検討課題ごとにそれぞれ3回開催し、陸上交通の課題や骨格軸ルート案等について情報共有を図ってきたところであります。また、市町村と情報共有、連携を図ることを目的に設置した本島26市町村で構成する市町村会議についても、県民会議等と同様、3回開催してまいりました。

シンポジウムの開催につきましては、鉄軌道の導入に向けた理解を深めるとともに、気運の醸成を図る観点から、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 21世紀ビジョン関連についての御質問の中の、低炭素島しょ社会への取り組みについてお答えします。

県では、低炭素島しょ社会の実現に向け、地球温暖化防止対策として、県民環境フェアや環境月間における街頭キャンペーン等の普及啓発活動を実施すると

ともに、観光施設等の総合的エコ化促進事業を実施しております。また、災害に強く低炭素な地域づくりを推進するため、県内の防災拠点や避難所等への太陽光発電や蓄電池等を導入する再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しております。温暖化をもたらす温室効果ガスの沖縄県における排出量は、平成23年度から減少傾向にあります。

今後とも、沖縄県全体の温室効果ガス削減に向け、県民一人一人や個々の事業者の取り組みに加えて、低炭素社会づくりの推進やクリーンエネルギーの普及促進等の取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 21世紀ビジョン関連についての海洋資源開発と利用促進に向けた取り組みについてにお答えいたします。

沖縄近海における海洋資源については、現在、国において開発技術等の調査検討を進めており、経済性評価を行った上で、「平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう(中略)官民連携の下、推進する。」こととしております。沖縄県では、平成25、26年度に実施した可能性調査の結果を踏まえ、現在、海洋産業に関する人材育成や新産業の創出、関連企業の誘致など、調査・開発支援拠点形成に向けて取り組んでいるところであります。また、海洋エネルギーについては、平成24年度事業において久米島町に海洋温度差発電設備を整備し、将来の実用化に向けた実証試験を行っているところであります。

県としましては、引き続き国や関係機関と連携しながら、海洋資源の有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

アジア経済戦略についてのアジア経済戦略構想における沖縄の優位性と重点戦略についてにお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄は、かつて琉球王国としてアジア諸国と交流を行った歴史と、アジアの巨大なマーケットの中心に位置する地理的優位性、加えて、沖縄の持つ地域力、文化力、人間力、自然等のソフトパワーを有しています。県では、これらの特性を生かし、アジア経済戦略構想の重点戦略について、今後、沖縄経済を牽引し基軸となる成長戦略として、世界水準の観光・リゾート地の実現、国際競争力のある物流拠点やアジア有数の国際情報通信拠点の形成など、5つの重点戦略を推進

し、アジアの活力を取り込むことで沖縄県の自立型経済を発展させていきたいと考えています。

同じくアジア経済戦略について、アジア経済戦略構想の人材育成についてお答えします。

人材は全ての発展の基礎であり、アジア経済戦略構想を実現するためには、各産業の成長を担う人材の確保・育成が極めて重要であると認識しております。戦略構想では、観光やIT産業等の各分野で産業を担う人材の育成・確保を図るとともに、アジアを見据えたグローバル人材の育成に取り組むこととしております。

県としましては、戦略構想の実現に向け、民間企業や教育機関等と連携し、高度な専門性と国際性を有する人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 21世紀ビジョン関連についての御質問の中で、沖縄型人材育成についてお答えいたします。

県教育委員会では、21世紀の万国津梁にふさわしい国際性と個性を涵養する人材育成を図るため、積極的に海外留学事業等を行っております。その取り組みとしまして、平成27年度は高校生309名を世界23カ国及び地域へ派遣しております。その派遣に際しまして事前研修では、異文化理解を深めるため、沖縄の歴史や文化を学ぶ機会を設定しております。

今後とも、ウチナンチュとしてのアイデンティティを持たせるとともに、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 観光政策関連についての御質問の中の、年間観光収入についてお答えいたします。

平成27年度の観光客1人当たり消費額は、対前年度比1.9%増の7万5881円、入域観光客数が対前年度比10.7%増の約794万人と、消費額、観光客数ともに増加したことにより、観光収入は対前年度比12.7%増、過去最高の約6022億円となっております。

続いて宿泊施設の資本別内訳についてお答えいたします。

県では、宿泊施設に関して資本別による調査は行っておりませんが、新聞報道等をもとにヒアリングした

結果によると、平成28年9月現在、収容人数500名以上のホテルは50施設となっており、その割合は、外資系が12施設で24%、県外資本が25施設で50%、県内資本が13施設で26%となっております。

続いて雇用、待遇の課題についてお答えいたします。

国の就業構造基本調査や毎月勤労統計調査等によると、観光関連産業における宿泊・飲食サービス業は非正規雇用の割合が高く、平均給与が低いことが示されております。観光関連産業の雇用環境を改善するためには、引き続き観光客数を増大させるとともに、年間を通した誘客の平準化や観光消費額の増加を図り、観光関連産業の経営改善と従業員の所得向上、雇用の安定化を図ることが重要であると考えております。

このため、県としましては、市場特性に応じた誘客活動を展開するとともに、季節や客層に合わせたプロモーション、オフシーズンにおける修学旅行、プロ野球キャンプなどのスポーツコンベンションを積極的に推進しております。また、島々をめぐる周遊型観光や地域資源を活用した観光の推進により、平均滞在日数を延伸させるほか、消費額の高い外国人観光客の誘致を強化してまいります。さらに、経営者層の意識改革セミナーや従業員向けのスキルアップ研修への支援などを実施してまいります。このような取り組みを着実に推進することにより、観光関連産業の雇用環境の改善を図ってまいります。

続いてクルーズ船母港化の取り組みについてお答えいたします。

クルーズ業界大手の船会社によると、母港化に向けては、食材、水、燃料などを安定的に積み込むことができる施設やターミナルが存在すること、クルーズ客が下船後に利用する交通インフラが充実していること、税関、入出国管理、検疫のいわゆるC I Qの体制、ターミナルスタッフ、観光ガイド等の人材がそろっていることなどの条件が備わっている必要があるとのことであります。

県としましては、今年度、県内におけるクルーズ船寄港の現状と課題の把握、母港化に向けた可能性の調査等を行い、今後の誘致戦略や受け入れ方針を策定することとしております。

続いて沖縄型観光の確立についてお答えいたします。

沖縄県では、平成24年度に策定した第5次沖縄県観光振興基本計画において、目指す将来像を世界水準の観光・リゾート地とし、観光地としての基本的な品質を確保するとともに、独自の観光価値を発揮するこ

とにより、高いブランド力を有する観光地として、世界中に広く認知されることを目指しております。そのためには、東アジアの中心に位置する地理的優位性に加え、豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化など国内外の多くの観光客を魅了するソフトパワーを活用した多様な体験プログラムや観光周遊ルート等を広く発信していくこととしております。

続いて沖縄型エンターテインメントについてお答えいたします。

沖縄県は、組踊や琉球舞踊、空手などの伝統文化や各地域で受け継がれてきた伝統行事など、独特の文化資源を有しております。県においては、これらの文化資源を活用してエンターテインメント性や芸術性が高い新たな観光コンテンツとなる舞台公演を創出する文化観光戦略推進事業を実施しております。また、文化芸術活動の産業化に向けて、経営的視点を持ってマネジメントができる人材を育成するアーツマネージャー育成事業を実施しております。これらの取り組みにより、多様な観光客のニーズに対応したコンテンツの制作や効果的な情報発信、継続的な人材育成に取り組み、沖縄の魅力を生かしたエンターテインメントの創出に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 土木建築事業関連についての御質問の中の、米軍基地関連事業のボンドについての御質問にお答えいたします。

県では、米軍等関係機関に対して、県内業者への分離・分割発注及びボンド率減免の要請を定期的に行っており、今年度は、去る9月7日に、外務省沖縄事務所及び在沖米国総領事館に対して要請したところであります。また、平成26年度及び27年度には、沖縄型ボンディングシステム実証事業を実施して、県内企業の米国保険会社に対するボンド申請手続の支援を行ったところであります。しかしながら、県内企業の多くは、営業経歴、信用力、財務力等の内容において米国保険会社のボンド取得が困難であることが判明しました。今後は、ちゅらしま建設業相談窓口の米軍工事参入促進セミナーなどを継続しながら、県内建設業者を対象とした米軍基地関連事業に関する意向調査を行い、その結果を踏まえ、国内保険会社の保証等対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、総合評価方式の課題についての御質問にお答えいたします。

土木建築部の総合評価における評価基準は、国土交

通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン（参考資料）をもとに設定しております。また、この評価基準については、これまでも、関係業界団体の要望を踏まえ、工事成績評価点の細分化、提出書類の簡素化など改善を図ってきたところであります。一方、下請に県内企業を活用する場合の評価など、改善の要望もあり、土木建築部としては、沖縄総合事務局や他県の事例を研究し、関係業界団体の意見を聞いた上で、さらなる改善に努めたいと考えております。

次に、最低制限価格上限撤廃後の実態についての御質問にお答えいたします。

県発注建設工事の最低制限価格については、ことしの4月からその範囲を予定価格の100分の70以上として、上限値を撤廃したところであります。平成28年4月1日から8月末までに指名通知または公告を行い、契約締結した工事における最低制限価格の設定は、平均で91.2%となっており、平成27年度の89.1%と比べると2.1ポイント上昇しております。また、落札率は93.2%となっており、平成27年度の92.4%と比べると0.8ポイント上昇しております。

次に、県内業者の受注率についての御質問にお答えいたします。

土木建築部発注工事における県内業者の受注率は、平成26年度は、発注件数794件、約522億9000万円のうち756件、約474億5000万円で、受注率は、件数で95.2%、金額で90.7%となっております。平成27年度は、発注件数721件、約625億3000万円のうち688件、約532億7000万円で、受注率は、件数で95.4%、金額で85.2%となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 幾つか再質問させていただきます。

2の(3)の高江住民の実態調査についてということでは先ほど測定値は出たんですが、私が質問しているのは、生活にどういうふうな影響を及ぼしているのか、地域の教育機関でどういう影響を及ぼしているかということをややはり県が調査するべきではないかなということなので、そのことに関して見解を伺いたいと思います。

それと観光政策なんですが、先ほど私冒頭でスタンレーさんの話をしたんですが、県としても、やはりこういうふうな海外のブロガーの皆さん、かなり沖縄県の観光に力を入れて協力していただいている人たちは、何がしかの賞や、そして賞でなくても大使みたいなそういう役割をしっかりと与えていただきたいなと

思っているんですが、そのことに関しての見解もいただきたいと思います。

続きまして、観光関係なんですけれども、やはり欧米の人たちをもっとふやすためには、やっぱり離島力、離島観光をもう少し充実させるべきではないかなと思います。欧米の皆さんは、自然をすごく大事にする旅行をする方が結構おられるということで、離島の観光の充実というのは、やっぱり1000万人に向けて絶対必要不可欠だと思っております。だから、やはり特別な離島の観光力をアップさせる施策をやっていくべきだと思っているんですが、そのことについても伺いたいと思います。

それと公共交通関連ですが、先ほど市民会議、そして県民会議、3回と聞きましたが、地域からやはり広域調整も含めたもう少しシンポジウムを含めた、県民を、何というのかな、3回では僕は少な過ぎると思うんですよ。やっぱりもう少し回数をふやしていただく。地域の皆さんがもう少しこの鉄軌道導入に対する思いをそこで語れるような、そういう県が率先してももう少し回数をふやすなり、ただネット上の調査とかそういうふうなものだけではなく、やはり現地に行って、その辺のシンポジウムを開催したり、広域調整をしたりというようなことをもう少し積極的にするべきだと思うんですが、その辺の見解をいただきたいと思います。

最後に、ボンドなんです。私7年前からこのボンドに関しては、解決策はないかということずっと質問をさせていただいているんですが、なかなかこのハードルが高いというか、常にそういうふうに県のほうから挑んでもね返されてきている。それは、7年かけてまだこの段階かというような感じがしてしょうがないんです。これはもう少し切り込み方があるのではないかなと思うんですが、今後、やはりもう少し国や米軍に対する積極的なアプローチをしていただきたいと考えておりますが、その辺の見解についても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほどは騒音等を中心に実態調査のものをやってみました。

高江地域の方々にとって、やはり騒音というのも大変重要だと思います。一方で、また今回ヘリパッド建設に当たって、県警の大量動員、それから市民団体の活動等によって影響を受けているということで、これにつきましても、東村から聞き取り等を行ってございます。やはりこの検問等で学校におくれたとか、それから妨害行動によって、なかなか日常生活にいろいろと不便を来しているというようなお話等もござい

ます。いずれにいたしましても、警備をするに当たりましては、やはり地域住民の方々の安全、そういったものに配慮しながらやっていただくと同時に、市民の方々に對しましても、法令を遵守しながら地域住民の日常生活に影響を与えないような形でやっていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 海外のブロガーなど、海外において沖縄観光に貢献している方に対して、民間大使等への任命をしてはどうかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、沖縄県と世界各国地域の人的ネットワークを拡充し、経済、文化、学術等あらゆる分野で国際交流と国際協力を推進し、本県及び各国地域の振興に資することを目的として、海外で沖縄をキーワードに活動されている方をウチナー民間大使として認証しております。

御質問の台湾のスタンレー氏については、今観光団体のほうからうちの民間大使への推薦をいただいているところでございまして、今認証に向けた審査を進めているところでございます。

続いて、離島観光の強化に関する御質問にお答えいたします。

本県の離島は豊かな自然や独特の文化、歴史を有しており、それを活用した離島観光の振興による地域経済の活性化が期待されます。一方で、県内の離島においては、一部の離島を除いて宿泊施設の不足であったり、あるいは空路、海路の交通アクセスの拡充、国内外での認知度が依然として低いことなどが課題となっております。

そのため、県においては、航空会社等と連携したプロモーション活動や、それから離島観光事業者と送客事業者とのマッチング機会の創出に向けた離島観光コンテンツフェアであったり、そういった形で県外での認知度向上に努めるとともに、国内チャーター便、い

わゆる航空機によるチャーターへの支援等を活用した形での離島の航空路線拡充などに取り組んでおります。また、今年度から外国人観光客を対象に、離島地域を含む県内での広域観光周遊ルートの形成にも取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 玉城議員の再質問にお答えいたします。

公共交通会議または市町村会議等、もっともっとやって県民を盛り上げていくべきではないかという趣旨の質問にお答えいたします。

まず県民会議という形で3回行っておりますが、この構成は公募によりまして、多くの県民の声を聞こうということで3回行っております。そして、場所もできるだけ多くの県民、市民にわかっていただきたいということで、那覇で開いたり北部で開いたり、中部で開いたりということで開催してきております。

御指摘のもっと回数をふやして機運を盛り上げるべきではないかということについては、これまで専門の先生方の調査に対する意見を聞きながら、ある一定の方向性といえますか、ある一定の形がつくられてきましたので、その材料をもとにできるだけ多くの県民に提供し、議論を盛り上げていくという意味で回数を検討してまいりたいと思っております。

さらに、シンポジウムについても、公共交通への転換でありますとか、あるいは利用者をふやすことが鉄軌道の実現にも寄与することも含めて、県民の世論の喚起といえますか、そういったものを含めてシンポジウム開催についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 米軍基地関連事業のボンドについての再質問にお答えいたします。

平成26年度、平成27年度と米国保険会社からのボンド取得について、実証実験等で活用を検討してきたところでございます。しかしながら、やはり県内企業の体力、企業規模ではなかなかそのボンド取得というのは難しいということがわかりました。そこで、今年度は県内の建設業者を対象とした米軍基地関連事業に関する意向調査、これを改めて行って、国内保険会社の活用、保証等の対応策についても検討していきたいと考えております。あわせて、分離・分割発注、ボン

ド率減免については、関係機関に対して引き続き要請を行ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣 光栄君 皆さん、おはようございます。

新垣光栄であります。

会派おきなわを代表して代表質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

昨日、抗議決議と意見書を全会一致で可決しました。沖縄の海上での海兵隊AV8Bハリアー戦闘攻撃機墜落事故について、質問通告後発生した看過できない重要な問題でありますので、議事課と執行部に連絡してあり、先例を踏まえて質問いたします。

事故の状況について伺います。

そして第2、けさの報道によりますと、まだ事故原因の詳細が明らかになっていない中で、エンジン調整が行われている、準備が行われているようです。県は厳しい対応が求められると思いますが、その件に関して県の見解をお伺いします。

それでは、代表質問の1、県知事の政治姿勢について伺います。

沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであるしまくとうばは、地域の伝統行事などで使用される大切な言葉であり、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といった沖縄文化の基層である。しまくとうばの日として条例を定めてから10周年を迎え、しまくとうば県民大会が開催された。知事の見解を伺います。

(2)、世界のウチナーンチュ大会について。

世界に雄飛した県系人の功績をたたえ、そのウチナーネットワークを持続的に継承・発展させるとともに、沖縄独自のソフトパワーを国内外に発信し、その魅力と可能性を活用して沖縄の未来を切り開いていくことを目的とした第6回世界のウチナーンチュ大会が、10月26日の前夜祭パレードを皮切りに開催されます。知事の見解を伺います。

(3)、東京オリンピックの空手競技の沖縄開催について伺います。

誘致実行委員会は、内閣府で丸川五輪相や全日本空手道連盟の笹川会長と会談し、空手競技を沖縄で開催するよう4項目要請したが手応えはあったのか。知事の見解を伺います。

大卒の2、平成29年度予算と執行状況について。

(1)、沖縄予算と米軍基地のリンク論について。

沖縄関係の閣僚らが沖縄振興と基地問題の進展を絡

めるリンク論容認を明言するようになっている。知事の見解を伺います。

(2)、沖縄関係予算（概算）について伺います。

内閣府は、8月31日、2017年度の沖縄関係予算の概算要求額を3210億円と決定し、財務省に提出した。2016年度当初予算比140億円（4.2%）減で、2012年12月の第2次安倍晋三政権発足後初めて概算要求で前年度当初予算額を下回った。知事の評価について伺います。

(3)、執行状況について。

使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金は、執行率の課題を理由に大幅に減額された。その改善に、県、各市町村が一体となって取り組む必要がある。執行部の見解を伺います。

大枠3、米軍基地の関連について伺います。

(1)、日米地位協定の改定に向けた取り組みについて。

沖縄県は、日米地位協定の抜本的改定に関してどのような取り組みを行っているか伺います。

(2)、米軍犯罪対策について。

ア、昨年度と今年の米軍人・米軍属による事件・事故の状況について伺います。

イ、米軍による綱紀粛正、再発防止策に対する県の評価と対応について伺います。

ウ、沖縄・地域安全パトロール隊に対する県の評価と見解について伺います。

(3)、米軍基地から派生する環境問題について伺います。

ア、沖縄市サッカー場の土壌汚染問題を初め、北谷町上勢頭地区基地返還跡地、読谷村の米軍補助飛行場返還地、嘉手納基地周辺の河川を水源とする浄水場からのP F O S検出等の環境問題に対して、県はどのように関わっているか。また、どのような支援、対策を行っているか。見解を伺います。

イ、それを浄化・処理する予算は米軍にあるはずだが、その費用はどのようになっているか。予算措置のめどが立っているのか。特に読谷村の土壌汚染問題について見解を伺います。

ウ、高江ヘリパッド建設の森林伐採、工事の状況、県の対応について伺います。

大枠の4、公安委員会について伺います。

(1)、北部訓練場高江ヘリパッド建設に伴う警備について。

ア、応援警備の要請について、公安委員会が派遣要請する前に警察庁が関係都府県へ呼びかけるという政治的中立性を欠く状況になっている。その経緯と公安

委員長の見解を伺います。

イ、警備に当たる県外機動隊に対する県費負担の詳細と負担根拠について、公安委員長の見解を伺います。

ウ、法的根拠を示すことなく市民の自由をむやみに制約する警察活動について、公安委員会の説明責任が問われている。委員長の見解を伺います。

(2)、公安委員会の定例会が毎週行われると思いますが、状況について、前年度と今年の公安委員会委員の出欠状況、議事録の公開について伺います。

大枠5、教育委員会について。

(1)、県公立学校教員候補者選考試験で試験問題が市販本と酷似した問題が多数出題されたことについて、教育長の見解を伺います。

(2)、中教審は、次期学習指導要領の審議をまとめました。新たに盛り込まれる小学校英語の教科化には、これまでと異なる教員の技量が求められているが、教育長の見解を伺います。

(3)、激動する社会での生きる力を育むため、高校、大学の教育現場が激変すると思うが、教育委員会としての見解を伺います。

6、貧困対策・子育て支援について。

(1)、沖縄県は、子どもの貧困対策計画を策定し、国、市町村、さらには地域の団体や個人などさまざまな主体が連携して、子供の貧困対策を強力に推進していますが、その現状と課題について伺います。

(2)、高齢者貧困、若者の貧困の現実を沖縄県はどのように捉えているか伺います。私は子供の貧困はないものと思っています。大人の貧困が子供の貧困につながっていると思っています。

(3)、沖縄県21世紀ビジョン実施計画において、待機児童対策行動指針を策定し、潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図ることを目標としております。また、子ども・子育て支援新制度では、平成30年には待機児童ゼロを目指して保育の拡大が急務です。待機児童の現状と課題について伺います。

大枠7、観光、スポーツ行政について伺います。

(1)、無許可の違法民泊について。

最近の東京や大阪における逮捕事例を初めとした各種報道、インターネットを初めとした民泊に関する苦情・クレームの状況を見て、大きな社会問題となっております。いわゆる闇民泊の増加と取り締まりの状況について伺います。

(2)、スポーツ観光について。

ア、県内で新たなスポーツ産業の創出を目指して、沖縄総合事務局は検討会議を開くことになりました。

県の見解を伺います。

イ、沖縄県は、スポーツキャンプのメッカで県内外から関心が高く、宿泊施設の絶対数が不足していると思われます。どのような対策を考えているか。特に夏場の宿泊、合宿等の子供たちの宿泊について伺いたいと思っております。

ウ、県民のスポーツ推進・健康づくりの基礎を支えているのは、県体育協会及び各市町村体育協会（スポーツ推進員）であると思っております。オリンピックにおける支援も含めて、県のそうした支援体制がどのような状況か伺います。

(3)、M I C E 事業関連について。

ア、規模と予算について伺います。

イ、インフラ整備の進捗状況について、前に質問しました県道38号線とモノレールのM I C E 会場までの延長等についても含めて伺いたいと思っております。

ウ、M I C E 施設自治体及び近隣自治体の連携について伺います。

8、沖縄県の公園について。

(1)、慶良間諸島ナショナルパーク、やんばる国立公園について伺います。

(2)、沖縄県総合運動公園の整備状況と自転車競技場について伺います。沖縄県は、オリンピックで2人の選手を送出しております。その自転車競技2人の枠に沖縄県の選手が2人入っております。今、仮設の自転車競技場である競技場の新設はないのかを含めて伺いたいと思います。

(3)、中城公園の整備状況と高原ホテル跡について、今中城公園では整備が進められています。今整備の障害となっているのがホテル跡地であります。そのホテル跡地の処理対策について伺います。

9、水害・土砂災害対策等について伺います。

(1)、今年度の台風、集中豪雨等の現状について伺います。

(2)、沖縄県における水害、土砂災害対策等の進め方について伺います。

(3)、中南部中城湾周辺の土砂災害の特徴、対策について伺います。

10、住宅政策について。

(1)、福島原発事故における避難者について伺います。福島県は避難指示区域外からの避難者に対して、災害救助法に基づく住宅支援を来年3月で打ち切ると発表しております。その件について伺います。

(2)、県営住宅について伺います。

(3)、沖縄県全体の住宅のゾーニング見直しについ

て伺います。

大枠11、内部統制について。

(1)、翁長県政は沖縄21世紀ビジョン実施計画業務を適正に遂行するため、体制をどのように強化し構築してきたか伺います。

(2)、最近の県公立学校教員候補者選考試験問題を初め、沖縄都市モノレールのエレベーター等の管理、沖縄県総合運動公園の営業時間外配置料金過徴収の問題、八重山病院予算等の一連の諸問題に対して、内部統制が機能しているか伺います。今、沖縄県は基地問題の対策において、いろいろ職員の皆さんに御苦労があると思いますけれども、いま一度体制を見直す必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、しまくとうばの日に関する条例制定10周年についてお答えをいたします。

平成18年の条例制定を受け、沖縄県においては、しまくとうばの普及促進に向けた県民講座や普及啓発の重要性を喚起するワークショップなどを開催してきたほか、NPOや民間団体においても、語やびら大会の開催や民話集の制作など、自主的な取り組みが行われてきました。また、平成25年度からは全県的な県民運動を展開するため、10カ年計画を策定し、平成27年度までの間、県民大会や各地におけるシンポジウムなどを開催してまいりました。しまくとうばの日に関する条例制定から10年間ににおけるこれらの取り組みにより、県民の機運醸成については、一定程度の効果があったものと考えております。

一方で、平成21年にユネスコは県内5地域に伝わるしまくとうばを消滅の危機に瀕する言語に指定していることから、しまくとうばの県民への普及促進に向けては、より実効性のある取り組みを行っていく必要があると認識しております。このことから、今年度策定した平成30年度までの中期しまくとうば普及推進行動計画では、県や市町村、普及団体、教育機関などにおける役割の明確化を図りつつ、官民連携による県民への普及促進の中核的役割を果たすしまくとうば普及センター（仮称）を設置し、地域や学校、職場などで実践的に取り組むための講師や話者等の人材養成及び活用のコーディネート、出前講座の実施、5地域ごとの取り組みを促すための会話集や実践マニュアルの

作成などに取り組むこととしております。

次に、東京オリンピック空手競技の沖縄開催等についてお答えをいたします。

空手が東京オリンピックの種目に決定したことは、空手発祥の地・沖縄を世界にアピールする絶好の機会であります。沖縄県としては、事前合宿の誘致、県内開催、開会式における空手演武の披露等の実施に向けて取り組んでいるところであります。去る9月20日の要請活動では、全日本空手道連盟の笹川会長から、「要請の趣旨は理解した。協力できることは一緒に頑張っていきたい。」とのお話がありました。また、丸川オリンピック担当大臣からは、「要請事項について、東京オリンピック組織委員会や東京都に伝えたい。」とのお話がありました。

沖縄県としましては、引き続き官民一丸となって空手の沖縄開催に向けて、国や関係団体等に対し誘致を働きかけていくとともに、県内における機運醸成にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、平成29年度予算と執行状況についてに関する御質問の中の、平成29年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えをいたします。

内閣府の平成29年度概算要求においては、総額3210億円の沖縄振興予算が計上されました。今年度の当初予算額を下回る水準ではありますが、厳しい財政状況の中、3000億円台が確保されたところであります。その内容につきましては、那覇空港平行滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の規模拡充、拠点返還地跡地利用推進交付金、沖縄子供の貧困緊急対策事業等について、所要の額が計上されたところであります。また、県土の均衡ある発展を図るための北部振興事業や鉄軌道に係る調査費が計上されるなど、基本的には本県の振興に配慮がなされたものと考えております。一括交付金の減額については残念ですが、改めて執行率の課題が指摘されたことを受けとめ、引き続き改善に努めることとしております。

平成29年度の沖縄振興予算につきましては、去る8月10日に菅官房長官、鶴保内閣府沖縄担当大臣、自民党高村副総裁並びに二階幹事長に対して要請を行い、所要額の確保を働きかけてきたところです。また、9月14日には、二階幹事長に概算要求額の満額確保を要請したところであります。引き続き、内閣府沖縄担当部局を初め関係機関との連携を一層密にするとともに、県選出国會議員並びに県議會議員初め関係各位の協力を得ながら、概算要求の満額が措置されるよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長か

ら答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 新垣光栄議員の米軍基地関連についての御質問の中で、沖縄・地域安全パトロール隊に対する県の評価と見解についてお答えいたします。

4月に発生した事件を契機として、国民の生命と財産を守ることが重要な責務である政府が、沖縄県における犯罪抑止に向けてパトロール等を行うことは一歩前進だと考えております。

私は、先週開催された沖縄における犯罪抑止対策推進協議会において、パトロールの実施に当たっては、深夜から明け方にかけて発生することが多い米軍人・軍属等による事件・事故に対応するため、パトロールの時間帯を変更することなど、地域の実情も踏まえた対応をすることを要望いたしました。また、予算については、沖縄振興予算とは別枠で確保することを検討すること、防犯灯の設置等については市町村の負担となることがないこと及び警察官の増員については早期に手続に着手するよう、沖縄の実態に合わせた実効性のある対応をすることを要望いたしました。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、世界のウチナーンチュ大会についてお答えいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、これまで回を重ねるごとに参加者がふえ続け、ことしの第6回大会では、海外から過去最高となる約6700名の参加を見込んでおります。一方で、海外県系人等の世代交代が進んでおり、次世代へウチナーネットワークを継承していくためにも、第6回大会は重要な意義を有すると考えております。

今大会では、海外の次世代代表が参加する世界若者サミットが企画されているほか、プレイベントとして、県内、海外の若者が中心となった世界若者ウチナーンチュ大会も開催されるなど、今後、ウチナーネットワークの担い手となる若者が、交流と理解を深めることでより強いきずなが形成されることが期待されます。また、閉会式で世界のウチナーンチュの日制定の宣言を予定しており、今後その日に合わせて、県内、国内、海外各地でウチナーンチュの伝統や文化をテーマとした関連行事が行われることで、ウチナーネットワークのさらなる発展、継承につながることを

期待しております。

次に、観光、スポーツ行政についての御質問の中の、沖縄総合事務局の検討会議についてお答えいたします。

県は、スポーツ関連産業の振興を図るため、平成26年度にスポーツの産業化に向けた戦略を策定し、平成27年度からモデル事業に対して補助等の支援を行っております。一方、沖縄総合事務局においては、県の取り組みを受け、スポーツ産業クラスターの形成に向けて、平成27年度に産官学から成る調査検討委員会を開催し、平成28年度は沖縄スポーツ産業クラスター検討会議を設立する予定であります。

県としては、スポーツ関連産業の振興のため、官民等が連携した協力体制の構築が重要であることから、沖縄総合事務局と連携してスポーツ関連産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、宿泊供給量の増加に向けた対策についてお答えいたします。

急激な外国人観光客の増加に伴い、夏場やスポーツキャンプが集中する時期などに宿泊施設の需要が集中することはあるものの、県内の宿泊供給量は、現時点でおおむね需要を満たしているものと考えております。一方、入域観光客数1000万人、平均滞在日数5日間の目標達成のためには、宿泊供給量の増加が不可欠であることから、県においてはホテル誘致に積極的に取り組んでおります。また、好調な沖縄観光の動向を受けて、民間による投資開発の動きも活発化していることから、今後も宿泊供給量は着実に増加していくものと考えております。

続いて、沖縄県体育協会及び市町村体育協会への支援についてお答えいたします。

沖縄県体育協会及び市町村体育協会は、スポーツの推進に関する各種事業を実施することにより、県民の体力の向上と心身の健全な発達、健康づくりに取り組むなど重要な役割を果たしております。そのため、県においては、沖縄県体育協会の運営に関する支援のほか、各競技団体の競技力の向上、スポーツ少年団の育成、県民体育大会の開催、総合型地域スポーツクラブの育成など、当該団体が実施する各種事業に対して支援を行っているところであります。また、市町村体育協会に対しては、沖縄県体育協会がスポーツ振興交付金を助成し、地域のスポーツ振興を図っているところであります。

県としては、引き続き沖縄県体育協会等への支援を行い、スポーツの振興を図るとともに、県民の健康の維持、増進に努めてまいりたいと考えております。

続いて、大型MICE施設の規模と予算についてお答えいたします。

大型MICE施設については、ことし8月に策定した沖縄県大型MICE施設整備基本計画の中で、多様なイベントに対応できる3万平方メートルの展示場、4000人規模の会食に対応できる7500平方メートルの多目的ホール、20室から30室の中小会議室等を備えた施設として整備することとしております。

整備費については、大型MICE施設、立体駐車場及び外構等を含めた総額で約513億円と試算しております。また、10月の事業者公募の際には整備費に加え、指定管理料の限度額等についても提示することとしており、有識者等で構成する大型MICE施設整備運営事業者選定委員会で検討を行っているところであります。

続いて、MICE施設自治体及び近隣自治体との連携についてお答えいたします。

大型MICE施設の周辺や近隣のエリアには、地域への経済効果を高めるため、宿泊施設や商業施設等の整備を促進することが重要であると考えております。そのため、現在、大型MICE施設の周辺エリアを対象に、これらの施設等の整備や魅力あるMICEエリアとしてのまちづくりの方向性を示すビジョンを策定するための有識者委員会に地元自治体の首長の参加を求め、検討を行っているところであります。

また、今後は、近隣を含む広域的なエリアにMICEの経済効果が波及するよう、宿泊施設や商業施設等の整備を含めたまちづくりが必要と考えており、地元及び近隣自治体で構成するサンライズ推進協議会と連携して検討していくこととしております。

続いて、沖縄県の公園についての御質問の中の、自転車競技場についてお答えいたします。

県総合運動公園の自転車競技場は、昭和62年に開催された海邦国体時に同公園内の駐車場予定地に仮設で建設され、その後、県内唯一の自転車競技場として、平成22年に開催された全国高校総体の会場等に活用されてきております。同敷地については、県総合運動公園の駐車場予定地となっていることから、移設に向けた新たな土地の確保や別途駐車場の確保等について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 平成29年度予算と執行状況についての御質問の中の、沖縄振興と基地問題のリンク論についてお答えいたします。

沖縄振興は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられているものであり、基地問題とは別と認識しております。

報道等によりますと、官房長官や沖縄担当大臣の発言は、基地返還後の跡地利用に係る個別の事業について述べられたもので、沖縄振興全体と基地のリンクについて言及したものは受けとめておりません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 平成29年度予算と執行状況についての御質問の中で、執行率の改善についてお答えをいたします。

ソフト交付金の県事業については、平成27年度から各部局の不用額の状況を共有し、前倒し可能な事業に充当するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、執行率の改善に取り組んでいるところであります。また、市町村事業においては、各市町村へ定期的に過不足調査を行い、事業間流用や市町村間流用を実施するなどして、同交付金の有効的な活用に取り組んでいるところであります。これらの取り組みに加え、さらなる執行率の改善につなげるため、交付決定時期を早めるよう内閣府と調整を進めております。ハード交付金については、繰越額の縮減に向けて、民間コンサルタントを活用した用地取得の推進、早期契約の実施等に取り組んでおります。

また、年度途中の執行状況に応じて、県事業、市町村事業間での交付金の融通を行うなど、より機動的な事業執行に努めてまいります。

次に、内部統制についての御質問の中で、21世紀ビジョン実施計画遂行のための体制強化についてお答えをいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン実施計画に掲げる施策を積極的に推進するため、アジア経済戦略構想を実現する役割を担うアジア経済戦略課を設置したほか、子供の貧困対策の強化を図るための子ども未来政策室、大型MICE施設整備を行う観光整備課、沖縄空手のさらなる振興を図るための空手振興課を設置するなど、推進体制の強化を図っております。

今後も、新たな課題に対応した施策を盛り込んで策定される後期の実施計画を着実に推進するため、引き続き推進体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 米軍基地関連につい

ての御質問の中の、日米地位協定の見直しの取り組みについてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、米軍人・軍属による事件・事故の状況についてお答えいたします。

沖縄県警の発表によると、米軍構成員等の刑法犯検挙件数及び検挙人員は、平成27年が34件42人、平成28年が8月末現在で18件22人となっております。

次に、米軍による綱紀粛正、再発防止策に対する県の評価と対応についてお答えいたします。

米軍が実施している生活指導巡回や勤務時間外行動の指針等については、刑法犯罪の減少に一定の効果を上げていていると考えています。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、事件・事故防止のための協力ワーキングチームでの議論など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めております。また、米軍の研修内容については、現在、調整を行っているところであり、正しい研修・教育内容となるよう、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

次に、水害・土砂災害対策等についての御質問の中の、ことしの台風、集中豪雨等の現状についてお答えいたします。

平成28年に本県に来襲した台風は、9月2日に大東島に接近した台風第12号、9月17日に与那国島に接近した台風第16号及び9月26日に先島諸島に接近した台風第17号の3つであります。台風第16号では、人的被害はありませんが、建物の一部損壊や農林水産物の被害等が報告されております。集中豪雨につきましても、ことし1月から9月までに大雨洪水警報等が10回発表されており、家屋への浸水、土砂崩れ、道路の冠水等の被害が一部報告されております。

県としましては、台風等の災害が発生した場合は、全庁的に災害状況の把握に努め、地域防災計画等に基づき、迅速な災害復旧対策に取り組んでまいります。

次に、追加質問についての御質問の中の、海兵隊A

V8Bハリアー戦闘攻撃機の事故の状況及び県の対応についてお答えいたします。12の(1)と12の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

平成28年9月22日午後2時ごろ、海兵隊所属のAV8Bハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方約100マイルの海上に墜落しました。県民の人的・物的被害は報告されておませんが、航空機事故は一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。9月23日に、第3海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、9月24日には、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議しました。

なお、9月23日に在沖米海兵隊及び沖縄防衛局から、墜落事故後、同型機の飛行は停止しているとの報告がありました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 米軍基地関連についての御質問の中の、米軍基地から派生する環境問題に対する県の対応についてお答えします。

県においては、返還跡地において環境問題が発生した場合、基地所在市町村及び沖縄防衛局等関係機関に対し、各種法令等に基づき、適切な調査及び対策がなされるよう調整、助言を行っております。

沖縄市サッカー場については、県は地下水等の周辺環境調査を実施しております。また、嘉手納基地周辺のPFOS問題については、企業局が調査している箇所を除く主要河川、地下水等について、全県的な調査を実施しており、結果がまとまり次第公表する予定としております。

県としましては、地域住民の不安の解消、問題解決に向けて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、高江ヘリパッド建設工事の状況と県の対応についてお答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業については、平成28年9月27日に立入調査を行っております。その結果、N1地区については、着陸帯・無障害物帯予定地の樹木の伐採はほぼ終了し、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書に記載された土

砂流出防止柵、防風柵の設置工事が行われていました。H地区については、着陸帯・無障害物帯予定地の樹木の伐採を確認しております。G地区については、進入路延長1320メートルのうち着陸帯予定地に向け約880メートルの区間における樹木の伐採を確認しております。着陸帯・無障害物帯は未着手とのことでした。

また、沖縄防衛局によると、工事用道路について、沖縄県赤土等流出防止条例に定める事業行為には該当しないとしていることから、確認のため昨日県担当職員による現地調査を行ったところであります。現在、沖縄防衛局には図面等の資料を求めており、これらの結果を踏まえ、事業行為に該当するかどうか総合的に判断してまいります。

続きまして、沖縄県の公園についての質問の中の、慶良間諸島国立公園及びやんばる国立公園についてお答えします。

慶良間諸島は、多種多様なサンゴ礁生態系などすぐれた自然環境を有することが高く評価され、平成26年3月に国立公園に指定されております。慶良間諸島国立公園は、ことし7月、国立公園を世界水準のナショナルパークへブランド化する国立公園満喫プロジェクトの先導的モデル地域の一つに選定されたところであり、県では、訪日外国人観光客を魅了し増加させる基本計画を策定するため、今年9月、環境省とともに地域協議会を設置し、座間味村、渡嘉敷村、沖縄観光コンベンションビューローなど関係機関と協議を開始したところであります。また、やんばる国立公園については、沖縄本島北部ヤンバル地域がヤンバルクイナを初めとする多くの希少な動植物が集中して生息・生育していることなど多様な自然環境を有することが高く評価され、去る9月15日に指定されております。

県としましては、世界自然遺産登録を見据え、今後、環境省及び北部地域とより一層連携を深めつつ、ヤンバル地域の自然環境保全とその適正な利活用によってさらなる地域振興を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長 町田 優君登壇〕

○企業局長（町田 優君） 米軍基地関連についての御質問の中で、北谷浄水場におけるPFOS問題に係る対策についての御質問にお答えします。

沖縄県企業局では、今回のPFOS等の検出は、嘉手納基地が汚染源である可能性が高いと考えており、

嘉手納基地内への立入調査及び基地内での使用履歴について米軍に対し要請しているほか、去る9月7日及び9日に行われた沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請においても、調査に協力すること及び適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めたところであります。米軍は、「嘉手納飛行場において、P F O S の残留物が存在する可能性のある場所及び水系に入り込む経路について文献調査をしており、調査が終了すれば協議することができる」としていることから、引き続きこの問題の早期解決が図られるよう、沖縄防衛局及び米軍と協議していきたいと考えております。

現在、当面の対策としてP F O S 濃度の高い水源からの取水停止及び恒常的な対策として北谷浄水場においてP F O S 吸着効果のある粒状活性炭への取りかえ工事を進めているところであります。

次に、同じくP F O S 対策に係る費用についての御質問にお答えします。

北谷浄水場の粒状活性炭取りかえ費用については、平成28年6月に沖縄防衛局に対し、費用補償を要請しているところであります。沖縄防衛局からは、平成28年7月に回答があり、「米軍とP F O S 等との因果関係が確認されておらず、また、国内のP F O S 等に係る水道法上の水質基準が設定されていない中で、いかなる補償が可能か検討が必要」とのことです。

沖縄県企業局としては、引き続き関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員。

〔公安委員会委員 天方 徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方 徹君） 公安委員の天方でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

米軍北部訓練場ヘリパッド建設に伴う警備についての御質問の中で、沖縄県公安委員会による援助の要求に関するものがございましたところ、本日は公安委員長が所用のため不在でありますので、公安委員会を代表し私のほうでお答えをさせていただきます。

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性の確保を目的として設置されておりますところ、我々各公安委員及び公安委員会といたしましては、その趣旨を十分に理解し、これまでも適切に県警察を管理してまいっているものと認識しております。

このたびの援助要求は、県警本部長が沖縄防衛局長からの警備要請を受けた際、県警察においてその必要

性、警備の方法ないし規模等を検討した結果、県警察の人員体制では量的な面で十分な対応がなし得ず、応援を検討する必要があると判断されたことから、我々公安委員会において、県警察から十分に事前説明を受けた後、北部訓練場周辺における各種抗議活動等に的確に対応するための警備の必要性和規模等を検討したところ、一定規模の応援を要請する必要があると認めたことから関係都府県の公安委員会に援助の要求を行ったものでございます。したがいまして、今回の援助要求が特定の主義主張に基づく政治的中立性を欠いたものとの御指摘は当たらず、純粋な警察活動の必要性をもとに判断したものでありますので、この点に関し警察行政の民主的運営と政治的中立性は十分に確保されていると判断しております。

公安委員会といたしましては、引き続き県警察が個人の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持という警察の職務を全うするに当たり、これが安全に最大限配慮された形で適切に実施されるべく、適切に管理をしてまいりたいと考えております。

次に、北部訓練場周辺における警備活動についてお答えをいたします。

北部訓練場周辺では、連日、抗議参加者が車道上に車両を放置し、そのすき間に座り込むなどして道路を封鎖する行為や、工事車両の前面に飛び出し、あるいは立ち塞がるなどの方法による通行妨害に及んでおり、危険かつ違法な状態が続いていると認識しております。

そのため、公安委員会といたしましては、法に基づき、違法行為や違法状態に適切に対処すべき責務を負う県警察が違法行為に及んでいる、あるいは今まさに及ぼうとする市民の方々の行動を必要最小限の範囲で制約することは、法に従った適切な業務執行であるというふうに認識しております。

次に、公安委員会の状況についてお答えをいたします。

公安委員会の会議は、定例会と臨時会があり、定例会は原則週に1度開催をし、県警察から警察行政の各般にわたる報告や説明を受け、公安委員がこれに質問をし、意見を述べた後、決裁を要する案件について決裁をするという形で実施をされております。

平成27年中の定例会は、合計37回開催されまして、金城委員長が27回、與儀委員が36回、そして年度途中で任命をされた私が25回、出席をしております。平成28年は、8月末現在で定例会は計28回開催され、金城委員長が18回、與儀委員と私が26回ずつ出席をしております。臨時会の開催は、昨年、ことし

ともにございせん。

また、公安委員会の議事録につきましては、公安委員会のホームページにおいて、公安委員会の概要とともに定例会の開催状況という形で適切に情報公開を行っておりと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 警備に係る費用負担状況については、私からお答えさせていただきます。

各経費の派遣部隊の経費についてでございますが、各経費の負担区分について述べますと、派遣されている各都府県の警察官に係る旅費などの派遣に伴い必要となる経費については国が、給与など身分に直接付随する経費については派遣元である各都府県がそれぞれ負担することとなりますが、いずれにしましても、その支出手続は各都府県で行うため、県警察としてお答えする立場にはございません。その他の車両の燃料費及び修繕費についてのみ県費による執行となっております。この経費については、国庫補助の対象経費となっております。その県費の負担額につきましては、現在運用中の業務に係る経費でありますことから、おおよその金額になりますが、8月末までに燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。繰返しになりますが、これらの燃料費は後に執行額の10分の5、2分の1の範囲で国庫補助を受けることになります。また、沖縄自動車道の通行料金につきましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

負担の根拠といたしましては、警察法第60号の援助要求により派遣された部隊は、沖縄県警察の指揮監督を受け、援助要求の内容に応じた職務に従事していることから、派遣部隊は活動するための車両の燃料費等を国庫補助対象経費として県費で負担することとなっております。

なお、東日本大震災における災害警備派遣や過去の沖縄県の大規模警備でも同様の措置を講じているところであり、全国的にも派遣する側の県が燃料費などを負担したという前例はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 教育委員会についての御質問の中で、試験問題引用についての見解の御質問にお答えいたします。

沖縄県教員候補者選考試験中高英語の問題では、英

語教師に英検1級、準1級程度の英語力を求めているところであります。これまで作問に当たりましては、英語教員の資質能力をはかるために市販問題集の標準的な良問を活用してきたところであります。今回引用した問題集は、複数の一般的な問題集で広く流通しているものであり、その中から本県の英語教師に求められる英語力をはかるにふさわしい問題として選んだところであります。結果として特定の出版社の割合が多くなっているという事実を確認いたしました。

県教育委員会としましては、公平性を欠くのではないかという御意見もあることから、10月をめぐに外部の有識者を交えた委員会を立ち上げ、引用のあり方、問題作成のあり方等についてさまざまな角度から検討を行ってまいります。

次に、小学校英語教科化に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

小学校における外国語教育については、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成することが重要だと考えております。現在小学校の高学年では、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を実施しておりますが、次期学習指導要領においては、読むこと、書くことも含め、全ての領域をバランスよく育む教科型の外国語教育を高学年から導入することになっております。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会との連携を図りながら、教材提供、ALTや外部人材の活用支援、外国語活動に関する研修機会の充実など、平成32年度から円滑に実施できるよう計画的に準備を進めていきたいと考えております。

次に、生きる力の育成についての御質問にお答えをいたします。

現代社会は、グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、加速度的に変化しております。このように、将来予測が難しい社会の中にあっても、未来をつくり出していくために必要な資質・能力を子供たちに育む学校教育が求められております。そのため、現在、学校現場においては知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等の育成に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、問題解決能力や他者と協働する力等を育み、主体的で対話的な学びの視点から学習のプロセスを質的に改善するなど、社会において自立的に生きるために必要な生きる力の育成を図ってまいります。

次に、内部統制についての御質問で、教員候補者選考試験についてお答えをいたします。

これまで、試験問題作成に当たっては、マニュアルやチェックリストを用いて、誤りがないかの確認を行うなどの対策を講じてきたところであります。しかしながら、今回は特定の出版社からの引用の割合が多くなっているという事実があり、結果としてチェック体制の弱さがあったと考えております。

県教育委員会としましては、10月をめどに外部の有識者を交えた委員会を立ち上げ、引用のあり方、問題作成のあり方等についてさまざまな角度から検討を行い、工夫改善に努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（新里米吉君）** 答弁の途中ではありますが、新垣光栄君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後 1 時21分再開

**○議長（新里米吉君）** 再開いたします。

午前の新垣光栄君の質問に対する答弁を続行いたします。

子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

**○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）** 貧困対策・子育て支援についての御質問の中の、子供の貧困対策の現状と課題についてお答えします。

子供の貧困対策としましては、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、県内31の市町村において、就学援助制度の充実や放課後児童クラブの利用者負担軽減を図る事業などを実施することとしております。また、国の沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、県内28市町村に100人の子供の貧困対策支援員の配置と、県内26市町村に92カ所の子供の居場所が設置されております。子供の貧困対策の推進に当たっては、今後とも、国や市町村はもちろんのこと、広く県民各界各層の理解と協力を得ながら、地域の実情に即した対策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、高齢者や若者の貧困の現実についてお答えします。

沖縄県は、国民年金保険料の納付率が全国一低い状況が続いており、国民年金平均月額是全国平均に比べ低い状況となっております。また、若者についても、失業率や非正規雇用の割合が依然として高く、厳しい状況にあると認識しております。

県としましては、生活困窮者自立支援制度等において、関係機関と連携を図りながら、若者、高齢者を含む生活困窮者への包括的な支援を実施しているところ

であります。

次に、待機児童の現状と課題についてお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの2カ年間で約1万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。待機児童の解消に当たっては、保育の受け皿である保育所等の整備と保育士の確保が課題となっており、今年度は約8700人分の定員確保に取り組むこととしております。

続きまして、住宅政策についての御質問の中の、福島県からの避難者についてお答えします。

本県においては、東日本大震災による福島県から避難してきた被災者に対して、福島県からの応援要請を受け、災害救助法に基づく民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与を行っております。応急仮設住宅の供与は、原則2年間でありますが、福島県と国との協議に基づき、入居期間の延長を行っております。平成28年9月1日現在、150世帯、350名に対し応急仮設住宅の供与を行っております。

以上でございます。

**○議長（新里米吉君）** 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

**○保健医療部長（砂川 靖君）** それでは、観光、スポーツ行政についての御質問の中の、無許可民泊の取り締まり等についてお答えします。

ここ数年、インターネットを介した民泊サービスの提供が急速に拡大しており、当該サービスで提供される施設の中には、無許可で営業を行っている施設の存在が懸念されますが、全ての実情を把握することは困難な状況にあります。県では、民泊に関する現状を把握するため、宅地建物取引業協会に対し、無許可営業に係る情報提供について依頼を行うとともに、県内各地域の観光協会等の民泊受け入れ機関を対象とした調査を行ったところであり、現在、その結果の取りまとめを行っているところであります。旅館業の許可を受けずに民泊サービスを行っている施設が確認された場合には、今後とも保健所による指導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（新里米吉君）** 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

**○土木建築部長（宮城 理君）** 観光、スポーツ行政についての御質問の中の、MICE周辺のインフラの進捗についての御質問にお答えいたします。

大型MICE施設が立地予定の中城湾港（西原・与

那原地区) 周辺の道路整備について、国においては、国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスの整備を進めており、一部区間を除き、平成30年度に暫定2車線で供用予定とのことであります。また、県では、県道浦添西原線の小那覇から翁長までの整備を進めており、一部暫定を含めて、平成31年度末供用を目指して、鋭意取り組んでいるところであります。

次に、沖縄県の公園についての御質問の中の、沖縄県総合運動公園の整備状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県総合運動公園は、昭和56年度に事業着手し、これまで、陸上競技場や屋内運動場、レクリエーションプール等の整備を行っております。平成27年度末時点の進捗率は、事業費ベースで約89%となっており、公園計画面積70.4ヘクタールのうち60.6ヘクタール、約86%を供用しております。

次に、中城公園の整備状況とホテル跡についての御質問にお答えいたします。

中城公園は、平成9年度に事業着手し、これまで、広場や園路、駐車場等の整備を行っております。平成27年度末時点の進捗率は、事業費ベースで約65%となっており、公園計画面積98.8ヘクタールのうち11.9ヘクタール、約12%を供用しております。旧ホテル跡については、権利者との交渉が難航しておりますが、今後も粘り強く交渉を進め、早期に解決できるよう努めていきたいと考えております。

次に、水害・土砂災害対策等についての御質問の中の、県の対策等の進め方についての御質問にお答えいたします。

県では、洪水や津波、高潮等による災害を防止するため、国や市町村等と連携し、水防計画を策定しております。水防計画では、水防本部の設置、情報伝達、協力応援態勢の確認、訓練の実施、危険箇所の公表等を通じて、水害・土砂災害の軽減など対策を講じているところであります。

次に、中城湾周辺の土砂災害の特徴と対策についての御質問にお答えいたします。

中城湾周辺では、急傾斜地崩壊、地すべり等の土砂災害が多く、特に断崖地では、広範囲な地すべり災害が発生しております。中頭東部地区は、北中城村熱田から西原町小橋川にかけて11の地すべり危険箇所があり、県は、地元協議を踏まえ、熱田地区、当間地区において対策事業を進めているところであります。

次に、住宅政策についての御質問の中の、県営住宅の建設状況についての御質問にお答えいたします。

現在、県では、昭和50年代に建設した多くの県営

住宅が建てかえ時期を迎えていることから、これらの団地の建てかえを優先的に行っており、あわせて戸数増に取り組んできました。なお、新規団地については、平成27年度から八重瀬町において県営伊覇団地を建設しているところであります。

次に、ゾーニングの見直しについての御質問にお答えいたします。

県では、那覇広域都市計画区域において、都市計画基礎調査に基づきおおむね5年ごとに市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域区分の見直しを行っているところであります。区域区分の見直しに当たっては、市町村がまちの将来像を地域に示し、その実現に向けて計画的に取り組むことが重要だと考えております。

県としては、市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、今後とも、市町村からの要望や相談に対して、適切に対応していきたいと考えております。

次に、内部統制についての御質問の中の、土木建築部における対応についての御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレールの昇降機等の管理については、モノレール株式会社へ管理委託業務を行うことにより対応しております。昇降機の使用停止が長期化したことについては、道路管理者として緊急性の認識が不足し、利用者への配慮が欠けていたと考えております。

今後、県としては、モノレール株式会社による維持修繕の裁量を拡大して一元化し、迅速に対応できる管理体制を構築したいと考えております。

沖縄県総合運動公園の時間外対応費の徴収については、ことし1月に指定管理者による徴収状況を調査して判明したものであり、通常のチェック体制では把握が困難な特殊な事案であったと考えております。

今後は、今回のことを踏まえ、指定管理者への指導等を強化し、再発防止に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長(新里米吉君) 病院事業局長。

[病院事業局長 伊江朝次君登壇]

○病院事業局長(伊江朝次君) 内部統制についての御質問の中で、八重山病院の予算についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業の予算については、関係機関と調整し、可能な限り国庫補助金を活用しております。建設工事において不発弾が発見され、追加の磁気探査費用が必要となっていることから、引き続き関係機関との調整を行い、国庫補助金の活用を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣 光栄君 再質問をさせていただきます。

大枠の1、東京オリンピックを機に空手発祥の地・沖縄県でしか取得できない独自の昇級審査・試験の認定を行うシステムを沖縄県が構築して、世界に発信する絶好の機会だと思っていますので、執行部の皆さん、ぜひ考えていただきたいと思っています。

そして、3、日米地位協定の改定についてなんですけれども、日米地位協定の抜本的改定は執行部だけで行うものではなく、県議会、各市町村一緒になって協議会を立ち上げ、取り組むべきではないかと思っています。その見解を伺います。

そして、公安委員会に対して伺います。

高江での平和集会の自由が確保されていると思うのか、そしてまた、国際的な人権基準を守っていると認識しているのか、伺います。

そして、多くの県民が毎年、米軍や軍属の事件・事故に巻き込まれています。事件を個人で解決するには無理があり、相談や具体的な支援が受けられるよう、公的機関の設置が必要ではないかと思っています。

以上です。見解を伺います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 東京オリンピックに向けて、空手の統一的な昇段制度の創設に取り組むことという趣旨の再質問にお答えいたします。

沖縄県においては、沖縄の大切な伝統文化であります沖縄伝統空手・古武道、その振興に積極的に取り組んでいるところでございます。また、この空手発祥の地・沖縄を世界に発信すべく、来年の3月には、空手会館の供用開始に向けても取り組んでおります。

こういう形で、伝統空手・古武道の振興に向けて、県としてもしっかり取り組んでいくということで、この4月に空手振興課を設置しまして、そして、空手道振興会などと連携して今後の沖縄における空手の継承、発展、世界への発信、こういったところについてどういった方向性を持つべきか、将来的なビジョンづくりもこれからやっていこうというふうなことで取り組んでいるところでございます。

一方で、昇段システムにつきましては、流派ごとあ

るいは道場ごとにいろいろ取り組みをされているということもございますので、そこは将来的な空手の振興に当たってのビジョンの中でこういった形で取り組むことができるのか、空手関係団体等と一緒に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 再質問にお答えいたします。

日米地位協定の改定に当たっては、県議会ですとか市町村交えて行くべきではないかという趣旨の御質問だったと思います。

御承知のとおり、日米地位協定の改定につきまして、平成12年に沖縄県は11項目について見直し要請を行いまして、毎年政府及びアメリカ側に対して渉外知事会等を通して要望をしているところでございます。

ただ、それから15年たっております。そういった中で、さまざまな事件・事故等いろいろまた課題等が見えてまいりましたので、今年度から知事公室内部において勉強会を立ち上げて、その見直し作業を今現在行っているところです。一定程度、たたき台のようなものはできております。これにつきましては、また、いろいろ調整を行いまして、庁内調整等を行って一定の方向性が出ましたら、渉外知事会、関係市町村等との意見交換、そういったことも踏まえまして、また県議会の皆様の御意見も拝聴しながら、沖縄県として全体として地位協定の新たな見直し要請案を策定し、また全国に発信していきたいというふうに考えています。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員。

〔公安委員会委員 天方 徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方 徹君） 米軍北部訓練場の警備に関して、市民の自由が守られているのかという御質問だったと思いますが、ここで議員のおっしゃる市民の自由というのは、恐らく表現の自由と反対をする自由と、こういう自由かと理解いたしますが、県警察としては、反対している方々の表現内容に関知するものではないわけでありまして、当然のことではありますけれども、表現の自由といえども、日本国憲法上の制約を受けるわけで、公共の福祉のもとでは一定の制限を受けるのは、これはやむを得ないものであります。

我が国は、言うまでもありませんけれども、法治国

家でありまして、犯罪に及ぶ行為まで表現行為が無条件に許されるという国家体制ではございません。しかも、県警察の警備活動を、我々は定例会において適宜ビデオなりで確認しておりますけれども、移動していただくに当たっては適切に警告を発して、その上でなおやむを得ないときに移動いただいていると認識しておりますので、その点に関し、市民の自由が侵害されているというふうには認識をしていないところでございます。

もう1点、国際的な人権基準を守っているのかという御質問についてですが、私の理解するところ、世界的ないわゆるユニバーサルな国際的人権基準というのは、いまだ一律には確立されていないというふうに認識しておりますし、また一方で、日本国憲法に定める基本的人権の保障というのは、極めてレベルの高い人権保障規定であるというふうに認識しております。

その上で、沖縄県警の活動が、日本国憲法の定める人権基準に抵触しているのかと言われると、それはその事実を疑わせるものはないと、先ほどの答弁と重なりますけれども、表現の自由と言えども一定の制約があり、制限されてもやむを得ない場合があって、このたび高江で起きている警備の中で表現されている方々が、やむを得ず移動させられるという場面は、そのような場面であると認識しております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 議員お尋ねのことは、米軍構成員等の犯罪があった場合の公的な相談窓口についてどうかということだと理解するのでございますが、そのようなものは多分警察だけではできないと思いますけれども、警察で被害者支援という施策を持っておりますので、その観点からお答えをさせていただきますと思います。

米軍人の犯罪につきましては、先ほど知事公室長からもちょうとありましたけれども、全般的には減少傾向にあります。例えば被害者支援を必要とするような凶悪犯・粗暴犯でいえば、去年は検挙は13人、その前は5人、その前は7人というぐあいになっています。

そのような犯罪が認知された場合には、これは米軍人、米軍構成員にかかわらず警察としましては、各署で相談窓口を持っておりますし、被害者支援という制度を持っております。例えば性犯罪の被害のような場合であれば、女性の警察官が事情聴取に当たり、プライバシーをしっかりと保護した上で事情聴取に当た

る。警察の関連団体でありますけれども、被害者支援のゆいセンターというセンターもありまして、そこでも各種相談を行っておりますし、そのような窓口をもし訪ねていただければ警察としてできる限りのことはできると思います。

ただ、公的な窓口全般ということになりますと、それは行政とか医療機関とかさまざまなものが連携して被害者支援を進めていかなければならないと思いますので、それはまたさらに検討事項だと考えるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 こんにちは。

日本共産党の比嘉瑞己です。

会派を代表いたしまして、質問を行います。

去る9月22日の午後、米軍嘉手納基地から飛び立った米海兵隊AV8Bハリアー戦闘攻撃機が辺戸岬から東に約153キロメートルの海上に墜落いたしました。質問通告後に発生した重大な問題でありますので、議会事務局と執行部にも連絡した上で、先例を踏まえて質問を行います。

米軍機の墜落事故は、1972年の本土復帰以降だけでも47件、毎年のように墜落しているのが沖縄の現状です。今回の事故は、漁業関係者を初め、多くの県民が一歩間違えれば命にかかわる大惨事、普天間基地だけでなく嘉手納基地を含めた全ての米軍基地の撤去を求めるべきだと怒りの声を上げております。

そこで質問を行います。

まず、事故の状況と県の対応についての報告を求めます。

(2)番目に、政府は、事あるごとに基地負担の軽減を強調いたしますが、外来機の暫定配備や飛来、早朝夜間を含む訓練の増加によって県民負担はこれまで以上にふえているのが現状です。県はどのように認識をされていますか。

(3)点目、事故機と同機種の飛行訓練中止を求めるとともに、ハリアー戦闘機を含む外来機の飛来、訓練の禁止を求めるべきです。見解を問います。

(4)つ目に、外来機の飛来や事故の要因ともなっているのは、沖縄にある広大な米軍訓練水域、空域、射爆撃場であります。その返還を求めるべきです。見解を問うものです。

通告にあります1番目、辺野古新基地建設問題について質問を行います。

翁長知事の埋立承認取り消しをめぐる違法確認訴訟

について、9月16日福岡高裁那覇支部は、県敗訴の不当判決を言い渡しました。

米軍普天間基地の辺野古移設をめぐる初の司法判断であり、県と国の主張は、安全保障や環境問題など専門分野で真っ向から対立しておりました。ところが、多見谷寿郎裁判長は、県が求めた証人尋問を全て却下し、法廷での審理はわずか2回、専門的な検証がなされたとは到底言えるものではありません。

それなのに判決では、国の主張を全面的に追認し、「普天間基地の被害を除去するには辺野古を埋め立てるしかない。言い換えれば、新基地建設をやめるなら普天間基地の被害を継続するしかない。」とまで断定しました。これを司法判断の逸脱と言わずして何と云えばいいのでしょうか。

さらに多見谷裁判長は、代執行訴訟のときの和解勧告で、みづから国と県との協議を求めたにもかかわらず、今回はその実現性を否定するなど、一貫性のない矛盾した訴訟指揮をとっています。国地方係争処理委員会が求めた国と県との真摯な協議についても意味がないと決めつけ、裁判が終わる前から知事は判決に従うかと詰め寄るその姿は、法の番人としての司法の役割を放棄したと批判されるのは当然のことです。

そして何よりも許せないのは、「他の都道府県知事が埋立承認を拒否したら、地方の判断が国の判断に優越することになりかねない」、「沖縄の民意と言うが、他の自治体も同じことを言ったら国の判断が覆されてしまい不都合だ。だから沖縄は国の判断に従え」と安倍政権と一緒に県民の民意を踏みつけるその姿勢です。

子供たちや孫たちのためにも、沖縄県民の誇りと尊厳をかけて、辺野古新基地建設は許さない。今回の不当判決によって、県民の怒りはますます大きくなるばかりです。

それでは質問を行います。

(1)点目、辺野古が唯一という国の主張を全面追認した判決結果は、司法権限の逸脱であり断じて許されるものではありません。翁長知事の見解を問います。

(2)つ目、裁判所はみづから、本来あるべき姿としては、沖縄を含めたオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきだと和解勧告をしました。また、国地方係争処理委員会も国と県との真摯な協議を求めました。それにもかかわらず、国や高裁判決が協議による解決を放棄したことは、地方自治法を精神を踏みにじる暴挙だと思います。見解を問います。

(3)つ目、鶴保庸介沖縄・北方担当相は記者会見で

訴訟について問われ、「注文はたった一つ。早く片付けて欲しいということに尽きる」と笑いながら発言をしておりました。安倍政権の言う沖縄県民の気持ちに寄り添うという姿勢とはほど遠い、余りにも冷酷な態度だと思いますが知事の見解を問います。

(4)つ目、知事はこれまでもあらゆる手法で辺野古新基地建設は阻止すると明言をしてきました。仮に今後、政府が工事作業を再開しようとしても、県や名護市に対してどのような手続が必要になるのでしょうか。知事の権限行使についての見解を問います。

(5)つ目、170カ国の政府やNGOが参加する国際自然保護連合（IUCN）が、辺野古新基地建設について事実上の計画断念を迫る勧告決議を採択いたしました。米国では、退役軍人でつくる最大の市民団体ベテランズ・フォー・ピース（VFP）が、辺野古新基地建設中止を求める決議を全会一致で採択しております。世界の良識は沖縄県民の島ぐるみの闘いを支持しています。地方自治や民主主義を守るために、不屈に闘う県民への知事の思いを伺うものです。

次に、米軍北部訓練場オスプレイパッド建設問題について質問いたします。

(1)つ、政府は1996年の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において、米軍北部訓練場の過半返還を合意いたしました。しかしその目的は、使用していない訓練場を返還するかわりに、当時15カ所あったオスプレイパッドに加え、東村高江集落を取り囲むように、新たに6カ所のオスプレイパッドを建設する条件つき返還というものでありました。現在の計画が完了すれば、米軍は訓練水域に近接したオスプレイパッドと辺野古新基地建設とを一体化した新たな訓練を展開し、基地機能の強化を図ろうとしております。政府が言う県民の負担軽減はまやかしです。知事の見解を問うものです。

(2)点目、米軍北部訓練場のヘリパッド建設計画について、政府は当初からオスプレイの配備を隠蔽し続け、国による環境影響評価においてもオスプレイでの調査を実施しておりません。危険な欠陥機オスプレイの配備撤回を求めた建白書の実現のためにも、オスプレイパッド建設の断念を求めるべきだと思います。知事の見解を問います。

(3)つ目、沖縄防衛局は、法的根拠もなく反対住民のテントなどを強制撤去し、林野庁の許可もなく無断で国有林を伐採しております。また、資材搬入のために民間ヘリの使用に続き、自衛隊大型ヘリも投入し建設作業を強行しています。主権者である住民の反対の声を押し潰し、米軍基地建設のためには手段を選ばな

い安倍政権の姿勢について見解を問うものです。

(4)点目、工事を強行した7月22日以降の逮捕者数、救急搬送者数は何人でしょうか。県道70号線での道路封鎖や検問、全国から大量動員した機動隊による住民の強制排除や不当逮捕、警察車両で作業員を護送するなど、この間の沖縄県警及び機動隊の行動は、不偏不党かつ公平中正を欠いた、国家権力の濫用であり断じて容認できません。警察本部長の見解を問います。

(5)つ目、憲法が保障する正当な抗議行動が、全国から大量派遣された機動隊によって弾圧されています。県公安委員会が派遣要請した際の協議内容、派遣に係る事業予算について説明を求めます。過剰警備を続ける機動隊を直ちに撤退させるべきです。公安委員長の見解を問います。

(6)つ、基地の返還も実施されずに先行使用されているN4地区では、オスプレイを含む米軍機訓練によって自然破壊や住民生活への影響が深刻です。県はどのように把握をしておりますか。また、沖縄防衛局が提出している事後調査報告書への対応について問うものです。

(7)点目、本島北部のダムは沖縄県民の生活を支える命の水がめです。米軍機の墜落や事故、軍事演習や訓練などで汚染された場合の影響について、企業局長の見解を問うものです。

(8)つ目に、やんばる国立公園が正式に指定されました。しかし、隣接する米軍北部訓練場は指定区域に含まれておりません。国内法の及ばない米軍北部訓練場のオスプレイパッド建設や騒音被害によって、希少生物や自然環境にどのような影響があるのか。また、オスプレイパッド建設に抗議する環境保護団体による声明や決議について問うものです。米軍北部訓練場を全面返還させて、世界自然遺産登録を目指すべきです。見解を問います。

次に、米軍伊江島補助飛行場の機能強化について質問いたします。

強襲揚陸艦の甲板を模した着陸帯LHDデッキ建設工事は、面積が現在の2倍以上に拡張されるなど新たな基地建設です。垂直離着陸が可能なF35Bステルス戦闘機やC-27オスプレイの訓練を想定したものであり、新たな基地負担を押しつけることは絶対に許せるものではありません。日米両政府に工事の中止を求めるべきです。見解を問います。

次に、米軍基地返還予定地における公共事業の遅滞問題について伺います。

日米両政府は、昨年9月に環境補足協定を締結しま

した。当時、安倍首相は、事実上の地位協定の改定を行うことができたと成果を強調しましたが、実際には環境補足協定が壁となって工事が滞っていることが明らかとなっています。

(1)つ、遅滞している道路・河川事業について説明を求めます。

(2)つ、環境補足協定を実効性あるものに改め、返還前の立入調査や共同使用を認めるように防衛局と米国に求めるべきです。見解を問います。

(3)つ、キャンプ瑞慶覧にある白比川、キャンプ・ハンセンの億首川、嘉手納弾薬庫地区にある比謝川は、浸水・氾濫被害も甚大です。防災対策としても早急な対応を求めるべきです。見解を問います。

5つ目に、北朝鮮による核実験について質問いたします。

北朝鮮が5回目となる核の実験を強行したことは、世界の平和と安定にとっても、また、米軍基地が集中する沖縄にとっても、重大な脅威であり断じて許されるものではありません。核ミサイル開発を放棄させるために、北朝鮮を含めた6カ国協議の再開は急務です。そのために国際社会が一致結束して、制裁措置の全面的で厳格な実施とその強化を含めて、政治的・外交的努力を行うべきです。知事の見解を問います。

6つ目に、自衛隊配備計画について質問いたします。

他国との軍事的緊張を高める先島諸島への自衛隊配備には反対すべきです。

次に、2017年度沖縄関係予算の概算要求について、2点質問いたします。

(1)つ、内閣府は2017年度沖縄関係予算の概算要求をまとめました。沖縄21世紀ビジョン実現に向けた具体的事業について問うものです。

(2)番目、菅義偉官房長官と鶴保庸介沖縄担当相が基地と振興策はリンクすると明言しました。沖縄振興の原点は、本土復帰に際して沖縄が歩んできた苦難の歴史に償いの心を持ち、国の責任で振興を進めることにあります。安倍政権が基地建設推進のための道具として恣意的に利用することは許されません。見解を問います。

8つ目に、経済振興について質問いたします。

沖縄の地理的優位性を生かし、成長著しいアジアの活力を取り込み、本県の自立型経済の構築を目的とするアジア経済戦略構想の推進のためには、産業インフラの整備や企業誘致だけでなく、県内企業への支援強化や人材育成を積極的に展開すべきと考えます。見解を問います。

9つ目に、公契約条例の制定についてです。

自治体が発注する公共事業に従事する労働者を守るため、下請代金や適正な労働条件や賃金を保障する公契約条例を制定すべきです。見解を問います。

10番目、雇用対策について3点伺います。

(1)つ、全国と比較して高い沖縄県の非正規雇用率の改善について、対策を問うものです。

(2)つ、県内誘致企業に対して正規雇用の採用を促進すべきです。

(3)つ、中小企業支援を強化し、最低賃金1000円を目指すべきだと考えます。県の対応を問うものです。

11番目に、国保財政赤字問題についてです。

前期高齢者財政調整制度の創設後、沖縄県の国保財政への影響はどのようになりましたか。

(2)つ目、各市町村国保における赤字補填のための一般会計からの繰入金額と、国保広域化後の影響予測について問うものです。

沖縄県における国保財政悪化の大きな要因は、この前期高齢者財政調整制度の制度設計ミスです。沖縄戦を引き起こした国の責任において財政支援を行うべきです。見解を問います。

次に、子供の医療費無料化について質問いたします。

(1)つ、通院医療費助成の小学校卒業までの拡充には4億6000万円の県予算で可能であることが、これまでの私たち党の質問からも明らかになっております。安心して子育てできる沖縄県の実現のために、通院医療費助成の対象年齢を拡大すべきです。見解を問います。

(2)点目に、病院窓口で立てかえ払いをしないで済む現物給付制度を沖縄県の制度として実施すべきです。見解を問います。

13番目、子供の貧困対策について、憲法や学校基本法には、経済的理由で就学が困難な児童や保護者には必要な援助をすることが、国や自治体には定められております。しかし国は、就学援助制度における責任を後退させ、自治体間の格差が広がっているのが現状です。

(1)つ、就学援助の市町村格差の現状について伺います。

(2)つ、子供の貧困対策としての重要政策として、就学援助制度の周知徹底や市町村支援を行うべきです。

14番目、教育行政について5点伺います。

(1)つ、子供たちへ豊かな教育を保障するために、少人数学級を拡充すべきです。

(2)つ、教職員の病休者及び精神疾患患者数、その割合について、全国との比較を問います。

(3)つ、教職員の出退勤時間や休憩時間の付与、超過勤務の実態について県はどのように把握しておりますか。労働基準法第109条についての見解を問います。

(4)つ、労働者の健康を守るための——ここは衛生委員会に訂正させていただきます。衛生委員会の設置状況について問うものです。

(5)つ、教員採用試験における市販問題集の引用問題について、公平公正な試験問題作成へと改善すべきです。

最後に、県営住宅について3点伺います。

家賃滞納世帯に対して親身な相談体制が求められています。対応を問います。

(2)つ、生活に困窮する子育て世帯について、県営住宅の優先入居を認めるべきだと考えます。

(3)つ、全国と比べて2万戸不足している公営住宅の増設計画を策定すべきです。

残りの時間は、再質問を行います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 比嘉瑞己議員の御質問にお答えをいたします。

辺野古新基地建設問題についてに関する御質問の中の、判決結果に対する見解についてお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方向的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。判決では、「普天間飛行場の被害を除去するには本件新施設等を建設する以外にはない。言い換えると本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。しかし、普天間飛行場周辺の被害・負担の解決の必要性を理由として、埋立事業が必要であるとするのは、論理の飛躍、欠如があるものと言わざるを得ません。

地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

次に、2017年度沖縄関係予算の概算要求についてに関する御質問の中の、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた事業についてお答えをいたします。

内閣府の平成29年度概算要求においては、沖縄振興一括交付金1338億円を含め、総額3210億円の沖縄振興予算が計上されました。沖縄県では、沖縄振興予算を有効に活用し、離島振興、子育て・福祉・医療、文化・平和・交流、自然環境など多岐にわたる分野の取り組みに加えて、自立型経済の構築や沖縄の発展を担う人材の育成など、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた幅広い施策の展開に取り組んでおります。主な事業としては、離島住民の交通コストの軽減、待機児童の解消、県立病院の医師確保、沖縄都市モノレールの延長、大型MICE施設や航空機整備基地の整備などであります。また、子供の貧困対策やアジア経済戦略構想の実現など、社会経済情勢の変化に対応する新たな事業につきましては、今後の予算編成作業を通じて検討してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 辺野古新基地建設問題についての御質問の中の、協議による解決の放棄についてお答えいたします。

裁判所は、本年1月の和解勧告文で「沖縄を含め、オールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである。」と述べ、沖縄県と政府に対し、協議による解決を求めてまいりました。しかし、今回の判決では、「和解成立から約5か月が経過してもその糸口すら見出せない現状にあると認められるから、その可能性を肯定することは困難である。」として、司法判断による決着を図ることが裁判所の責務であると述べています。

沖縄県としては、国地方係争処理委員会の決定にもあるように、辺野古移設をめぐる一連の問題は協議によって解決すべきものと考えており、政府に対し、引き続き真摯な協議を行うよう求めてまいります。

次に、鶴保沖縄担当大臣の発言についてお答えいたします。

御質問の大臣発言は、今後の国と県の議論に期待することはとの質問に対して、双方が話し合いによりしっかりと解決の方向に向かうことが必要との認識を示されたものと理解しております。しかし、現在の政府との協議は、辺野古移設問題に関する具体的な解決策を議論できるような状況にはなっておらず、そのような中で今回の発言は県民に誤解を与えるものであり、残念に思っております。

次に、辺野古新基地建設に係る知事の権限についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあり、今後これらの法令等に基づき、あらゆる手法を検討していくこととしております。

次に、県民への思いについてお答えいたします。

県内においては、一連の選挙で民意が示されている中で、辺野古新基地建設及び県内移設の断念を求める県民大会やシンポジウムの開催など、辺野古に新基地をつくらせないという県民のさまざまな取り組みが行われていることに心強く感じております。また、オール沖縄会議を初め、国内外においてさらに沖縄を支援する団体の活動の輪が広がりを見せていることについて大変意を強くしております。

次に、米軍北部訓練場オスプレイヘリパッド建設問題についての御質問の中の、北部訓練場の負担軽減とヘリ着陸帯移設工事の中止を求めることについての御質問にお答えいたします。2の(1)から2の(3)までは関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。オスプレイについては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、引き続き日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。ヘリ着陸帯移設工事に当たっては、県から沖縄防衛局に対し、機会あるごとに沖縄県や地域住民に十分な説明をするよう求めています。県は、去る9月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について沖縄防衛局と意見交換を行いました。

県としては、十分な説明もないまま強行に工事を押し進めようとする姿勢は、信頼関係を大きく損ねるものであり、到底容認できない旨伝えとともに、工事

用道路については、県担当職員による現地調査を終了するまでは建設を中止すること、地域住民の日常生活に最大限配慮することなどを要請しております。

次に、米軍伊江島補助飛行場の機能強化についての御質問の中の、LHDデッキの改良工事についてお答えいたします。

伊江島補助飛行場のLHDデッキの改良工事について、沖縄防衛局に確認したところ、米側から8月22日から着手していると回答があったとのことであります。去る8月23日の軍転協総会においては、伊江村長から、この改良工事がF35の訓練に向けた整備ではないかと危惧していること、軍転協としてもF35の運用や訓練等の情報収集に取り組んでほしいことなどの発言があり、去る9月7日及び9日の軍転協要請において、日米両政府に対し、F35Bの運用や訓練場所等の情報を公表するよう求めました。

県としては、地元の負担増になることがあってはならず、政府の責任において、速やかに適切な情報を提供することが重要であると考えており、伊江村等と連携して、引き続き情報の収集に努めていきたいと考えております。

次に、自衛隊配備計画についての御質問の中の、先島諸島への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、追加質問についての中の、米海兵隊AV8Bハリアー戦闘攻撃機の墜落事故の状況についてお答えいたします。

平成28年9月22日午後2時ごろ、海兵隊所属のAV8Bハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方約100マイルの海上に墜落しました。県民の人的・物的被害は報告されておきませんが、航空機事故は一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。9月

23日に、第3海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、9月24日には、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議しました。なお、9月23日に在沖米海兵隊及び沖縄防衛局から、墜落事故後、同型機の飛行は停止しているとの報告がありました。

次に、外来機の暫定配備及び外来機の飛行、訓練禁止についての御質問にお答えします。16の(2)と16の(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機の昨年1月、6月及び10月の配備に続き、F22戦闘機がことし1月にも配備されております。また、去る9月22日、沖縄の東方約100マイルの海上に墜落したAV8Bハリアー戦闘攻撃機も外来機であり、このような状況は負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県は、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、訓練水域・空域の返還についての御質問にお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、県はこれまで累次にわたり要請を行っております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上も重大な問題であると考えております。

県としては、引き続き県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） まず、北部訓練場周辺における抗議活動に係る逮捕者数と救急搬送の状況についてお答えをいたします。

7月22日以降の逮捕者数につきましては、5名となっておりまして、そのうちの2名は県道70号線を車両により封鎖した往来妨害罪で逮捕しているところでございます。

次に、けが人の方ですけれども、北部訓練場周辺において県警察として確認できたけがや体調不良を訴えた方につきましては、7月11日以降では13人を把握しており、このうち救急車で搬送された方については10人となっております。県警察では、現場においてけがや体調不良を訴えた方を把握した場合には、その都度安全な場所に移動させた上で、救急車を要請するなどの必要な措置を講じているほか、取り扱い警察官からの状況確認も行っているところであります。なお、これまで警察官がけがをさせたということは把握をしておりません。

次に、議員がおっしゃった道路封鎖、検問、強制排除、不当逮捕、作業員の護送などについて、ちょっと長くなりますけれどもお答えをしたいと思います。

まず、抗議行動につきましては、公共の安全と秩序を侵害しない限り、県警察としては全く関知するものではございません。それが前提でございます。それで、議員がおっしゃるところの道路封鎖についてでございますが、これは多分7月22日、初日のことをおっしゃっているのではないかと考えられますが、申し上げます。

7月22日につきましては、その日の朝3時半ごろから、70号線の北部訓練場出入口付近を中心に、およそ300メートルにわたり100台を超える車両が道路一面に配置され、およそ200名が道路上に座り込むなどして違法に道路を占拠したため、一般交通の通行が不可能となり危険な状況となっております。そのため、一般交通の安全確保と危険を防止するため、午前6時4分から、道路交通法第6条4項に基づき、現場警察官の判断により、通行禁止の交通規制を行っております。その後も交通状況が依然として好転せず、交通の危険を防止する必要があったため、午前9時0分から道路交通法第5条1項に基づき、名護署長による通行禁止の交通規制を行ったものであります。

次に、議員がおっしゃるところの作業員の護送についてでございますが、これはきのうもお答えいたしまし

たが、9月2日と5日に行われたものと承知をしております。2日につきましては、朝の9時半ごろ、作業員が向かったところ、抗議参加者が車両十数台を道路いっぱいに放置し、その間におよそ20名が座り込むなど、危険、違法な抗議活動が行われ、警察官による再三の警告にも従わない状況にございました。そのようなところ、それが2時間続いたところ、作業員を徒歩で進行してもらうことになり、作業員が実際抗議参加者の脇を徒歩で通過した際、抗議参加者による立ち塞がりや罵声等の激しい妨害状況があり、かつそこからN1の出口まで3キロあったことから、民間作業員との間で事件やトラブルも発生しかねない危険な状況にございました。これは、状況によっては、刑法で言うところの威力業務妨害罪、暴行罪にも発展しかねないものであり、警察といたしましては、現場における安全確保と事件やトラブル防止のためにやむを得ず警察車両に民間作業員を乗車させ、搬送させたものでございます。5日につきましても同様でありまして、これは県道2号線ですが、同じような状況が3時間にわたり続いたために、同様に事件、トラブルを避けるためにやむを得ず作業員を搬送したものであるということでございます。

次に、全般的な議員がおっしゃるところの強制排除などについてでございますが、きのうさまざま申し上げましたけれども、抗議活動としましては、低速走行、車両の放置、寝転び、飛び出し、立ち塞がり、寝そべり、潜り込み、飛び移りなどがございますが、これは全て法律に違反しているものでございます。例えば、低速走行で言えば道路交通法第27条、車両放置で言えば往来妨害罪、または道路交通法第47条第2項、座り込み、寝転び、飛び出しは道路交通法第6条第4項などの違法な行為でありまして、これらについて再三の警告を行った上で、違法な状態を解消し、現場における混乱、交通の危険の防止のために必要最小限の範囲内において、安全な場所に移動するなどの措置を講じているところでございます。

るる申し上げましたけれども、県警察では、北部訓練場周辺において、抗議参加者により行われている危険かつ違法な抗議行動の状況を踏まえ、警察の責務に照らし、現場における混乱及び交通の危険の防止などのために必要な警備活動を適切に行っているものであり、強制排除や不当逮捕とか不偏不党かつ公平中正を欠いた国家権力の濫用であるとの御指摘は当たらないものと認識をしております。

なお、言うまでもありませんが、沖縄県警察は国家の機関ではございません。

次に、費用についてでございますが、警備員に係る費用の負担状況についてお答えいたします。

まず、県警察といたしましては、抗議行動が公共の安全と秩序を侵害しない限り、何らこれに関与するものではございませんが、現在、北部訓練場周辺で行われている警備活動は、現場における混乱及び交通の危険防止のためのものであり、そのために必要な経費を執行しているところでございます。その上で、各経費の負担区分についてですけれども、派遣されている各都府県の警察官に係る旅費などの派遣に伴い必要となる経費については国が、あと給与など身分に直接付随する経費については派遣元である各都府県がそれぞれ負担することになっておりますが、いずれにつきましても、その支出手続は各都府県で行うために県警察としてお答えする立場にはございません。その他の車両の燃料費及び修繕費については、県費による執行になっており、この経費については、国庫補助、10分の5ですが、対象経費となっております。経費の負担額については、現在運用中の業務に係る経費であることから、おおよその金額になりますが、8月末までに燃料費がおおよそ950万円、修繕費がおおよそ47万円となっております。繰り返しですが、この燃料費などは、後に2分の1の範囲で国庫補助を受けることとなります。沖縄自動車道の通行料金につきましましては、NEXCO西日本との協定により経費負担は生じないこととなっております。

この負担の根拠は、警察法第60条の援助要求により派遣された部隊は、沖縄県警察の指揮監督を受け、援助要求の内容に応じた職務に従事していることから、当該派遣部隊が活動するための車両の燃料費等を県費で負担することとなっております。

なお、東日本大震災における災害警備派遣や過去の沖縄県での大規模警備でも同様の措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員。

〔公安委員会委員 天方 徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方 徹君） 北部訓練場での抗議行動について、これが機動隊に弾圧をされていると、公安委員会が派遣要請をした際の協議内容について説明を求めるといふ御質問に対しお答えをさせていただきます。

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性の確保を目的として設置されておりますところ、我々公安委員会といたしましては、その趣旨を十分に理解し、これまでも適正に県警察を管理しているもの

と認識をしております。

今回の援助要求は、沖縄防衛局長から沖縄県警察本部長宛てに行政機関相互の協力の一環として警備要請が発出されたことを受け、県公安委員会において本年7月5日及び6日に警察警備部長ほかから北部訓練場をめぐる警備情勢等について、まず1度目の事前の説明を受け、そこで適宜質疑応答を行った後、北部訓練場周辺における各種抗議活動等に的確に対応するための警備の必要性及びその規模等を検討したところ、必要があると認められたことから、関係都府県の公安委員会宛てに援助の要求を行ったものであります。

なお、沖縄県公安委員会から他の都府県公安委員会に対し、本年7月12日から本日までの間、計8回の援助要求を実施しております。こうした援助要求の過程においては、公安委員会定例会等において、県警察から必要な説明を求めるとともに、公安委員相互で議論をした上で、場合によっては一度の議論では結論が出ず、県警察に再検討を求めた上で、再度公安委員会において議論をし、その上で判断をするなど、慎重に管理、判断をまいっております。

県公安委員会といたしましては、かような経緯の中、可能な限り実情を把握し、必要性を慎重に判断した上で援助の要求に至ったものであります。したがいまして、本件に関し、公安委員会の協議であるとか、検討が形骸化しているのではないかという危惧があるとすれば、そのような心配は当たらないものというふうに考えております。

また、今回の一連の援助要求につきましましては、先ほど答弁いたしましたとおり、特定の主義主張に基づくものではなく、危険かつ違法な行為に対し、純粋な警察活動の必要性からなされたものでありまして、警察行政の民主的運営と政治的中立性は十分に確保されているものと承知しております。したがいまして、正当な抗議行動が機動隊によって弾圧をされているという評価は客観的な事実と合致するものではなく、必ずしも正しい評価ではないというふうに考えております。

北部訓練場周辺では、現在においても、連日抗議参加者が路上に車両を放置し、そのすき間に座り込むなどして道路を封鎖する行為、あるいは工事車両の前に飛び出し、立ち塞がる行為等の危険かつ違法な行動が行われております。

公安委員会といたしましては、引き続き県警察において、個人の生命、身体、財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、安全に最大限配慮をした形で適切な措置を講じていくよう管理してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 米軍北部訓練場オスプレイヘリパッド建設問題についての御質問の中の、影響の把握と事後調査報告書への対応についてお答えします。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯の供用に伴う自然環境等への影響については、沖縄防衛局から提出される事後調査報告書で把握しております。事後調査報告書については、適切に審査を行うとともに現地調査を実施し、沖縄県環境影響評価審査会の答申も踏まえて、必要な環境保全措置を講ずるよう求めています。

続きまして、北部訓練場における自然環境への影響及び環境保護団体による声明等についてお答えします。

やんばる国立公園に隣接する北部訓練場は、自然公園法による公園指定が困難なことから公園区域には含まれておりません。

北部訓練場のヘリパッド建設に当たっては、さまざまな御意見があるものと承知しておりますが、今回の国立公園指定については、長期にわたる地権者及び利害関係者との調整や、早期の実現を求める地元3村からの要望を踏まえ、国において指定されたところであり、今後、北部訓練場が返還された場合は、国による国立公園化などを踏まえた上で、世界自然遺産登録の候補地になり得るものと考えております。

なお、県としましては、希少な動物種の中には音に対して敏感な生物種もいることから、公園区域内でオスプレイ等米軍航空機の飛行に伴う航空機騒音等の影響について調査を実施しており、その調査の結果、自然環境への影響が生じるおそれがあると判断された場合は、国や在沖米軍に対して、影響を回避するよう要請を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、米軍基地返還予定地における公共事業の遅滞問題についての質問の中の、環境補足協定による返還前の立入調査についてお答えします。

県は、環境補足協定締結後、立ち入りが認められていない米軍施設・区域における文化財調査等の現地調査が実施できるよう、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて、外務大臣、防衛大臣及び在日米軍司令官等に対し要請しているところであります。また、渉外知事会においては、環境補足協定による返還前の早期の立ち入りの実現など、実効性のある運用が着実に図られるよう求めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長 町田 優君登壇〕

○企業局長（町田 優君） 米軍北部訓練場オスプレイヘリパッド建設問題についての御質問の中で、本島北部のダムが汚染された場合の影響についての御質問にお答えします。

本島北部にある福地ダムほか4ダムは、平成27年度実績で沖縄県企業局全取水量の約55%を占める貴重な水源であり、汚染の度合いにもよりますが、取水停止が必要な事態が生じた場合は、重大な影響があると考えています。仮に水質汚染事故が発生した場合は、沖縄県企業局危機管理マニュアルに基づき、取水停止等迅速に対応するとともに、他の水源を活用するなど、県民への影響を最小限にするための体制を整えています。なお、ダムの水質については、水道法に基づき定期的に検査を行っており、これまで水質基準上問題となる値の物質は検出されておりましたが、水源地の環境については、できるだけ良好に保たれることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 米軍基地返還予定地における公共事業の遅滞問題についての御質問の中の、道路・河川事業についての御質問にお答えいたします。

県が公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、それに向けた協議が進展せず、公共事業の進捗に影響が生じる事例があります。このようなことから、道路・河川事業の推進に必要な米軍施設・区域の一部返還または共同使用が迅速かつ着実に行えるよう関係機関に要請したところであります。具体的には、県道24号線バイパスや浦添西原線港川道路を初め道路7事業及び比謝川など河川7事業について、早期の現地調査と工事着手への協力をお願いしたところであります。

次に、白比川、億首川、比謝川の浸水対策についての御質問にお答えいたします。

白比川、億首川及び比謝川においては、米軍提供施設内の整備が進まず、浸水被害がたびたび発生しております。

県としては、当該3河川について、引き続き沖縄防衛局を通じて米軍と調整を図り、早期整備に努めていきたいと考えております。なお、白比川については、現在、一部返還前に共同使用の許可を得て、米軍施設

用地内の一部分の工事を実施しているところであり  
ます。また、比謝川については、米軍の了解を得て、共  
同使用開始前に、暫定掘削による河道拡幅工事を実施  
する予定であります。

次に、県営住宅についての御質問の中の、家賃滞納  
世帯に対する相談体制についての御質問にお答えいた  
します。

県では、県営住宅入居者の家賃滞納などさまざまな  
相談に対応するため、昨年、専門相談窓口を設置し、  
社会福祉士等の資格を持った職員を配置したところで  
あります。この専門相談窓口では、各種福祉制度の紹  
介や家賃の減免制度の案内など細かく対応しておりま  
す。相談実績としては、平成27年度は343件、平成  
28年度は8月までに445件となっております。

今後とも、相談体制の充実に取り組み、福祉機関等  
との連携・強化を図っていきたいと考えております。

次に、子育て世帯の県営住宅優先入居についての御  
質問にお答えいたします。

県営住宅の入居者募集に際しては、これまで母子・  
父子、障害者、老人等の世帯を優遇世帯として、通常  
より優先的に入居できるよう配慮してきました。平成  
28年度の県営住宅入居募集においては、生活に困窮  
する子育て世帯を支援する目的で、18歳未満の子が  
いる母子・父子、多子世帯等を子育て世帯として、従  
来の優遇世帯と分けた上で、さらに優先的に入居でき  
るよう措置したところであります。

次に、公営住宅の増設計画についての御質問にお答  
えいたします。

県では、平成23年度に策定した沖縄県住生活基本  
計画において、平成32年度までの沖縄県全体での公  
営住宅供給目標量を1万9000戸としており、その内  
訳は、新規建設1300戸、建てかえ住宅5500戸、借り  
上げ住宅500戸、空き家募集1万1700戸となってお  
ります。また、新規建設の県と市町村の戸数割合につ  
いては、今年度見直し予定の住生活基本計画において  
検討する予定であります。

今後は、その検討結果を踏まえ、供給目標量の達成  
に向けて、市町村と連携して取り組んでいきたいと考  
えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 北朝鮮による  
核実験についての御質問にお答えします。

沖縄県は、人類を破滅に導く全ての核兵器の製造・  
実験等に反対し、あらゆる国の核実験に対して抗議す

るため、平成7年に非核・平和沖縄宣言を行っており  
ます。あらゆる国による核兵器の実験に対してその都  
度抗議を行っており、北朝鮮による5回目の核実験に  
対しても強く抗議いたしました。

沖縄県としましては、世界で唯一の被爆国の国民と  
して、また悲惨な地上戦を体験した県民として、恒久  
平和を願っており、今後も平和を脅かす核兵器の廃絶  
を求め、あらゆる国の核実験に対して強く抗議いたし  
ます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 2017年度沖縄関係予算  
の概算要求についての質問の中の、基地と振興策のリ  
ンクについてお答えいたします。

沖縄振興は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の  
特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられている  
ものであり、基地問題とは別と認識しております。報  
道等によりますと、官房長官や沖縄担当大臣の発言  
は、基地返還後の跡地利用に係る個別の事業について  
述べられたもので、沖縄振興全体と基地のリンクにつ  
いて言及したものと受けとめておりません。

以上です。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 経済振興について  
の、アジア経済戦略構想の推進に向けた県内企業支援  
及び人材育成の強化についてにお答えします。

アジア経済戦略構想では、観光やIT、国際物流等  
の基軸となる産業や、バイオや環境・エネルギー等の  
新たな産業の育成とあわせて、農林水産業や伝統工芸  
産業など地場産業の新たな成長を推進することとして  
おります。このため、美しい自然や独自の文化、風土  
等に根差した豊かな地域資源を活用し、アジア市場を  
取り込む県内企業の新たなビジネス展開を積極的に支  
援してまいります。また、海外展開に向けたグローバル  
人材の育成に、より一層力を入れてまいりたいと考  
えております。このような形で、多面的かつ戦略的な  
施策展開を図り、アジア経済戦略構想を推進してまい  
ります。

次に、公契約条例制定についてにお答えします。

公契約条例は、公共工事や委託業務に従事する労働  
者の賃金等、適正な労働条件を確保するために必要と  
考えております。公契約条例の制定については、条例  
のあり方等に関する検討を行うため、学識経験者、労  
働団体及び事業者団体による検討委員会を設置し、調

査及び検討を進めていくこととしております。現在、条例制定自治体の検討状況等の情報収集、調査を行っており、次年度の制定を予定しております。

雇用対策についての、非正規雇用率の改善についてにお答えします。

総務省の平成24年就業構造基本調査によりますと、沖縄県の非正規雇用率は、44.5%と全国の38.2%と比べて高くなっており、雇用の安定のためにも、非正規雇用対策が重要であると認識しております。そのため、県では、沖縄労働局と連携して経済団体等8団体に対し、働き方改革の推進に関する要請を行うとともに、正規雇用化企業応援事業等を実施しているところです。

県としましては、引き続き労働局等関係機関と連携して、正規雇用化の促進に取り組んでまいります。

同じく雇用対策についての、誘致企業の正規雇用促進についてにお答えします。

沖縄県としても、県民の雇用を安定化させることは重要と考えております。そのため、沖縄県企業立地促進条例において、製造業等の立地企業が投下固定資産補助を受ける要件として、一定数の正規雇用を義務づけております。また、県内に立地した情報通信関連企業が、通信コストの低減化支援を受ける要件として、正社員等の雇用を義務づけております。これらに加えて、沖縄若年者雇用促進奨励金などの国や市町村の助成制度を紹介することで、常用雇用の促進に努めております。

同じく雇用対策についての、最低賃金についてお答えします。

国は、去る7月に開催された経済財政諮問会議において、最低賃金を年率3%程度をめぐりに引き上げ、全国加重平均1000円を目指すとの方針を示すとともに、中小企業・小規模事業者の支援に万全を期す旨の表明をしております。本県は、特に小規模零細企業が多くの、経営者側からは、最低賃金の大幅な引き上げは厳しいとの声もあります。

県としましては、中小企業支援計画に基づく総合的な支援を行うとともに、沖縄労働局、経営者団体及び労働団体と連携して、県内企業の労働生産性の向上を図り、3%をめぐとする最低賃金の引き上げが達成されるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 国保財政赤字問題についての御質問の中の、前期高齢者財政調整制度創設

後の国保財政についてお答えします。

前期高齢者財政調整制度が導入されました平成20年度以降の本県市町村国保の収支差引き額は、平成20年度81億円、平成21年度77億円、平成22年度40億円、平成23年度52億円、平成24年度76億円、平成25年度110億円、平成26年度101億円の赤字となっており、厳しい状況が続いております。

次に、一般会計からの繰入金額及び国保広域化後の予測についてお答えします。

本県市町村国保において、平成26年度に一般会計から法定外の繰り入れを行ったのは38市町村で、繰入金額は112億4630万円となっております。平成30年度以降は、県も市町村とともに国保の保険者となり、適切な役割分担のもと、国保の運営を担っていくこととなっておりますが、制度移行後の財政運営につきましては、平成30年度以降、新たに国保に投入される財政基盤強化策のあり方や医療費の動向等を踏まえ、市町村と協議を行い決定していくこととしております。

次に、国保に対する国の支援についてお答えします。

沖縄県の市町村国保におきましては、前期高齢者の加入割合が低く、前期高齢者交付金が極端に少ないこと、また、加入者の平均所得が全国で最も低いことが主な要因となり、多額の赤字を抱えているという財政構造上の問題があります。このため、平成28年8月に、知事は、菅官房長官、内閣府沖縄担当大臣に対し、本県の特殊事情により財政事情が悪化した市町村国保事業に対する特段の支援について要請を行っております。また、市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会、沖縄県国民健康保険団体連合会との連名により、厚生労働大臣に対し、本県の特殊事情に起因した赤字に対する財政支援、及び平成30年度以降の財政基盤強化策の制度設計における配慮について要請を行ったところであります。

県としましては、引き続き市町村及び関係団体と連携し、国に対して、本県の特殊事情による市町村国保の赤字について、特段の支援を行うよう要請していきたいと考えております。

次に、子供医療費無料化についての御質問の中の、こども医療費助成の通院対象年齢の拡大及び現物給付についてお答えします。12の(1)と12の(2)は関連しますので一括してお答えします。

こども医療費助成制度に現物給付を導入することにつきましては、受診の増加による医療費の増大、小児救急医療従事者への過重負担、国保に対する国庫支出

金の減額調整などの課題が指摘されております。国は、国保の減額調整について見直しを含め検討しており、年末までに結論を得るとしております。

県としましては、国が国保の減額調整を廃止した場合には、市町村及び小児救急医療機関の意向を確認しながら、平成30年度に導入できるよう調整を進めていきたいと考えております。また、通院の対象年齢の拡大につきましては、現物給付を導入した場合の事業費の動向等を把握した上で、実施主体である市町村の意向を踏まえながら、持続可能でよりよい制度となるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 子供の貧困対策についての御質問の中で、就学援助の市町村格差についてお答えいたします。

就学援助制度は、市町村の単独事業としてその実情に応じて実施されているところであり、支給額や援助費目等においてそれぞれで異なっている状況にあります。具体的には、準要保護の小学生に係る学用品費の支給額は、最高1万4000円であるのに対し最低が9000円となっております。また、援助費目につきましては、学用品費や修学旅行費のほかに、生徒会費やPTA会費を援助費目に加えたり、眼鏡代など特徴的な費目を加えている市町村もあります。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対して、就学援助の実施状況に関する情報提供や意見交換会等を開催するなど、就学援助制度の適切な実施をお願いしているところでございます。

次に、就学援助の周知と市町村支援についてお答えをいたします。

県教育委員会としましては、援助を必要とする児童生徒に支援が届くようにしていくため、市町村教育委員会に対し、他市町村の周知手法の情報を提供するほか、担当者会議を開催して意見交換を行っております。さらに、今議会の9月補正予算案に、子どもの貧困対策推進基金を活用した就学援助制度周知広報事業1109万円を計上しており、全県的な周知広報事業を実施していく計画であります。また、市町村への支援につきましては、知事部局において、就学援助の充実を図る市町村に対し、沖縄県子どもの貧困対策推進交付金による財政的な支援が予定されております。

次に、教育行政についての御質問の中で、少人数学級の拡大についてお答えをいたします。

県教育委員会では、これまで小学校1・2年生で

30人学級、小学校3年生と中学校1年生で35人学級を実施しております。また、平成28年度からは小学校4年生でも35人学級を実施しているところであり、少人数学級につきましては、学習規律の定着等きめ細かな指導の充実を図るために必要と考えております。

県教育委員会としましては、少人数学級の推進について、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後もしっかり組んでまいります。

次に、教職員の病休者及び精神疾患数等についての御質問にお答えをいたします。

平成26年度における教育職員の病気休職者数は、本県では420人、全国では8277人で、在職者に占める割合は、本県は2.86%、全国は0.90%となっております。また、平成26年度の教育職員の精神疾患による病気休職者数は、本県では174人、全国では5045人で、在職者に占める割合は、本県は1.19%、全国は0.55%となっております。

次に、教職員の出退勤時間、休憩時間の付与等についての御質問にお答えをいたします。

各学校においては、管理職による校内巡視や各職員から申告される出退勤時刻記録簿の内容により長時間勤務者を把握しており、休憩時間の付与については、その趣旨を踏まえ適切に運用していると考えております。また、労働関係に関する書類については、労働基準法に基づき適切な管理・保管が行われているものと認識しておりますが、引き続き周知を図ってまいります。なお、市町村教育委員会に対しても指導助言してまいります。

次に、衛生委員会の設置状況についてお答えいたします。

県立学校においては、平成28年5月現在、設置義務のある64校の全てにおいて衛生委員会が設置されており、また、市町村立学校については、設置義務のある35校のうち28校で設置されているとのことであります。

県教育委員会としましては、衛生委員会の設置など、労働安全衛生管理体制の整備について、引き続き市町村教育委員会に対し指導助言を行ってまいります。

次に、教員採用試験問題作成に係る今後の対応についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県教員候補者選考試験中高英語の問題では、英語教師に英検1級、準1級程度の英語力を求めているところであり、これまで作問に当たりましては、英語教員の資質能力をはかるために市販問題集の

標準的な良問を活用してきたところであります。今回引用した問題集は、複数の一般的な問題集で広く流通しているものであり、その中から本県の英語教師に求められる英語力をはかるにふさわしい問題として選んだところであります。結果として特定の出版社の割合が多くなっているという事実を確認いたしました。

県教育委員会としましては、公平性を欠くのではないかという御意見もあることから、10月をめぐに外部の有識者を交えた委員会を立ち上げ、引用のあり方、問題作成のあり方等についてさまざまな角度から検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 再質問いたします。

先ほど子供の医療費について、県当局が平成30年度から窓口での立てかえ払いをしないで済む現物給付の導入を検討するとの答弁がありました。ぜひ、この点については、多くの県民が期待しているところだと思います。ここは知事の思いなどもぜひ聞かせていただけたらと思います。

次に、公安委員会には再質問を行います。

公安委員会は、戦前・戦中の特高警察や治安維持法といった警察による人権侵害や弾圧など、反民主的な運営などに対する反省から生まれた行政委員会です。その民主的運営と政治的中立性を確保するために、市民の代表として任命された公安委員会による合議制によって運営されている委員会です。今回の機動隊派遣要請について、先ほど少し説明ありましたが、もう少し具体的に聞きたいと思います。

県警から説明があった際に、皆さんは公安委員会として合議をして県警に意見も言ったのか。やりとりがあったみたいなので、その点についてお聞かせください。非暴力で抗議行動をしている人たちに、屈強な機動隊500人を動員する必要性があったのか、皆さんは県民の立場に立って、どのようなことを意見を言ったのか聞かせてください。

ヘリパッド建設問題について環境部にお聞きします。

県は、オスプレイの実機調査による環境影響評価を求めています、防衛局は答えておりません。県独自としても本格的な環境影響調査を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、教職員の多忙化についてです。

教育長、教職員の皆さんの勤務時間の把握は大変重要な仕事です。先ほどの答弁だと、学校現場任せにし

ているような印象を受けました。皆さんが各校長先生に出している通達を私も読ませていただきました。そこには、先生たちが労働時間を自己申告してください、月80時間を超える長時間勤務者がいる場合には校長先生が教育委員会に報告してください、こういった内容です。これでは労基法109条を遵守しているとは言いがたいと思います。先生たちの適正な労働時間を把握し、病気休職者をなくしていくためにも、民間企業や県庁を初め官公庁では当たり前となっているタイムカードやＩＣカードなどの勤務時間の管理システムを導入すべきだと思います。また、メンタルヘルス対策のためにも、長時間労働、80時間を超えてからではなく、もっと早い段階から把握し対策をとるべきだと思います。教職員の任命権者としての県教育委員会の見解を聞きたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時9分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 比嘉議員の再質問にお答えします。

こども医療費助成制度につきましては、その充実を図るのが知事の公約でございます。これにつきましては、対象年齢の拡大とか一部自己負担金の問題、それから現物給付の問題いろいろあると思いますけれども、今回、国保の減額調整措置について、見直しを含めて検討する、年内に結論を得るというような国のほうでの大きい流れはありますので、それを踏まえまして、我々としてもそのような減額調整措置が廃止された暁には、30年度から現物給付ができるような調整をしていきたいというふうに考えているというところでございます。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員。

〔公安委員会委員 天方 徹君登壇〕

○公安委員会委員（天方 徹君） 比嘉議員の御質問にお答えをいたします。

まず、公安委員会できちんと合議をしたのかという点についてでございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、計8回援助要求は行っておるわけですが、7月12日の援助要求に関して、この回は一度だけ持ち回りという形で決裁をしております。というのも、7月12日の援助要求について、我々公安委員会にその話が入ったのが7月5日のことでありますけれども、この日は県議会開会中で、本部長、公安委員

長ともに議会对応しなければならないということで、定例会が開催できていない週ということになります。ですので、7月22日に工事を開始するまでに適切な警備体制を整えるという要請のもとで援助要求を判断しなければならない我々としては、物理的な合議体制を構築できなかったということになります。ただ、7月5日及び6日に、それぞれ3名の公安委員が県警警備部長その他から事情の説明を受け、各自が質疑応答をした上で検討し、その後警察法60条2項に基づく警察庁に対する事務連絡等を経て、7月11日と12日にそれぞれが印鑑について決裁したということでありますので、実質的な合議はなされているものと判断しております。残りの7回については、物理的に3名が集まって会議体を構成し、議論して決裁をしたものでございます。

もう1点、人数等について、いわゆる過剰警備ではないかと言われている点について、どのような検討を公安委員会のほうでしたのかという御質問についてですが、人数については、警察の対応能力が明らかになってしまうということで具体的なものについては申し上げられないわけではありますが、一定の人数が応援で来ていただいているということは事実でありまして、なぜそのような人数が必要かについては十分に検討してきたつもりであります。

まず、小さい人数で対応できない理由ですけれども、今回の現場は県道70号線沿いでありまして、N1ゲートから採石場までの距離は約40キロあるわけです。抗議運動というのは採石場でもなされますし、ゲートでもなされる。さらにその途中の高江橋でもなされるし、その間でもなされていれば、建設会社においてもなされているということで、複数箇所に分散されて行動がなされているわけです。ですので、それぞれの場所において、それぞれ一定の人数を配備しなければならないという要請がまず一つあるわけです。なぜかという、70号線は、特に東側では住民にとっては代替性のない通行用道路ということになりますので、そことまっちゃうと住民生活がブロックされてしまうということで、通行の確保は最優先になされなければならないという要請であります。また、抗議行動をされている方をやむを得ず移動していただくという際には、1人に対して警察官1人では対応はできないわけです。ですので、お一人移動いただくのに、複数名の警察官で丁寧に慎重にけが等がないようにしなければならないということで、一定の抗議の方がいらっしゃれば、当然それを上回る人数を配備しなければならないということは我々検討した点でございます。さ

らに、日中だけ反対されているわけではないので、夜陰に乗じてその訓練場の中に入られている方という、そういう方法での抗議も行われているので、場所によっては常時、夜間も起きて警備を配置しなければならないということをずっと続けております。ですので、日中の人数だけでは到底対応できなくて、夜警備していただく方、あるいは週に1回は当然休んでいただくという方も必要なので、トータルで見ると、一定の人数になってしまうというのはやむを得ないという判断をして、その上で援助要求をしたところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 北部訓練場オスプレイヘリパッド建設問題についての再質問で、県独自の調査についてお答えします。

先ほども答弁いたしました、現在、県では独自にやんばる国立公園内でオスプレイの航空機騒音等、調査を実施しているところでございます。その結果も踏まえて次年度以降も調査をするとともに、調査項目、調査地点の拡大も視野に入れつつ、調査を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 勤務時間管理関連の再質問にお答えをいたします。

公立学校の教員を含む地方公務員には、労働基準法第32条などの労働時間に係る規制が適用されている以上、校長などは部下である教職員の勤務時間外における業務の内容やその時間数を適正に把握するなど、適切に管理する責務を有しております。したがって、一義的には学校長が職員の勤務の状況を把握するものと考えております。また、教育委員会としまして、長時間勤務者などの実態の把握に努めているところでございます。80時間未満の場合でも、勤務時間が長時間にわたっている職員につきましては、定期的に県教育委員会に報告させる準備をしているところでありまして、勤務時間の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。報告させる時間については、現在検討中でございます。

また、タイムカード等により出退勤時間を管理することにつきましては、職員の勤務状況を把握する有効な手段であると思われませんが、教職員の勤務形態の特殊性やこれまでの取り組みの効果及び各学校の状況等

を踏まえ、その導入の可否については検討してまいりたいと考えております。なお、現在は、各職員が自己申告により出退勤時刻記録簿へ入力して、管理職に適切に報告するよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 20分間休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城 泰邦君 こんにちは。

公明党を代表して代表質問を行います。

1、沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定について。

ことし8月、沖縄21世紀ビジョン基本計画の10年間の計画年度の折り返しとなる5年目を迎え、県は子供の貧困対策や人材育成のための高等教育機会の創出などを盛り込むなど後期に向けて計画を改定することを決めております。

そこで、(1)、具体的な改定内容や、(2)、子供の貧困対策の目標及び計画について伺います。

2、平成29年度予算一括要求について。

(1)、執行率の問題の原因と執行率を上げるための対策は何か。

午前中の質問と重なりますが、御答弁よろしく願いいたします。

3、在沖米軍基地関連について。

米軍普天間飛行場の移設先として計画が進められてきた名護市辺野古の埋立承認取り消しをめぐる訴訟で、県は今年23日、承認取り消しを違法だとした判決を不服として上告しました。今後の動きについては、県民の皆様も心配をしているものと思われます。

米軍基地に関する問題というのは内容が非常に難しく、また情報が乏しく、一般的にはなかなか理解と納得がしにくい問題でもあります。

普天間基地の移設問題以外にも沖縄には米軍基地が存在しますが、移設問題に対する知事の対応は、同じようであるべきだが同じでないという、客観的に見てわかりにくい対応になっているのではないのでしょうか。

例えば、普天間の移設先とされる辺野古については、今回の訴訟に見られるようにあらゆる手段を駆使してこれを阻止するという断固たる姿勢であります。同じ移設問題でも辺野古の埋め立てと同様に、海

を埋め立てる計画の那覇軍港の浦添移設については、SACO合意に基づき粛々と進めるという柔軟な姿勢であります。この那覇軍港の移設問題については、以前に翁長知事が那覇市長時代に表明した浦添の移設と切り離して那覇軍港の先行返還を求めると対応を変化させたことは、一層移設問題への理解を難しくしたのではないのでしょうか。

よって、改めて米軍基地の移設問題を県民に理解していただくために辺野古移設に対する反対と浦添移設に対する容認は、このような理由で対応が違うという説明が必要と思われます。

そこで、(1)、普天間基地の移設における今後の県の対応について。

(2)は省略します。

(3)、那覇軍港は遊休化しているとの認識は今も同じか。

(4)、翁長知事は那覇市長当時、浦添への移設と切り離して那覇軍港の先行返還を求めるとの認識は今も同じか。

(5)、那覇軍港の先行返還を移設協議会で検討するつもりはないかについて伺います。

県民の皆様がこの米軍の移設問題への対応の違いを御理解できますよう、御答弁よろしく願いいたします。

4、日本、米国、中国そして沖縄における沖縄県の役割について。

最近の尖閣周辺の緊張状態は、日本にとって防衛上、警戒の度を高める要因となっております。今年24日には、尖閣諸島周辺の領海に中国海警局の船——機関砲のようなものを搭載した船を含む——4隻が相次いで侵入し、約1時間半にわたり航行したり、翌日の9月25日は、中国空軍の戦闘機40機以上が宮古海峡上空を通過し、自衛隊機がスクランブル発進したことが報じられております。このような中国の挑発的な行動は、日本とその同盟国であるアメリカの警戒心をあおるばかりであり、結果として防衛力強化に議論が推し進められるようになっており、沖縄の米軍基地を強固にする根拠となっております。

このような近隣国との緊張状態が続くことで、最も不利益をこうむるのは、私たち沖縄であります。このまま緊張状態を続けてはいけません。がしかし、現実はどうも緊張状態がエスカレートしていております。

このような中、周囲の現実を見据えた上で、沖縄に住む私たちが本当に果たすべき役割は、周辺地域で高まる緊張を一つ一つ緩和させていくための相互理解の

方向へと導いていくことではないでしょうか。力の空白を生んではならないとする理論もあります。それを全て否定するものではありませんが、軍事力を競っているばかりではいつまでもお互いの心は開きません。言葉でもって対話でもってお互いが話し合うことでしか、互いを知り、互いの心を開くことはできません。なので、公明党は以前から国連アジア本部もしくは国連機関を沖縄に誘致し、対話の力でお互いの理解と協力関係を築いていくべきであると訴えてきたわけですが、今こそ、沖縄の政治的リーダーである翁長雄志県知事が日本とアメリカそして中国とのかけ橋になって、ここ沖縄を対話と平和の拠点として、積極的に行動を起こしていくことを望むものであります。

そこで、(1)、尖閣諸島の問題で緊張が高まる中、日米間、日中間、米中間における文化交流や民間交流を通じ、緊張緩和を図るよう、沖縄県が率先して行動すべきであり、国連アジア本部等国連機関を沖縄に誘致し、外交に力を入れるよう日本政府に働きかけることができないか伺います。

5、県道浦添西原線港川道路改良工事の進捗について。

関係市町村と県は、平成19年度から毎年、年に4回の調整会議を継続して開催し、今日に至っている港川道路の計画ですが、道路予定地の境界線上にかかる米軍基地のフェンスの一部移設が計画の進捗を阻んでおります。米軍からの要望としては、港川道路付近の郵便センターの移設と一緒に行わなければフェンスの移設に応じないとのことでもあります。同じく電力の鉄塔の移設もしなければなりません。

そこで、(1)、フェンスの移設には郵便センターの移設と電力の鉄塔の移設の2つが必要であるが、どこの関係機関にどのような要請行動をしたか伺います。

そして、これまで答弁にあったようにフェンスの移設及び郵便センターの移設については、米国総領事に要請に行ったとのことではありますが、要請の窓口として本当にそこでよかったのか疑問であります。

そこで、(2)、在沖米軍側の要請窓口はどこが適切と考えるか伺います。

6、海洋博記念公園にドクターヘリのヘリパッド―ヘリポートに訂正します。ヘリポートを設置し、救急への対応をすることについて。

海洋博記念公園の入園者数は年々増加しております。2013年度には5年ぶりに過去最高を更新しました。累計でも8000万人を達成するなど、年間の入園者は過去最高を記録しております。大変喜ばしいことだと思います。観光立県を目指す沖縄県としても、観

光客の方々に安全・安心な環境づくりを整備しなければならないし、万全の救急体制も必要になるのではないかと思います。これまでも緊急搬送をした事例もあったのではないかと思います。病院からも遠いことを考えると、ドクターヘリでの対応が必要になるのではないのでしょうか。

そこで、海洋博記念公園にドクターヘリのヘリポートを設置し、救急への対応が必要ではないか伺います。また、当該エリアは本部町と今帰仁村の管轄する消防本部で対応していると思いますが、現状で対応は間に合っているのか伺います。

7、主要幹線道路等の除草回数をふやして観光地にふさわしい道路環境整備の促進ができないか。

沖縄県は観光立県を目指し、現在では2015年で年間776万3000人の過去最高の入域観光客数を数えるまでになりました。しかしながら、皆様も御存じのように、町を見渡せば、道路に生えた雑草などがあちこちで目立ち著しく景観を損ねておりますし、ひどいものでは植栽の葉や枝が通行人の行く手を阻むほど交通の安全性を脅かすものまで目につくことがあります。

一括交付金の活用で予算措置をふやすことができないのか、あるいは県内各市町村と連携をとって、ボランティアの呼びかけも含めた道路環境の改善ができないか、県の対応を伺います。

8、医療ケアが必要な人の災害時避難場所の確保について。

小児在宅医療を受けている子供たちで、24時間人工呼吸器をつけていないといけない医療的ケアが必要な方々がいます。現在、災害時になった場合の医療的ケアが必要な方々への避難場所が確保できない状況下にあります。災害が起こってからでは遅く、平時のときにこそ備えをしておきたい。

そこで、(1)、避難所の電源確保について。

現在指定されている福祉避難所等の電源確保について、予算措置を含めた県の支援策が講じられないか伺います。

また、(2)、民間施設との災害協定について。

自家発電機を備えた民間施設などとの災害協定を組むことができないか伺います。

9、臍帯血関連について。

(1)、骨髄移植ドナー助成制度の導入について。

全国で28都道府県の自治体が制度を導入している骨髄移植ドナーへの助成制度、登録者数及び骨髄移植件数は年々順調に伸びてきています。沖縄県の骨髄ドナー登録件数は全国一の地位を占めています。しかし、実際に骨髄移植をするとなると、1週間ほど入院

をしないといけなくなります。仕事を持っているドナーは、気持ちでは骨髄移植で提供したくても、仕事が休めないために提供できなくなっているのが現状です。この場合、ドナー提供者に対しての休業補償が必要になってくると思われます。埼玉県の実例では、2015年度から県内市町村がドナーに助成した場合に、その半額を県が負担する制度をスタートさせております。平成27年1月までに県内全ての市町村において助成制度がつくられ、全国で初めて埼玉県が市町村を支援した取り組みだそうです。

ドナー登録が最も多い沖縄県においても、そのような休業補償制度を設けて、支援することができないか伺います。

10、認知症の対策強化を広域で取り組むことについて。

厚生労働省は平成26年9月19日付で、各都道府県知事宛てに「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」と題する通達文書を発行しました。今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明対策について、管内市区町村に対し周知徹底と、行政内関係部局及び各都道府県警察との連携を図るよう求めています。認知症による行方不明者は3年連続で最多を更新し、警察庁統計によれば、2015年に1万2208人が行方不明になっているそうです。当日中に発見できれば生存率は8割以上、翌日になると6.4割に下がり、5日でゼロになるという調査結果も出ております。

厚労省は、都道府県単位で見守り強化のため、2017年度予算に約5600万円を盛り込むことを決定しました。対応が急務と言える認知症対策であります。平成26年の通達以降、これまで沖縄県が取り組んできたこと、また、今後の取り組みについて伺います。

11、国保の県移行に伴う予算立てのスケジュールについて。

市町村が運営する国保は、国民皆保険の最後のとりでとして重要な役割を果たしてきました。しかしながら、市町村国保は、支出はふえる一方で保険税の引き上げによる収入の確保が難しいことから、法定外繰り入れに頼らざるを得ないという構造的な問題を抱えています。

そんな中、県は市町村国保の安定化を推進するとし、沖縄県国民健康保険広域化等支援方針を策定されております。その中で県は、保険料の標準設定を行い、財政の安定化を支援するとし、保険税の算定方式を平成30年度の県単位化までに検討していくことと

示されています。そこで、標準保険料の設定について、いつ提示するのか伺います。また、スケジュールはどこまで進んでいるか伺います。

12、医療的ケアが必要な児童生徒の課外活動時に保護者を介助者として参加させ、その際に旅費を補助することについて。

医療的ケアが必要な児童の保護者より子供の修学旅行などの際に、胃ろうや人工呼吸器などの使用で学校側で対応ができないので、保護者同伴での参加を求められていますが、旅費などは保護者の分は自己負担となっており、費用負担がかさばって困るとの話を伺ったことがあります。本来ならば学校側で教員が同行して対応すべきケースですが、保護者が使用機器の取り扱いになれていることから、介助の要員で参加を求められ、逆に費用負担を余儀なくされる状況は好ましくありません。経済的に負担が大きい家庭によっては修学旅行を断念せざるを得ないケースもあるようです。何らかの対応をして改善すべきと思いますがいかがでしょうか。

13、御茶屋御殿の復元事業について。

(1)、那覇市と国で復元事業に取り組むが県の支援も必要であると考えるかどうか。

御茶屋御殿は1677年、中国からの冊封使を迎えるためにつくられました。1930年にはわずかに残っていた茶亭などが首里城正殿とともに整備され、旧国宝指定の候補にもなりましたが、沖縄戦で焼失。戦後、跡地はカトリック沖縄教区が購入し、首里カトリック教会と幼稚園が建設されておりますが、敷地内には石垣などの遺構が現存しています。そのため、那覇市は国の文化財指定に向け調査をすることとなっており、来年度からの調査の内容などを踏まえて文化庁と調整し、方向性を決定するそうであります。

これまでに復元保護が実現した首里城、守礼門などは、観光地にもなり多くの観光客を集めていることから、御茶屋御殿の復元は、沖縄県の新たな観光資源として期待が寄せられています。

そこで、県としても観光振興という観点から、御茶屋御殿の復元事業に対し、文化財登録の推進と文化財整備への支援をすることができないか伺います。

御答弁よろしく願いいたします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 金城泰邦議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定についてに関する御質問の中の、子供の貧困対策の目標等について

お答えをいたします。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定において、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を実現するため、貧困の連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材を育成する施策として、子供の貧困対策について盛り込むことを検討してまいります。このため、部局横断的な関連施策や沖縄県子どもへの貧困対策計画に盛り込んだ34の指標等も勘案しながら目標を設定し、子供の貧困問題の解消に向けた取り組みを推進してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 金城泰邦議員の在沖米軍基地関連についての御質問の中で、那覇港湾施設の先行返還及び移設協議会で検討することについてお答えいたします。恐縮ですが、3の(4)と3の(5)は関連しますので一括してお答えいたします。

那覇市長時代の翁長知事の発言については、那覇港湾施設が那覇市の振興・発展にとって非常にポテンシャルの高い地区であることから、那覇港湾施設の跡地利用を考える立場から、より早期の返還の可能性を模索したいとの思いを述べたものであります。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めていくことが現実的だと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 沖縄21世紀ビジョン基本計画の改定について、その改定内容についてお答えいたします。

平成28年度は沖縄21世紀ビジョン基本計画の5年目に当たることから、これまで実施してきた施策等の成果や今後の課題等について、中間評価を行っているところであります。これまでの検証の結果、幅広い分野で成果があらわれている一方で、子供の貧困対策や新たに策定したアジア経済戦略構想推進計画に基づく諸施策の展開など、社会経済情勢等の変化による新たな課題が明らかとなっております。

沖縄県では、こうした新たな課題の解消に向けた施策展開を明確にし、後期計画期間において取り組む必要があるため、去る8月1日の沖縄県振興推進委員会

において、基本計画を改定することを決定いたしました。今後のスケジュールとしましては、年内に基本計画改定（案）を策定し、沖縄県振興審議会や市町村、関係団体、県民等の意見も踏まえた上で取りまとめることとしております。

次に、日本、米国、中国そして沖縄における沖縄県の役割についての御質問の中の、国連機関の誘致についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、アジア・太平洋地域の平和を希求する沖縄が、国際的な安全保障会議や平和外交交渉等の開催拠点として貢献するため、国際機関の誘致等に努めることとしております。国連機関を含む国際機関の誘致については、今後、大学や民間の有識者の意見等を踏まえながら、誘致に向けた取り組み方針などの検討を進めるとともに、関係部局と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 平成29年度予算一括要求についての御質問の中で、執行率の問題の原因と改善についてお答えをいたします。

ソフト交付金における執行率の問題は、各部局ごとの不用見込み等の状況が共有できずにいたことも原因の一つと考えております。そのため県事業については、平成27年度から各部局の不用額の状況を共有し、前倒し可能な他の事業に充当するため、全庁横断的な連絡会議を設置し、執行率の改善に取り組んでいるところであります。また、市町村事業においては、各市町村へ定期的に過不足調査を行い、事業間流用や市町村間流用を実施するなどして、同交付金の有効的な活用に取り組んでいるところであります。

そして、さらなる執行率の改善につなげるため、事業の早期着手を図るべく交付決定時期を早めるよう内閣府と調整を進めております。ハード交付金については、繰越額の縮減に向けて、民間コンサルタントを活用した用地取得の推進、早期契約の実施等に取り組んでおります。また、年度途中の執行状況に応じて、県事業、市町村事業間での交付金の融通を行うなど、より機動的な事業執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 在沖米軍基地関連についての御質問の中の、普天間飛行場移設に対する今後の対応についてお答えいたします。

普天間飛行場の移設先を辺野古が唯一とする政府の説明は、実質的な根拠が乏しく、辺野古の埋め立ての必要性は認められないと考えております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を押し進めることを許すことはできないと考えております。

県は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。

次に、那覇港湾施設の遊休化についての御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設の利用状況については、昭和61年から平成14年までの入港隻数が公表されており、年による増減はあるものの、昭和62年の96隻をピークに、平成14年の35隻まで漸減しております。平成15年以降のデータについては、在沖米軍から情報が提供されていないため把握しておりませんが、以前に比べ利用されることが減っているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 県道浦添西原線港川道路改良工事の進捗についての御質問の中の、港川道路に関する要請についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路の返還条件については、これまで、沖縄防衛局を通して米軍と協議してきました。しかしながら、郵便センターの移設先決定のおくれが影響して、フェンス移設の協議も滞っている状況にあります。このため、ことし9月、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所及び在沖米国総領事館に、フェンス移設の協議については、郵便センターの移設先決定と分けて進めるよう、米軍への働きかけを要請したところであります。今後は、米軍に対しても直接要請する予定であります。

また、県道浦添西原線予定地内に存する沖縄電力株式会社の鉄塔については、現在、移設に向けた補償協議を行っているところであります。沖縄電力によると、協議終了後、設計、工事、既設撤去に取り組み、移設は平成31年度中に完了する予定とのことであります。

次に、港川道路に係る米軍側の要請窓口についての御質問にお答えいたします。

県道浦添西原線港川道路の返還条件については、沖縄防衛局を通して米軍と協議してきました。今後は、

フェンス移設の協議を加速させるため、米軍へ直接要請を行い、早期供用に向けて取り組んでまいります。

なお、調整窓口については、在沖米国総領事のアドバイスを受けて嘉手納基地のコミュニケーションリレーションズに問い合わせているところであり、10月中旬の日程で申し入れているところでございます。

次に、道路整備についての御質問の中の、主要幹線道路等の除草回数をふやすことについての御質問にお答えいたします。

県管理道路の雑草対策については、平成28年度は県単独費で対前年度比約1億円増の約6億円を計上しております。除草回数は年2回から4回程度行う予定であり、主要幹線道路等においては除草回数をふやして対応していきたいと考えております。また、道路の美化については、観光地らしい花と緑のある良好な道路景観を創出することを目的として、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して沖縄フラワークリエイション事業を実施しております。平成28年度は、4億9000万円を計上しており、主要観光地へのアクセス道路等の41路線を対象に、歩道や交通島へのコンテナ設置による緑化や花の直植えなどを実施して、道路の美化に努めているところであります。そのほか、道路ボランティア団体による植栽管理の拡充に努めており、現在約300団体の協力を得て、道路の美化に取り組んでいるところであります。

今後とも、計画的かつ適切に維持管理し、観光立県にふさわしい良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） まず、ドクターヘリのヘリポートに関する御質問の中の、海洋博記念公園のヘリポートについてお答えしたいと思います。

県は、平成28年8月末現在、ドクターヘリと救急車が合流する緊急の離着陸場を、沖縄本島及び本島周辺離島に331カ所確保しているところでございます。

海洋博記念公園につきましても、平成27年7月、施設内に離着陸場を確保し、救急患者を迅速に搬送できる体制を整備しているところでございます。

次に、臍帯血関連についての御質問の中の、骨髄移植ドナー助成制度の導入についてお答えします。

骨髄移植は、白血病などの病気により正常な血液がつくられなくなった患者に対して、ドナーから提供された造血幹細胞の移植により造血機能を回復させる治療法でございます。

現在、県内のドナー登録者数は約2万3000人となっており、骨髄登録対象人口1000人当たりの登録者数は34.34人で全国1位となっております。なお、適合ドナーとなった場合には、移植のため1週間程度の入院や通院が必要となりますので、他県の一部の市町村では、休業補償を目的としたドナー助成制度を導入する例がございます。

県としましては、全国の取り組み状況について情報収集を行うとともに、今後、ドナー助成制度の必要性について検討していきたいと考えております。

次に、国保の県移行に伴う予算立てのスケジュールについての御質問の中の、新制度以降に係るスケジュール等についてお答えしたいと思います。

新制度移行後の財政運営につきましては、平成30年度以降、新たに国保に投入される財政基盤強化策や医療費の動向等を踏まえ、市町村と協議を行い決定していくこととしております。

平成28年度におきましては、各市町村の国保事業における納付金の算定や標準保険料率等について協議を行っております。また、平成29年度においては、市町村との協議を踏まえ、国保運営方針を定めるとともに、国保特会の設置や関係条例の整備を行う等、制度移行が円滑に行えるよう、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 医療ケアが必要な人の災害時避難場所の確保についての御質問の中の、避難所の電源確保についてお答えします。

大規模災害が発生した場合、電気などのライフラインが絶たれることが想定され、避難所としての機能を維持するためには、発電機等の設置により非常用の電源を確保することが重要であると考えております。

市町村長は、人工呼吸器等を使用している医療的ケアの必要な要支援者等を受け入れるため、福祉避難所を設置しなければならず、その生活環境の整備については必要な措置を講ずるよう努めることとなっております。

県におきましては、福祉避難所の電源確保に向け、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用等を含め、市町村や関係機関と連携し、福祉避難所の機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、民間施設との災害協定についてお答えします。

災害発生時における福祉避難所の確保のため、民間

施設等と事前に災害協定等を締結し、緊急時の協力体制を構築しておくことは重要であると考えております。

市町村長が民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する場合には、市町村長と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定を締結することとなっております。

県におきましては、平時から市町村、社会福祉施設等関係団体などの間で情報交換や事前協議を図り、災害時において速やかに福祉避難所が開設されるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、認知症の対策強化を広域で取り組むことについての御質問にお答えします。

県では、認知症高齢者とその家族等が安心して暮らせる社会づくりのため、認知症高齢者等の見守り・SOSネットワークの構築を図っております。具体的な取り組みとしましては、市町村からの依頼を受け、関係機関等に対し行方不明者の早期発見の協力依頼や広域的な連絡調整等を行っております。また、民間事業者と高齢者等見守り活動に関する協定を締結し、市町村の見守りネットワーク構築への協力や、民間事業者みずからによる見守り活動を推進しております。

今後、厚生労働省の動向を踏まえ、市町村とのさらなる連携を図り、地域全体の見守り体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者への旅費補助についての御質問にお答えいたします。

特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の修学旅行につきましては、保護者の協力のもと、付き添いをお願いしております。その際の保護者の旅費につきましては、特別支援教育就学奨励費制度で必要な援助が行われているところであります。

県教育委員会としましては、特別支援学校に在籍しない医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の負担軽減について、どのような対応が可能か、市町村教育委員会と意見交換を行ってまいりたいと思います。

次に、御茶屋御殿の復元事業についての御質問で、県の支援についてお答えをいたします。

御茶屋御殿については、那覇市が国の文化財への登録を目指して、残存する石積みの測量等を実施しているところであります。御茶屋御殿の復元につきましては、現在、当該地に教会や幼稚園があることから、そ

の移転等の課題があります。

県教育委員会としましては、那覇市が取り組む国の文化財登録のための遺跡範囲の確定や学術的価値の取りまとめに当たり助言を行うなど、密接に連携を図り、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城 泰邦君 再質問いたします。

先ほど御答弁の中で、副知事からありました那覇港湾の移設についてですが、答弁を聞きますと、那覇市の振興・発展に資する等のお話がありましたが、どうも那覇が中心で考えておられるのかなという印象を持たざるを得ません。しっかりと県全域で考えていくというようなものがわかるような方向性を示していただきたいと思いますので、その辺もお願いしたいと思います。

国際機関につきましては、今後、基本構想、基本計画などそういったものをいつまで県として盛り込む方向があるのか伺いたいと思います。答弁もお願いしたいと思います。

あと、国保についての11番の質問ですが、標準保険料の提示をいつ行うのかについて改めて御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 再質問にお答えいたします。

那覇港湾施設について、那覇市主導ではないかみたいな印象を受けるということで、しっかりした説明をということだったと思います。

まず、那覇港湾施設、御承知のことだと思いますが、昭和49年に日米間で返還が合意されまして、平成7年には浦添埠頭地区への移設を条件として、施設の全部を返還するということが日米合同委員会で承認されております。平成8年にはS A C O合意において浦添埠頭地区への移設と関連した那覇港湾施設の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続するということが確認されています。

そういったことを受けまして、平成13年11月12日には、当時の浦添市長が移設受け入れを表明いたして

おります。これは、西海岸地域の発展に資するというような判断があったというように考えております。

また、同16日には、国、県、那覇市及び浦添市で構成します那覇港湾施設移設に関する協議会が設置されまして、これは決して那覇市主導ではなくして浦添市も含めて、全体で沖縄の振興・発展にしようということで協議会が設置されたものというふうに理解しております。

県といたしましては、那覇港湾施設の返還が実現された時点には、基地負担の軽減、跡地利用の有効利用による発展に寄与すると考えておりまして、これまでの経緯を踏まえつつ協議会の枠組みの中で進めることが現実的だというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 金城議員の国連機関等の誘致についての再質問にお答えいたします。

先ほども御質問にお答えしましたように、これから国連機関を含む国際機関の誘致について、大学あるいは民間の有識者の皆さんを集めて意見を交換し、この意見を踏まえて誘致に向けた取り組み方針等をつくっていこうと、検討していこうという、今段階でございます。

したがって、この議論を踏まえまして必要に応じて基本構想、あるいは基本計画等が必要であるかも含めて検討してまいりたいと考えております。場合によってはその基本方針を取りまとめたと考えておりますので、その方針でいいのかどうかも含めて有識者の意見等も踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 金城議員の再質問にお答えしたいと思います。

標準保険税率でございますが、これは国保の運営方針に記載することになります。したがって10月以降、国から算定システムが送られてきて、いろいろ段階を踏んで計算することになると思いますが、公表するのは29年度の後半になると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明29日定刻より会議を開きます。  
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。  
午後4時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 金 城 泰 邦

平成28年9月29日

平成28年  
第 4 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成 28 年  
第 4 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成 28 年 9 月 29 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

### 議 事 日 程 第 4 号

平成 28 年 9 月 29 日（木曜日）

午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 22 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで（質疑）

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 6 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 22 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで

- |           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| 甲第 1 号議案  | 平成 28 年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）                     |
| 甲第 2 号議案  | 平成 28 年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）                |
| 甲第 3 号議案  | 平成 28 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）             |
| 甲第 4 号議案  | 平成 28 年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第 1 号）          |
| 甲第 5 号議案  | 平成 28 年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）                   |
| 甲第 6 号議案  | 平成 28 年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 1 号）                   |
| 乙第 1 号議案  | 沖縄県職員の退職管理に関する条例                               |
| 乙第 2 号議案  | 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例             |
| 乙第 3 号議案  | 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例                            |
| 乙第 4 号議案  | 沖縄県税条例の一部を改正する条例                               |
| 乙第 5 号議案  | 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |
| 乙第 6 号議案  | 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例  |
| 乙第 7 号議案  | 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 8 号議案  | 沖縄県土地改良法等に基づく異議の申出等に係る書面等の写し等の交付手数料条例          |
| 乙第 9 号議案  | 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例                       |
| 乙第 10 号議案 | 工事請負契約について                                     |
| 乙第 11 号議案 | 工事請負契約について                                     |
| 乙第 12 号議案 | 工事請負契約について                                     |
| 乙第 13 号議案 | 工事請負契約について                                     |
| 乙第 14 号議案 | 工事請負契約について                                     |
| 乙第 15 号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について                       |
| 乙第 16 号議案 | 訴えの提起について                                      |
| 乙第 17 号議案 | 指定管理者の指定について                                   |
| 乙第 18 号議案 | 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について                       |

- 乙第19号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について  
 乙第20号議案 平成27年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
 乙第21号議案 平成27年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
 乙第22号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について  
 認定第1号 平成27年度沖縄県一般会計決算の認定について  
 認定第2号 平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について  
 認定第3号 平成27年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について  
 認定第4号 平成27年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について  
 認定第5号 平成27年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について  
 認定第6号 平成27年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について  
 認定第7号 平成27年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について  
 認定第8号 平成27年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について  
 認定第9号 平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第10号 平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について  
 認定第11号 平成27年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について  
 認定第12号 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第13号 平成27年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第14号 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について  
 認定第15号 平成27年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について  
 認定第16号 平成27年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について  
 認定第17号 平成27年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について  
 認定第18号 平成27年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について  
 認定第19号 平成27年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について  
 認定第20号 平成27年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について  
 認定第21号 平成27年度沖縄県病院事業会計決算の認定について  
 認定第22号 平成27年度沖縄県水道事業会計決算の認定について  
 認定第23号 平成27年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

#### 出席議員 (48名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 新里米吉君  | 14番 | 平良昭一君  |
| 副議長 | 赤嶺昇君   | 15番 | 上原正次君  |
| 1番  | 瀬長美佐雄君 | 16番 | 当山勝利君  |
| 2番  | 玉城武光君  | 17番 | 亀濱玲子さん |
| 3番  | 親川敬君   | 18番 | 當間盛夫君  |
| 4番  | 新垣光栄君  | 19番 | 上原章君   |
| 5番  | 次呂久成崇君 | 20番 | 山川典二君  |
| 6番  | 宮城一郎君  | 21番 | 花城大輔君  |
| 7番  | 大城憲幸君  | 22番 | 又吉清義君  |
| 8番  | 金城泰邦君  | 23番 | 末松文信君  |
| 9番  | 西銘啓史郎君 | 24番 | 渡久地修君  |
| 10番 | 新垣新君   | 25番 | 玉城満君   |
| 11番 | 座波一君   | 26番 | 山内末子さん |
| 12番 | 比嘉瑞己君  | 27番 | 仲村未央さん |
| 13番 | 西銘純恵さん | 28番 | 照屋大河君  |

29 番 仲宗根 悟 君  
 30 番 崎 山 嗣 幸 君  
 31 番 金 城 勉 君  
 32 番 砂 川 利 勝 君  
 33 番 具志堅 透 君  
 34 番 島 袋 大 君  
 35 番 中 川 京 貴 君  
 36 番 座喜味 一 幸 君  
 37 番 嘉 陽 宗 儀 君

38 番 新 垣 清 涼 君  
 39 番 瑞慶覧 功 君  
 41 番 狩 俣 信 子 さん  
 42 番 比 嘉 京 子 さん  
 43 番 大 城 一 馬 君  
 45 番 糸 洲 朝 則 君  
 46 番 照 屋 守 之 君  
 47 番 仲 田 弘 毅 君  
 48 番 翁 長 政 俊 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 翁 長 雄 志 君  
 副 知 事 浦 崎 唯 昭 君  
 副 知 事 安慶田 光 男 君  
 知 事 公 室 長 謝 花 喜一郎 君  
 総 務 部 長 金 城 武 君  
 企 画 部 長 下 地 明 和 君  
 環 境 部 長 大 浜 浩 志 君  
 子 ども 生 活 長 金 城 弘 昌 君  
 福 祉 部 長  
 保 健 医 療 部 長 砂 川 靖 君  
 農 林 水 産 部 長 島 尻 勝 広 君  
 商 工 労 働 部 長 屋比久 盛 敏 君  
 文 化 観 光 前 田 光 幸 君  
 ス ポー ツ 部 長  
 土 木 建 築 部 長 宮 城 理 君  
 企 業 局 長 町 田 優 君

病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君  
 会 計 管 理 者 金 良 多恵子 さん  
 知 事 公 室 大 城 壮 彦 君  
 秘 書 広 報 統 括 監  
 総 務 部 池 田 克 紀 君  
 財 政 統 括 監  
 教 育 長 平 敷 昭 人 君  
 公 安 委 員 会 長 金 城 棟 啓 君  
 委 員 会 長  
 警 察 本 部 長 池 田 克 史 君  
 労 働 委 員 会 長 大 城 玲 子 さん  
 事 務 局 長  
 人 事 委 員 会 長 親 川 達 男 君  
 事 務 局 長  
 代 表 監 査 委 員 當 間 秀 史 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 知 念 正 治 君  
 次 長 平 田 善 則 君  
 議 事 課 長 勝 連 盛 博 君  
 課 長 補 佐 平 良 潤 君

主 幹 中 村 守 君  
 主 査 川 端 七 生 君  
 主 事 村 吉 政 則 君

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

議長として制限時間を守っていただくようお願いを  
 いたしたいと思います。（発言する者あり）

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一  
 般質問を行い、甲第1号議案から甲第6号議案まで、  
 乙第1号議案から乙第22号議案まで及び認定第1号  
 から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す  
 る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大でございます。

きょうは、通告を出しておりますけれども、大見出  
 しが多くて、私はいじめているわけではありませんか  
 ら、枝葉の質問はちゃんと担当部署のほうに説明して  
 おりますので、しっかりとした答弁をお願いしたいと  
 思っております。

今議会見ましても、基地問題を中心に翁長県政を支  
 える皆さん方に対するいろんな面での質問等もあると

思っておりますけれども、きょうから自民党であります。我々は、先ほど議長からもありましたように、いろんな形で議会をとめるつもりもありませんし、誠意ある答弁のもとでしっかり議論をしていきたいと思っておりますから、ひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

さて、今回私も自民党の政調会長に就任させていただきましたけれども、しかしながら気持ちはいつも変わらず、一兵卒としてこの一般質問において、知事と丁々発止議論を行いたいと思っております。ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

それでは初めに、平成29年度の沖縄振興予算についてお聞きしたいと思っております。

政府に、我が自民党に対し、また我々自民党の二階幹事長に対して、平成29年度県の要請・要望の内容を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

沖縄振興予算につきましては、6項目の要請を行っております。

まず、1点目に沖縄振興予算の別枠確保ということで、那覇空港滑走路の増設、それから沖縄科学技術大学院大学の充実、それから駐留軍用地跡地利用推進、これらについては別枠で確保していただきたいというのが1点です。

それから、ソフト交付金は今年度並みの額の確保を要請しております。ハード交付金につきましては、今年度以上の額の確保を要請しております。それから、ハード交付金を除く補助金につきましても、所要額の確保を要請しております。

そして、5項目めに、那覇空港滑走路等、那覇空港滑走路、科学技術大学院大学の充実、それから駐留軍用地の跡地利用推進については、それぞれ所要額を要望しております。

そして、6項目めとして、子供の貧困対策につきましては、引き続き確保を要請したところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは政府にですか、二階幹事長に対しての要請書の内容、同じですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 8月10日において政

府、それから自民党の二階幹事長含め自民党のほうにも同様な要請をしております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この要望書、私もいただきましたけれども、中身を見ますと、沖縄振興予算の確保について満額をお願いします。29年度税制改正について、9項目の事業、しっかりとお願いします。クルーズ船バースの拡充について、大変ひとつよろしくお願いますと。J1規格サッカー場スタジアムの整備、道路交通の渋滞対策について、そして市町村国民健康保険事業に対する支援について、特段の配慮をひとつよろしくお願いますとなっています。

これは、いろんな面で要望・要請書、沖縄県の声ですから、翁長県政の本丸として29年度やっていきたいというふうに私も理解します。しかし、その中に、この中に基地問題が入っています、基地問題が。

この基地問題の内容を見ますと、沖縄県は辺野古に新基地はつくらせないという県政運営の柱として取り組んでいきますと。政府においては、辺野古移設が唯一の解決策としておりますが、自由民主党におかれましては、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古の美しい海を埋め立てる現行移設計画を断念していただきたいと考えておりますと載っております。

これだけの要請で、沖縄の29年度もろもろ含めて予算も満額お願いしますと言っておきながら、この要請書の中に中段から、辺野古は反対と、我々受けませんよという要請の仕方ってありますか。

これ誰がつくったんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） この基地問題関連は、知事公室が所管しておりますので私のほうで答弁させていただきたいと思っております。

二階幹事長は、幹事長就任後、初めて沖縄県にいらっしゃるということで、沖縄県のほうからさまざまな話を聞きたいということで、県庁にまでいらっしゃいました。

その際に、今予算の話、それからサッカースタジアム等の話、国保の話、いろいろありましたけれども、その中においても基地問題というのは沖縄県政にとって大変重要であること、また、今の翁長県政にとりましては、辺野古に新基地はつくらせないということを柱にしているものですから、二階幹事長にもその趣旨をお伝えしたく、そういった要請をしたところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですからこの要請書というのは、今

までこういったいろんな面で次年度の要求、よろしくと言っておいて、基地問題に関するものをセットでこういった形の要望・要請の仕方をしているんですかというのを確認したいんですよ。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほど金城総務部長のほうから政府に対する、いわゆる新年度予算の要求というものは、あくまでも新年度予算、それからまた税政も含めた要求はいたしております。こういった中においては、基地問題について要請ということはやったことはございません。

ただ、今回は自民党の幹事長としていらっしゃったということで、先ほどの予算、それから税政、それ以外にもまた県政が今直面しているさまざまな、M I C Eの話ですとか、国保の話ですとか、J Iサッカー場、そういったものについてそろそろ幅広く要請をしたと。その中に基地問題も入れさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 政府に対しては、基地問題は別で出して、これは当然ですよ。ワンセットじゃなくて、基地問題の問題はしかり、一つのワンスパンですよ。こういう事業はまとめてやる、これが要請・要望の筋ですよ。であれば、この要請に関しては知事公室長がつくったということですか、知事公室部局で、二階幹事長に対して。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 自民党の幹事長というのは、大変な権限等を持っているというふうに理解しております。そういった中において、幅広く、所管各部局またがるものですから、この件につきましては、知事公室のほうで取りまとめをさせていただきました。

この件につきましては、要望内容については各部からの意見もいただきながら、要望したと。その中に基地問題も入れたということでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく自民党をばかにしているんですか。

要請をやるんだったら、政府と同じように、基地問題は基地問題で別枠で、そしてこの新たなものはまとめて、要請・要望書ワンセットで、2つのダブルスタンダードで出すのが筋だと思いますよ、私は。受け取る側からしてみればどういうふうに感じますか、これは。あなた方はお願いはしながら、基地は要りませんよ。反対ですよ。こんな筋違いが、もろもろ含めてこ

の要請・要望の仕方ありますか。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 要望の仕方は、それぞれの相手の立場を考えながら我々も要望させていただいているところです。例えば、沖縄担当大臣に対しましては、当然、沖縄振興というものがメインになりますけれども、また、一方で沖縄における沖縄振興担当大臣、沖縄担当大臣におかれては、基地問題についてもしっかり対応していただきたいという思いも込めまして、基地問題も沖縄担当大臣には要望させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この要望書を見たら、沖縄県は基地反対と右手の拳を上げながら、左手は予算満額下さいと、いいような形に使っているんですよ、これ。やるんだったら、しっかりと別枠でやるのが筋です。どう思いますか。同じ事務方として、自民党はこれとるときに、同じ側だったらどう思いますか、これ。

右拳では基地反対、左側ではしっかり予算お願いしますと担保をとりたい。こういう要請にしか感じません。どう思いますか。これも知事、副知事、どちらかにお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 繰り返しになって恐縮ですが、自民党の幹事長というお立場で、初めて沖縄県にいらっしゃって、沖縄県の側からいろいろな要望等も受けたいと、声も聞きたいということがございましたので、県が直面する問題、予算もそうですけれども、それ以外にもやはり基地問題というものについても、どの県政においても大変重要な問題でございますので、要望させていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、その気持ちはわかると僕は言っているじゃないですか。別枠に分けて出すのが筋だろうと言っているんです。次からそういったことをしっかりと受けてやっていきたいですと、答弁で言えばいいんですよ。（「大目に見てよ、大目に」と呼ぶ者あり） 何が大目に見るか、見ないよ。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 島袋大議員の質問にお答えします。

自民党の幹事長が沖縄県に来て、知事となかなかお話しするという機会がないと思ひまして、また、これまでも何度か知事は当選後、いろいろとお願ひしたんですが、なかなかお会いできなかったんです。政府も

やっとお会いできるようになりまして、自民党の幹事長になられた二階さんがあえて沖縄に来て知事とお会いしたいということでありましたので、率直に言って、私たちの本心、本来の気持ちを、辺野古基地に対してはこうですよと、しかし、要望はこれこれありますというこれをやったことは間違いありません。

しかし、要望の仕方には、大議員がおっしゃるような方法もあろうかと思しますので、今後の要望につきましては、これからいろいろと御指摘のことも踏まえながら検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ひとつそういった形で御理解をお願いしたいと思っております。

平成29年度概算要求3210億円、知事のコメントで沖縄タイムス8月27日火曜日の紙面でこう書かれております。「厳しい財政状況の中で、3000億円台が確保された。」、紙面では、知事が3210億円を一定の評価と書かれておりますけれども、改めて確認したいと思っております。

知事、今回の予算、一定の評価ということで間違いはありませんか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

今年度概算要求額3210億円計上されたところでございますが、厳しい財政状況の中で3000億円台が確保されたということでございまして、また那覇空港滑走路等、所要額が確保された。そして、北部振興事業、それから鉄軌道に係る調査費等計上されて基本的には本県の振興に配慮がなされたというふうに考えております。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 知事、昨年の予算は3350億円、そこから140億円も減額されて一定の評価というのは、私はいかななものかと思います。

素直に言って、私は知事の手腕を疑わざるを得ません。知事の最大の仕事は予算です、予算。国から県民のために1円でも多く予算を獲得する、それが沖縄県知事の最大の仕事であると言っても過言ではないと私は思っています。確かに、一括交付金の特にソフト交付金の執行率が悪い、そこは執行率の向上に努めな

ければならないと私は思っております。しかし、それは今に始まったことではなくて、皆さんも県の職員もみんな努力しているというように私は思っております。

この制度、たかだかまだ5年、改善されて軌道に乗るまで、産みの苦しみというようなものを政府に理解していただかなければならないと私も思っております。それを140億円も減らされて、そこで淡々としている気が、私は知れないんです。

東京に行って机でもたたいて、前年度並みでしっかりとその辺を担保してくれという気迫を込めて予算獲得に私は努めてほしいんです。政治における予算というものはそうではないですか、知事。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

沖縄振興予算の確保につきましては、知事が、去る8月10日に菅官房長官、それから鶴保内閣沖縄担当大臣、自民党の高村副総裁、そして二階幹事長に対して要請を行い、所要額の確保を働きかけたということでございまして、知事もそういう同様なしっかりと対応をいただいているというところでございます。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 まあ、こんなものでしょうね、今の県政は。沖縄タイムスの紙面にはこうもあります。基地と予算がリンクしている発言が影響あったのか、知事は、「そういう中身であるとは感じていない」と。知事、リンクして減らされるなら、今の知事の国とのスタンスなら減額されるのも私は理解します。リンクしていないという認識なら、なぜ140億もの予算が減らされたのか、これについては執行部も含め、深刻に受けとめるべきだと私は思っております。どう思いますか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

沖縄振興、これにつきましては、沖縄振興特別措置法に基づきまして、沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられているということで、基地問題とは別というような認識をしているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 140億減らされて、悔しくないかと。こういうのを聞きたいんだよ。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 知事のコメントの中にもございますが、県の自主的な選択に基づく事業を実施する一括交付金、これは減額されたことについては残念に思うというところでございまして、これにつきましては、やはり執行率、それから繰越率が年々改善している中で、この繰越率と不用額を理由として概算要求が減額されたことについては、我々としては疑問があるということで、その内容につきまして内閣府から説明を求め、その内容を算定方法等について聞いておりますけれども、なかなか妥当性といえますか、疑義があるということで、県としては納得できない旨のことを内閣府のほうに申し伝えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 こういう感じなんですよ、今の県政は。

次に、Ｊ１サッカースタジアム建設予定地についてであります。

140億円予算が減らされているということは、大きな施策が幾つかできなくなるというわけですね。どこかに予算のしわ寄せが来ると思っております。そんな中、ひとつ納得できないのが、ＭＩＣＥについての予算であります。これについては、後に我が党の議員から詳細な質問があると思っております。ここでは、ＭＩＣＥ予算に関して、Ｊ１サッカースタジアムについて聞きたいと思っております。

平成26年、我が沖縄県は、泡瀬の運動公園にＪ２規格のサッカースタジアムを整備しております。そのときの前提条件は、那覇市がＪ１スタジアムを整備し、県がＪ２スタジアムの整備をするというものでしたよね。いかがでしたか、土木部長。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

平成25年３月29日に、当時沖縄県土木建築部の都市計画課において、日本プロサッカーリーグのマネージャーに対して、Ｊリーグと沖縄県は今後も密に協議し、ＪリーグＪ１スタジアムの整備についても、今後関係部局と調整しながら進めていくという覚書を交わしております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 当時、泡瀬の運動公園は、都市計

画・モノレール課で、陸上競技場の拡張工事という名目で予算をつけて今のスタジアムができています。私が汗かいてきたからよくわかります。そういったことで、当時の協議会は、那覇と国と県でやっていこうということでスタートしたというふうに私も理解しております。

知事、あなたは那覇市長のときに、平成25年２月26日の議会で、当時の清水磨男議員の質問に対して、以下のように答弁しております。「私は、奥武山公園の陸上競技場に代わるスポーツ施設として、Ｊ１の公式戦が開催可能なサッカースタジアムを建設することを決意いたしました。」。

知事、今あなたは那覇市長ではありません。あなた自身が那覇市長時代に那覇市で整備すると述べているのに、なぜ今になって県が整備するということになったんですか。これは知事の市長時代の発言ですから、知事がしっかりと答弁してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 島袋大議員の御質問にお答えをいたします。

Ｊ１のサッカー場は、私の那覇市長時代の長期間にわたる懸案事項でございました。セルラースタジアム那覇ができて、そしてサッカーのＪ１に対応するようなものは、那覇がよろしかろうということでいろいろ国とも御相談し、それから県とも相談をして、ペンディングの状況でございました。いろいろ予算の規模、そしてその負担の割合、こういったこと等をやっている中で、私もこういう形で知事になったわけですが、そういう中でＪ１のサッカー場をつくるというのは、場所としては那覇市の奥武山公園が一番よろしかろうというようなところは見えております。今現在、私もこちらに来まして、那覇市ともいろいろ意見交換しながら、今この形でやるほうがＪ１のサッカー場がしっかりできて、なおかつ市民、県民の思いも含めて、そしていろいろこれからが基本的な意見の交換になると思いますけれども、こういったこと等の中に、今おっしゃっているような思いができればいいのかなとこのように考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今知事がおっしゃった、これから意見交換を詰めていきたいというのは、那覇市との調整ということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○島袋 大君 何で、今知事が答弁したのに、知事に確認しているのに、知事が答弁するはずなのに何で部長が答えるんですか。

○議長（新里米吉君） 訂正します。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えいたします。

J 1 サッカースタジアムについては、奥武山公園内で整備することを検討しておりまして、現在、主要な調整事項について内閣府と協議するとともに、那覇市ともこれまで調整協議を進めてまいりました。計画の実現に向けて、今後さらに協議を密にしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 いつから協議を始めたんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） かねてより県においては、仲井眞県政時代から、また那覇市においても、当時の翁長市長時代からともに公約となっております。平成24年度にそれぞれ基本構想の策定とか、作業というのをそれぞれが行ってきたという中で、やはり J 1 規格を県内に 2 つということではなく、利用効率とかいろいろな面から相互に連携していく必要があるということで、当時から那覇市とは一定程度協議をしながら進めておりますので、そういう意味では平成二十三、四年度ぐらいからは何らかの形で協議をしてきたということでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 本当にこんなこと言っているんですか。

平成25年度以降ぐらいから那覇市と協議していないでしょう。私はこれずっと追ってきて、一般質問してきているのに。お互いボールを投げて、ボールも返ってきてないという答弁もらっているんだよ。ずっと続けてやっていますか、那覇と協議。内閣府とはいっからやっているんですか、じゃ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成25年度の段階で、当時は那覇市のほうで整備をしたいというふうなところで考えているということで、県に相談がございました。県のほうで、財政支援等については検討していこうという形で進めてきておりますので、協議はそういう形でやっておりました。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今の答弁で平成25年で那覇市が

やっていきたいという話で終わっているわけです。それから協議いつからされていますか、内閣府も含めて。やってないなら、やってないでいいですよ。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 断続的といえますか、継続的といえますか、そういった意味では、幾らか間があった時期があるのは確かでございますが、那覇市において整備を主体として考えていた段階では、那覇市における財源の確保の問題等々、那覇市サイドで検討しなければいけない事項というのがございましたので、そういったことについての一定の方向性なり、あるいは事業スキームなりが那覇市のほうで一定程度固めていただくというふうなところの場合には、那覇市からの連絡をお待ちしていたということではございます。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 那覇市のほうで事業スキームであったり、あるいは財源の確保等についていろいろと検討しているということでございましたが、なかなかそれが解決のスケジュール的なものも含めて、いつまでにこういった課題の解決ができるとか、そういうのが厳しくなっているという話などは、昨年度の後半ぐらいから事務レベルでは聞いておりました。

県においては、そういう那覇市の状況を踏まえながら、県としても知事公約しっかりと位置づけておりますので、それを進めていくためにはどうすべきかということ、今年度に入りましてその検討を加速させまして、適宜那覇市と協議をしたり、あるいは内閣府に調整を図ったり等してきております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そこで、9月15日の琉球新報2面の囲み記事には、「実施設計策定前の用地取得について、財務省が難色を示している。」と安慶田副知事からの説明が書かれております。この発言についてよくわからないんですけれども、そもそも財務省が難色を示す前に、この案件について、もう内閣府に交付申請を行ったんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 用地取得については、まだ予算化もしておりませんので、内閣府

に交付申請は行っておりません。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは、内閣府が交付申請を受けて、それから内閣府が財務省と調整をするんでしょう。副知事の発言が、公的新聞にかぎ括弧で載っているということの意味は大きいですよ、大きい。県民もみんな喜んでいる。僕が調べたところによりますと財務省はまだその話を受けてないようですが、副知事のこの発言は間違いではありませんか。それとも、この琉球新報の記事が間違いですか、副知事いかがですか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 答弁申し上げます。

正直申し上げます、まだこれ財務省と詰めている段階ではございません。ですから、そういう記事が載っていたということは、私自身もわかりませんし、そういうことではないということであります。

今正直言って、内閣府に私たちはこういうことではなかなか那覇市では進んでいかないと、事業が。それで県としてもひとつやっていきたいということで、今回、自民党の幹事長がいらしたときにも土地購入の分における予算もお願いしたというのが事実でありまして、まだ、内閣府が正式に財務省に上げていないので、財務省が難色を示しているという発言はしたこともありません。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 私は、失礼ですけれども、記事を読んでいません。ごめんなさい。

○島袋 大君 見る、今。

○副知事（安慶田光男君） ですから、間違いかどうかというのは私が新聞記事等も通していませんので、それは、後日、私がどうということかということで、今のところ間違いかどうかということは、はっきり私自身が発言していないということは間違いありませんが、そういうことが載ったかどうかについては、お答えしません。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 確かに新聞には載っておりますが、私はまだ、その時点で財務省にも報告しておりませんし、まだ内閣府でも決定しておりませんので、そういう発言はしていないと思っております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ということは、財務省が難色を示しているという発言は、撤回するということですよ。

いや、要するに言っているのであれば、この記事、済みません、失礼しました。この記事が間違っているということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 私は、そういう発言はいたしておりませんということですから、どう理解するかは議員の勝手だと思います。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 勝手と言わないでくださいよ。

そもそも、現在、県においてＪリーグ規格スタジアム整備基本計画策定業務が公募されておりますよね。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） ９月23日の公募期限をもって公募を行いました。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 なぜ、基本計画も策定されていないのに、用地取得の話になるんですか。詳細地も規模もそういった形で決まっていらないと思っております。基本計画公募策定しているんでしょう。場所、位置、もろもろそういったいろんな形でここにやりたいというものもないのにそういう公募していいんですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成24年度の基本構想で、県として整備するＪ１規格スタジアムについては、奥武山が適地というふうな一定の提言を受けております。

今回、整備の前提として奥武山、それを前提に施設の機能であったり、規模、その結果によって所要な用地面積というのも算出されますので、そういった部分の検討を行う、そういった取りまとめを行う、基本計画を策定するというので公募を行ったところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そもそも奥武山公園の土地は、大ざっぱに言えば国有地３分の１、県有地３分の１、那覇市の市有地が３分の１、現在県は、国と那覇市から無償で土地を賃借しているんじゃないですか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。  
○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県の陸上競技場として管理をしている状況の中で、無償契約を結んでおります。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 J 1 サッカースタジアムが建設予定の場所は、那覇市の市有地が多いと聞いております。ほぼ那覇市の市有地です、資料で見ました。ただで借りている土地をなぜ今回買い上げる必要があるのか、説明してください。

あなた方が今決めようとしている場所は、那覇市の市有地です。これを何で県が買うのということよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 今回整備予定の J 1 規格サッカー場は、本県スポーツ振興のほか、観光振興や地域振興などに資する重要な施設でございます。

沖縄県のシンボルとなるとともに、非常に大規模な施設で高度な機能を有する施設と想定しております。その管理運営については、しっかりやっていきたいと考えておりまして、資金についても管理者である県の所有とすることに、適正な管理が行える環境を整えていきたいと考えております。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） J 1 規格サッカー場は、県有施設として整備いたしますので、将来的な管理運営等々総合的に検討しまして、県で土地も所有する必要があると考えております。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 陸上競技場として管理していた状況というのがいろいろ経緯がござ

います。

復帰前に那覇市が管理していたものを、県が維持管理等の問題で当時の琉球政府に移管され、その段階で無償というふうな形になったという経緯もあるようでございます。

今般整備しますのは、陸上競技場ではなくて、先ほど説明いたしました、意義を有する J 1 規格サッカー場でございます。県としては、しっかり管理をしていくために、その土地についても所有をしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 奥武山公園は、もうすぐ沖縄県から那覇市へ移管されることになっていたはずだと思っておりますけれども、どういう予定になっているんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

都市公園施設に係る部分だけでございますが、県と那覇市は、平成17年2月に奥武山公園の移管に係る覚書というものを交わしております。この覚書に基づいて、那覇市は、19年3月に奥武山野球場等の整備が完了した後、平成29年度を目途に奥武山公園の移管を受ける旨の文書を県に送付しているところでございます。

現在、県としては移管に向けて那覇市と協議を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 那覇市に移管された後、那覇市は、奥武山公園の県有地を買い上げるつもりか、あるいは無償で借りる予定かお聞きします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

都市公園部分に関しましても、那覇市から無償貸し付けを受けている土地があることは、確かでございます。その部分の今後の取り扱いについては、引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 基本的には、無償で借りる予定とい

うことで理解していいですか、現時点では。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 引き続き協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 県はもともとただで借りていた那覇市の土地をわざわざ買い上げただけでなく、買い上げた土地も含めてただで那覇市に使わせようとしている。そういうことになりますよね。そういうことになるんだよ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 繰り返しになって申しわけありませんが、お答えいたします。

都市公園施設については、引き続き協議を進めていくということでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ただで借りている土地をわざわざ買い上げる行為は、私は県に対して損害を与えていることになると思います、今の状況であれば。協議はこれからすると言っているけれども、今の状況では無償です。

そうなれば、そういう土地を買って、県に損害を与えるというふうに私は理解しています。いかがですか。現時点でいいですよ、現時点の流れを含めて。そうなるでしょう、今の流れであれば。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県で整備する予定のJ1規格サッカー場については、体育施設ということで、本県のスポーツ振興、県全体の観光振興などにもつなげていきたいと考えておりまして、県有施設として土地、上物含めてしっかり保有し、活用していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 行く行くは、那覇市に奥武山公園を移管し、県有地をただで貸すのであれば、那覇市から市有地を買い上げるのではなくて、市有地を無償で借りてJ1スタジアムの整備をすればいい。それだったら若干理解しますよ。那覇市の公園に県がわざわざ那覇市の土地を買い上げて、今の現状ではただで貸すという、これ筋が通らぬと私は思っていますよ。

そもそもMICEの土地購入費、交付金ベースで56億円が内閣府の許可が出なかったから、その浮い

た費用を執行するために急遽那覇市の市有地購入が出てきたのではないですか。この用地費29億円、MICEの予算が浮いたから、慌てて29億円で那覇市の土地をわざわざ買う。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

MICE施設用地を今回他事業で振りかえるということでございますが、このMICE用地につきましては、国費ベースで今50億5000万円減額して他事業に振りかえるというのが、9月補正で40億5000万円を計上しておりまして、J1のその用地に振りかえるということは別でございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そういっておけばいいですよ、そうなります。ですから、翁長県政を支える県政与党の皆さんもしかり、こういった流れですよ。だからその辺をチェックする機能が麻痺しているんじゃないかなと、私は思っております。

そういったことを、均衡ある発展と言いながら全部那覇市に集中する自体がおかしいんだよ。こういったことをしっかりと考えていただきたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○島袋 大君 子供貧困緊急対策事業については、次やります。

饒波川旧河川敷跡地の不発弾確認探査事業についてであります。

今後の継続実施の見通しが立っていない状況であるというようなことでありますけれども、説明してください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

饒波川の旧河川敷は、豊見城市において区画整理事業の一環として平成8年度から磁気探査を実施しておりましたけれども、区画整理事業の中止に伴いまして、磁気異常点の確認作業が実施されておられませんした。豊見城市から旧河川敷のうち、緊急性のある谷口橋付近の確認探査の実施について要望がございました。平成25年度から不発弾処理事業によりまして、

河川管理者と共同して磁気異常点の確認探査を実施し、平成28年9月に完了してございます。その他の旧河川敷につきまして、豊見城市から確認探査の追加実施の要望がございました。今後、旧管理者等と関係機関と調整を図っていくこととしていただいておりますのでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次、続きます。

饒波川旧河川敷跡地については、戦時中の爆弾の投下や不発弾の投棄が行われたことが、高安地域住民の証言から明らかになっておりますけれども、その認識はありますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 饒波川に限らず、本島中南部は激しい空爆等にさらされたということがございますので、饒波川河川敷等においてもそういった事実はあったらというふうに推察しているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、この事業というのはもうとまるんです。今やらないという通達ですよ、公室長。今やらないと、できないという話なんです。継続できないという話なんです。それをどうするかと言っているんだよ。

地域住民は、不発弾があるという情報も出ています。私も市議会議員からこの問題ずっと聞いてきたし、動いてきた。これやらないと言っているんです。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） やらないということは、私どもそういうようなことを知事公室としてはやったことはございません。しっかり土木建築部のほうとも調整いたしまして、知事公室のほうで磁気探査事業、いろいろ6つほど事業がございまして、そういった中で土木建築部のほうと調整いたしまして、できる方向で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、知事公室としたらその予算的な枠もしっかりあるから、これは国が責任を持ってやるべきで、もろもろやらないといけないからやっていきたいという理解でいいですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 今議員おっしゃっていただいたように、我々としてはやはり不発弾処理事業は本来国の責務でございまして、県のほうでもまたしっかり予算もいただいておりますので、そ

れについては、河川管理者、土木建築部とも調整しながら豊見城市からの要望については、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これから、豊見城市から正式に要望が来ると思っております。それをもとに知事公室部局、あるいは土木建築部、そういったところで協議の上、3者協議の上で、これはもう長年の懸案ですからこの不発弾は、しっかりやるべきだと思いますから、知事公室長、土建部長、答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 不発弾処理は、戦後処理の一環として知事公室でしっかり取り組んでまいりたいと思います。土木建築部、豊見城市ともしっかりお話を聞いて調整を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

旧河川敷の対応については、今知事公室長から答弁がありましたように、豊見城市や知事公室と調整の上、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともこれ緊急の案件ですから、しっかりと市民の皆さんを安心させるためにも早急に協議をしてやっていただきたいと思いますと思っております。

次に移ります。

リオオリンピック・パラリンピックについてであります。

前回北京パラリンピック陸上男子マラソンにおいて、県出身の上与那原選手が銀メダルを獲得して県民栄誉賞を授与しました。これ、私がいろんな面で一般質問させていただいて、県民栄誉賞を授与していただきました。仲井眞県政のときであります。

今回リオパラリンピック車椅子ラグビーにおいて、県出身の仲里選手が銅メダルを獲得いたしました。

県民に勇気と元気をもらい大変うれしく思っております。感動をいたしました。

県民栄誉賞を授与する考えはないですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

県民栄誉賞は、広く県民に敬愛され、県民に明るい希望と活力を与える顕著な功績があった者に対して、その栄誉をたたえることを目的として表彰するものでございます。

議員からございましたように、これまで春の甲子園初優勝した沖縄尚学高校ですとか、それから上与那原

選手ですね。それから興南高等学校の春夏連覇の功績です。それから日本プロゴルフ、日本人最多勝ツアー5勝した宮里藍選手にこれまでやっております。

今回、車椅子ラグビーで日本チームでの銅メダル受賞に貢献しました仲里進選手につきましても、これまでの表彰の実績、そういったものを踏まえまして検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、これは次の東京オリンピック含めて、やっぱり空手も沖縄でやってほしいという招致もしている知事です。この問題はこのすばらしいことは、今知事みずからこれは県民栄誉賞に値するからしっかりと議論して、県民に勇気と希望を与えたんだからやっていきましょうというお言葉が必要だと思っております。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 知事公室長のほうから今日までのいきさつ等々御説明がありました。まさしく仲里選手の場合には、大変県民に感動を与えましたし、日本国民、ある意味では世界にその存在を示して、勇気と希望を与えたというふうに思っております。

その意味からいうと、今日までのいきさつからいうと、県のそういった賞に値するというふうに思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次、移ります。

世界のウチナーンチュ大会についてであります。

世界二十数カ国から沖縄県に来られます。このたびブラジル・ペルーの県民移民式典に参加しました。そこで県人会の皆さんから聞いたのは、海外からツアーで来るけれども、ツアーに入れなくて、金額が高くて、独自でネットで検索して格安チケットを使って沖縄に来るけれども、開会式にも入れなかったと。前回ですね、そういう意見がありました。そういう対応もろもろ含めて県はどう考えていますか。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 第6回、今回のウチナーンチュ大会の参加申し込みについては、従来と同様に県人会を通していただく方法に加えて、今ございました、例えば県人会を通さない形での申し込みにも対応できるよう、新たに電子申請による申し込み、受け付けを追加しております。

○議長（新里米吉君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは、要するに世界各国、世界二十数カ国に県人会通して、あるいはネットで使える

ということですから、啓蒙活動もろもろ含めて強化をしっかりとっていただきたいと思います。

次、ブラジル・ペルー県民移民式典についてでありますけれども、時間がありません。次、やりたいと思っております。

どうぞきょう自民党がスタートであります。きょうは簡単には帰れないと思っておりますから、12時になる可能性もあると思っております。

しっかりと県民に対する目線で我々はやっていきたいと思っておりますから、どうぞ誠意ある答弁をしっかりと御協力願いたいと思っております。

終わります。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

〔新垣 新君登壇〕

○新垣 新君 おはようございます。

沖縄・自民党の新垣新でございます。

きょうから一般質問が始まっておりますが、実は、県民の皆様に訴えたいことがあります。

今、基地問題等において、メディアの皆様にもお願いがあります。偏った報道ではなくて、あおる報道ではなくて、賛成も反対も同じような記事、そして露出も心からお願いしたい。傷ついている人はいます。繰り返し申し上げます。この基地問題等におきまして、賛成も反対も同じような記事、露出でどうか取り上げてください。あおるような報道は慎むよう、この場をおかりしましてメッセージを問いかけます。心から、心からお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次質問を申し上げます。

件名1、尖閣問題について。

小項目(1)、尖閣諸島は、日本の領土であり、沖縄県の行政区域であると考えますが、知事の見解を求めます。

小項目(2)、東シナ海をめぐる中国の領海・領空侵犯の暴挙をどのように受けとめておりますか。また、これ以上の事態悪化を防ぐために、中国政府に向けた県民の怒りの声を表明すべきだと思いますが、県知事の見解を求めます。

件名2、基地問題及び辺野古違法確認訴訟について。

小項目(1)、辺野古違法確認訴訟について、国の勝訴の判決をどのように受けとめていますか。答弁を求めます。

小項目(2)、(1)に関連し、我が国日本は法治国家であり、行政手続法の遵守をどのように受けとめていますか、お伺いいたします。

(3)、多くの沖縄県民の声は、国と県との最高裁での対立を望んでいません。何か、国との最高裁での係争に対する打開策はないのか。また、県民が理解できる着地点を見出すことを考えることが最も大事だと思いますが、県知事の見解を求めます。

件名3、一括交付金について。

来年度の一括交付金が概算で約140億円の減額ありますが、次年度における一括交付金の市町村枠を今年度同額に確保していただきたいのですが、責任ある県知事の答弁を求めます。

件名4、貧困問題について。

小項目(1)、知事は子供たちの貧困問題及び貧困世帯の救済に対する優先順位は、どのくらいの位置づけなのかお聞かせください。

小項目(2)、貧困世帯の実態調査の進捗状況はどうなっていますか、お伺いします。

小項目(3)、貧困の子供たちが3食御飯を食べていく環境をどのように形成していくのかお伺いします。

件名5、MICEについて。

進捗状況はどうなっていますか、お伺いします。

小項目(1)、MICE周辺における環境整備等はどうなっていますか、お伺いします。

小項目(2)、用地取得等はどうなっていますか、お伺いします。

小項目(3)、建設に対する維持管理費や人件費等の積算をお聞かせください。

小項目(4)、県民へのMICEに対する維持管理費等の説明を行う考えはありますか、お伺いします。

件名6、我が党の代表質問との関連について。

又吉清義議員の北部訓練場の返還について。小項目(1)から(8)までの答弁を改めて求めます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時7分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○新垣 新君 我が党の代表質問との関連について。

北部訓練場の返還問題について。

小項目(1)、「東村高江の米軍北部訓練場ヘリパッド建設反対派が」という小項目(1)と、「工事車両の通行を阻止するため」が小項目(2)、そして、「報道によると、県内マスコミの記者が取材中に強制排除されたとあるが、当時の状況と事実関係を伺いたい。」、小項目(4)「知事は、ヘリパッド工事現場での警備を過剰警備であると批判」等という問題の(4)と、(5)に「ヘリパッド建設をめぐる県警の一連の警

備のあり方で、知事やマスコミから過剰警備だと批判されているが、県警本部長の考えを伺いたい。」、これが(5)です。(6)、「報道によれば、県公安委員会が各都府県公安委員会へ派遣要請を行う前に警察庁警備課長が関係都府県本部長へ文書を出したということだが、経緯等について、県警に伺いたい。」ということ。(7)、「県警が、警察車両で民間の作業員を乗せ工事現場近くまで搬送しているとの批判があるが、事実関係を伺いたい。」。(8)、「ヘリパッド高江周辺の道路は、抗議活動で連日混乱、牛歩戦術などで道路は渋滞し、高江の農家を初め地元住民の往来に支障が生じ、生活の破壊と抗議活動への批判・苦情が出ているようだが、知事の認識と抗議活動の自制を求める考えはないか伺いたい。」。

以上です。（「これを踏まえて何を聞きたいかということですよ」と呼ぶ者あり）これを踏まえて、改めて答弁を求めます。（発言する者あり）

きれいに答えています。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時14分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、基地問題及び辺野古違法確認訴訟についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決についてお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方向的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもた

らすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 尖閣問題についての御質問の中の、尖閣諸島の行政区域についてお答えいたします。

尖閣諸島は、1895年の閣議決定により正式に我が国の領土に編入された石垣市に地番を有する本県の行政区域であります。日本政府は、「尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配して」おり、「尖閣諸島をめぐる、解決すべき領有権の問題は存在していない」との立場をとっております。

沖縄県としては、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。

次に、東シナ海における中国の領海・領空侵犯に対する見解についてお答えいたします。

中国公船等による尖閣諸島周辺での一連の行動については、政府において、外交ルートを通じて中国政府に対して直ちに厳重に抗議し、即時の退去及び再発防止を強く求めるなど、対応していると認識しております。

沖縄県としては、7月21日に行われた第3回政府・沖縄県協議会において、尖閣諸島周辺における十分な安全確保が図られるよう、内閣官房長官を初め各担当大臣に要請したところであります。8月18日には、尖閣諸島をめぐる問題について、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局及び第11管区海上保安本部と意見交換を行ったところです。また、9月24日に稲田防衛大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺における安全確保について要請しました。

沖縄県としては、今後も正確な情報の収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、基地問題及び辺野古違法確認訴訟についての御質問の中の、行政手続法の遵守についてという趣旨の御質問にお答えいたします。

公有水面埋立承認については、昨年7月の第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これを精査した結果、承認に瑕疵があると判断しました。瑕疵ある承認

処分を放置することは、法律による行政の原理から許されないことから、その適法性を回復するため取り消したものであります。

次に、国との係争に対する打開策、着地点についてお答えいたします。

県は、国地方係争処理委員会の決定を真摯に受けとめ、安倍総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣へ協議を求めました。また、同決定の趣旨を踏まえ、国と県が法廷闘争によることなく真摯な協議が行われるよう、国土交通大臣へも配慮を求めましたが、国は7月22日に不作為の違法確認訴訟を提起しました。

沖縄県としては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、去る9月23日に最高裁判所へ上告及び上告受理の申し立てを行ったところであります。

県としては、国地方係争処理委員会の決定を尊重し、引き続き政府との協議による解決を求めてまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、抗議活動による住民生活への影響と自制を求めることについて、(1)と(8)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリ着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もなされないまま、資機材の運搬が強行される等、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。

次に、ヘリ着陸帯移設に係る機動隊の警備に対する知事発言と知事の姿勢についてお答えいたします。

北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。ヘリ着陸帯移設工事に当たっては、参議院議員選挙直後で基地全般についての圧倒的な県民の意思が示された直後に、工事に用いる資機材等の搬入、県外から機動隊約500名の増援の上、十分な説明もないまま、強行に工事を推し進めようとする政府の姿勢について、県は到底容認できるものではないことに言及したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 一括交付金についての御質問の中で、ソフト交付金の配分方法についてお答えをいたします。

ソフト交付金の平成29年度概算要求額は、県分と市町村分を合わせて、対前年138億円減の668億円となりました。

県と市町村の配分につきましては、5対3というこれまでの考え方を踏まえ、知事と市町村長で構成する沖縄振興会議において決定される予定であります、県分、市町村分ともに一定の影響があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） それでは、貧困問題対策についての御質問の中の、子供の貧困問題等の位置づけについてお答えします。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指すこととしております。また、全国と比べて極めて深刻な沖縄の子供の貧困問題を早急に解消するため、子供の貧困対策を最重要課題の一つと位置づけ取り組みを推進してまいります。

次に、貧困世帯の実態調査の進捗状況についてお答えします。

沖縄県子ども調査につきましては、昨年度実施した調査の詳細分析等を行っており、今年度中に調査結果を取りまとめることとしております。

県としましては、経済的に厳しい状況が子供の生活や成長に与える影響について分析を進め、さらなる実態把握に努めてまいります。

次に、子供たちが3食御飯を食べられる環境についてお答えします。

県が昨年度実施した調査で、子供3人に1人が貧困状態で暮らしており、日常的な食料品を買えない経験がある貧困家庭が多いことなど、深刻な状況にあることが明らかになりました。

沖縄県としましては、支援が必要な子供や子育て家庭につながり、保護者の養育力の向上への支援や市町村におけるこども食堂の設置を促進するなど、子供たちが健やかに育成される環境の整備を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） MICEについての御質問の中の、大型MICE施設周辺における環境整備等についてお答えいたします。

大型MICE施設の周辺においては、MICE利用者の利便性向上や地域への経済効果を高めるため、宿泊施設や商業施設等の整備を促進することが重要であると考えております。そのため、県においては、これらの施設等の整備や魅力あるMICEエリアとしてのまちづくりの方向性を示すマリントウンMICEエリアまちづくりビジョンをことし10月末までに策定することとし、有識者等で構成する委員会を設置して検討を行っているところであります。

次に、大型MICE施設の用地購入等についてお答えいたします。

大型MICE施設を整備する用地については、中城湾港マリン・タウン特別会計の県有地が13.2ヘクタール、西原町有地が1.3ヘクタールの合計14.5ヘクタールとなっております。

県としては、用地購入について、平成28年度の当初予算で沖縄振興特別推進交付金を主な財源として予算計上していましたが、県有地については、国及び関係部局との調整を踏まえ、今議会で用地取得の財源を当該交付金から県債等に振りかえる補正予算案を提出したところであります。補正予算案の議決後は、速やかに用地を取得したいと考えております。

次に、大型MICE施設の維持管理費や人件費等とそれらに係る県民への説明についてお答えいたします。5の(3)と5の(4)は関連しますので一括してお答えします。

大型MICE施設の維持管理費や人件費については、平成25年度に策定した基本構想で、供用開始後11年目に単年度収支が黒字化した場合、年間の維持管理費は8億7900万円、人件費は2億8000万円と試算しております。10月の事業者公募の際には、指定管理期間中の施設の運営に係る維持管理費等の支出から利用料金等の収入を差し引いた額を指定管理料の限度額として提示することとしており、現在、有識者等で構成する大型MICE施設整備運営事業者選定委員会で改めて検討を行っているところであります。

県としましては、事業者の公募の際に、指定管理料の限度額を公表することが、大型MICE施設の収支状況や維持管理等に係る県の負担に関する県民への周知や情報提供につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 代表質問での又吉議員からの質問に再度お答えいたします。

まず、(2)でございますが、県警の対処方針、警備方針についてでございます。

県警察では、警察法第2条に規定する個人の生命、身体、財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、北部訓練場周辺における抗議行動の状況等を踏まえ、抗議参加者の安全確保、主に工事車両との接触などによる事故の防止でございますが、安全確保、抗議参加者と工事関係者とのトラブル防止、県道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から、現場における混乱及び交通の危険の防止などのために必要な警備活動を行っております。抗議行動の過程で違法行為に発展する場合には、各種法令に基づき、警告、制止、検挙等所要の措置を講じていくこととしております。

抗議行動につきましては、それが公共の安全と秩序を侵害しない限り、県警察が関与するものではございませんが、北部訓練場周辺においては、連日、工事関係車両の入域時を中心に、抗議参加者による、県道70号線上における低速走行や道幅いっぱいに車両を放置した上で座り込み、寝転びと車両の前の飛び出し、立ち塞がり、寝そべり、潜り込み、車両への飛び移りなどといった危険かつ違法な抗議行動が行われていることから、これらの行動を行っている方に対し、再三の警告を行った上で、違法状態を解消し、必要最小限度の範囲において、安全な場所に移動させるなどの措置を講じているところであります。その際には、抗議参加者1名に対して複数の警察官で移動させるなど、慎重な対応を行っているところでございます。

次に、(3)でございます。(3)は、マスコミの記者が取材中に強制排除されたことについてでございます。

御質問の件については、本年8月20日のことだと承知しております。この日は、抗議参加者およそ50名が、高江橋というところで道路中央に車両を三、四台放置しておりました。そのすき間に座り込んでいたところであります。（「聞こえませんか」と呼ぶ者あり）聞こえませんか。

○議長（新里米吉君） ちょっと中断して。

本部長、もっと大きな声でお願いします。私も聞き取りにくくて、私だけかと思っていたら、やっぱり本会議場もそうです。

○警察本部長（池田克史君） 済みません。ちょっと早口でございました。済みません。

今の記者さんの排除について、もうちょっとゆっくりしゃべります。

御質問の件については、8月20日のことだと承知をしております。この日は、午前9時ごろから抗議参加者およそ50名が高江橋というところで、道路中央に車両三、四台を放置して座り込んでおりました。県警察では、混乱防止のために、警察のバスを使用して安全な区域を確保して警告を行った上で、午前10時12分からその区域に抗議参加者を移動させて、42分に道路の通行を回復させたところであります。これは、現場における混乱及び交通の危険の防止などのため、関係法令にのっとり、安全に最大限配慮した上で必要最小限の範囲で安全な場所に移動させたものです。

さらに、具体的に御説明をいたしますと、1人の記者につきましては、現場が入り乱れている中で、抗議参加者とともに車道中央におり、記者腕章もしておらず、一見して抗議参加者と見分けのつかない状況だったこともあり、抗議参加者との認識で移動をさせております。その際、同記者は、写真を撮らせてくださいと述べて移動を拒んでおりますが、記者だと明確に名乗ることがなかったほか、記者腕章を腕にせずカメラにぶら下げているため、混乱した現場では視認することは困難な状況にあったものと承知しております。もう一人の記者につきましても、記者腕章をしておらず、現場では新聞社やテレビ局の記者さん以外にも、自家製と言いますか、プレス（PRESS）と書いた腕章をつけて撮影している方が多数いる中で、明確な識別がなければ記者と認識することは困難な状況であったものと承知しているところであります。

つまり、当日の状況からいたしまして、特定の者を狙い撃ちして行動を制限しているものではなく、取材中の記者と認識した上でこれを規制することもございません。

県警察では、報道各社に対し、現地で取材する際は、危険防止等のため警察官の誘導に従うことと、記者腕章を視認、識別できるよう腕への装着を徹底することについて申し入れを行ったところであります。

次に、(5)でございますが、一連の警備について過剰警備だということについての批判についてお答えをします。

今回の警備につきましては、先ほど危険かつ違法な抗議行動が展開されていることについては述べたところであります。その上で、過剰警備については、何が過剰なのかということで、例えば、数が過剰だということであれば、明確な数についてはお答えできませんけれども、国頭の採石場から北部訓練場までおよそ40キロの行程があり、先ほど述べたような妨害行為

が採石場でも、ゲート場でも、工事会社でも、途中の橋の上でも行われるという状況があり、他方で、県道70号線は、特に東側では、代替性のない通行用の道路で、住民の通行の確保が必要であるということ。また、安全に最大限配慮した対応を行うためには、抗議参加者1人に対し複数名で対応するなどの相当数の人員が必要であることなどから、警視庁など6都府県から特別派遣を受けて、所要の警備体制により法令にのっとり、適切な措置を講じているところであり、過剰警備との御指摘は当たらないのではないかと認識しているところでございます。

次に、(6)で、これは県の公安委員会が援助の要求を行う前に、警察庁警備課長が関係の都府県本部長に文書を出したことについてでございますが、御質問の件については、本年7月12日に沖縄県公安委員会から関係都府県公安委員会に援助要求がなされる前の7月11日に、警察庁から関係都府県宛てに特別派遣に関する文書が発出されたことだと承知しているところで

です。

これは、警察法第60条第2項に、「都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときはあらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。」とされているところ、警察庁は、沖縄県公安委員会からの連絡に基づき、必要な調整を行ったものと承知しております。

次が(7)でありまして、警察車両で民間作業員を搬送したことについてでございます。

御質問の件については、本年の9月2日と5日に搬送したことだと承知しているところであります。

9月2日については、午前9時半ごろですが、N1地区というところから北向けおよそ3キロのところ、北側から進行してきた作業員の車両と警察車両に対して、抗議参加者が両側車線に車両十数台を道路いっぱいに放置し、そのすき間に抗議参加者およそ20名が座り込むなど危険かつ違法な抗議活動が行われ、再三の警告にも従わない状況にありました。そのような状況がおよそ2時間にわたり続いていたところ、作業員がその場所からN1地区出入り口まで徒歩で進行することも検討しました。実際、作業員が抗議参加者の脇を徒歩で通過した際にも、抗議参加者による立ち塞がりや罵声などの激しい妨害行為があり、そこからN1地区出入り口までおよそ3キロメートルあったことから、交通事故に加え、例えば威力業務妨害や暴行などの事件やトラブルなどにも発展しかねない危険な状況にあったことから、警察の責務に照ら

し、現場における安全確保と事件やトラブルなどの防止のため、午前11時45分ごろやむを得ず、警察車両に民間作業員20名を乗車させ搬送したものであります。

9月5日につきましても同様の状況ですけれども、8時40分ごろから国頭村安波の県道2号線において、抗議参加者が作業員の車両、警察車両の前方で低速走行の妨害行為をおよそ3時間にわたり行った上で、9月2日と同様にN1地区出入り口の北3キロの地点で車両およそ10台を道幅いっぱいに放置し、そのすき間に抗議参加者十数名が座り込むなどの危険かつ違法な妨害行為が行われておりました。2日と同様に作業員が抗議参加者の脇を徒歩で通過した際にも、立ち塞がりや罵声などの激しい妨害行為の状況があったことから、現場における安全確保と事件やトラブルなどの防止のため、午前11時48分ごろ民間作業員13名を搬送したものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 質問時間が限られた時間、残が26分しかありません。簡潔にお願いいたします。

知事、貧困問題について答弁を求めます。

貧困問題について、優先順位、何番目に値していますか。お伺いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

子供の貧困の問題でございますけれども、これにつきましては、全国と比べて非常に厳しい沖縄の状況があるということで、県としましては、子供の貧困問題対策については、最重要課題の一つというふうに位置づけて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 最重要課題というのは1番ですか、2番ですかということを聞いているんですよ。1番ですか、2番ですか。お伺いします。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、最重要課題の一つというふうに位置づけて取り組んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これ、大事な問題ですから、最重要課題の一つと言っておりますが、私は1番に、1番に、優先順位を置くべきだと考えているんです。3食も食べられない子供たちもいるというこの現状において、そこの問題において、知事、実は、今回自民党県議団の中で唯一、私、「反骨」という本を買いました。そして、共感できる部分もあります。その中で、知事、その中で県知事は県民のお父さんでなければならないという、この責任感という思いに私は共感しているんです。その問題において、私は1番目にこの貧困問題を優先課題、ウエートを置くべきだと思っているんですけれども、県知事の見解を求めます。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新垣新議員の御質問にお答えをいたします。

子供の貧困の問題は、最重要課題の一つと。どれがナンバーワンなんだというようなことがございます。

米軍基地の問題も、沖縄県民の人権とか、そしてそれぞれの市町村が大変困っている中で、子供たちとのこととも関連してまいります。それから、アジア経済戦略構想、こういったこと等の経済の発展をなし遂げていくというのも、これそのものも大切であります。こういう若者の雇用とか、失業率とか、こういったことにも取り組みながら、なおかつ子供の貧困というのは、やはり経済の押し上げも大切ですから、その意味では、一義的にこれがただ一つというような話では、沖縄の政治はできないということでもありますので、子供の貧困が最重要課題の一つであることは間違いありませんけれども、私たちが沖縄のお父さんとしてやるのもたくさんございますから、これをしっかりやる中から解決をしていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 優先課題は、この4項目が一番という形で私は捉えました。解釈の違いもあると思います。

次に移らせていただきます。M I C Eの問題に移らせていただきます。

再質問におきまして、M I C Eの問題ですけれども、今検討中という答弁が多かったんですけれども、前回の私への答弁を見て、今回基本計画を持っていますが、このM I C E、維持管理が10億弱でおさまるというこの基本構想、基本計画になっているという形で関係各位から受けておりますが、実は、大手広告代理店大手2社から聞くと、チェックしています、私も。その中で、あり得ないと言っているんです。このずさんな計画と。600億の箱物に10億の維持管理な

んて、何でできもしない強引なこじつけをするのという、民間がはっきり言っているんです。だから、この基本計画ですから、民間が逆に、この民間が疑ってしまう、県の考え方がおかしいという形が、600億の箱物だと、通常だと5%から7%、維持管理、人件費等そして指定管理者で受け渡すという形で出ていくんです。それをわかっておきながら、10億というのを、前回の私の質問への答弁でもありました。その答弁において、これ明らかにずさんな計画なんです。再度やり直す計画はありますか、伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成25年度に立地場所を当時まだ選定中でしたが、それをフィックスしない状態で施設の規模等から維持管理費について、県における検討ではございますが、そこには設計であったり、そういった事業等についての識見、ノウハウを有するコンサルを入れながら、そしてその基本構想の策定の委員会にもそういった知見を有する方々に参画を得ながら検討を行い、25年度時点でそういった維持管理費、人件費等について試算をしたところでございます。

現在、10月の公募開始に向けて、改めて事業者選定委員会で維持管理費を含めた事業全体の収支、指定管理期間中における指定管理料の上限額等について検討を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そこを伺って、25年から、25年からという形で、前知事が、前知事がという形の中で、これは基本構想の段階だったということですよ。伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 基本構想における検討、試算結果ということで答弁をさせていただきました。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 基本構想は基本構想、基本計画は基本計画、2020年オープンに向けて目指すと今訴えておりますので、この計画、本当に10億弱でおさまると思っていますか。伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 当時は、施設規模において、展示会場については1万平方メートルから2万平方メートルという一定の幅がございましたが、そういった想定をしながらの維持管理費の試算でございました。今回、整備基本計画において、展示会場については3万平方メートルという形で規模が拡大

しておりますので、そういう意味では、維持管理費にそれなりの反映がされるものと考えておりますが、そこを含めて今精査を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 この精査も行うのも重要です。これ、ずさんな計画、改めて見直してください。

そして、もう一つ伺います。

県施設に対する巨大な箱物の建設における財源はどこから来ますか、伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 当該MICE施設については、本県におけるMICE振興、沖縄観光にビジネスリゾートという新しい機軸を打ち出すための重要な観光振興施策ということで、一括交付金の活用を考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 正直言って、私はうそをつきたくないと思っています。県知事も、この本を読むと、県議時代、基地がなくて沖縄は飯食っていけるかとか、知事の議事録を見ました。私はリンクしていると思っています、基地と経済は。正直に申し上げます。これは私の価値観という形です。人それぞれ価値観は違うと思いますけれども、今このような問題等において、国と県が争っている、係争中の問題で、本当にこの建設に対する一括交付金の補助がつくと思っていますか。お伺いします。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 当該事業は、沖縄振興特別推進交付金交付要綱の交付対象事業であります。観光の振興に資する事業に該当していると考えておりまして、事業の必要性、一括交付金の活用について、国へ丁寧に説明していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 丁寧な説明の前に、これだけ巨大な維持管理を、このような形でつくった以上50年の責任があるんです。毎年こうやって出ていく問題の中で、私、今MICEなんかよりも、先ほど1番ですか、2番ですかと言った貧困問題、ここにウエートを置くべきなんです。MICEは3番、5番、8番、10番ぐらいに置いてもいいんです。ここに、貧困に充てるべきなんです。箱物よりかわいい子供たちに充てるんです。飯も食えない子供たちに。いかがですか。県民のお父さんである知事、お答え願いたい。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 子供の貧困については、

先ほど答弁ございましたように、全国と比べて非常に深刻な沖縄の子供の貧困、これを早急に解消するということで、子供の貧困対策を最重要課題の一つとして位置づけて推進していきたいということと、それからまた、大型MICE施設の建設につきましても、これまで十分取り込めていなかった各種MICE催事を呼び込むということで、経済波及効果を高めまして、沖縄観光の課題の一つであります観光消費額の引き上げ、それから観光入域客の平準化に大きく寄与するものと考えておりまして、どちらも県の重要な施策でございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 今、この子供たちの負のスパイラルを打破するためには、一分一秒でも県が温かく予算でパチって優しく包み込むのが県民に寄り添う政治なんです。どこも大事、大事じゃなくて、ここから優先に置くんですよ。MICEなんか18番ぐらいに置いておけばいいんです。だから、これをしっかり検討してほしいんです。ずさんな計画だから私今言っているんです、MICEの。

改めてMICEを伺います。

民設民営に再度検討し直すことはいかがですか。県民に迷惑をかけます、これは。ずさんな計画で、維持管理も。民間が見たら30億から約35億、維持管理出ると言っています。この計画、600億の箱物に。いかがですか、伺います。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） MICEはその集客力により、地域全体に利益をもたらす施設と捉えております。高い経済波及効果、あるいは雇用創出効果が期待されます。その一方で、この施設につきましては、平成25年度の基本構想で検討した段階のときに、事業収支に関して見ますと、多額の初期投資を必要とすることなどから、これについては、民設民営での整備は厳しいという一定の整理を受け、公設民営で検討していくということになった経緯がございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 わかりました。

これは負の遺産になりかけるんで、ちゃんと真剣に慎重に、再度検討を求めたいと思います。

次に移らせていただきます。

尖閣問題について伺います。

先ほど、政府・稲田大臣に要請した、要請したと言っているのは、私の質問は、中国政府に向けて厳しい抗議のメッセージをしてくださいと、どこかで答弁

がすりかえられているんです。一生懸命やっているのはわかっているんです。私は中国に向けて頑張っているの、まして、私たちの県知事はすごいんです。全国都道府県の中で、中国との太いパイプを持つのは、私たちの翁長知事なんです。それを中国に強い抗議のメッセージを求めてほしいということなんです。知事、どうにかこの問題、お願いしたい。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

やはり尖閣の問題、特に宮古・八重山の方々が不安を抱いているということ、県も十分認識いたしまして、それをしっかり政府に対して要請しているところでございます。また、政府もしっかりと中国政府に対して、呼びつけ等を行って抗議しております。

県としては、今後とも国と連携しながら、情報収集等も図りながら、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 実は我が党は、8月1日、2日、3日、石垣に行ってきました。漁民の声、海上保安庁の声を聞いてきました。これは、非常に暴挙です。沖縄は中国の物みたいな感じで、なめられているんです。沖縄は日本なんです。

だから、知事に伺いたいんです。知事はこの太いパイプ、習近平国家主席と会うぐらいの方なんです、私たちの県知事の太いパイプは。それを抗議すべきなんです。県知事は県民のお父さんなんです。漁民は苦しんでいます。宮古の方々、みんな苦しんでいます。そして私たち本島の人間も中国が来るたびに、騒音と爆音のスクランブル発進。チャーンナラン。経済は経済、交流は交流、抗議は抗議という形で、しっかり抗議していただきたいんですけれども、県知事のコメントを求めます。これは一番大事です。事務方は関係ありませんから、お願いします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

沖縄県の市町村、あるいは県は福建省と姉妹都市ですけれども、那覇市は福州、それから浦添市は泉州、宜野湾はアモイという形で姉妹都市を結んでおりまして、私も那覇市長14年やりましたから、福州を通じて大変おつき合いはさせてもらっております。その意味では、長崎県も佐賀県も、むしろ私たちが中国へ行くと、長崎の知事は5回きとったよと。沖縄少ないんじゃないかというような話をされるぐらい、本土の方々は爆買いも含めて、観光客の誘致も含めて、中国に対していろんな各地方自治体から含めてやっておら

れる。

私もアジア経済戦略構想ということでありましたので、中国に行くときにも、河野洋平さんから声がかかったこともございまして、御一緒に行きましたから、李克強総理とか汪洋副総理と直接お話しはできましたけれども、いわゆる福州の自由特区の件で、沖縄県は福州と縁がありますから、そういったものを利用させてもらいたいと、沖縄との交流に重要な形でさせてもらいたいというふうにさせてもらっております。

今おっしゃる尖閣の安全確保という意味では、菅官房長官、二階幹事長、いろんなつてを頼ってお願いをしますと、これはもう本当に漁民からすると大変なことですから、安心・安全な中でさせていただきたいと、その意味での十分な管理をしてもらいたい。

それから9月3日に防災の関係で西表に行ったときには、海上保安庁のその場にいるトップ3と30分ぐらい会見をさせていただいて、海上保安庁の仕事に対しても敬意を表し、頑張っていたきたいというようなこともさせてもらっておりますので、今おっしゃるような嚴重な抗議というものは、やはり国とのいろんな調整の中でやっていくような部分もあろうかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、検討という前向きな答弁、ありがとうございます。

知事は、国を飛び越えてアメリカにも抗議に行っているんです。辺野古反対と。だから、国を飛び越えて中国に、太いパイプを中国に、知事が調整役になってほしいんです。対話しようと、交流しようと、経済は経済、交流は交流と。こういった人の土地、領土・領海に入ってくるなど、仲よくしましように、そういった調整役になってほしいんです。いかがですか、知事。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほどの答弁に尽きるわけがありますけれども、一地方自治体が、ある意味で外交を含め、こういったその国と国との関係、私たちは、尖閣が日本固有の領土であり、そしてそこで日本国民が漁業を営んでいるわけがありますから、それを国が対話を求めながら、そういったものの解決をしていくということが一番大きな力を発揮すると思っております。

最近のニュースなどでも、いろいろ中国の要人と日本の政治家と話をするときも、そういったことについては、それぞれチャンネルをつくって、間違いがないようにしっかりやっていきたいというようなことを話

もされておりますので、そういった中で、沖縄県としてどのようにそれをあらわしていくかという意味からすると、何と言っても、議員がおっしゃる石垣の人たちを中心として、宮古の漁民も含めて、安心・安全でこの漁業をさせてもらいたいというようなことについて、私からも要望させていただきますし、それから、日本国としてもそれに対処していただきたいということになるかというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、私は知事は保守だと思っています。保守というのは、現実を見て自由と平等と民主主義と、私たちの沖縄、どうあるべきかと。――

――だから、私は危惧しております。知事、前向きに保守らしさというのを取り戻していただきたいということを求めて次の質問に移らせていただきます。

続きまして、再質問5、基地問題及び辺野古違法確認訴訟について、答弁は簡潔に求めます。

仲井眞さんが行ったものは違法だったんですか。法律違反を起こしているんですか、瑕疵があったんですか、お伺いします。前知事が行ったことは。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は、前知事が行った公有水面埋立法に基づきます承認につきまして、法律の各条項に定める1号要件、2号要件、それを第三者委員会にしっかり検証していただきました。その検証結果を踏まえ、精査した結果、瑕疵があるというふうに判断いたしまして、承認を取り消したということでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 高等裁判、それを受けてどのような結果になりましたか。求めます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 御承知のように、今回の福岡高裁は、十分な審理を行わないまま、軍事面、環境面の専門技術的なものまで踏み込んで、一方的に国の主張のみを捉えて県の主張をことごとく退けたということでございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 正直言って、この行政手続法とか、今までの経緯等とか、私も弁護士等とかいろんな形で勉強会を行っています、我が党は。専門機関と。チャーならないんです。もう、誰が悪い、誰が悪いとか、これ瑕疵がある、瑕疵があると言っても。これ、高等裁判に負けて最高裁に行くっていうときに、最高裁における費用、幾らかかりましたか。そして、高裁

にかかった費用、幾らかかりましたか。答弁をまず求めます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時2分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

不作為の違法確認訴訟の弁護士委託料、これ高裁それから上告審合計で約1431万9000円となっておりまして。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 高裁で敗れたということは、最高裁でも100%負けます。想定してください。その中で、この国から損害賠償等という問題、起きた場合、これ誰がどういう形で、お金はどこから出ていくんですか。伺います。この損失という問題。お伺いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。（発言する者あり）

○新垣 新君 議長、休憩。議長、静かにさせて。私はやじ言わないから、議員の質問には。当局には言うけど、議員には絶対やらんから。静かに。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 県は今上告したばかりですので、敗訴を前提として損害賠償ということは今考えてございません。ただ、弁護士等にも確認いたしましたところ、そういった訴訟等によるものでの違法というものと、いわゆる国家賠償法と民事訴訟に基づく違法というのは別だということで、仮に県の違法が確定したイコール賠償が生ずるというようなことはないということは弁護士から報告を受けてございます。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 これは一方的な公室長、県の言い分かもしれませんけれども、逆のパターン、さまざまな法はいろんな解釈があるので、何が起きるかわからないと、最悪を想定してほしいということを思っております。

そして、もう1点、県は最高裁で100%負けます。その問題の中において、強く求めたいことが、今後の状況になります。翁長知事は、あらゆる手段を行使して、辺野古を絶対阻止すると、埋立承認撤回は一日も早く行ってほしいということと。岩礁破碎の許可による知事がこの許可権を持っています。これは絶対認めないと思います。国は、設計変更承認による知事権限も絶対認めないと思います。

この問題において、うんざり感が今出ているんです。もう、この翁長知事は4年間ずっと基地問題ばかりかと県民が、やるべき課題がたくさんあるんじゃないかという県民のうんざり感が今出ているんです。いかがですか、答弁を求めます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 議員は基地問題ばかりでうんざり感ということをおっしゃっておりますけれども、我々のほうの感じとしては、やはり県民はしっかり翁長県政を支持し支えていただいていると思います。また一方で、この基地問題だけではなくして、アジア経済戦略構想、それから子供の貧困を踏まえて、さまざまな沖縄県内の課題においても今の県政しっかり取り組んでいるものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 新垣 新君。

○新垣 新君 頑張っているのは評価いたします。でも、イメージが基地問題ばかりというのが先行しているんです。

次に移らせていただきます。

この裁判は100%負けます。国との問題におきまして、また国と県のがちゃがちゃ、そして新たな火種が出ます。法律違反を犯した、私は悪かったのかという、西銘代議士のパーティーでもそのような挨拶が出ていました。新たな裁判がこれから出る可能性も、皆さん、違法だ、そういった瑕疵があったとか言っていて、こうやって。もう泥沼になるんです。私は県民生活をよくしたいんです。だから、大人の対応を求めたいんです、知事。もう、着地点をどうか考えてほしいんです。保守も革新も犠牲者なんです、沖縄は。県民生活を前によくするということを考えてほしいんです。知事の答弁を求めます。責任ある知事の答弁を求めます。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新議員の質問にお答えをいたします。

私は新辺野古基地をつくらせないということで、公約をして当選してまいりました。今言う協議の話は、私だけの問題ではなくて、国のほうにも大きな問題があると思います。辺野古唯一ということで、それ以外は受けつけないというようなことでありますから。しかし、幸いといいますか、自民党県連は、辺野古を含むあらゆるところということになっていきますので、その意味では、柔軟性を持っている自民党県連が、県民の気持ちも酌みながら、そして私どももいろいろ議論をしながら、こういった問題にかかわっていくという

ようなことが大事ではなかろうかなとこのように思っていますので、ただ国に意見を申し上げると、対立をしてだめだから、地方自治とかそういう問題ではなくて、国には従いなさいというようなことでは、沖縄県民はなかなか今日までのいきさつを理解することはできないと思います。

ですから、この2カ年間のいろんな選挙における民意は、はっきりと県民の民意は出ていますので、私はそれを踏まえながらこれからも県政運営をしていきたいと思っております。

○新垣 新君 ありがとうございます。

○渡久地 修君 議長、議長。

一というのは、これはもう公党に対する批判だから、これ許せないから、議長としてちゃんと対処してください。事実と違うよ。前月、前の議会でちゃんと全会一致で意見書も上げたじゃないか。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） ちょっと静かにしてください。

起こしてからですね、起こしてから、中身を見て、精査をして対応していきたいと思います。

休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 議長、休憩を求めます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時31分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 こんにちは。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

沖縄・自民党の具志堅透でございます。

まず1点目、基地問題について。

(1)、東村高江地域のヘリパッド建設をめぐる過剰警備との批判もあるが、県警本部長の見解を伺います。

(2)、道交法違反等が多くあるようだが、県警の対応について伺います。

(3)については、さきの代表質問等々の答弁で理解できましたので削除したいと思います。

(4)、不作為違法確認訴訟の判決について知事の見

解を伺う。

## 2、環境行政について。

(1)、国頭村の楚洲や安田、辺土名地域で野犬が群れで徘徊し、人を取り囲んだり追いかけたりするなど被害が出ているようでございます。実態と対策について伺います。

(2)、マングース防除事業の実績と今後の対策について伺う。

(3)、国頭村から県農林水産部への要請があった希少種保護のため、県営林道の夜間交通規制について伺う。

(4)、県内全域で進んでいるサンゴの白化について、実態と対策について伺います。

## 3、全国地価調査結果について。

(1)、全国地価の調査結果が発表され、全国で二極化が進み県内景気は好調との報道があるが、県内の状況について県の見解を伺います。

## 4、我が党の代表質問との関連について伺います。

仲田議員の質問の1、沖縄振興策の推進についての(1)、県経済の自立についてのアとオに関連し、高率補助についての答弁で、1回目の答弁と再質問に対する答弁が少し違っているように見受けられました。その整合性について伺います。

以上、再質問を行いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 具志堅透議員の御質問にお答えをいたします。

基地問題についてに関する御質問の中の、不作為の違法確認訴訟判決についてお答えをいたします。

今回、福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならないことを十分に理解しないまま、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。さらに、「本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」などと述べ、沖縄県民の気持ちを踏みにじるような判断を示しております。地方自治を軽視し、余りにも国に偏った今回の判決は、沖縄だけの問題にとどまらず、これか

らの日本の地方自治や民主主義のあり方に困難をもたらすのみならず、三権分立の原則をも揺るがすものであり、法治国家として大きな禍根を残すものであると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する御質問の中で、過剰警備との批判があることなどについてお答えをいたします。なお、(1)と(2)につきましては、関連する内容でありますことから、あわせてお答えさせていただきます。

まず、過剰警備の過剰とは何かについて不明ではありますが、もし数であるという前提でお答えをさせていただきたいと思います。

今回の警備につきましては、北部訓練場ヘリパッド移設工事への抗議活動の経緯や状況などを踏まえつつ、国頭村の採石場から北部訓練場までおよそ40キロメートルの行程があり、その間、例えば採石場、例えばゲート、途中のどこにおいても危険かつ違法な抗議行動が行われる可能性があること、他方で県道70号線は、特に東側では代替性のない通行用の道路であり、住民の通行を確保することが必要であるということ、安全に最大限配慮した対応を行うためには、抗議参加者1人に対し複数名で対応する必要があることなど、相当数の人員が必要であることから、警視庁など6都府県から特別派遣を受けて所要の警備体制により、安全に最大限配慮した形で適切な措置を講じているところであります。したがって、過剰警備との御指摘は当たらないものと認識しております。

なお、現在、北部訓練場周辺においては、抗議参加者による、例えば70号線における低速走行、道幅いっぱいには車両を放置した上でのその車両の間への座り込み、寝転び、車両の前への飛び出し行為、立ち塞がり行為、寝そべり行為、車両の下への潜り込み行為、車両への飛び移り行為といった危険な抗議行動が行われております。このような抗議行動は違法でもありまして、その行為行為については、個別の検討が必要ではございますけれども、例えば威力業務妨害罪、往来妨害罪、道路交通法でいいますと、道路における禁止行為、他の車両に追いつかれた車両の義務違反などの違法な行為でもあると認識しております。そのような抗議行動が連日行われており、一般交通にも大きな影響を与えており、もしこれを放置した場合、通行不能の状態が長時間続き、住民の生活に重大な影響を

及ばずと考えておるところであります。

したがって、県警察としましては、抗議参加者による違法な妨害行為に適切に対処し、現場における混乱及び交通の危険の防止などを図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） 環境行政についての御質問の中の、国頭村における野犬の実態と対策についてお答えします。

国頭村は、集落以外の地域が森林地域となっており、同地域に生息する野犬について、その詳細を把握することは困難であります。現時点で県及び国頭村は、同村楚洲地区において1グループ6頭の野犬を確認しております。野犬による被害につきましては、平成22年以降、散歩中の親子が野犬に囲まれたなど人身への被害が3件、飼い犬がかみ殺されたなどの被害が2件となっております。また、ヤンバルクイナなどの希少生物の被害につきましては、県内NPO法人の調査によりますと28件報告されております。県は、国頭村と連携し、パトロールの実施、野犬が目撃されている楚洲地区に犬捕獲器を設置するとともに、地域住民からの聞き取り調査等、野犬に関する情報収集を行っております。また、7月以降、国頭村において、問題の野犬グループの1頭を含む野犬4頭を捕獲しております。

県としましては、野犬による人や家畜などへの被害発生が懸念されますので、今後とも、国頭村と連携して野犬捕獲に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 環境行政についての質問の中の、マングース防除事業の実績と対策についてお答えします。

県は、ヤンバル地域の貴重な生態系を保全するため、環境省と連携協力して、平成12年度からマングース防除事業を実施しております。本事業では、平成18年度に塩屋湾と福地ダムの間に第1北上防止柵を設置し、平成25年度には塩屋湾と平良湾の間に第2北上防止柵を設置することで、南からのヤンバル地域へのマングースの侵入を低減するとともに、捕獲を継続することにより、ヤンバル地域でのマングースの生息数、分布域は着実に減少しております。その結果、ヤンバルクイナやアカヒゲ等の希少野生動物の生

息分布域が拡大しており、特に、大宜味村においては、今年に入り16年ぶりにヤンバルクイナの繁殖が確認されております。

県としては、ヤンバル地域での生態系保全に向け、同地域からのマングースの排除を目標に、引き続き環境省と連携協力してマングース防除に取り組んでまいります。

続きまして、サンゴの白化の実態と対策についてお答えします。

サンゴの白化については、高海水温等の影響によると考えられており、平成28年7月ごろから発生した白化は、海域によって状況の差はあるものの、本県のほぼ全海域で確認されております。しかしながら、9月以降の台風の接近等による海水温の低下により、現在、白化の進行は収束しつつあるものと考えております。

県としましては、今後とも環境省や漁業協同組合等の関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、海水温等のデータ分析や白化の影響を受けにくい場所へのサンゴ種苗の植えつけ等の実証試験を実施し、白化対策に活用してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 環境行政についての御質問の中の、県営林道の夜間交通規制についてお答えいたします。

林道は、森林の適切な管理や造林・保育・収穫等の森林施業の効率化、木材搬出などに供する施設であり、また、地域の生活道、緊急時の避難路として重要な役割を果たしております。このため、夜間の林道通行規制については、国頭村の要望を含め地域住民を中心とした利用者、関係省庁、関係部局の考え等を踏まえた上で検討されるべきものであると考えております。

なお、ヤンバル3村においては、世界自然遺産登録を目指していることから、県としましても、現在、通行管理のあり方について、関係省庁、関係部局等と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 全国地価調査結果についてお答えいたします。

沖縄県における平成28年地価調査結果については、全用途平均変動率が昨年の1.0%から2.2%と上昇

幅が拡大しており、全国でも2番目に高い上昇率となっております。このうち、住宅地については、人口増加や区画整理事業の実施などによる居住環境の改善などにより、商業地や工業地については、好調な観光産業などを背景とした消費の拡大や道路整備による利便性の向上などにより上昇幅が拡大しております。

また、本県においては、都市部の地価が人口の増加や産業振興による景気の拡大、道路整備などにより上昇している反面、一部の離島町村や北部町村においては人口減少などにより地価が下落している状況にあります。今後の県内地価については、当面の間は上昇を継続するものと考えており、急激な地価上昇により適正かつ合理的な土地利用に支障が生じないように、引き続き地価動向の的確な把握に努めてまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についてお答えいたします。その中の高率補助制度についてお答えいたします。

高率補助を含む国の沖縄振興に係る特別措置は、引き続き必要なものであると考えております。このことについては、先日、仲田弘毅議員の代表質問に対して明確に答弁したところでありますが、その再質問に対する答弁では、あくまでも仮の話として、高率補助がなくなった場合の厳しくなる状況について説明したものであります。

県としましては、高率補助等を含む国の沖縄振興策は、沖縄の持つ特殊事情を踏まえ、特別の措置を講ずることにより総合的かつ計画的な振興を図り、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に実施されているものであること等から、引き続き必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 答弁ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目の基地問題についてでございますが、(1)、(2)、一括したいと思いますが、東村の高江地域でのヘリパッド建設をめぐる警備のあり方については、昨日、一昨日の代表質問等々を伺っても、過剰警備との批判には全く当たらないだろうなというふうなことで私は認識し、確認をしたところであります。ただ、その中で県警察として、抗議参加者の安全確保、工事車両との接触等による事故防止、そして抗議参加者と工事関係者とのトラブルの防止、県道の一般交通を含む安全確保などの観点から、現場における混乱及び交通の危険防止等のため必要な警備活動を行っている。全くそのとおりだと思います。したがっ

て、過剰警備には当たらないと。適切な対応をしているじゃないかなというふうに思っております。公安委員会の政治介入との批判に対しても同様の理解をいたしました。

県警察におかれましては、今後も県民の安心・安全な暮らしを守る立場、そして県民の生命財産を守る立場から、これまでどおりしっかりと対応をしていただきたい。私のほうから頑張ってくれなんて言うのと、またこれ政治介入なんて言われますので、しっかりと警察の本分に沿って頑張っていただきたいなというふうに思います。

ただ、1点だけ本部長、確認をさせていただきたいんですが、その反対の抗議活動を高江地域でやっている方々の中に、純粋だと言えばちょっと語弊があるかもしれませんが、一般の市民、県民というんですか、その方々の反対と、それとは別に一部過激な思想を持った活動家というんですか、そういった方々が混ざっているような話も耳に伝え聞かれてくるんです。せんだって、答弁で5名の逮捕者が出た中で、2人でしたか、県外、国外がいます。韓国という国籍も、国外の韓国籍を有する方がいるというようなこともございましたが、そういった過激な思想を持った方々が入り込んでいるというふうなことの事実関係というか、そういったことは承知しておりますか。その辺ちょっと説明してください。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） お答えいたします。

県外の団体やいわゆる過激な団体の参加についてお答えいたします。

抗議行動には、何割とはしっかりわかりませんが、県内のみならず県外からも各種団体・個人が相当数参加しているものと承知しております。そのほか、いわゆる一般的に過激派と言われておりますが、警察として呼んでいる極左暴力集団の参加も確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 非常に異常な状態だなというふうな思いを持っております。

さて、今議会での議員の質問等々、あるいは報道もそうなんですが、高江において、県警の警備のあり方について過剰警備ではないかとか、あるいは政治介入しているのではないかなど、云々の公平さが保たれていないのではないかなど、そういった趣旨の質問あるいは報道のあり方がございます。私は、それこそ県警に対する圧力になるんじゃないか、あるいは逆

に県警察に対する、それこそ政治介入に当たるんじゃないかなということをおっしゃっているんです。そこをやめろやめろと県警察に圧力をかけてプレッシャーをかけている。それこそ本当にそういった政治介入に当たるんじゃないかと思うんですが、このことについて知事の見解、知事はどう考えているのか伺います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

7月11日の資機材の搬入以降、現場が混乱しております。知事公室といたしましては、東村に出向き、その状況等を確認しております。また、一部新聞報道で、逆に高江の農家の方々が抗議する方々への苦情というような新聞記事等もございました。そういったことも踏まえまして、聞き取り、また電話での聴取等を行っております。

両方のことを警備活動と抗議活動の件で聞き取りした結果をお話しさせていただきたいと思いますが、まず県警察の警備活動に対しましては、東村によりまして、県道70号線が封鎖されたことにより畑や職場に行くことができず、仕事を休まざるを得なかったなどの苦情があったということの報告がございました。また一方、抗議活動につきましても、村道を封鎖していると。また、勝手に検問を行っている。工事車両を妨害するための徐行運転により、教職員が授業におくれたなどの苦情が村や高江区に寄せられているということもございました。

県としましては、日常の住民生活に支障を来している状況を憂慮してございまして、双方に対して、それぞれ県民の安全・安心または市民の方々に対しても、地域住民の安心・安全を考えながら対応していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 それを考えながら対応していただきたいと。どうも県民の安心・安全を守る立場、私は県はそうだと思っているんです、県知事を筆頭に。そういう中で、今東村高江の現場において何が行われているのか、どういったことが起こっているのか、どういった違反行為があってどういう現状なのかということを知事公室長は担当として、あるいは知事、三役でもそうなんですが、現場を見たことがあるのか、激励に行くとかということじゃないですよ。現場を見たことがあるのかどうか、この辺ちょっと確認をしたいと思えます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 安慶田副知事を初め私の方も現場は行ってございます。また、混乱して

いる状態についても、職員がいろいろ現場に行って、先ほども言いましたが、東村との意見交換等も含めてさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 東村の村民の迷惑というんですか、非常に農業者を中心にいろんな方々が通勤もできない。国頭村へ通勤をしているんだけど、その行動によって出勤もできないというふうな苦情だとか、あるいはもう1点、非常に気になるんですが、あの県道70号線というのは、国頭からの県内においてツーリングコースとして、非常に観光地として人気の高い場所なんですよ。あれ以降もう全くななくなっているんじゃないかと。経済活動に対しても阻害というか、邪魔されているんじゃないかなというふうに考えるんです。その辺のところはどうですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ヤンバルのすばらしい自然、そしてまた静穏な環境の中でツーリング等を行っている方々がいなくなるというのは、大変残念なことに思います。やはり一日も早くそういった混乱がなくなればというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 私は別に抗議行動をやめろとかそういうことを言っているわけじゃなくて、節度あるというか、限られた表現の自由、あるいは言論の自由の中の範囲内でしっかりとルールを守りながらやっていただきたいというふうに思っております。その中で、県としてもしっかりとこの辺は僕は指導する立場にあると思うんですよ。そういったこともあわせて申し上げておきたいと思えます。

そして、今現場で何が起きているかということ、せんだってうちの又吉県議からもございましたが、県道においての低速走行、そして道幅いっぱいには車を放置する駐車違反行為、そしてその車両の中の間に座り込むとか、寝転んだり、道路を占拠して車両の通行を妨害する。その妨害のあげくの果てには、村民が怒って暴力を振るうみたいなことも――暴力と言っているのか、私は東村民だよという事件というか事故というか、本当にもうこの気持ちよくわかるんですね。そういうことが行われているんです。危険きわまりない違法行為が行われているなど、現場は大変混乱を起こしている。その言論の自由、表現の自由があるからといって何をしてもいいと考えますか。これ知事に伺いたいと思うんですが、どうですか、知事。

また……。

ちょっと待って。議長、休憩してください。ちょっ

と休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時３分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

表現の自由の話だったと思います。

昨日公安委員会の天方委員からもあったように、憲法で保障されております表現の自由といえども全く無制限ではないということ、これはそのとおりだと思っております。ですから、市民の側におきましても、地域住民の安全・安心を考えながら、憲法で保障されている表現の自由を行使していただくことが重要であるというように考えております。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 次に、ちょっと教育長に僕は伺いたいと思うんですが、済みません、突然振って。

その問題を考えるとき、非常に心配というか憂慮というか、危惧することがありまして、こういった表現の自由、言論の自由の中で、それがあからといって今議会で言われているような事実関係、違法行為等々そういうことが行われている。あるいはそういう報道を目にするとときに、僕は子供たちへの影響というのを非常に心配するんですよ。この未来、将来ある子供たちが、その報道を目にし、こういうことを耳にしたときに、何を思い、何を考えているのか非常に心配で、教育上の問題ですよ、これ。ルールを守らなくてもいいという、そうともとれるんですよ。そこを教育長としてどういう見識を持っているのか、今行われている状況も含めて教育長の見解を伺いたいと思います。

みんなで渡れば怖くないって言うていろいろやられたらどうするんだ。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） 私は、現場の細かい状況は直接把握はしてございませんが、表現の自由というのは、憲法で認められた基本的な人権でございます。そういうことで、これまで私も勉強してきた中でもそうなんですが、その人権には一定の、公共の福祉に係る一定の制約はあるというのは理解してございます。子供たちには常に社会規範を守るとか、それ以外に基本的な生活習慣とか、そういうさまざまな学校の教育においては、そういう社会のルールを守るという観点からいろんな教育は進めているところでございまして、今回の案件に関して直接コメントするのは非常に難しいところはありますけれども、これまでの考え方に

沿って教育は進めてまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 現にですよ、きのう、おととい、そういう現状を答弁で聞いているでしょう。こういう現状があると、県警察の。あるいは公安委員会の自分たちはそういうことで公正公平にやっていますよと。県民の安心・安全を守ると。それを一方の見方をする、これを目にしたときに、それでも言論の自由がある、表現の自由があるということで、そういった違法行為をしていることが現にあるわけですよ。それで逮捕者も出ているわけですよ。コメントする立場にないんじゃないんですよ。そのことに対して教育上どうなのかと。学校現場で何を指導するの。今、マスコミ、新聞を見て、学校ではこれを教材にして授業もするんですよ。その報道を見て、それをどう思うんですか。どう教育しますか。教育長としてどういう見解を持っているか所見を伺っているんです。立場にないんじゃないですよ。

○議長（新里米吉君） 教育長。

○教育長（平敷昭人君） ちょっと言葉が足りないところがございましたけれども、そういう権利の主張に当たっては、一定の社会規範を守った上での範囲内での権利の主張だというのがあると。要するに、基本的な人権の主張というのは大切でありますけれども、それも法令等に反しない限りにおいて認められるものだというふうに考えています。そういう観点で教育は行っているつもりでございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 そのとおりではあるんですが、そこでルールを守れと言えますかという話なんですよ。

ちょっと時間ないので先へ進みます。

そこで知事に伺います。

先ほどもちょっと言いましたが、県民の安心・安全、暮らしを守る。県民の生命財産を守る立場、それは知事も一緒であり、むしろ知事のほうがその重責を担っているんだろうというふうに思います。

そこで知事、今そういった現状をどう考えてどう対処していこうかというふうに思っていますか。知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 具志堅透議員の御質問にお答えいたします。

県の姿勢といたしましても、今回のいろんな基地問題は民主主義のルールにのっとってというような大枠を示しながら、一つ一つやるということでございます。現場における報告というものは今県警のほうから

もございましたが、またいろいろ報道含め、各種団体からのいろんな意見もございます。ですから、基本的な人権、いわゆる表現の自由とそれから公共の福祉、そして県民の安心・安全というようなもの等は、これは何が何でも守っていかなくちゃいかぬところがございます。そういう中で、この沖縄の基地問題がどこそこでいろいろある場合に、大体必ずそういったような県民の思いとそういった世の中の民主主義のルールとかみ合わないところもあったりはしますけれども、こういったような物事が如実にあらわれる沖縄のこの政治情勢というようなものを変えていくということが、大変重要だなというふうに思っております。私はまた県政の立場から、まず第一義的には県民の安心・安全というようなことも含めながら、そういった政治的な矛盾みたいなものを是正する中で、こういった抗議行動もないようなものをつくり上げていきたいというふうに決意をしております。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 一方ではそれも大切でしょう。知事がおっしゃっているとおりだと思います。しかし他方、現にこういったことが行われている。現に起こっていることに対する対処もしなくちゃいけないと思うんです。そこはしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

そしてもう一つ。今の高江の混乱は、私は知事が態度をはっきり示さないことに大きな要因があるんじゃないかなとも思っております。これは基地政策の問題ともちょっとかかわってくるので、そういうふうに思っております。知事は一昨日でしたか、答弁で、那覇軍港移設に関してこれも公室長が答えておりましたが、SACO合意を進めることが県の立場と考えているというふうな答弁をしておりました。明らかに私はこのことを使い分けているなど。

なぜSACO合意事項である高江ヘリパッド建設に関して明言を避けるのか、そのことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 再質問にお答えをいたします。

SACO合意に基づいて沖縄の基地の整理縮小を図っていくというのは、翁長県政でも大きな柱でございます。その中で高江の問題になりますけれども、SACO合意の中も含めて、その後の出来事の中で、県政としてオスプレイの配備撤回を要求しているわけですが、その意味でのオスプレイの配置というものについて事前に報告がない中で、あるいは環境評価

調査などにも含まれない中で、いわゆるそういった工事が進められているわけでありまして、その意味では丁寧な説明、つまりこれだけ0.6%の中で74%も沖縄県民が過重な基地負担をしながら、日米安保体制等々を支えているわけでありますから、県民の思いをしんしゃくしながら、説明をしながらやらなくちゃならない。あるいはオスプレイにつきましても、一体全体どういうことでいつごろわかっている、これから以降もオスプレイが中止になるのかという説明も全くないわけでありますから、その意味でSACO合意に基づいてということについては、大きな命題として持っておりますけれども、個々のものにつきまして、その辺の説明を求めたり、あるいはまたそういった説明がない中で、ある意味で自衛隊のヘリなどもやっぱり根拠も示しつつやる必要があるのではないかと。その辺のものの民主主義的なルールというようなもの、私は私たちが言う民主主義のルールに入っているというふうに思っております。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 環境影響評価云々がありましたが、本来、この事業に関しては、環境影響評価条例の適用対象外の事業であるということを申し伝えておきたいと。そして自然環境の保全にできる限り配慮するという観点から、国が自主的に事業者が行っているというふうなことでありますので、そのことも誤解のないように言っておきたいと思います。

そして、最後にこれまでの沿革について事実関係をちょっと説明を私からしておきたいと思います。

平成11年に国頭村長とその高江ヘリパッド建設に対しては、東村長が合意しております。そして平成19年、現伊集村長が合意しております。また、伊集村長におかれましては、さきの村長選挙において、オール沖縄、そのヘリパッド建設の反対を掲げるオール沖縄の候補者と戦って、私も現場に毎日いましたから。毎日100名辺野古から来ましたよ。その中で戦って、そしてそのヘリパッド、SACO合意を是として戦って当選をいたしております。

そのことを申し上げて、次の質問へ移りたいと思います。

次に、我が党の代表質問の関連についてであります。私はその答弁を聞いたときに、県はこれまでも21世紀ビジョンの中で自立経済の構築を掲げ、30年後の沖縄のあるべき姿、そして基地のない沖縄を目指して自立型経済構築に向けて、さまざまな政策を展開しているところでありますね。その中で、部長の高率補助がなくなる前提での発言、そうじゃなかったとい

うことではあるんですが、理解をし、よくぞ言ってくれたなというふうな感想を持ったんですね。もういよいよ我が沖縄県も翁長県政にかわって、一挙に自立経済が構築されて、高率補助の制度もなくなってもやれるよというふうに言っているのかなということで歓迎し、翁長知事をお褒めしたいなと思っていたんですが、違うんだなと。

そこで伺いますが、感想は置いといて、県は高率補助がなくなった場合の試算とか、そういったことは行っていると思うんです、これまで前政権からもそうであるんですが。最近そういったことを喫緊で行っているか。そして行っているのであれば、その試算の結果について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 県においては、その試算といえますか、それを直近で全て行ったことはございません。ただ、平成22年度にこの21世紀ビジョン基本計画に移る段階において、なお必要である、この高率補助制度を含め制度が必要であるということを強化するために、平成22年度において、沖縄振興計画の総点検という中でその高率補助制度の効果を示すための検証作業は行っております。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 あと、県と市町村において、高率補助を活用した事業が幾らあるのか。そしてその金額、総額についてちょっと伺います。教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君） 今、明確な資料が手元にはないんですが、平成26年度のこの国庫補助金負担予算総額というのが、おおむね2400億ほどあります。

○具志堅 透君 県ですか、市町村、合わせてですか。

○企画部長（下地明和君） これは県ですね。市町村は持ち得ていませんので、申しわけありませんが、それが影響を受けるということになるかと思えます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 このことは、機会あるごとに知事がおっしゃっている、沖縄は特別に他県と比べて高額な予算をもらっているわけじゃないと言っています。その中にこの2400億は入りますか。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） 沖縄振興予算が各省庁の

予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上するという、他県にない独自の仕組みが本県の仕組みでございしますが、沖縄県に米軍基地が多く存在していることなどから、県内外の方々に沖縄県が過度に優遇されている。すなわち他府県同様の予算措置をもらいながら、さらに3000億の措置がされているというような誤解を生じさせているということで、そういう面を言っているのではないかと考えております。そして、そのため県では、国から財政移転は沖縄が際立って多いわけではないことなどについて、ホームページなどに掲載するとともに、全国知事会議あるいは政府との協議の場において機会あるごとに説明をしているところであります。

高率補助制度がなくなった場合、大きな財政負担になることから……

○具志堅 透君 部長、それ聞いているんじゃないよ。

ちょっと議長、議事整理してくださいよ。議長、何のために座っているんですか。

僕が聞いたのは……

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） 先ほど企画部長が答弁した約2400億円の国庫支出金、これは当然沖縄振興予算の中に入っているということでございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 先ほども言いましたが、先ほど高率補助の事業を適用した県と市町村の全体の事業数と金額、後でいいですから出してもらえませんか。その部分は入らないと思うんですよ、その部分は。その試算の中には入らないと思っているので、それは別として後で下さい。

そこでちょっと議論をまた戻します。

仲田議員の代表質問で本来聞きたかったこと、私が再度あえて聞きますので、戻して知事に伺います。

高率補助の必要性に対しては、これまでの先ほども答弁していただきました。今、県内市町村において、あるいは県においても高率補助制度がなくなると、非常にもう厳しいんだよということでございました。その継続の実現に向けて、国へどう働きかけていくか、どう取り組んでいくかということに対して、知事の対応について伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えいたします。

沖縄振興特別措置法は平成33年度までの時限法であり、沖縄振興計画である沖縄21世紀ビジョン計画も平成33年度までの計画となっております。今後5年間、計画の後期における各種施策を推進しながら、高率補助をめぐる沖縄振興策の成果とあり方についても検証することは重要であると考えており、前回と同様、検証しながら沖振法の延長の必要性等について整理し、国に強く求めていく必要があると考えております。

○具志堅 透君 いや、考えておりますじゃなくて、どうやっていくかということで。考えているのはわかるよ、必要性は感じているんだから。求めていくと必要があると考えているんじゃないでしょうか。具体的にどうやっていくのかということですよ。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

○企画部長（下地明和君） お答えします。

今答弁しましたように、当面の沖振法は平成33年度までの期限があるわけですから、それで施策を執行しながら、この成果を踏まえて国に要望していくということでございます。

○議長（新里米吉君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ちょっと時間が足りなくて中途半端になりましたが、この問題は非常に重要であると考えますので、また改めてさせていただきたいと思います。

残りの質問に対しても非常に重要な項目だと思って、特に国立公園に指定されたヤンバル地域の自然環境、しっかりと守っていただきたい。マングースに関しては完全防除だとかの報道もありますが、あと野犬に関しては持ち込まないというこの原因を絶つということが重要だと思います。そういった白化現象も難しいんだろうと……

○議長（新里米吉君） まとめてください。

○具志堅 透君 思いますが、済みません。大変重要な案件だと思っていますので、ぜひしっかりと対処していただきたいと思います。

以上で終わります。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党の中川京貴でございます。

一般質問を提出しております。項目に従い順次質問を行います。

米軍基地問題について。

(1)、9月22日米軍嘉手納基地を離陸し、訓練をしていた米海兵隊の戦闘攻撃機A V 8 Bハリアー1機が墜落した。墜落した事故原因の究明と今後の対策について。

(2)、嘉手納基地・普天間基地の騒音対策について。

(3)、基地から発生する航空機騒音による健康への影響に関する調査について。

(4)、嘉手納飛行場周辺での大気汚染物質及び悪臭物質調査について。

2、防音工事について。

(1)、これまでの公立・私立・認可外保育園の防音工事の実績と件数・総予算について。

(2)、平成26年・27年度の防音工事の実績と件数・総予算について。

(3)、平成28年度の防音工事の件数と予算について。

(4)、これまで沖縄県で実施された防音工事の件数と総予算について。

(5)、市町村から県に対し防音工事に対する要請、課題、取り組み等について。

(6)、防音工事区域拡大についてこれまで要請してきたが、防衛省は要請と逆行し、全国の米軍基地や自衛隊基地の周辺で騒音コンターの見直しを順次進めている。防衛局はコンターをもとに、防音工事対象範囲を指定した。「第1種区域見直し」見直し前に比べて防音工事対象区域などを縮小する結果が出ている。翁長県政になりこれまで政府に対し、どのような形で要請をしたか。または、今後の対策について。

3、知事の行財政改革について。

(1)、仲井眞前知事の2期8年間の行財政改革の主な実績と成果について。

(2)、翁長県政において、行財政改革の必要性は。

(3)、県庁職員は、適材適所に配置されているか。

(4)、県庁職員の給与と残業手当の金額と残業時間の多い部署（部局）は、1人当たりの最大残業手当は幾らか、給与の何%になるのか。

(5)、県議会中の県庁職員の残業手当の予算は。

(6)、県議会中の県庁職員の無理な残業の改善の必要性はないか。

4、県職員・教育委員会について。

(1)、県職員、教職員による長期的な休暇・短期的な休暇、その内訳と臨時職員に対する対応と予算について。

(2)、全国的に教員の労働条件改善が課題となっているが、本県の教員の残業実態は把握できているか。

5、那覇軍港（那覇港湾施設）について。

去る2月に那覇軍港を市街化区域に指定した理由について土木建築部長は、「那覇軍港が那覇市の玄関口である那覇港に隣接し、那覇空港にも近く産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域であることを考慮し、市街化区域への指定を行ったもの」と答弁している。

(1)、那覇軍港を市街化区域と指定したのは、法令に従った判断か伺いたい。

(2)、那覇軍港を市街化区域と指定した具体的な法令・条文・判断基準は何か伺いたい。

(3)、那覇広域都市計画の基本方針には、市街化区域とする基準は、おおむね10年以内に市街地になる地域。区画整理等開発のできる地域とある。この基本方針で、市街化区域を指定したことに間違いはないか伺いたい。

(4)、前述質問(1)の県的那覇広域都市計画決定資料には、那覇軍港を市街化区域と法的判断する決め手となる資料がなかった。

それでは質問いたします。

ア、那覇軍港を調査した資料の提出を求める。

イ、那覇軍港の事実関係について論議した議事録など資料の提出を求める。

ウ、那覇軍港を市街化区域と判断した資料の提出を求める。

(5)、前述質問(1)の県的那覇広域都市計画決定資料に、那覇軍港を市街化区域と法的に判断する決め手となる資料はありますか、あれば資料の提出を求める。

(6)、那覇軍港地主709名の皆様から那覇市に対して那覇軍港は市街化区域ではないと請願書が提出されております。県是那覇市と協議をし、709名の声に応えるべきではないか。

6、子ども・子育て支援について。

(1)、全国で現物給付制度・自動償還払い、または病院窓口での貸付制度を導入している都道府県の状況について。

(2)、南風原町が子供の医療費の窓口負担をなくす現物給付を、来年1月にも実施する方向で県と調整していることがわかった。実現すれば県内初の取り組みとなる。課題と今後の取り組みについて伺いたい。

(3)、本県における自動償還払い貸付制度・現物給付制度の取り組みについて。

(4)、現物給付を導入した市町村の国保からのペナルティーについて。

7、土木行政について。

(1)、比謝川の河川環境整備について。

(2)、河川管理状況について。

(3)、嘉手納町比謝川河口付近の宅地崩壊対策について、平成26年7月に襲来した台風8号の影響により、比謝川沿い河口付近嘉手納漁港北側の宅地の一部が崩壊した。2年経過した現在において本格的な復旧が行われていない。付近住民や漁業関係者等から不安の声がある。今後の対策内容及びスケジュール等について伺いたい。

(4)、比謝川下流堰が建設された経緯について。

(5)、比謝川下流堰の撤去について。

8、県警関係について。

(1)、DV対策の現状と課題について。

ア、本県におけるDV相談件数の推移と全国との比較や特徴について。

イ、特に傷害・暴行などの摘発件数と県警の対応について。

ウ、DV防止の観点から、被害者が積極的に行政や警察へ相談する体制づくりが必要であるが、行政と県警と民間各種団体の取り組み、広報啓発活動について。

(2)、相模原殺傷事件で措置入院後の支援が不十分だったと、厚生労働省の検討チームは9月14日検証結果の中間報告を公表した。本県において市町村・県・県警・病院・医師との連携はとれているのか、責任所在は明記されているか、予測される事件についての対策はできているか。

(3)、本県における強盗、殺人、放火、暴行、重大犯罪（県警が判断する件数）に対する対策はできているか。また責任所在は明記されているか、市町村・県・県警・病院・医師との連携はとれているか、伺いたい。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、知事の行財政改革についてに関する御質問の中の、行財政改革の必要性についてお答えをいたします。

県政運営の基本は、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることにあります。このため、県では、第7次沖縄県行財政改革プランに基づき、定員管理の適正化、総務事務の効率化、県税収入の確保、未収金の解消、新たな自主財源の確保などに取り組んでおります。

県としましては、厳しい財政状況の中、急激に変化する社会情勢や県民ニーズに的確に応えるため、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 中川京貴議員の米軍基地問題についての御質問の中で、A V 8 B ハリアー墜落事故の原因究明と今後の対策についてお答えいたします。

平成28年9月22日午後2時ごろ、海兵隊所属のA V 8 B ハリアー戦闘攻撃機が沖縄の東方、約100マイルの海上に墜落しました。県民の人的・物的被害は報告されておりましたが、航空機事故は一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、このような事故が発生したことは、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。

9月23日に、第3海兵遠征軍司令官及び沖縄担当大使等に、また、9月24日には、防衛大臣に対し、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早期の公表、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等に万全を期すよう強く求めるとともに、このような事故が発生したことに強く抗議をいたしました。

なお、9月23日に在沖米海兵隊及び沖縄防衛局から、墜落事故後、同型機の飛行は停止しているとの報告がありました。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 嘉手納基地問題についての御質問の中の、嘉手納飛行場・普天間飛行場の騒音対策についてお答えいたします。

県では、周辺市町村と連携し、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の36地点において、年間を通して航空機騒音の監視測定を行っております。平成27年度航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺においては21局中8局で、普天間飛行場周辺においては15局中1局で環境基準を超過しており、両飛行場から発生する航空機騒音は、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えております。

県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音

対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきており、引き続き関係市町村や軍転協、渉外知事会等とも連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、防音工事の実績、件数と予算についてお答えいたします。2の(2)から2の(4)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、一般防音と住宅防音を合わせた防音工事について、平成26年度は、予算額が約104億8000万円、実績が5270件で約91億9500万円となっており、平成27年度は、予算額が約81億8100万円、実績が3318件で約80億5600万円となっております。平成28年度は、予算額が約76億3800万円、8月末までの実績が2204件で約55億1700万円となっております。また、現在確認できる平成23年度から平成27年度までの5年間の合計は、予算額が約436億1800万円、実績が2万1503件で約397億7200万円となっております。

次に、防音工事の市町村要請、課題、取り組み等についてお答えいたします。

去る6月24日、県は、嘉手納町から、全ての認可外保育園を防音対策事業の助成対象とすること、また、告示後住宅防音工事の建築対象年月日の撤廃、店舗、事務所への助成等を含む要請を受けたところであります。

住宅防音工事については、平成24年度から嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しいW値85以上の区域において、平成14年1月17日までに建築された住宅を対象としていたところを、平成20年3月10日までに建築された住宅に対象が拡大されており、一定の前進が図られたと考えております。しかしながら、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺におけるW値85未満の地域では、昭和58年の住宅防音工事対象期日までに建築された住宅が対象とされており、その後建築された多くの住宅については、防音工事を受けられない状況となっております。

県としては、去る9月24日に稲田防衛大臣に航空機騒音の軽減とあわせて、住宅防音工事の対象区域の拡大、告示後住宅への適用拡大等、騒音対策の強化・拡充を要請したところであり、今後とも、引き続き軍転協等関係機関とも連携しながら、政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、防音工事区域拡大の要請と対策等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場周辺における住

宅防音工事助成対象区域（第1種区域）については、昭和58年3月に最終指定告示がなされているとのことであります。第1種区域の見直しに向けては、現在、騒音コンター作成業務を実施しているとのことであり、その結果を関係自治体へ十分説明していきたいとのことであります。嘉手納飛行場周辺における第1種区域については、9月24日に防衛大臣に対し、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することがないよう配慮いただきたい旨要請したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 米軍基地問題についての質問の中の、航空機騒音による健康影響調査についてお答えします。

航空機騒音による健康への影響については、平成7年度から4年間にわたって県が実施した嘉手納飛行場周辺における調査で、航空機騒音が原因であると濃厚に疑われる聴力損失者12例が確認されたほか、呼吸器、情緒不安定、消化器などの項目と航空機騒音との間に高度な有意性が認められております。当該調査は、県内外の専門家で構成する調査委員会において、飛行場周辺の騒音レベルが住民の健康や生活環境に及ぼす影響を評価しており、現在においても有効なデータであると考えております。

県としましては、夜間騒音の評価等を含めた新たな知見を集積するとともに、専門家の意見を踏まえ、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、嘉手納飛行場周辺における悪臭調査等の進捗についてお答えします。

県では、平成27年度に引き続き、嘉手納町及びニライ消防本部と連携しながら、嘉手納飛行場周辺悪臭実態調査を実施したところ、7月1日にニライ消防本部において強い臭気を感じたため、大気試料を採取し、有害大気汚染物質、特定悪臭物質の分析を行いました。分析結果によると、有害大気汚染物質であるベンゼンと1,3ブタジエンについては環境基準値を超過したほか、特定悪臭物質のトルエンも検出されました。これらの分析結果と、大気試料の採取時の風向きや米軍航空機の駐機状況から、米軍航空機からの排ガスによる悪臭である可能性が高いと考えられます。

県としましては、悪臭の発生頻度等の実態を把握するため、専門家の意見を踏まえ、監視手法の検討に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） それでは、防音工事についての御質問の中の、公立・私立保育所及び認可外保育施設の実績等についてお答えします。

沖縄防衛局に確認したところ、回答の得られました県内の公立・私立保育所及び認可外保育施設における防音工事の実績は、平成23年度から平成27年度までの5年間で102件、約13億9700万円、予算額は約14億5600万円となっております。

続きまして、県警関係についての御質問の中の、DVの相談件数等についてお答えします。

平成27年度の男女共同参画センターにおけるDV相談件数は、736件で前年度比121件の増、沖縄県警察におけるDV相談件数は、733件で前年比18件の増となっております。また、配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、2171件で前年度比444件の減であります。一方、県内11市へのDVを含む相談件数が増となっており、おおむね県内の相談件数は増加傾向にございます。配偶者暴力相談支援センターにおける人口10万人当たりのDV相談件数が、平成26年度184件で全国順位が3位、沖縄県警察への人口10万人当たりの相談件数が平成27年度は51.1件、全国平均が49.7件となっております。

次に、DV被害の相談体制及び広報啓発についてお答えします。

県内においては、女性相談所を初め、県内5カ所の福祉事務所に各配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談支援等を行っているところです。県内の各11市においては、女性相談員が配置され、DV事案を含めた女性からの相談等に応じております。また、被害者の多様なニーズに応じるため、国、県の関係機関、県警、市町村、民間団体等で構成する沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議を設置し、それぞれの機能・支援策が効果的に果たされるよう、連携強化を図っております。

DVは暴力の形態、対象を問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識のもと、一般県民対象のDV講演会、DV防止パネル展の開催、広報啓発用リーフレットの作成・配布等を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

〔総務部長 金城 武君登壇〕

○総務部長（金城 武君） 知事の行財政改革についての御質問の中で、仲井眞前知事の主な実績と成果に

についてお答えをいたします。

前知事の就任期間においては、2次にわたる行財政改革を実施し、組織の合理化、民間委託の推進、県単補助金の見直し、定員管理の適正化などに取り組んでいます。その結果、8年間の財政効果は、661億円となっております。

次に、県の人事配置についてお答えをいたします。

社会経済情勢や行政を取り巻く環境が変化する中で、組織が期待された機能を安定的に発揮するためには、課題解決能力を備えた人材を育成し、組織を活性化することが求められています。職員の人事配置に当たっては、人事評価その他の能力の実証に基づき、適材適所の人事運用を徹底し、県施策の円滑な推進を支える人事配置に努めているところであります。

次に、時間外勤務手当についてお答えをいたします。

知事部局における平成27年度の管理職を除く職員1人当たり平均給与支給額は約574万5000円、時間外勤務手当の平均支給額は約32万3000円となっております。また、知事部局において平成27年度の時間外勤務の平均時間数が最も多いのは知事公室の187時間で、時間外勤務手当の平均支給額は約49万3000円、平均給与支給額に占める割合は約8%となっております。

次に、県議会中の時間外勤務手当についてお答えをいたします。

議会中においても、通常業務で時間外勤務を行う職員がいるため、議会対応を目的とした時間外勤務を正確に算出することは困難であります。例えば、平成28年6月定例会期間中、6月30日から7月13日までの知事部局における本庁勤務職員の時間外勤務手当の支給額を推計すると、約3700万円となっております。

次に、県議会中の職員の残業の改善についてお答えをいたします。

県においては、全庁的に各所属における終礼や県庁ライトダウンの実施等により、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであります。議会期間中においても、必要最小限の職員で対応することとし、時間外勤務の縮減を図っております。

今後も、議会散会後の翌日の答弁調整や資料作成等の業務が生じる場合であっても、必要最小限の職員で対応するよう徹底していきたいと考えております。

次に、県職員・教育委員会についての御質問の中で、県職員の病気休職者数についてお答えをいたします。

知事部局における平成27年度の病気休職者数は、49人となっております。また、そのうち1年以上の休職者は9人、1年未満の休職者は40人となっております。

病気休職者の業務代替に係る臨時的任用職員については、平成27年度においては21人で、給与総額約2900万円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長 平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 県職員・教育委員会についての御質問の中で、教職員の長期・短期的な休暇等についての御質問にお答えいたします。

平成27年度の病気休職者数は421人で、そのうち1年以上の休職者は89人、1年未満の休職者は332人となっております。

その対応としましては、臨時的任用職員を配置しております。なお、予算額は、1年以上の休職者への対応として約2億2000万円、1年未満の休職者への対応として約6億7000万円、合計約8億9000万円となっております。

次に、教員の残業実態の把握についての御質問にお答えいたします。

各学校におきましては、管理職による校内巡視や、各職員から申告される出退勤時刻記録簿の内容により長時間勤務者を把握しているところであります。

なお、月80時間を超える長時間勤務者がいる場合は、県教育委員会に報告することとなっておりますが、これまでのところ該当者の報告はございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 那覇軍港（那覇港湾施設）についての御質問の中の、那覇港湾施設に関する市街化区域指定の法令根拠等についての御質問にお答えいたします。5の(1)、5の(2)は関連しますもので、恐縮でございますが一括してお答えさせていただきます。

那覇広域都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分については、区域内市町村との調整を経て、都市計画素案を作成し、当該素案に基づき、昭和47年9月11日から9月25日までの間、13市町村12会場において住民説明会を行っております。その後、昭和47年10月16日に住民意見を反映させるため、当時の都市計画法（以下、「法」と言います。）第16条の規定に基づく公聴会を実施してお

り、当該公聴会開催をお知らせする公報において、「現に軍用地として利用されている所であっても市街地として必要な部分についてはできるだけ市街化区域に含めるものとする。」と示されており、那覇港湾施設は牧港住宅地区などととも、当初から市街化区域として指定予定であったことを確認することができます。公聴会実施後は、関係機関との調整を経て、法第18条第1項の規定に基づき市町村の意見を聞いた上で、同条第3項の前提となる国との事前協議を行い、異存ない旨の回答を得ております。昭和48年12月7日から2週間、法第17条第1項の規定に基づき、都市計画案の縦覧を行って、改めて住民及び利害関係人から意見を求め、縦覧者数745人、27の意見が出されたことが記録されております。このような法に基づく必要な手続を経て、当該都市計画の決定に向けて、昭和48年12月22日に沖縄県都市計画地方審議会に諮問し、審議会の議を経て、昭和49年5月30日に議決した旨の答申をいただいております。当該都市計画については、昭和49年7月10日に法第18条第3項の規定に基づく建設大臣の認可を得ており、同年8月1日に法第20条第1項の規定に基づき決定告示を行っております。

このように那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定は、関連法に基づき適正になされたものと考えております。

同じく那覇港湾施設の市街化区域指定における県の基本方針についての御質問にお答えいたします。

市街化区域は、法第7条第2項において、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。」と規定されております。また、法第13条第1項第1号において、市街化区域と市街化調整区域との区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、産業活動の便利と居住環境の保全との調和を図りつつ、国土の合理的利用を確保し、効率的な公共投資を行うことができるように定めることとされております。

このような規定に加えて、復帰当時において軍用地の返還も予定されていた状況も踏まえ、那覇広域都市計画区域における市街化区域及び市街化調整区域の設定基準の基本方針においては、「市街化区域は「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」について設定することになっています。この場合、現に軍用地として利用している所であっても市街地として必要な部分についてはできるだけ市街化区域に含めるもの

とする。」との方針が示されたものと考えております。

同じく那覇港湾施設を調査した資料の存在についての御質問にお答えいたします。5の(4)のアから5の(4)のウまでは関連しますので、恐縮でございますが一括してお答えさせていただきます。

当初の市街化区域及び市街化調整区域の決定から42年が経過していることもあり、那覇港湾施設について、単独に議論、調査した資料は残っておりません。

同じく那覇港湾施設を市街化区域と法的判断した資料の有無についての御質問にお答えいたします。

市街化区域及び市街化調整区域の設定基準の基本方針において「現に軍用地として利用している所であっても市街地として必要な部分についてはできるだけ市街化区域に含めるものとする。」とされていること、素案段階の計画書等において、那覇港湾施設が市街化区域と明記されていること、さらに、決定した計画書等において記載されていることをもって、那覇港湾施設が市街化区域であることは明確であると考えております。

同じく那覇港湾施設の要請に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

那覇港湾施設は、牧港住宅地区、那覇空軍・海軍補助施設の一部、キャンプ・ブーン、キャンプ・マーシー、工兵隊事務所等とともに昭和49年8月1日に市街化区域として都市計画決定されております。一方、牧港住宅地区等は返還されたものの那覇港湾施設は現在も一部の返還にとどまっていることも事実であります。

このようなことから、県としては、那覇港湾施設の区域区分のあり方について、まちづくりの主体である那覇市の意向や返還に向けた動向も踏まえて議論していきたいと考えております。

次に、土木行政についての御質問の中の、比謝川の河川環境整備についての御質問にお答えいたします。

河川事業は、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを基本に、整備を進めております。

比謝川の河川環境整備については、これまで、沖縄市越來地内において、都市公園事業と連携して、都市内に水と緑の潤いある空間の創出を図るべく、比謝川水辺プラザの整備を行うなど、環境整備に努めているところであります。現在、整備延長7.3キロメートル、総事業費約228億円で河川改修を進めており、

平成27年度末の進捗率は、事業費ベースで約54%となっております。なお、本年2月、沖縄防衛局を通じて、米軍施設用地2.8キロメートルの共同使用の申請を行ったところであり、共同使用開始後、速やかに整備に向けた調査に着手することとしております。平成28年度は、白川地区の浸水被害の解消などを目的として、福地橋から上流部の約380メートルのしゅんせつを実施するとともに、福地橋から下流側約1キロメートルの区間について、米軍の了解を得て、共同使用開始前に暫定掘削による河道拡幅工事を実施する予定であります。

県としては、引き続き沖縄市と連携して、沖縄防衛局等関係機関と調整を図り、早期整備に努めていきたいと考えております。

同じく比謝川の河川管理についての御質問にお答えいたします。

2級河川の維持管理については、氾濫時の危険性及び緊急性の高い箇所から順次、除草やしゅんせつ等の対応を行っているところであります。

比謝川においては、定期的に除草やごみの回収、しゅんせつを実施し、良好な河川環境の確保に努めております。また、河川愛護団体等によるボランティア活動も行われており、今後とも官民一体となって良好な河川環境の維持に取り組んでまいります。

同じく比謝川河口護岸の復旧内容及びスケジュールについての御質問にお答えいたします。

比謝川河口の護岸崩壊箇所については、当該箇所の基礎地盤が想定以上に深いことが判明し、対策工法及び施工方法の検討に時間を要しました。

現在、設計の取りまとめを行っているところであり、H形鋼を門型に組んだ基礎杭の上に、護岸を設置する復旧工事は、平成29年1月に着手し、平成29年度中に完成する予定であります。

同じく比謝川下流堰の撤去についての御質問にお答えいたします。

平成26年7月の台風8号に伴う記録的な豪雨による国道58号冠水被害を受け、比謝川下流の現況測量を実施し、氾濫解析及び流下能力の検討を行っております。検討の結果、比謝川下流に設置されている下流堰の影響が確認されたことから、昨年11月に管理者の企業局や地元町村等関係機関と意見交換し、現在、早期の堰撤去に向けて調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） ではまず初めに、子ども・子育て支援についての御質問の中の、(1)、子ども医療費助成制度の都道府県の状況についてお答えします。

平成28年4月時点において、給付方法で現物給付方式を採用している団体が22団体、現物給付及び償還払い方式を採用している団体が16団体、自動償還払い方式を採用している団体が7団体、償還払い方式を採用している団体が1団体となっております。また、貸付制度は、自動償還払い方式を採用している4団体において実施されております。

次に、現物給付の課題と今後の取り組みについてお答えします。

子ども医療費助成制度に現物給付を導入することにつきましては、受診の増加による医療費の増大、小児救急医療従事者への過重負担、国保に対する国庫支出金の減額調整などの課題があると考えており、現物給付の導入に際しては、これらの課題を解決するための取り組みを行う必要があると考えております。

次に、自動償還払い及び貸付制度、現物給付の取り組みについてお答えします。

自動償還払い方式は、平成25年11月から順次導入し、38市町村で実施されております。貸付制度につきましては、平成28年10月から9市町、11月から3市町村で予定しており、その後、順次開始する見込みとなっております。

県としましては、市町村担当者に対して説明会等を行い、貸付制度が円滑に導入できるよう支援していきたいと考えております。

現物給付につきましては、国は、国保の減額調整について見直しを含めて検討しており、年末までに結論を得るとしております。

県としましては、国が国保の減額調整を廃止した場合には、市町村及び小児救急医療機関の意向を確認しながら、平成30年度に導入できるよう調整を進めていきたいと考えております。

次に、市町村国保の減額調整についてお答えします。

国の負担金または補助金の交付を受けないで、市町村が一部負担金に相当する額の全部または一部を、当該被保険者にかわり保険医療機関等に支払った場合、いわゆる現物給付を行った場合、それに伴う波及増分が国庫支出金から減額されることになります。

なお、国保の減額調整が廃止されずに現物給付を実施した場合には、沖縄県内市町村国保全体で約1億8000万円の国庫支出金の減額が見込まれておりま

す。

次に、県警関係についての御質問の中の、措置入院患者に関する関係機関の連携についてお答えします。

精神保健福祉法に基づく措置入院患者につきましては、必要に応じて、入院後、症状がある程度落ちついた段階で、患者本人やその家族、市町村、保健所等関係機関で調整会議を行い、主治医から患者本人の治療経過、症状悪化の兆候、対処方法の説明及び退院後の関係機関のかかわり方についての情報共有を行っております。また、退院後は本人の通院治療や地域生活を継続的に支援していくため、必要に応じ、各関係機関が定期的に自宅を訪ねたり、相談に応じるなどの対応を行っているところであり、本人の症状などに変化の兆しがあれば、必要に応じて医療機関への受診を勧奨するなどの対応を行っているところであります。

県としましては、関係機関の連携をより適切なものにしていくためにも、今後、公表が予定されております厚生労働省の検討チームの最終報告を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企業局長。

〔企業局長 町田 優君登壇〕

○企業局長（町田 優君） 土木行政についての御質問の中で、比謝川下流堰が建設された経緯についてお答えします。

比謝川下流堰は、本土復帰前の昭和36年に長田川取水ポンプ場の取水堰として、当時の琉球水道公社によって建設されたものであります。比謝川下流堰が建設された背景としましては、昭和34年当時、那覇市の泊浄水場に原水を供給するために比謝橋附近に仮設の取水ポンプ場が建設され、その後の昭和36年12月に長田川取水ポンプ場と比謝川下流堰が現在の位置に建設されました。

また、昭和47年の本土復帰に伴い、琉球水道公社から県企業局に施設が引き継がれることとなり、水資源の乏しい本県においては、安定的な水資源を確保する施設として現在も大きな役割を果たしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長 池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） 県警関係の御質問の中で、DV対策について、特に傷害、暴行などの摘発件数と県警の対応についてお答えいたします。

県警察が検挙したDV事案の件数は、平成25年は101件、26年は98件、27年は97件で、本年8月末においては79件と、昨年同期比で21件36.2%増加して

おります。本年8月末までに検挙した79件のうち傷害で検挙したものが最も多く、37件で全体の46.8%を占めています。次いで、暴行で検挙したものが24件で全体の30.4%、この2つの罪種で全体の77.2%を占めております。

県警察では、DV事案について相談の段階から刑事、生活安全担当係が共同聴取を行い、被害者への負担軽減や危険性、切迫性及び事件化などへの的確な判断を行う体制を構築しております。

事案の内容により、積極的な事件化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令制度の教示——教えることですね——警察本部長等の援助などの対策や配偶者暴力相談支援センター、市町村などの関係機関と連携した被害者の保護対策を講じております。

次に、県警察における一般的な事件処理の流れと被害者の再被害防止対策についてお答えいたします。

平成27年中における殺人、強盗、放火などの重要犯罪の総数は、認知件数129件、検挙件数113件、検挙率は87.6%となっており、対前年比の認知件数でマイナス4件、3%の減少となっております。本年8月末現在では、認知件数63件となっており、前年同期比でマイナス12件、16%の減少となっております。

これらの犯罪を認知した場合の警察における事件処理の一般的な流れは、事件を認知後、被害者及び関係者からの事情聴取や証拠収集等の所要の捜査を実施して被疑者を特定した後、被疑者を逮捕するなどの強制捜査を検討し、もし被疑者を逮捕した場合は48時間以内に検察庁に事件送致し、任意で捜査を行った場合には所要の捜査を実施した後、検察庁に送致することとなります。

なお、検察庁に送致した被疑者を起訴するか不起訴にするか処分保留で釈放するかなどの判断は、検察庁の所管であり、答弁する立場にはございません。

次に、犯罪被害者の再被害防止対策として、被疑者の言動などから再犯による生命、身体に対する再被害被害を受ける可能性が認められる場合は、県警本部の捜査担当課と警察署が連携して、再被害防止対象者として指定し、再被害防止措置の実施に必要な関連情報の収集や被害者への連絡体制の確立、非常時の通報手段として犯罪被害者通報システムへの登録を行います。被害者からの110番通報を受けた際には、登録者や事案者名を瞬時に通信指令課が把握し、関係警察署へ指令することで警察官の早期臨場が可能となる対策や自主警戒などの防犯指導を行うとともに必要に応

じて加害者の動向把握や指導警告等の措置をとっております。また、加害者が服役して被害者から釈放などに関する情報提供の要望がある場合には、刑務所に対し、釈放期日などを照会し、加害者の釈放などに関する情報を把握した上で、被害者に釈放予定の日にななどを教示する対策を講じて再被害の防止を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問を行いたいと思っております。

時間の都合もありますので、たしか去年の6月、知事、記憶に新しいと思いますが、基地の整理縮小はもちろん日米両政府の問題、また避けては通れないし、県民の総意であります。私は県議会に当選させていただいて8年間、嘉手納町議会のときから住環境整備ということでもうずっと防音工事の問題を取り上げてまいりました。たしか去年、私は、年間80億の決算ですね、予算がある中で、当時の町田公室長は、去年も補正で20億を組まれて80億の予算が予定どおりできると答弁しておりましたが、去年は補正は組まれておりません。なぜ組まれなかったんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時17分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） ことし、補正が組まれなかった理由ということですか。

○中川 京貴君 去年、去年です、去年。補正は去年です、去年。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 去年、組まれなかった理由、去年の話ですよ。済みません、ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

まず、済みません。ことしのお話からさせていただきたいと思いますが、ことしも補正の話は防衛省のほうに確認したんですけども、国における補正の中にメニューが、この防音工事に係るメニューがなかったということで、今回補正は予定していませんということでございます。昨年度の理由につきまして

は、今ちょっとその明確に確認できる資料、手元にないわけですけれども、恐らく同様な理由で、メニューがなかったのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実は本年度の代表質問も一般質問も出ておりましたが、やはりこれは知事が政治力を発揮して国との対立ではなくて、対話をしながら予算獲得をする。これまで自民党政府はもちろん責任政党、我々自民党本部も、我々県連から要請をしながら、または沖縄選出の国会議員が一生懸命頑張ってきて40億だったのが60億、80億まで引き上げてきたんです。それが急にメニューがなくなったから予算がないということでは、理由にならないと思っています。政治力で防音工事の予算の獲得をすべきだと思っております。これ要望を申し上げておきます。

次に、那覇軍港について再質問します。

那覇軍港は、嘉手納基地、普天間基地と同様、日米安保条約、日米地位協定が適用された米軍基地であることを理解しておりますか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 日米地位協定の適用があるかという趣旨のあれだと思いますが、いわゆる5・15メモによりますと、那覇港湾施設は日米地位協定第2条第1項(a)の規定に従いまして、合衆国政府がその使用を供用されており、その使用目的は、港湾施設及び9施設とされているところでございます。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 この700余りの地主は納得しておりません。同じ米軍基地である嘉手納基地、普天間基地は、区画整理などの開発ができないので、市街化調整区域となっております。しかし、なぜ那覇軍港だけが市街化区域になったのか、地主の皆さんは納得しておりません。那覇軍港は基地であり、復帰当初から10年以内、規制市街区になることはなく、区画整理ができる地域でもない。基地である那覇軍港が現状において市街化区域に指定できない。那覇広域都市計画資料には、那覇軍港市街化区域と法的判断する決め手となる資料がありませんでした。そして、那覇軍港を調査した資料、那覇軍港の事実関係について議論した議事録、那覇軍港市街化区域と判断した資料、先ほど部長が答弁したとおり、現状においてはなないと、この資料にも私が見た限りありませんでした。

そこで、たとえ四十数年前に都市計画決定がされたとしても、地主の皆さんは市街化区域として認めておりません。那覇市や県に瑕疵があると言っているんで

す。県の認識をお伺いしたい。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、都市計画素案を作成した後、住民説明会、公聴会、そして関係機関との事前協議、さらには都市計画案の縦覧、意見の聴取、そして地方審議会と、こういう手続を踏んだ上で建設大臣の認可を得て、決定告示を49年8月1日に行っていると。このような流れを見た中で那覇広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定は、関連法に基づいて適正になされたものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 地主の皆さんは、知事御承知のとおり、この那覇市を全体プールされての都市計画決定ということはここに書かれているとおりなんです。（資料を掲示） しかしながら、那覇軍港の地主の皆さん方は、それには参加もしていないし、その意識もない。勝手に市街化都市計画決定されたと、地主の皆さんは言っております。この2月議会で那覇市としっかり知事は協議をすると答弁しておりましたが、協議されましたか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

県として、那覇港湾施設の区域区分のあり方については、去る3月31日に那覇市都市計画課と意見交換を行っております。その後、那覇市のほうからは、この市街化調整区域等への編入要望ということについての協議というのは、今まだ現在行われておりません。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、私2月に質問したとおり、県は那覇軍港の709名のこの地主の皆さんの要請、請願に応えるべく、県が積極的に地主の皆さんの声を那覇市と協議をして問題解決をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 市街化区域の指定及び市街化調整区域への逆編入と、この手続については、まちづくりの主体である那覇市の意向が非常に重要となります。今後の米軍基地返還、この軍港を含めた米軍基地の返還の動向等も含めて、那覇市のほうと

は引き続き議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、お願いします。

最後に、比謝川河川について再質問します。

先ほど、堰の撤去の件で部長答弁しておりましたが、私は過去に比謝川のしゅんせつの問題、2級河川であるから、土木のほうで維持管理やしゅんせつをしっかりしなければ地域住民に被害を及ぼしますよと一般質問しました。しかしながら、土木はしゅんせつをしておりません。維持管理も私は怠っていたと思っております。その結果、比謝橋沿いの58号が氾濫、そして嘉手納漁港の河口のほうで土砂崩れが発生して、地域住民が被害をこうむっております。

部長の説明では、平成29年からスタートして、それで工事を完了したいという答弁でありましたが、それが間違いないのか。

それともう一つ、比謝川の維持管理または河口の土砂しゅんせつは、堰を取っ払えば間違いなく土砂が漁港のほうにたまと私は思っております。その責任は、県で責任を持って対応していただけるのか、答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

比謝川の護岸につきましては、29年1月に今のところ着手を予定しております、工事については29年度中に完了させたいというふうに考えております。

また、下流堰の撤去に際してですが、これは堰の撤去前後で、今後企業局とも十分調整をしていくということではありますけれども、企業局において、堰の上流部のしゅんせつを実施するというふうに聞いております。

また、漁港及び航路に堆積した土砂の維持管理については、農林水産部のほうと、漁港管理者のほうと改めて調整していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、知事、副知事聞いていただきたい。

私はきょう一般質問しております。嘉手納河川の比謝川の堰を取っ払ったら、向こうの堰で、企業局が定期的にしゅんせつしているんです。水を供給するに当たってですね。それで土砂がたまるのが10年に一遍しかたまりません。10年に一遍県のほうでしゅんせつをしております。堰を取っ払ったら、間違いなく二、三年に一遍しゅんせつしないといけなくなります。そういった意味では、今部長はしっかり農林水産

部と協議をして、県のほうで責任を持ってやると思っていますので、これをぜひ、知事、副知事、責任を持って、たまたま県が責任を持ってしゅんせつをする。私は提案していますので、二、三年に一遍必ず土砂がたまると思っています。そうならないように、堰の撤去については十分協議をしていただきたい。

以上です。

○議長（新里米吉君） 20分間休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 今議会一般質問真っ最中ではありますが、翁長知事は風邪ぎみで体調を崩しているようではありますが、容赦なく一般質問をさせてもらいます。

翁長知事は、自分は保守政治家であり、県知事選挙の争点では、辺野古に基地をつくらせない1点だけが違うとしておりました。しかし、最近の知事の発言には驚くほど過激な、反政府的なものが多く、大変不安を感じるものであります。県知事の過激な発言は、反対派の過激な行動を誘発しているのであります。

翁長知事の政治姿勢について伺います。

翁長知事の国家観、国家論を伺います。

ア、知事が理想とする国のあり方を伺います。

イ、民主国家として我が国の統治機能と政治システムに対する思いを伺います。

ウ、我が国の地方自治における国と県及び市町村との関係について考え方を伺います。

次に、日米安全保障条約について伺います。

ア、沖縄県知事として日米安全保障条約を今後も認めるかを確認いたします。今後も認める立場であれば同条約を必要とする根拠を伺いたい。

イ、沖縄県知事としてSACO合意の趣旨に沿った米軍基地の整理縮小は最大の命題であります。普天間問題が膠着すれば全体も進まない。これは沖縄県にとって大きな損失ではないか。また米軍基地の跡地利用を政策にしている21世紀ビジョンの政策実現も難しいのではないかとということです。

ウ、同条約のもと、東アジア地域における日本の外交と防衛に関し、翁長知事は日本政府の方針と同一にできるのか。あるいは沖縄の歴史的経緯から外交・防衛において自己決定権を主張するのかを伺います。

次に、(3)、違法確認訴訟裁判の結果を受けた知事の発言について伺います。

ア、知事は裁判所を政府追認機関と断じ、三権分立に禍根を残すと非難して、今後は地方自治のあり方や人権・自由・平等等を訴えるとしておりますが、日本の政治システムの根幹を非難する発言には驚きであります。

戦後70年間、今日まで人権侵害や差別を受け続けたと思っている県民はそう多くはないと思います。少なくとも私の周りには極めて少ないのであります。

この裁判の判決は前知事が承認したことを後任の知事が合理性なくして瑕疵を理由に取り消すことはできないとする、後任知事の違法性に対する司法の判断であります。決して沖縄県民をないがしろにした判決ではありません。したがって県民をさらなる闘争へあおるような、矛先を変えるような発言はいかなるものか。

イ、辺野古移設反対の主張は理解いたしますが、現実的な選択と妥協点を摸索するのも政治ではないでしょうか。これ以上、沖縄県民を反政府運動、政治闘争に巻き込むようなことは沖縄の未来に憎悪と不安しか残しません。それこそ未来の沖縄に禍根を残すものではないか。

続いて、2つ目に、県土の均衡ある発展の観点から沖縄県の7つの広域都市計画のうち、中南部の5市3町2村が構成する那覇広域都市計画の市街化調整区域について伺います。

那覇広域都市計画の区域区分について。

ア、沖縄県内で那覇広域都市計画区域のみ区域区分、いわゆる線引きが導入され、現在も継続している理由は何か。

イ、同計画区域内の自治体では線引きによる市街化調整区域の割合が大きく、土地利用の規制がまちづくりの障害となり地域活性化ができないなどの不利益をこうむっていることを県は認識しているのでしょうか。

ウ、平成22年8月の同都市計画では「自然環境を保全し既成市街地の質的向上と開発圧力を駐留軍用地跡地に誘導して区域区分を継続する」とあり、これは駐留軍が所在する中部地区のことであり、駐留軍用地のない南部地区はそのまま線引きが継続されるということであります。南部地区の発展への影響をどう考えているのでしょうか。

次に、那覇広域都市計画区域内の自治体からの区域区分への不満について伺います。

ア、平成12年の都市計画法改正で区域区分の実施は都道府県が選択することになっていました。平成23年の地域主権改革で市町村が責任と権限を持って地域

の実情に応じたまちづくりができる制度となり、同区域内の自治体首长たちからは、地域の実情に合ったまちづくりのために、区域区分の大幅な見直しや廃止、または、単独の都市計画への移行を要望する意見があるが県の対応を伺います。

次に、那覇空港滑走路増設に伴う企業進出と物流拠点形成と土地利用について伺います。

ア、物流拠点形成への取り組みは、那覇近郊市町や南部全域に企業進出や農漁産物の生産、加工、出荷の拠点あるいは工業製品やパーツ等のバックヤードとしての土地利用の需要が見込まれ、南部東道路や国道507号、329号などの計画及び整備中の幹線道路の沿線やインターチェンジ周辺の土地利用の緩和を早急に検討すべきだが、県の考えを伺います。

最後の3番目に、沖縄県の墓地行政についてであります。散在化する個人墳墓について。

沖縄の特殊事情で個人墳墓の建設が認められていますが、県は平成28年4月までに全ての市町村に墓地経営許可の権限を移譲しております。

ア、前回の議会で、個人墳墓は景観を損ね市町村の都市計画や土地利用の整合性を妨げているとの認識を示しています。県は市町村へ墓地経営許可の権限移譲後は市町村任せの問題としてはいけません。県の墓地政策を伺います。

イ、沖縄県墓地公園整備基本指針は、権限移譲後の市町村の墓地行政として生かされているか。権限移譲後も指針どおり指導するのか。指針どおりであれば市町村の条例や計画に反映されているかを伺います。

4番目の我が党の代表質問との関連については、取り下げます。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 座波一議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、理想とする国家のあり方、統治機能と政治システム及び地方自治についてお答えをいたします。1の(1)アから1の(1)ウまでは関連しますので一括してお答えをいたします。

第二次世界大戦後、日本は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を柱とする憲法のもと、実直で勤勉な多くの国民の努力により、敗戦後の荒廃した社会状況から、苦難を乗り越え、平和と経済的繁栄を享受する、世界に誇れる民主主義国家としての道のりを歩んできました。今後も、世界に誇れる民主主義国家として、アジア、そして世界のリーダーとして、名誉ある

地位を占めていただきたいと考えております。しかし、近年、原発再稼働や安全保障法制の整備など、必ずしも多くの国民の理解が十分に得られておらず、また、地方の民意とは異なる政策が進められるようになってきていると思います。地方自治は民主主義の学校と言われるように、国と地方が対等な関係でお互いを尊重し合い、合意を形成するルールを構築するなど、地方の意思が十分に反映されるような統治・政治システムを有することが、成熟した民主主義国家としての本来の姿であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 翁長知事の政治姿勢についての御質問の中の、日米安全保障条約と基地の整理縮小についての御質問にお答えいたします。1の(2)アから1の(2)ウまでは関連いたしますので一括してお答えいたします。

日米安全保障条約に基づく日米同盟関係がこれまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたところであり、その必要性については沖縄県においても理解しております。しかしながら、戦後27年間に及ぶ米軍統治下において、民有地の強制接収などにより、沖縄県の広大な米軍基地が形成され、戦後71年を経過した今もなお、国土面積の約0.6%にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の74.48%が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けており、基地の整理縮小を着実に進める必要があります。平成18年5月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、沖縄に関連する再編案は相互に結びついており、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了にかかっているとされ、沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展等にかかっているとされておりました。その後、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表において、海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離されております。

沖縄県としては、米軍基地の跡地利用を進めるとした沖縄21世紀ビジョンを踏まえ、基地の整理縮小の実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも、軍転協等と連携し、あら

ゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、不作為の違法確認訴訟判決を受けた知事の発言についてお答えいたします。

今回の不作為の違法確認訴訟では、前知事の埋立承認が公有水面埋立法の要件を充足していないなどの瑕疵があるものと判断し、知事が埋立承認を取り消したことの違法性が問われたところです。福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審したにもかかわらず、国の主張を一方的に採用し、軍事や環境といった専門技術的な面にまで踏み込んだ判断を行っております。また、地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないとの基本原則があるにもかかわらず、国土交通大臣の所掌事務や公有水面埋立法の目的を逸脱した関与を認めるなど、極めて不当な判断を行っております。

県としましては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めるとともに、県民及び国民の皆様には沖縄県の考えを引き続き訴えてまいります。

次に、現実的な選択と妥協点についての御質問にお答えいたします。

県は、国地方係争処理委員会の決定を真摯に受けとめ、安倍総理、官房長官、外務大臣、防衛大臣へ協議を求めました。また、同決定の趣旨を踏まえ、国と県が法廷闘争によることなく真摯な協議が行われるよう、国土交通大臣へも配慮を求めましたが、国は7月22日に不作為の違法確認訴訟を提起しました。沖縄県としては、福岡高等裁判所那覇支部の判決は到底受け入れられるものではなく、去る9月23日に最高裁判所へ上告及び上告受理の申し立てを行ったところであります。

県としては、国地方係争処理委員会の決定を尊重し、引き続き政府との協議による解決を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 那覇広域都市計画の市街化調整区域についての御質問の中の、那覇広域都市計画区域の区域区分の継続についての御質問にお答えいたします。

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分は、人口、産業等の急激な都市集中に

よってもたらされる郊外への無秩序な拡散や道路、下水道等最低限のインフラ施設さえ備えない劣悪な市街地形成、これらに伴う非効率で追随的な公共投資といったいわゆるスプロールの弊害に対処するため、昭和43年の都市計画法制定時に創設された制度であります。あわせて、当該区域区分制度は法律本則において、全ての都市計画区域で行うこととしつつ、附則において、当分の間、人口10万人以上の都市等政令で定めた都市計画区域を対象に実施することとしておりました。また、従来市町村の行政区域単位で指定されていた都市計画区域は、昭和43年の法制度において、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤・通学圏等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的経済性等の一体性等から総合的に判断して市町村の行政界を超えて指定できるようになりました。このようなことを踏まえ、復帰当時の中南部地域においては那覇市を中心とする那覇広域都市計画区域と当時のコザ市を中心とするコザ広域都市計画区域に大別され、人口10万人以上の那覇市を中心とする那覇広域都市計画区域については指定後間もなく区域区分を実施し、コザ市を中心とするコザ広域都市計画区域についてはいずれ区域区分を実施する予定とされたものと考えております。一方、平成12年の都市計画法改正に伴い、人口減少時代の到来を踏まえ、全ての都市計画区域で実施するものとされていた区域区分制度は、大都市を除き、都道府県の選択に委ねられることとなりました。この選択制の導入とともに、人口減少が顕著な都市計画区域では廃止が検討されていることも事実であります。当分人口増加が見込まれる那覇広域都市計画区域においては、区域区分制度はスプロール対策として有効であることから継続しているものであります。

同じく市街化調整区域の不利益についての御質問にお答えいたします。

区域区分は、既成市街地への効率的かつ集中的な公共投資、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等を目的に設けられた制度であります。このようなことから、市街化を抑制する市街化調整区域においては、段階的かつ計画的に市街化を図ることとされていることもあり、基盤整備の整っていない地域等については開発許可制度によって立地規制が担保されているところであります。一方、市街化調整区域内の既存集落等既成市街地周辺部においては、条例に基づき立地規制を緩和したところであり、地域活性化等に一定程度寄与して

いると考えております。

県としては、引き続き市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、市町村からの要望や相談に対して適切に対応していきたいと考えております。

同じく南部地域における区域区分の影響についての御質問にお答えいたします。

駐留軍用地の跡地利用は、本県全体の振興に影響するものであり、総合的かつ計画的に推進する必要があると考えております。また、返還跡地の市街化については、土地区画整理事業の導入等により、計画的に市街化を図っていくべきものと考えております。一方、南部地域に限らず地域のまちづくりは市町村が主体となって、まちの将来像を地域に示し、その実現に向けて取り組むことが重要であると考えております。那覇広域都市計画区域のマスタープランにおいては、返還跡地のみを優先的に市街化する方針を示しているわけではなく、那覇市以外の南部市町村においても、各市町村の上位計画等に基づき、計画的な市街化に取り組むことを促しているものであります。各市町村においては、市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を調和させるとともに、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画等を活用して、計画的に良好な市街地の形成を進めることが重要であると考えております。

同じく区域区分の見直しや廃止、単独の都市計画区域への移行についての御質問にお答えいたします。

県においては、那覇広域都市計画区域内の市町村の首長から、これまで単独都市計画区域の指定等について、直接公式に要望を受けたことはありません。県としては、しばらく人口増加が見込まれる那覇広域都市計画区域においては、区域区分制度は当面継続すべきと判断しておりますが、引き続きスプロール対策等区域区分廃止後を想定した議論・検討は行っていきたいと考えております。

同じく那覇空港滑走路増設に伴う物流拠点形成と土地利用についての御質問にお答えいたします。

物流拠点化を図るためには、地元との合意形成や対象地域の可能性調査等が必要であり、市街化調整区域においても、市街化区域編入を前提とした地区計画を定めること等により、物流拠点の形成は可能であると考えております。

県としては、市町村と連携を図り、企業誘致と都市計画のあり方についての課題等を共有し、企業誘致も含めた計画的なまちづくりを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） それでは、散在化する個人墳墓についての御質問の中の、県の墓地政策についての御質問にお答えします。

墓地につきましては、市町村の都市計画や土地利用とのかかわりが深いこと、住民に身近な行政サービスとして対応することが望ましいことから、墓地経営の許可に関する権限を全ての市町村へ移譲したところがあります。市町村が主体的に墓地行政を行うことにより、市町村の各種計画との整合が図られ、また、地域の実情に応じた墓地行政が推進されるものと考えております。

県としましては、公営墓地の整備促進、個人墓地の問題等について、市町村から相談があれば適切に助言を行うなど、望ましい墓地行政の推進に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、沖縄県墓地公園整備基本指針の市町村条例等への反映についてお答えします。

沖縄県墓地公園整備基本指針では、市町村墓地整備の方向性やモデルケース等を示しており、市町村による墓地公園整備基本計画の策定や公営墓地の整備の際に活用できる内容となっております。平成27年3月末時点において、墓地に関する条例等を制定した市町村は26団体となっており、また、墓地公園整備基本計画を策定した市町村は26団体となっております。条例及び計画等が未策定となっている10団体につきましては、早期に策定するよう助言していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

座波 一君。

○座波 一君 まず、個人墳墓の件から入ります。

この個人墳墓は、建設はまだまだとどまるところがないのが現状であります。市町村に権限移譲されても減少はしない。むしろ市町村民への行政サービスとなって、周辺の問題がなければ、市民の申請に許可の方向で対応していくのが現実になってきているんです。ですから、市町村の都市計画に影響するから抑制できるものではないということは明らかであります。

また、規模の小さな個人墳墓は建築物ではないものですから、市街化調整区域でも許可されるんですね。これが大きな問題なんです。先ほど指摘した、那覇広

域都市計画特有の問題にもなっているわけです。市街化調整区域に墳墓が広がっているということも現実にあるということを認識しないといけない。

要するに、開発ができないため住宅はつくれない。つくれないが墓はつくれるということなんです。これが今那覇広域都市計画の市街化調整区域のあるところに起こっている現象であるということです。

それについて、どう考えますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時23分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 確かに、権限移譲におきましても、沖縄の独特な慣習と申しますか、文化そういうものがあって、権限移譲後、市町村で個人墳墓については許可を与えている実態があるということは承知しておりますが、この権限移譲、その許可を与えるかどうかについても市町村が主体的に判断して行って処理すべき事柄であるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 座波 一君。

○座波 一君 そうなると、平成12年の沖縄県墓地公園整備基本指針と全く整合してないということになるんです。かなり、これは突っ込んだ指針が示されていて、個人墳墓を基本的に許可しない方向でいくと書かれています。これ、確認しましたか。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 指針の内容については、概括的に総覧ただけで細かいところまでは確認しておりませんが、ただこの指針は今でも生きておまして、やっぱりその許可を与える、与えないという主体的な判断は市町村のほうにおいて判断していただきたいということでございます。

○議長（新里米吉君） 座波 一君。

○座波 一君 ですから、そうなりますとこれまで許可してきたのは県ですから、県の墓地行政としてこのような状態になっているということは現実ですから、今後、指針のとおり市町村にもしっかり指導して、沖縄の墓地行政のあり方をしっかりもう一回見直すべきだと思います。もう一度お願いします。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川 靖君） 権限移譲後においても、墓地経営の許認可等に関して市町村から相談があれば、県としてもその指針を踏まえて適切に相談に応じていきたいと思います。

指針は先ほど申し上げたように生きておりますので、それに沿った整備を市町村において主体的に判断して処理していくことが望ましいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 座波 一君。

○座波 一君 基本的に墓地行政を見直すという意識があるような答弁じゃありませんね。これはもっとしっかり県三役の皆さんも考えなければ、沖縄県のこの狭い県土、しかも世界レベルの水準のリゾート地をつくっていこうという戦略に全く沿ってないということです。

次に移ります。

那覇広域都市計画の市街化調整区域についてですが、答弁は確かに、この市町村のマスタートランあるいは区域区分、地区計画を尊重して市街化調整区域を見直すとはなっておりますけれども、現実には5年に1度、小規模の見直ししかされていない。市町村には余りにも壁が高いんですね、ハードルが高いんです。地区計画もままならないのが現実なんです。そこを今南部が大変人口の増加が起きております。これスプロール化の対策というのはわかりますけれども、一定のもうこの時代は過ぎた。那覇を中心とした市街地の形成から、今地方に都市を形成する時期に入っております。そこを見越した指導をしなければいけないと思っておりますが、部長いかがですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時27分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分については、先ほど昭和49年からこれまで42年ほどたっておりまして、その間、定期見直しというのをおよそ5年置きに行っております。これは、国勢調査をもとにして人口動態、あるいは商業の移り変わりとかそういうものを調べた上で、市街化区域の規模というのを判断して、それを即値的に割りつけるのか、あるいは一部人口保留フレームをとって計画的に次の5年間で拡大していくのかというふうに整理をしているものでございます。今回、6回目の調整をずっと行ってきておりますが、その中では今議員御指摘のように、これまで硬直であったという御指摘もあって、市町村とはずっとこの件について議論をして、例えば既存集落、既成市街地と連続する既存集落であったり、あるいは幹線道路の沿道であったりという部分は、市町村の要望も聞きながら、

一定の計画性が担保できるところについては、今素案の中で整理をさせていただいているところでございます。

引き続き、市町村の計画的なまちづくりを支援していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 座波 一君。

○座波 一君 南城市が単独の都市計画に移行できたのも、こういうふうに行ったのもやはりこの計画が非常に厳しかったということがあってのことです。ですから、南部がもうそういう時代に入ったということです。ぜひ首長の意見も聞き、そして地域の議員の意見も聞いて、現実的な南部振興の柱としてこの計画を見直していただきたいということです。

最後になりますが、知事の政治姿勢につきましては、たくさんの議員からのお話、質問の中でもなかなか平行線のような気がします。しかしながら、やはり政治というものは、ある一定の結果を出さなければこれは政治の評価にはつながらないわけでありまして、その妥協点を見出す努力という点につきましては、やっているという答弁もありましたが、しかしながら片やこの過激的な知事の発言には、私は大変危惧しているんです。

これは政治家の対立は一時的なものかもしれませんが、しかし、県民や国民の感情は一旦対立してしまうとなかなか修正がきかないという非常に大変なことになってくる可能性もあるんです。だから、沖縄県のトップリーダーとして、140万のリーダーとして、そこら辺は懐深く話し合えるその環境もつくりながら、双方がいずれは手を取り合って沖縄県のために頑張るという機会に持っていくような努力はさらに必要ではないかと県知事に伺います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 座波一議員の御質問にお答えをいたします。

政治が結果でありますというようなことは、私も今日までの政治活動の中で大変重要視をしております。ですからこそ、今までの長い保守と革新の対立の中で、保守はどちらかというところ、ある意味ではもう中央との連携だけを考える。あるいは、革新の方々は、それに対して全面的に反対をするということでは物事は解決しない。やはりその中に、一つの妥協点というものがないければこの問題は解決しない上に、沖縄のパワーを大きくするという意味でも、そういったものにひとつ心を配りながら私たちが主張する政策をしっかりと述べる必要があるだろうと思いました。

その政策をしっかりと述べるというのが、東京要請行

動、大変一時的な現象ではありましたが、全政党、ある意味で全団体、全県民が御一緒して、いわゆる普天間の県外移設、それからオスプレイの配備撤回というような形でまとまったものですから、そのまとまったものをベースにして、いわゆる沖縄側の主張をこれだけ県民が心をついて頑張っているにもかかわらず、それについて何ら耳をかくようなことにならない。そうしますとこれは、私たちが子や孫に、沖縄の政治家が一番沖縄の子や孫に責任を持って政治をするのが大切だと思いますので、やはり過去の歴史も踏まえながら、何が世の中起きるかわかりませんから、そういうときに日本国民として平等に取り扱う中でのいいことも悪いことも御一緒させていただきますが、沖縄だけにこれだけ多くの負担を感じさせるという中では、これは沖縄の政治家としては責任が負えない。その中での妥協点を見出そうということで、私の今日までの活動があります。

そういう中で、座波議員からすると、今日までの私の発言からすると過激だというような話も今ありましたが、私からしますと、それは従来の政治の姿勢の中からの過激ではなくて、沖縄県に主軸を置く気持ちを持って強く話をさせてもらっております。

政治的にいいますと、今御承知のとおり、二階幹事長を初め代行、代理の方お二人、副幹事長もおいでになって意見交換もさせていただきました。近いうちに、自由民主党本部で沖縄の物産展も開催されます。ですから、いろいろこういう模索もしながら、なおかつ基地の問題に関しましては、県民の大きな支持、これはこの2カ年間の民意ではっきり示されておりますので、座波議員は周辺にこういうことを言う人はいないよという話をされましたが、南城市におきましてもこの一連の知事選挙、衆議院選挙、参議院選挙ではこの考え方が勝利をしているわけでありまして、その意味からいうと、そういったこと等を踏まえた上での政治行動がある必要があるんじゃないかと。これを過激だということでもとのもくあみに戻すというのは、これはどうだろうかと思います。

私自身は、私も本を出したりしていますので、多くの方が読んで、私の至らないところもそれからそのラインも知っているといます。それをベースにしながら、できるだけ沖縄県民の心を可能な限り一つにする中で、基地問題も解決をし、経済も発展させ、子供の貧困も解決をしていきたいなと、思いはすごく持っておりますので、これからも努力をしてこのラインで頑張っていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 座波 一君。

○座波 一君 政治の裏表を十分知り尽くしている県知事ですから、それを踏まえた意見だということは十分に私は尊重いたします。

私は、この国のあり方も踏まえて日本のこの地方自治がもう成り立たないということ、そういうことを発信していくと、じゃ天下の地方自治体は全て自己決定権が保障されるのかということにもなりかねないわけですね。あるいは47都道府県全てに自己決定権があるとするならば、国が本当に統治の機能が果たせるのかという問題にもなるわけですが、そういう部分からいうとある程度の規律の中での政治が必要だと私は思っているわけでございます。ですから、そういうことを主張したいということを目指したいと思っております。

また、先ほど午前中の質疑の中でありましたが、先日、二階幹事長との会談でも6つの要望事項を提出されている中で、その内容を見ましたら、ちょうど3番目に辺野古の問題を入れているわけです。要望の中に辺野古の反対を入れる。島袋議員から指摘がありましたわけですが、まさにリンクそのもののような文章になっているわけです。要望としての、もうこれはリンクしているんです。そういうことをやはり求めるものは求める、話し合うものは話し合うという中で進めていくということであれば、安慶田副知事、もう少しやりようがあるのではないかと思いますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

午前中の答弁でも話しましたが、これ私たちは二階幹事長さんが初めて沖縄にいらして、県とお話をするということで、やはり沖縄県の本当の柱はこれだということも言わなきゃなりませんし、またこれまで官邸には行ってまいりましたが、またそれと同時に鶴保大臣にも、あるいは菅官房長官にも、それから党にもそれぞれ要望をしましてまいりました。

その中でも一貫して、やはり沖縄県においては、翁長知事は公約の中で辺野古に新基地はつくらせないということで闘ってまいりましたということは申し上げてきておりますし、当然、辺野古の新基地の問題だけで、今自民党さんとは意見が違っているわけでありまして、それ以外のいろんな振興策につきましては、先ほども知事からもありましたが、二階幹事長さんのお計らいによって、自民党本部で物産展も開いていただけると。そのようなところもやはり話し合うところは話し合って、そして、我々とは意見をちゃんと述べるところは述べて、知事がそういうことで県民に信頼を

受けてきたというのは、まずあらわしたほうがいいだろうと我々はそう感じて、そう考えて、その要望にしたというのが信念であります。先ほど午前中も言いましたけれども、もしそういう皆さん方の意見がありましたら、今後はそういうふうにも、皆さん方の意見も参考にしながら検討してまいりたいというふうに答えたいところです。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 座波 一君。

○座波 一君 県知事、副知事からしっかりと話を聞くことができましたが、やはり政治の方向性として目的は一緒なんですから、結論を出すというところまでしっかり話し合っていかなければいけないということを改めて確認いたしました。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 知事初め当局の皆さん、よろしくお願いいたします。

沖縄・自民党の山川典二でございます。

知事は、那覇市長時代に行政は市民の最大サービスだということで、那覇市の行政を活発に進めていらっしゃいました。ところが、ここ数カ月、那覇市の行政、特に今議会、議会中ですが、市議会、補正予算の審議がなかなか進まなかった。その原因は、議長の辞職問題だったんです。金城徹議長への辞職を求める議長辞職勧告決議というのが計4回可決されました。90年近い県都那覇市の議会としては、前代未聞でありますし、4回も勧告決議が出されるということに関しましては、市議会議員としてかつて働いていた者としては、本当に残念でんきにたえません。

たまたまでございますが、知事も、そして浦崎副知事、安慶田副知事も那覇市議会議員の経験者でございます。特に、知事は、知事就任の前までは那覇市長、そして安慶田副知事も那覇市議会議長として活躍をされておりました。今回のこの那覇市の議長辞職に関する問題につきまして、初めに知事から、率直に御見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） まずは私から答弁させていただきます。

那覇市議会において、議会運営方法などをめぐり、議長に対する不信任決議や辞職勧告等の決議がたびたび可決されたことは承知してございます。

那覇市議会におきましては、市民の視点に立った議会運営を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 知事公室長、あなたは那覇市議会議員だったんですか。率直に聞きますよ。

これは、非常に重要な問題をはらんでおりまして、来月5日に現在の議長が辞任をすると、そして7日の最終本会議で新議長を選任するという今スケジュールにはなっておりますが、この金城議長が9月16日、裁判の判決の日ですが、知事にお会いしましていろいろ御相談をしているわけでありまして。その後、空転中の那覇市議会の中で、それも代表者会議の中で、翁長知事がやめるなど言ったからずっとやめてこなかったんだと、堂々と発言をしております。それは承知しておりますか。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 山川典二議員にお答えいたします。

日にちは、16日だったということで私もお会いしましたが、別にそういうやめるやめないの話ではありませんでした。実は、どういう状況だったかという話であって、そのときに、私たちは、那覇市のことから、那覇市で早目に解決しなさいと。しかし、ここ以上来たら、誰がいい、誰が悪いという話じゃなくて、もうこれは議会全体の、あるいは議長を初め議会全体の責任だから、早目に正常化してやっていくべきじゃないかという話は、私はしました。その後帰られたけれども、別にそういう話は知事からはなかったと私は思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 実は、3年前の那覇市議会議員選挙のときに、議長を2年交代でやるということで話し合いの申し合わせがあつて、それは血判状も皆ついているんです。ことしの3月にやめる予定だった。ところがやめなかったんです。そこに一つ大きな根本的な問題がありました。そのときに、議長は、この間の代表者会議で、私は3月、4月ぐらいからやめるつもりだったけれども、知事から頑張れと言われてずっとやっていたという話があつたんです。代表者会議の中です。そういう意味では、那覇市の問題ですから、本県議会とは関係ないとは言いながら、しかし、たまたま知事、副知事がそれぞれ那覇市議の経験者。私も那覇市議会の経験をした者として、これだけ議長やめなさいと、適任じゃないと4度も決議がなされたということに関して、知事の影があつたというふうに、代表者会議の中では皆さんにおっしゃっているわけでございます。そういう意味では、これ以上問いません

が、いずれにいたしましても、本来ならば早く3月の段階で収拾して、健全な県都那覇市の行政運営に当たらせるという、そういう指導というか政治力というのが本員の感想でございます。

それでは、次の質問に移りますが、事前に議長の許可を得まして資料を配付しております。執行部、そして議場の皆さんには、釈迦に説法であります。理解を深めるということで、日中漁業協定そして日台漁業協定の水域図を簡単に説明して、質疑を深めてまいりたいというふうに思っております。

まず、日中漁業協定水域図をごらんいただきたいと思いますが、この真ん中の横棒の北緯27度、これが非常に我が沖縄県と、もちろん日本ということでございますが、この台湾あるいは中国との漁業水域の重要な線でございます。この北緯27度以北、北のほう、日中暫定水域がございますが、措置水域、これは日中漁業協同委員会で協議をして、お互いの漁獲量、あるいは船の隻数など毎年1回決めて操業する水域です。さらにその北のほうは、中間水域ですが、これは特に九州の漁業関係者との関連が強い地域ではございますが、双方が相手国の許可証を取得せず操業できる水域ということになっております。これは日中の漁業協定の水域。そして、北緯27度線の南のほう、これが台湾との日台漁業協定、または日台漁業取り決めというふうに言われておりますが、お互いで確認をして、自由に操業できる地域がこの台形の部分と下のほうの三角形の部分です。特に、この下のほうの三角形は八重山北方三角水域と言いまして、非常にトラブルが多い地域です。そして、その右のほうの台形の日台の特別協力水域というところもありますが、ここもお互いの話し合いで操業区域を、水域を決めている部分です。なぜこれを決めているかといいますと、クロマグロを中心とする大型魚が一番多くとれる地域、水域がこの水域なんです。太平洋の赤道から北上して、フィリピンからこの台湾の東側のバシー海峡を通りまして、そして与那国から八重山地域、そして沖縄本島にこうして大きな黒潮に乗って、小型魚を追って中型魚、中型魚を追って大型マグロの魚などが追っかけてくるというような、そこが一番の世界でも有数なクロマグロの生産水域なんです。したがって、4月から7月の4カ月間なんです。その4カ月で1年分の仕事をするぐらい、このマグロがとれる地域、ですからここで今、実はいろんな問題が起きております。そして、もう一つ見ていただきたいのは、この北緯27度と東経120度30分の西側の部分、これは中国が操業したらだめ

な地域なんです。その中には尖閣諸島も入っております。尖閣諸島周辺には、中国漁船が報道などにもありますが、あれは一部です。頻繁に操業しているんです。そういう実態をぜひ認識していただきながら、質疑に入ってまいりたいと思います。

まず、日台漁業協定に関してでございますが、ア、台湾の政権が変わりました。国民党の馬総統にかわりまして、5月に民主進歩党、民進党の蔡英文、女性としては初めての総統に就任をいたしました。知事も就任式には御出席されたと思いますが、その政権交代に伴って、この日台の漁業交渉の変化が考えられるのか。あるいは、そういう認識をお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

台湾は、本年5月に新政権となり、日本の水産庁長官に相当する台湾漁業署長には、陳添壽新署長が就任しております。陳署長は、新政権は日本との交流を非常に重視している。日台間の対話を強化し柔軟な対応で交渉に臨むと、マスコミの取材に答えております。

県としましては、引き続き漁業関係団体や国と連携し、次回開催の日台漁業委員会においても、さらなる操業ルールの改善等を台湾側に強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 今、日台漁業交渉取り決めの中で、特にこの八重山北方三角地域あるいは特別水域での問題点は何ですか。お聞きします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時53分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 先ほど先生のほうで図表を出していただいたんですけども、そこの中の八重山北方三角水域については、こちらのほうが希望している面積というか、そういうところが非常に狭いということで、操業に支障がある、あるいは台湾側とのやっぱりトラブルを懸念して、非常にその辺のルールを改善してほしいというような要望が強いかと考えております。

○山川 典二君 議長、休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 直接的な原因は、台湾側の漁船の大きさ、そういうところと、それと日本側が求めている漁船間の距離としての4海里、あるいは向こう側が求めている1海里、その辺が基本的にそういう面積的な部分のトラブルの原因かなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 答弁ちょっと舌足らずですが、簡単に解説をしますと、要はその台湾の漁船は大型船、それで数も多い。それで台湾が求めているのは、この三角を縮小して、水域を縮小して、取っ払って自由に漁をやりたいと。ところが、日本側は、台湾が求めている1海里、約1.7、八キロ、大型船で来るものですから、自分たちの操業ができないんです。したがって、それを広くしたいというところでの、今かみ合わない課題があって、これはずっともう平行線なんです。これは何かといいますと、8月に自民党県議団で八重山の石垣を中心とする漁民の皆さんとの話し合いをしました。本当に想像を絶するぐらい、死活問題以前の今問題なんです。漁に出られないと言っているわけです。これ何かといいますと、あるこのリーダーがおっしゃっていましたが、国道58号の激しい車の往来の中、横断歩道のないところでふらふらと渡るような感覚だというわけ。これどういうことかといいますと、操業の方法が違っていて、日本は東西でやるんです。台湾は南北でやるわけ。したがって、大型船で漁船も多い、沖縄側は小型船で船の数も少ない。お互い操業している。ところがやっぱりぶつかるわけです。ぶつかりそうになりますから、沈没しますから、これ避けますよね。避けるときにこのはえ縄で言うところの網が引っかかる。必然的に切られるわけです。

こういう実態が何度も起こっているんです。そういう認識が県のほうにあるのかということを私は聞きたいし、そうでなければ、もっと漁民の皆さんに具体的にお聞きをして、その対策をやるのが私は県の務めだと思います。国対国の問題ではありますが、ここは沖縄県民が生活をしているところでございますし、自分たちの子供とか、甥っ子とか、男の子を乗せて跡継ぎにさせようと思ったけれども、生命の危険があるので、とてもじゃないけれどもこれはもう乗せられないと、跡継ぎにさせられない。そういう切実な声はこの話し合いの中に、意見交換の中でありました。それでいろいろ調べたら、実態としてはこういうふうに状況が。これに対して、ぜひ国対国の漁業交渉、あるいは委員会がありますが、準備会もあります。その中にオ

ブザーバーでもいいですから、ぜひ県の幹部として出席をして、状況をしっかりと把握して対策を立てていただきたい。そういうふう思うわけであります。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 今、先生がおっしゃるように、水域の範囲が狭いということについては、漁業者のほうからも非常に強い不満があるというのは認識しております。それと県のほうとしましても、八重山のほうについては、地元の事務所がありますので、そのところで関係者のほうから意見を聞いたり、あるいは日台漁業のその会合の中におきましても、県の部のほうとしても、統括監あるいは課長等を同行させて、この辺は関係者のほうと一緒に台湾との交渉については同席させてもらっておりますので、今先生がおっしゃるようなところについては、県のほうも同じような考えで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 台湾の宜蘭県、特に蘇澳という地域は、台湾の漁業の中心地であります。与那国と目と鼻の先。宜蘭県の出張所が先日、那覇市の久茂地に事務所が設置されまして、その宜蘭県の知事も翁長知事を表敬されております。この林聡賢宜蘭県知事は、台琉協会ということで、台湾と沖縄の台湾側の会長、理事長をなさっております。それはぜひ、ちょうちょうはっし、いろいろ意見交換をしてほしいんですが、なぜ宜蘭県がわざわざ沖縄に事務所を出したと考えますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 沖縄県の漁業者ないしは宜蘭県の漁業者のほうとは、長い歴史の中で交流もあるというふうに認識しておりますけれども、その中で、その漁業者間の交流も含めて、宜蘭県のほうは那覇のほうにもそういう趣旨も含めて、開設したのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 宜蘭県というところは、民主進歩党の強力な支持基盤です。つまり、中国との関係で言えば、国民党寄りと台湾独立派の民主進歩党の政治的な色分けがある。そういう宜蘭県の知事がわざわざ沖縄に来て、もちろんいろんな物産であるとか観光の誘致

のこともありますが、この動きは、実は中国が非常に気にしているところがありますから、その辺はぜひ認識してください。つまり、これは日中漁業交渉が今8月に準備会があって、また秋にも行われますが、その辺を少し頭に入れて、行政の皆さんの中で、その認識を共有していただきたいと思うんです。

今、時間が余りありませんので、今回は日台と日中に関してやりますが、イの八重山北方三角水域の操業ルールを2017年漁期に間に合わせるための関係者による検討専門会議の予定、進捗状況、まずそれを聞きましょう。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

ことし3月に開催されました日台漁業会合等において、平成28年漁期も平成27年3月に策定された操業ルールを引き続き運用することとし、八重山北方三角水域の操業ルールを2017年漁期に間に合うように検討するため、次回の日台漁業委員会までに、関係当局・漁業団体を含めた専門会議をできる限り早い時期に開催すると合意しております。専門会議の開催については、現在、国が台湾側と調整を進めていると聞いておりますが、日時や開催場所はまだ決定しておりません。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 日台漁業委員会の準備会も含めて、沖縄県で近々に開催予定だと思いますが、その辺も承知しておりませんか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

日台漁業委員会会合等の開催は、日台双方で交互に開催することになっており、今回は日本で開催される予定となっております。開催地や日時については、国が台湾側と協議して決定いたしますが、現在のところいずれも未定と聞いております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 準備会は沖縄で行います。

それと、オの日台漁業取り決めに関して、知事が台湾側に先ほどの八重山漁民の皆さんのいろんな状況、苦悩、そういったものを要請行動したことがあるのかなのか。あるいは、今後そういう考えがないのかお聞きします。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

知事による台湾側への要請行動は、これまで行っておりません。要請・協議の実施については、今後適切に対応してまいりたいと思っております。これまで、

県は、日台漁業取り決めの見直し等について、政府に対し直近の8月24日も含め、要請を重ねてきたところであります。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、国に対し、日台漁業取り決めの見直し等について、台湾側と粘り強く協議することを強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 ぜひ知事、この辺は前向きにお考えください。

そして、日中漁業協定に関してでございますが、中国側のサンゴ網漁業に関しまして、沖縄県内水域における操業実態、取り締まり実施状況について伺います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

中国のサンゴ網漁船は、北緯27度以南の沖縄本島と宮古島との間で、マチ類の好漁場となっているハウザンソネやタイキュウソネ付近において、多いときには約200隻の船団で操業していたと聞いております。平成26年度には、本県周辺水域において、水産庁及び海上保安庁の取締船が、4隻の中国サンゴ網漁船を拿捕しております。中国サンゴ網漁業は、中国国内においても違法とされ、日中漁業協同委員会において、両国がその根絶に向けた取り組みを行うことが合意されており、平成27年1月以降、本県周辺水域における中国サンゴ網漁船の操業は確認されておられません。

県としましては、国に対し、引き続き中国サンゴ網漁船の取り締まり強化を求めてまいります。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 この日中の水域では、一切サンゴ漁は禁止でございますので、引き続きよろしくお願いします。

時間がないので、(3)の中国・台湾の漁船に対する危機管理について伺います。

中国・台湾の漁船が台風などにより沖縄県内の港や島、無人島も含めて一時寄港する可能性があります。そうしたときに沖縄県としての危機管理マニュアルや対策方法などガイドラインがあるのか伺います。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） お答えいたします。

台風等で中国や台湾の漁船が我が国領海内に緊急避難する場合は、海上保安庁へ連絡した後、領海内の港等に避難することが可能となっております。日本国内に寄港した外国漁船については、海上保安庁の監視下に置かれ、行動等が制限される体制となっております。

す。

県としましては、不測の事態が発生した場合、関係省庁と連携し、適切に対応してまいります。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 尖閣諸島に緊急避難した場合はどういう対応をとるのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 海保のほうで適切に対応するものだと考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 長崎の五島列島の玉之浦という港に、中国漁船が1年間で台風という理由で、夏場限りですが4度ほどありまして、最初は89隻、20隻、153隻、106隻と4度も台風という理由で避難しております。常態化している可能性、状況がありまして、ぜひこの非常に微妙な尖閣に入る可能性もあるわけです。あるいはそれ以外も。その対応を海上保安庁任せじゃなくて県としてぜひ検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 休憩願います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時8分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君） 海保のほうと連携しながら、また検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 山川典二君。

○山川 典二君 時間がありませんが、残りの質問はまた次回にさせていただきたいと思えます。

ぜひ対応してください。非常に緊迫していますよ、八重山は、本当に。

よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 沖縄・自民党の西銘です。

きょうは一般質問をさせていただきますが、その前にリオ・オリンピック・パラリンピックが終了いたしました。日本人選手、それから県代表の選手、大変な活躍があったことを大変うれしく思います。あと同時に、忘れてはいけないのはその裏で支えてくれた家族やコーチやトレーナー、またスポーツの協会団体、それからJOC等の今回はすごいサポートがあったというふうに聞いております。

私も、そういった裏で日の当たらない方々への目配

りを忘れずに議員活動に邁進してまいりたいと思います。県の執行部におきましても、知事や部長を支える課長、班長、若い方々が向こうにもスタンバイしていますけれども、そういった方々にも私は敬意を表しながら質問してまいりたいと思います。

それでは、まず最初に順番をちょっと変えさせてください。

3番目、沖縄都市モノレール昇降機のふぐあいについて、これについてはもう何度も答弁がありましたので、事実関係、数字等を教えてください。

ア、発生費用と予算計上額、お願いします。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

今回昇降機が停止した県管理3駅の昇降機修繕に要する費用は、合計約550万円となっており、これらは当初予算で対応しております。また、今回の長期停止を受けて、県は補正予算で1億7000万円を計上し、保守点検で交換時期とされた全ての部品について、事前交換等予防保全に取り組む予定であります。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 けさの新聞で、ほぼ全部改修が済んだというふうに聞いております。その中で今後の契約関係ですけれども、モノ社のほうに一元化するというところで確認をされているようですが、その辺の予算執行等、今後のことについて支障がないかどうか確認させてください。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

平成14年度に締結した維持修繕に関する協定書及び細目協定に基づき、自由通路の維持修繕については、モノレール株式会社に管理業務を委託するというふうにしたところでございます。その後、自由通路の日常管理以外の修繕については、モノレール株式会社の負担が大きいと、この意向を踏まえて、平成22年度以降は国及び市において、今年度からは県においても道路管理者みずからが対応することとしたところであります。しかしながら、今年度、昇降機等の故障に伴う使用停止が集中的に発生し、道路管理者の対応では手続等に時間を要し、結果的に利用者の皆様に多大な御不便、御迷惑をおかけしたことから、モノレール株式会社と協議の上、故障した3駅の昇降機の修繕については、モノレール株式会社のほうで緊急的に対応するというところでお願いしたところでございます。

県としては、モノレール株式会社による維持修繕の裁量を拡大して故障等に迅速に対応できるよう、今現在、望ましい管理体制の構築に向けて、契約改定等の

手続を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今回、モノレール駅が15駅ある中で、県管理が9つ、国管理が3つ、那覇市の管理が3つというふうに伺っております。これから延伸する駅、県管理、国管理わかりませんが、同じような轍を踏まないようによろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ、今回のとまった6つの駅の中で県の管理が3つありましたけれども、部長は現地に足を運んでいますか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

現地で確認いたしました。また、実際車椅子を利用している方々等の御苦労というのも肌で感じております。緊急的な対応が必要だということで、これまで現場のほうにも指示してきたところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も実は全駅見てまいりました。この中でやっぱり一番苦労だと思うのが古島駅でした。まず階段が六十数段ある。それからエレベーターが反対側に覆った場合には、道路を渡るか高架橋の下、あそこを車椅子で移動するのはとても大変だと思います。我々健常者は階段でも行けますけれども、車椅子で移動される方々、弱者の方々への思いやりをぜひ忘れないでいただきたいと思います。

それともう一つ、いろんな場面で部長が謝罪している場面を私はテレビ、新聞等で拝見しましたが、県の三役からのおわびというメッセージはありましたでしょうか。ちょっと確認です。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

道路管理者である土木建築部として、モノレール株式会社と一緒にわびをしたところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私が申し上げたいことは、先ほど知事や部長を支える部下がいるように、逆に部長をフォローする副知事、知事が私はいると思っております。実は那覇市は、同じように代表質問で追及をしたら、市長はおわびをしたそうです。要は、県民に迷惑をかけた。また、利用者、観光客に迷惑をかけたことに対して、私は県知事、副知事が何とも思っていないとは思いませんけれども、その謝罪、そういった表明を部長にだけ任せることはいかなるものなのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。知事からは、定例記者会見の場で遺憾に思うということでの御発言はあったかと思います。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それでわかりました。

いずれにしても、今後同じようなことが起こらないように、ぜひお願いしたいと思います。

それから次の4点目、県内雇用の実態について、私も議員になって3カ月ですが、いろんな業界の方々と意見交換をする場を設けております。その中でどの業界でもやはり人が足りない、もう採用に苦労していると。本当に外国人の学生のパートを雇ったり、それも週28時間の制限があったり、いろんな苦勞をされている経営者を見てまいりました。

その中で(1)、外国人労働者の実態、学生を労働者と見るかは別ですが、技能習得等、実態について御質問します。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） お答えします。

沖縄労働局のまとめによりますと、平成27年10月末現在、沖縄県内の外国人労働者数は4898人となっております。在留資格別に見ると、教授等の専門的・技術分野は1110人、ワーキングホリデー及び外国人看護師・介護福祉士などの特定活動は111人、外国人技能実習生は258人、留学生の資格外活動は1875人、永住者や日本人と結婚した者等の身分に基づく在留資格は1458人となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 さきの新聞では、政府のほうも外国人労働者の受け入れを2国間協定で枠組みをして、いろんな形で検討を始めるということもありました。私のほうからは、ひとつこれ提案といいますか、やはり県内の企業を支える労働人口も雇用のミスマッチが既に始まっていると思うんですが、いろんな意味で労働力の確保というのは、これから大事なことになると思います。その中で、こういう例があるかどうか知りませんが、特区の創設であったり、またはある企業の社長からは、パートの週28時間の規制を緩和してくれないかと。これは国レベルでの改正になるかもしれませんが、そういったことも含めて、県の実態として労働者を確保するということは大変なことだと思いますので、この辺について県の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君） この間の日経新聞

の記事等は承知しておりますけれども、外国人労働者受け入れのための規制緩和を内容とする条例とか特区等の制定につきましては、国の動向や県内の雇用への影響等も踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ぜひ、これは単純な労働だけではなくて、外国人労働者、要は技術者含め、それからもうほかの世界でも看護師や歯科衛生技師等々、いろんな各界で人材が不足していることも聞いていますので、これは県の大きな課題としてぜひ取り組んでもらいたいと思います。

それでは、続いて地域の安全について、これは県警本部長にお聞きします。

(1)、子ども110番の家協定締結の実態について御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 子ども110番の家の実態についてお答えいたします。

沖縄県内における子ども110番の家は、本年9月20日現在で11の企業・団体と協定を締結しているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 個人の家で行っているところもあると聞いていますが、それについて補足をお願いしますでしょうか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 11の団体でございしますが、11の団体は全部団体でございします。

あとは……。ちょっとお待ちください。

休憩願います。休憩をお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 失礼いたしました。

おっしゃるとおりでございまして、個人もあるようでございます。子ども110番の家、県内全体で見ますと、先ほど11の企業・団体と申し上げましたけれども、全部でいいますと、県内では6395カ所の子ども110番の家がある、今実態でございします。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 続きまして(2)、交番の現状について。

ア、県内の交番の数、那覇市内の交番の数について御説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 県内の交番の数は、本年の9月1日現在で66となっております。うち那覇市内には21の交番が設置されているところでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 人口当たりの比較も、もしできていれば御回答をお願いしたいのですが。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 県内の全交番を見まして、人口負担は1交番当たり2万2046人でございます。

那覇市内につきましては、1つの交番当たり1万5395人となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 なぜこういう質問をするかといいますと、私もいろいろ地域を回ったりするときに交番にちょっと行こうと思うと、県警では無人交番という言葉は使わないらしいですが、交番に巡査の方がいないケースが多々あると。これについては、巡回したりいろんな理由があると思うんですが、その中で先ほどの子ども110番の家、地域の安全という意味では、小学生やまた女性の方が何かあったときに、こういう救援を求めるという制度は素晴らしいことだと私は思います。その中で、県警の方々の任務として通常の任務をしなければならない中で、実は高江にもちょっと触れるんですけども、本来やらなきゃならない業務が、そういった応援または違う業務のために人数を割かれてしまうということは、私は本末転倒だと思っておりまして、こういった子ども110番の家やその交番員のフォローのために、交番相談員、OBの方を活用する制度もあるやに聞いていますが、交番相談員の実態についてもお答えいただけますか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 交番相談員制度と申しますのは、警察官がパトロールなどの交番外での活動のため一時的に不在となる間、地域住民の地理案内や各種届け出等に対応するものであります。警察官OBを非常勤職員として採用しており、現在県内38カ所

の交番に40人の交番相談員を配置しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ありがとうございます。

やはり地域の安全というのは大変なことだと思います。特に沖縄においては、母子家庭や父子家庭、いろんな形で夜分遅くまで自宅に戻らない子供さんがいるとかいろんなことがありますので、こういった日々警察の御努力、交番員、交番相談員の制度であったり、それから子ども110番の家の制度であったり、またそれに協力してくださっている企業の方々にも御礼申し上げながら、とにかく日々、我々の生活の安全のために頑張っていただければと思います。

次の質問に行きます。

6番、公安委員の任命について公安委員長に伺います。

公安委員、これは議会の同意を得て知事が任命し、任期3年、再任は2回までというふうに聞いていますが、よろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

公安委員の任期は3年でございます。

以上でございます。

○西銘 啓史郎君 再任……

○総務部長（金城 武君） 任期は3年で1期して、更新できるというような形でございまして、人によりましていろいろと1期、2期、それぞれケースはございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 委員長は、委員が互選で決定するとありますが、それで間違いないですね。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（金城棟啓君） そのとおりであります。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 委員長は、公安委員でなければならないという理解でよろしいですね。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（金城棟啓君） そのとおりであります。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それでは質問します。

金城公安委員長、その前に委員としての任期、1期目はいつからいつまででしたか。お答えください。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（金城棟啓君） お答えいたします。

平成28年7月10日から平成28年7月22日までとなっております。

○西銘 啓史郎君 休憩です。

○議長（新里米吉君） ちょっと待ってください。  
休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

金城棟啓氏の公安委員会委員の任期は、1期目が平成25年7月23日から平成28年7月22日までとなっております。2期目が平成28年7月25日から平成31年7月24日までの3年間ということでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 委員長としての任期が先ほど平成28年7月10日から28年の――済みません、日にちが22ですか。委員長としては。

○議長（新里米吉君） 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長（金城棟啓君） 委員長としての任期ですけれども、28年7月10日から28年7月22日までであります。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 なぜそういう質問をするかといいますと、空白の2日間がございます。1期目の任期が7月22日に委員として任期が切れております。それで、委員長の任期は7月22日ですけれども、委員の2期目は7月25日。23、24は金城委員は公安委員ではなかった。でも委員長であり得るのでしょうか。質問します。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

まず、この空白期間は金城棟啓氏は公安委員会の委員ではございません。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 こういうケースは多々あるのでしょうか。ほかの委員会、例えば人事委員会、労働委員会ありますが、委員の任期が再任されながら空白ができるというケースは多々あるのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

公安委員会の例で申し上げますと、任期の空白があったのが過去に9回、これは全てが継続の方だけではないんですが、継続の方も含めて空白期間が9回ございます。

それから他の行政委員会でも、人事委員会におきしても、任期に空白があったのが同じく9回ございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これは再任されながら空白があるということですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 再任の場合もございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 たしか、さきの議会で7月21日が最終本会議で、委員の信任を我々議会で議決して、その後知事の任命というふうに私は理解しているんですけども、22日、1日金曜日があったと思うんですが、25日に任命した理由は何でしょうか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

1期目の任期の最終日が平成28年7月22日、これが金曜日で、週明けの7月25日月曜日でございましたので、この土日の分は空白期間となったというものでございます。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 県庁内の手続がおくれたということですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 特にそういう手続がおくれたということではございません。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 金城公安委員長が2日間委員長じゃなかったというこれ事実ですよ。公安委員ではないわけですから、2日間。委員長としては7月10日から、本当は切れ目なく委員長として互選で選ばれたわけです。それが、21日に議会で可決されて、なぜ継続で交付できなかったのか。私はこれ不思議なんですけれども、例えば、25日に交付するにしても、23日付とか、要は切れ目がないですというふうにしないと、何かあったときに公安委員長はいませんと。本人は公安委員長のつもりでいたのに、あれ辞令見たら25日ですと。こういうことが普通に自信を持って言われると、非常に不安なんですけれども。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 御指摘のとおり、定員が

3名でございますので、3人が望ましいということはあろうかと思えます。ただ、公安委員会のこの委員会運営規則の中で、会議の定足数がお二人でございますので、そういう意味ではお二人でも会議は開催可能だと。ただ、御指摘の部分がございまして、今後この行政委員会の運営に支障、影響が出ないように、今後適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 定足数がどうのこうのではなくて、私は行政の手続として、21日に議会が可決したわけですから、承認されたわけですから、22日金曜日があるわけです。持ち回りで決裁をとって、22日に23日付でもいいですよ。または25日に23日付の交付をすればいいと。要は切れ目がなかったですよということじゃないと、公安委員長は自分の知らないところで自分の任期が切れている。その間切れているわけです。これはやっぱり私はおかしいと思えます。おかしいと思う私がおかしいのか、おかしくないと思う総務部長がおかしいのかこれはわかりませんけれども、他府県の例も見ながら、要はそういう切れ目がないように継続しないと、何かあったときに公安委員長じゃありません。なぜならば、委員でありませんからということです。それをきっちり県の執行部としてはよろしくをお願いをしたいと思えます。

本来は、だから交付日を直すべきだと私は思っていますが、ちなみに公安委員長、交付日25でよろしいですか、委員としての。その辺どうでしょうか。そういう切れ目がないことが正しいと思うんですけども、今の答弁だとほかの委員会の委員でも9回とかあったと。だから別におかしいことではないですと私は聞こえるんですが、それが本当におかしいことじゃないのかどうかを、または訂正できるのかどうか。お願いします。確認します。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時36分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

今回の辞令で申しますと、再度発令ということはできないところでございますが、行政委員会のこういう手続におきましては、この委員会の運営に支障が出ないようにそういう適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今後そういうことがないように強く求めたいと思えます。

それと7番目、先ほど山川議員からもありました那覇市議会の状況について、本来この議場で議論することではないと思えますけれども、私も那覇市選出の議員の一人でもありますし、また、支援者の中からも那覇市の議会運営についていろんなお叱りも私も受けております。議員の一人として、いろんな意味で隣、那覇市議会の運営については気になります。特に、知事、安慶田副知事が前市長、議長という立場である以上、私も、例えば自分の母校が何かあったときに非常に気になりますし、不祥事があったら学校のことは気になりますし、ましてや浦崎副知事、野球部の先輩ですけれども、野球部が優勝すればうれしい。不祥事を起こせば悔しい。そういうことも含めて出身母体であるその那覇市についての思いはきっちりと持ってもらいたいと思えます。

それと、実は今回これも私調べたんですが、議会で紛糾している一つの中に、市長の発言が本会議議事録から削除されましたと。これを追及したところ、議会事務局のスタッフが私のミスで削除しましたという発言があったそうですが、これは議会事務局に確認しました。議会の発言を訂正する場合には、県議会であれば、会議規則第60条発言の取消し又は訂正で、「議会の許可を得て自己の発言の取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。」ということで、スタッフが勝手に削除することは100%ないと私は思っています。それを堂々と——堂々というかこれは言われていると私は思いたいんですが、要は誰も責任をとっていない。誰かの責任だと思うんですが、そういうことをお話として伝えておきます。以上です。

続いて、1番目の質問に戻りたいと思えます。

平成29年度振興予算、先ほど来いろんな数字の話がありました。復習の意味で確認します。

沖縄振興開発特別措置法、昭和47年に施行されて10年の期限つきで始まったその法律、第1次、第2次、第3次というところで、その目的は当初の目的としては本土との格差是正というふうになっております。それから、平成14年度からは沖縄振興特別措置法にかわり、それから改正され、主な目的としては、民間主導の自立型経済の構築ということで、この振興措置法予算が始まったと。今継続中というふうに理解しておりますが、昭和47年復帰当初から平成28年までの累積の予算額、おわかりでしたらお知らせください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時39分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

内閣府の資料によりますと、沖縄が本土に復帰した昭和47年から平成28年度までの内閣府沖縄担当部局の予算額は、累計で約11兆8000億円となっております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 復帰後四十数年、非常に大きな額が私は投下されていると思います。

大事なことは、先ほど説明の中でソフト・ハードの執行率の低さ、それについて執行率を上げたいという県の答弁がありました。私は、もちろん執行率を上げることも大事ですが、その予算が本当に沖縄の、今で言えば経済の自立に向けて活用されているのか、特にハード交付金に関しては県内の受注率がどれだけあるのか、県産品の使用率がどのくらいあるのか、それについても、あんまり時間がないのでこの場では求めませんけれども、必ずこの意識を行政の立場として、執行率を上げるだけではなく、地元の企業にどれだけ還元できるか、県産品を幾ら使うかそういったことも含めて、ぜひ意識をしてもらいたいと思います。

それと(2)のところで不用額の件ですけれども、これもちょっと余り時間がないので飛ばします。

2番に行きます。

スポーツ関連事業、J 1 スタジアムの取り組みについて、先ほど午前中の島袋県議の質問で、9月15日の新聞、安慶田副知事の発言がありました。先ほど、副知事はそういう発言はしていないというふうにおっしゃいました。我々自民党の会派で確認したところ、新聞社のほうは、確かにそういう話をしたということですが、確認します。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 正直申し上げまして、その時点ではまだ内閣府にもそういう話が行っていないものですから、私が財政局とそれを確かめる、それは財政局の意見を聞くということがあり得ないと私は思っておりますし、そういうことで、今私たちが県として内閣府とそういうふうに話を進めているというわけですから、そういう発言をしたということはありません。ですから、内閣府の話をしているならわかりますけれども、これを通り越して財務省ということは、まずその時点でそういう話が出てくることはありません。

ん。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ということは、副知事、この新聞の記者、當銘さん、池田さん、當山さん3人の名前が出ていますけれども、その方々はうそを書いているということですね。

○議長（新里米吉君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 私はどういう記事を書かれたかわかりませんが、先ほど見せていただきましたが、私はそういう話をしていませんし、また、そういうことで、その時点でそういう話ができる段階でもありませんので、その辺を御理解していただきたい。ですから、記事がうそかどうかというのは皆様方の御判断になると思います。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 もう言った言わないの議論は不毛な議論になるので、私は次の質問に行きます。しかし、これは徹底追及したいと思います。

それでは、Jリーグの沖縄県と那覇市の区分けですけれども、私は私なりに市から資料を取り寄せ、県から資料を取り寄せ、読ませてもらいました。午前中の答弁で、観光部長が答えていましたが、那覇市とまだ協議中だと私は理解しております。那覇市の総務部長も6月の段階でまだ県とは協議中というふうに答えています。要は、どこが主体的にやるかというのが決まらないのに、実は今回9月7日の決裁をとって、9月8日に公募を開始して9月23日に締め切りということで、非常にこの拙速感というか慌ただしい庁内決裁がされていると思いますが、部長に伺います。前回の基本構想のときの起案日、決裁日を教えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後5時44分休憩

午後5時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成24年度に県において基本構想を策定するに当たっての検討に関する事業、これに関しての予算執行伺いは、起案日が当年24年11月19日、決裁日が12月3日で行われました。公募開始の伺いは、12月3日に起案し同日で決裁を得ております。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それに比べ、今回は9月7日の起案、同日決裁、執行も8日、8日と非常に慌ただしい感じがします。

最後に1点だけ、今回収支予測、那覇市のほうでは

最悪1.5億赤字になると言っています。ただし、これはセルラーやほかのパークの維持費は含んでいませんということで、本当に赤字を抱えないで済むのか、そこを含めていろんな議論をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君） 20分間休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後6時7分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の末松文信でございます。

これより一般質問を行います。

何か席も大分あいているようですが、よろしくをお願いします。

まず初めに、1、沖縄県における基地問題の解決に向けて。

(1)、普天間飛行場代替施設建設に関する6月定例会議会、一般質問について。

去る16日の不作為の違法確認請求事件の判決との関係で、改めて伺います。

ア、前知事が承認した代替施設建設用地の埋め立てについて、その承認を取り消した根拠として、去る16日不作為の違法確認請求事件の判決では、前知事の承認は適法である。他方、知事が前知事の承認を取り消したのは違法と結論づけているが、6月議会の答弁との整合性と見解を求めます。

イ、橋本・モンデール会談から20年余りがたちました。その間、総理大臣が11人、県知事が4人、市長が4人、そして事務方の閣僚、官僚、そして議員の皆さん、何よりも移設先である辺野古の区民を初め、多くの関係者が普天間の危険性を除去するという大義のもと、この間積み重ねてきた努力と投下された莫大な経費等について、かつて辺野古移設を推進された知事の見解を伺いたい。

ウ、知事は、積み重ねてきた関係者の努力について、埋立承認取り消しにより、これまでの積み重ねが無駄になることと、違法な行政処分の効力を維持すべきか否かは、全く異なる問題だと答弁されているが、去る16日の判決では、県の違法状態が長引くことは好ましくないと指摘している。このことについて、知事の見解を求めます。

2、県土の均衡ある発展に向けて。

(1)、北部地域基幹病院の整備について。

北部地域の振興・発展には、定住環境の整備が最も重要であります。中でも健康福祉に係るニーズが高く、医療福祉施設の整備充実が喫緊の課題であります。

ア、県立宮古病院、八重山病院が整備され、いよいよ北部地域の医療施設の拡充整備に本格的に取り組まれていると思いますけれども、北部市町村会等からも強く要望されている基幹病院の整備について、その進捗状況を伺いたい。

(2)、北部地域における農林水産業の振興について。

県内の農畜産業の生産拠点がヤンバル地域に集中していることから、食肉加工施設が立地しております。このたび、農林水産部において、老朽化した県内の2食鳥施設を統合し、衛生管理、品質管理の高度化を目指した施設整備に取り組まれていることは、まことに時宜を得たものと思います。

ア、このたびの食鳥処理施設整備計画の経緯と事業概要及び進捗状況について伺います。

次に、質問は変わりますが、現在名護市の市街地にある農業大学校が、住環境への影響や実習場の拡張が難しく、移転を余儀なくされていると聞いております。

そこで、イ、名護市在の農業大学校の移設整備計画の進捗状況について伺います。

(3)、交通アクセスについて。

知事は、沖縄21世紀ビジョンの中で、離島を含む県内外の交通ネットワークの構築が持続的発展を図る上で不可欠であるとうたっております。去る9月15日、やんばる国立公園が誕生し、国頭3村を初めヤンバル地域そして県民は喜びとするところであります。近年、週末ともなると離島を含め、ヤンバルの自然を求めて、県内外から多くの観光客が訪れております。このように、ヤンバル地域のポテンシャルを生かすには、交通アクセスの早期整備が求められております。

ここで、ア、国道58号、許田から羽地方面に向けてでありますけれども、これは朝です。夕方は逆で、羽地から許田方面に向けて、特に週末、休日の交通量が多く渋滞がひどく、那覇空港への時間の予測ができず大変支障を来しているようであります。その渋滞の解消に向けた取り組みについて伺います。

イ、名護東道路の整備計画と今後の整備スケジュールについても伺います。

ウ、名護―那覇間の定時定速交通機関、いわゆる鉄軌道の整備計画について伺います。

エ、伊平屋空港及び伊是名・伊平屋架橋整備計画の進捗状況について伺います。

次に、先般、名護に観光クルーズ船が寄港するという報道があり、名護市や商工会、観光協会等、名護市民が大きな期待を寄せていたところでもありますけれども、その喜びもつかの間、寄港断念の報道に接し、大変残念に思っているところでもあります。しかしながら、名護湾は、年間を通して静穏度が高く、台風時の避難水域にも指定され、クルーズ船の寄港地としてはうってつけであります。また、ヤンバル地域の産業経済、教育文化の中心で、近年、名桜大学、国立高専、農業大学校、観光学校など教育施設を初め沖縄唯一のオリオンビール工場や琉球セメント工場、そして数々の大型量販店が立地しております。このように、観光クルーズ船の寄港地としてのポテンシャルが高い名護市であります。

そこで、オ、名護湾への観光クルーズ船の誘致と寄港に伴う受け入れ体制や施設整備の早期実現について伺います。

3、公共関与産業廃棄物最終処分場の整備について。

県内数カ所の候補地から、最終的に安和区民を初め名護市の御理解のもと、平成25年9月19日に基本合意書が交わされ、最終処分場の整備に着手されておりますけれども、その後の経過と進捗状況について伺います。

(1)、設置主体沖縄県環境整備センターの概要について。

(2)、進捗状況と安全性の確保について。

ア、整備計画を変更されたようでありますけれども、その経緯と安全性についてを伺います。

イ、当初計画の事業費と変更後の事業費を示してください。

ウ、計画の変更について、地元の説明を十分理解が得られているか伺います。

(3)、受け入れ地域の持続的発展に向けて。

ア、地域からの要望に基づいて、振興計画を策定していると思っておりますけれども、その内容を提示してください。

イ、振興事業は、ソフト事業、ハード事業に分けられると思っておりますけれども、それぞれの予算概要とスキームを御提示いただきたい。

ウ、事業執行には、地元との信頼関係が最も重要と考えますけれども、その秘策はどのように考えておりますか、伺います。

以上であります。

あとは再質問をさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 末松文信議員の御質問にお答えをいたします。

沖縄県における基地問題の解決についてに関する御質問の中の、県の違法状態という判決に対する見解についてお答えをいたします。

今回の判決では、違法状態が長く続くことは好ましくなく、県がみずからの違法状態を解消することが地方自治法の趣旨に沿うものとの判断が示されております。しかしながら、私は、国地方係争処理委員会の決定を受け、国との真摯な協議を行うことが問題解決につながると判断し、国に協議を求めたものであり、不作為が違法とされるいわれはありません。

瑕疵ある埋立承認処分を取り消し、適法性を回復させることこそ、県民への責任を果たすことになるものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長 謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 沖縄県における基地問題の解決についての御質問の中の、承認取り消しの根拠と判決との整合性についてお答えいたします。

公有水面埋立承認については、第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これを精査した結果、承認には公有水面埋立法第4条第1項第1号要件、第2号要件を充足していないなどの瑕疵があるものと判断し、適法性を回復するため取り消したものであります。

今回、福岡高等裁判所那覇支部の判決は、普天間飛行場の被害を除去するには埋め立てを行うしかないことや、埋め立てにより県全体の基地負担が軽減されることからすると、民意を考慮してもなお、承認処分が1号要件を欠くとは認められないとしております。しかし、普天間飛行場周辺の被害・負担の解決の必要性を理由として、埋立事業が必要であるとする場合には、論理の飛躍、欠如があり、恒久的な施設が新たに作り出されることは、基地の過重負担を将来にわたって固定化することになります。また、判決では、2号要件について、「承認時点では、十分な予測や対策を決定することが困難な場合は引き続き専門家の助言の下に対策を講じることも許されることからすると、承認処分が2号要件を欠くとは認められない」としてしております。しかし、このことは、環境影響評価法に基づく環境影響評価と、その結果を受けた環境保全

に関する公有水面埋立法の承認要件の解釈を誤ったものであります。

沖縄県としては、このような判決は到底受け入れられるものではなく、埋立承認の取り消しが法的に正当であるとの判断を最高裁判所に求めてまいります。

次に、これまでの努力等に対する所見についてお答えいたします。

これまで、普天間飛行場の危険性除去への取り組みにつき、多くの関係者がかかわってきたとしましても、瑕疵のある承認処分を放置することは、法律による行政の原理から許されないものであります。

公有水面埋立承認については、昨年7月の第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これらを精査した結果、承認に瑕疵があると判断し、適法性を回復するため取り消したものであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 砂川 靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川 靖君） それでは、県土の均衡ある発展についての御質問の中の、北部基幹病院の整備についてお答えします。

北部地域における基幹的病院の整備につきましては、平成28年度中に策定する地域医療構想の中で県の考え方を示す必要があると考えており、現在、同構想の素案を作成する中で検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君） 県土の均衡ある発展についての御質問の中の、食鳥処理施設整備計画の経緯と事業概要及び進捗状況についてお答えいたします。

県内では、年間約334万羽の食鳥が処理されていますが、その約99%を処理する2カ所の施設では、老朽化や移転等の課題があることから、新たな施設整備について検討してまいりました。現在、2施設を集約し、HACCP対応型の新しい食鳥処理施設を名護市に整備することを計画しております。

食鳥処理施設は、名護市を事業主体として、2カ年事業で整備する計画であります。平成28年9月補正予算では、今年度実施予定の設計費等、約12億8118万円の予算を計上しているところであります。新たな施設整備により、安全・安心な県産鶏肉の供給体制が確立されると考えております。

同じく県立農業大学校の移転整備の進捗状況につい

てお答えいたします。

県立農業大学校の整備については行財政的な側面を考慮し、全庁的な施策の中で推進する必要があることから移転先決定には、なおしばらく時間を要する状況となっております。そのため、移転先となる可能性の高い候補地を残し、市町村へも説明を行ってまいりました。

県としましては、本県農業の実践的教育機関にふさわしい環境整備を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、観光クルーズ船の受け入れについてお答えいたします。

漁港は一般的に漁船の使用を目的としているため、クルーズ船などの大型船に対応できる施設整備は行っておりません。そのため、名護漁港では航路、泊地、岸壁などの規格がクルーズ船などの大型船の受け入れが厳しい現状となっております。しかし、クルーズ船が沖待ちし、上陸用小舟を使用し乗客を受け入れることは可能であることから、漁業活動や周辺交通に支障が生じないように安全対策等について関係機関と調整を図り、クルーズ船の受け入れについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 宮城 理君登壇〕

○土木建築部長（宮城 理君） 県土の均衡ある発展についての御質問の中の、国道58号の許田一羽地間の渋滞解消についての御質問にお答えいたします。

国道58号の許田一羽地間については、国において、名護東道路の整備に伴う交通容量拡大による渋滞緩和を図っているところであります。また、イベント開催時には、国、県等で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、経路分散等、利用者にさまざまなルートを事前にお知らせすることなどにより、交通渋滞軽減策を講じているところであります。

同じく名護東道路の整備計画と今後のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

名護東道路は、国が整備を進める名護市伊差川から許田まで延長約8.4キロメートルの地域高規格道路であります。名護市伊差川から数久田までの6.8キロメートルについては、平成9年度に事業化しており、平成27年度末の進捗率は約45%とのことであり、平成24年3月には名護市伊佐川から世富慶の4.2キロメートルを暫定2車線で供用したところであり、幹線道路の渋滞緩和に寄与しております。なお、数久田から許田までの1.6キロメートルについては、沖縄

県北部地域の特性や課題等について調査を行っているとのことでもあります。

県としては、国に対して、事業区間の早期整備とともに、調査区間の早期事業化を要請しているところでもあります。

同じく伊平屋空港の整備についての御質問にお答えいたします。

伊平屋空港の整備については、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。平成23年5月の環境影響評価書に対する知事意見の中で、埋立回避の意見が出されたことから、滑走路長を800メートルとして基本設計を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところでもあります。

新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んでいるところでもあります。

同じく伊是名・伊平屋架橋整備計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

伊是名・伊平屋架橋については、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。この調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

県としては、伊是名・伊平屋両村からの要望等を受け、建設工事費の縮減等に向けた調査検討を進めているところでもあります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長 下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 県土の均衡ある発展についての御質問の中の、鉄軌道の整備計画についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョンで示された沖縄の将来の姿の実現や陸上交通の現状の課題解決の観点から、県土の均衡ある発展、交通渋滞緩和、移動利便性の向上等を図ることを目的に、構想段階としての鉄軌道の計画案づくりに取り組んでいるところでもあります。同計画案づくりにおいては、おおむねのルート等概略的な検討を行うこととしており、5つのステップで段階的に検討を進めているところでもあります。現在は、複数のルート案について比較評価を行うステップ4の段階に入っており、今後、各ルート案について、評価項目に基づき客観的評価を行い、よりよい案を選

定していくこととしております。

なお、構想段階終了後は、具体的な駅位置やルート等が盛り込まれる整備計画の策定等を行う計画段階へ移行することになることから、去る8月には、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設等、事業化に向けた取り組みの早期着手について、国に要請したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 県土の均衡ある発展についての御質問の中の、名護湾へのクルーズ船誘致と受け入れ体制についてお答えいたします。

県では、近年急増するクルーズ船寄港に対応し、さらなる寄港の増加を促進するには、那覇港以外の県内各地への寄港地の分散化が重要と考えております。

名護漁港へのクルーズ船の寄港誘致については、同漁港を管理している関係部局等での受け入れの対応状況を踏まえつつ、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長 大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 公共関与産業廃棄物最終処分場の整備についての御質問の中の、沖縄県環境整備センター株式会社の概要についてお答えします。

県は、名護市安和区に公共関与による産業廃棄物最終処分場を建設し、産業廃棄物、一般廃棄物及び災害廃棄物を処理することを目的に、設立主体である沖縄県環境整備センター株式会社を平成25年3月に設立しました。同社は、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県建設業協会、沖縄県産業廃棄物協会などからの出資を受け、平成28年9月現在の資本金は6億7600万円となっております。また、役員構成は、取締役5名、監査役1名、従業員は県からの出向2名を含む計3名となっております。

同じく最終処分場整備計画変更経緯や事業費並びに地元への説明についてお答えします。3の(2)のAから3の(2)のウまでは関連しますので、恐縮ではございますが一括して答弁をします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に当たっては、近年の産業廃棄物に関するリサイクルの推進などにより、最終処分量が当初計画と比較して減少する見込みとなったことから、平成26年度に埋立容量を15万立方メートルから9万立方メートルに修正しております。また、当初計画では約30億円ほどと

見込まれていた事業費が、平成26年度に実施した基本設計で大幅に増加したため、埋立区画の形状や屋根の部材の見直し、施設管理棟と水処理棟を一体化するなどにより、当初計画の30億円程度まで圧縮を行っております。現在、実施計画を行っているところですが、廃棄物処理法の構造基準を満たすとともに、安全性を優先させる観点から、漏水感知システムを組み込むなど、地元の要望を踏まえた上で設計を進めているところであります。

なお、これまで基本設計の変更について地元の説明を行ってきていますが、引き続き丁寧に説明を行い、地元の理解を得て事業を進めたいと考えております。

同じく地元からの要望の内容と予算、また、信頼関係の構築についてお答えします。3の(3)アから3の(3)ウまでは関連しますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

公共関与による最終処分場の整備に関して地元安和区から、安和区部間の集会場の建設、国道交差点への信号の設置、バス停待合所の設置等のハード事業や、バス路線の変更、インターネット回線整備等のソフト事業等20件の要望が提出されております。これらのうち、地元安和区と協議の上、今年度から集会場の建設に着手することとしており、その費用として約1億円を見込んでおります。その他の要望事項についても、地元の意向を踏まえ、振興策を実施することにより信頼関係を構築していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後6時36分休憩

午後6時38分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

末松文信君。

○末松 文信君 知事、これまでの答弁を拝聴いたしますと、私は、基地問題の解決にはほど遠いんじゃないかというふうに感じております。

普天間返還の日は、いつごろになりますか。知事の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 普天間の返還はいつごろになるかということですが、今、現時点で国のほうとも裁判所において争っているところですが、そういったものを踏まえてしか見きわめることはできないのではないかと考えています。現時点で、いつごろになるかというのは私どものほうとしても想定してございません。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 ここで知事にちょっとお尋ねしたいんですが、知事は、就任してからこの間、辺野古のキャンプ・シュワブ基地の滑走路建設予定地を視察したことがありますか。また、辺野古区民と膝を交えて意見交換をしたことがありますか。あったとすれば、どのような方々とお会いしたのか、何回やったのか、どのような意見があったのか、伺います。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 末松議員の御質問にお答えいたします。

キャンプ・シュワブの現場には、何回か行きましたけれども、3区の住民とは話したことはございません。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 しかし、これだけの問題、20年間も地元はこの件に向き合ってきているわけです。そのウムイについて後に触れますけれども、知事は余にも軽く見ているんじゃないですか。この間、地元の人がどれだけ御苦労して、このことと向き合ってきたか、どう思いますか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 末松議員の御質問にお答えいたします。

私も御承知のとおり、稲嶺さんの第1期目の知事選挙、いろんな形でかかりました。それから以降、稲嶺県政の中でこの普天間基地の移設問題について、私自身その時々で立場で御一緒してきたわけでありまして。ですから、今、末松議員のそういった普天間基地あるいはシュワブとのかかわりについて、どのようにやってきましたかと言うんですが、私もその間いろんな立場がございましたので、その立場を持ちつつ、全力でそういった問題の解決にやってきたわけでありまして。

ですから、概略、後でまた質問がありましたら詳しく答えますけれども、概略でいいますと稲嶺さんの1期、2期、そして仲井眞さんの1期、2期、これも全部御一緒して政策の話もし、そしてその実効性を含め、この県議会でもいろいろございましたし、いろいろそういった方策でやってきたかかわりはございます。あとどれだけかかわったかと言われると、御質問を聞いてからにするしかありません。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 その件についてはまた後で触れたいまして、先に承認取り消しの根拠について伺いたしたいと思います。

これまで、公室長にいろいろお答えしていただいて

おりますけれども、第三者委員会の検証結果報告を精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるものと認められたので取り消したと、こういう答弁ですけれども、一体これは誰が精査したんですか。誰が精査したの、報告書は。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 第三者委員会の検証結果につきましては、県庁内で、そのときには土木建築部それから環境部、あと農林水産部等もかかわったと思いますが、そういった方々が1号要件、2号要件について、それぞれ担当する方々が精査をしたということでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 これ精査した人たちは、前回の知事の承認のときの担当者ではないですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後6時43分休憩

午後6時44分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 念のため確認させていただきましたが、承認をしたときの職員と、精査したときの職員は、別の職員で対応したということでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 同じ行政庁の中で職員が変われば、結論も変わるの。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 承認をした際に、それについて第三者委員会が検証を行ったわけです。その第三者委員会の検証結果も踏まえて、それぞれについて指摘事項等が第三者委員会から細かくございましたので、それについてこれらを含めて精査を行ったということでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 普通だと一旦認可した案件について、その専門家委員会が検証した結果、提出したにしても、これ精査するに当たっては反論すべきじゃないの。これまでやってきたことについての業務の何というんですか、それぞれ職員がやった成果については、どう評価するんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えします。

第三者委員会の検証の際には、当時の承認にかかわった職員についてヒアリングといいたししょうか、その過程等について調査を行っております。そういった

調査結果も踏まえて、第三者委員会は検証結果として取りまとめたということでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 普通はあり得ない話だよね、同じ行政庁の中で。これは平行線のようなから次に行きますけれども。

ところで、聞きますけれども、那覇空港平行滑走路の埋立承認についても第三者委員会の検証をやったんですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後6時46分休憩

午後6時47分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 那覇空港の沖合展開については、第三者委員会は開いておりません。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 何で同じ空港の埋立事業でありながら、片一方だけやるのはこれは片手落ちじゃないの。もう一回答えてください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後6時48分休憩

午後6時49分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） 個々の埋立事業について事業目的や埋め立ての規模、埋め立ての利用計画、事業特性といったものが違うと、そういうことで今回の那覇空港については第三者委員会は開かれなかったものと理解しております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 事業目的が違うから第三者委員会は要らないと。同じ空港事業じゃないですか。同じ滑走路をつくる事業でしょう。あなた方が言っている、その瑕疵があったとする1項、2項とかいうことがありますけれども、このことについて那覇空港はどうなっているの。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時54分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城 理君） お答えいたします。

個々の埋立事業は、それぞれ事業目的や埋め立ての規模、埋立地の利用計画などの事業の特性が異なり、また事業を行う場所、地域の自然環境や生活環境など

の地域特性というものも異なっております。具体的には、事業特性については、普天間飛行場代替施設建設事業が米軍基地を新設するものであるのに対して、那覇空港滑走路増設事業は、既存空港の滑走路を増設するものとなっております。また、地域特性については、主に普天間飛行場代替施設建設事業の場合、埋立予定地の指定区域の全てが評価ランクⅠの自然環境の厳正な保護を図る区域であるのに対して、那覇空港滑走路増設事業の場合は、大嶺崎より北側のみが自然環境の厳正な保護を図る区域で、その他は評価ランクⅢの自然環境の保全を図る区域というふうになっております。このようなところが大きく異なっているものだと考えております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 この答弁は前も聞きました。私が聞いているのはそうじゃなくて、何でもこういう片手落ちなことをやるのと言っているんです。皆さんがこれ今やらなかったというわけですから、知事は当初からこの辺野古移設を反対してつくらせないと、これを取り消すという公約も掲げて出てきていますよね。知事は、これを取り消すために瑕疵を拾ったんじゃないですか、恣意的に拾わせたんじゃないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 知事が瑕疵を拾わせたのではないですかという御質問ですが、第三者委員会に委ねた際には、知事のほうから指示をすとかというようなことではなくして、委員会の中でそれぞれその論点を生かし合い、そして必要と思われる当時の担当者などから話を聞いて、検証結果として、県に報告をしたということでございます。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 いや、それだけの見識のある人たちが、何でも那覇空港の滑走路についての言及はなかったのか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） それにつきましては、先ほど土木建築部長のほうから答弁ありましたように、那覇空港と普天間飛行場の代替移設の候補地とは、場所的にもそれから自然環境的にも異なるというようなことが背景にあったというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 今の話は理由にならぬと思うよ。那覇空港の滑走路は、今現在運用しているのは、自衛隊と国交省ですよ、その増設です。辺野古は、キャン

プ・シュワブの中の海兵隊が運用しているところの増設です。何が変わるんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 那覇空港の場合、今現在空港として機能しているわけです。シュワブのほうは、空港としての機能がない、そこを埋め立てて新たな空港滑走路をつくるということで、基本的に異なっているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 末松議員、休憩しますか。

○末松 文信君 ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後6時59分休憩

午後6時59分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

末松文信君。

○末松 文信君 知事、この経緯については、ごらんになってこれ質問しようと思ったけど時間がありませんので、また次の機会にやります。

これまで知事が政府や関係機関を批判する言動は、先ほどうちの議員からもありましたけれども、尋常ではないかと、私もそう思っています。差別であったり、侮辱であったり、屈辱であったり、上から目線、ウシェーティーナランドーなどという、こういう言動というのは私はよくないと思うんですね。（「県民の思いよ」と呼ぶ者あり） いや、今の若い人たちは、そういうことじゃなくて、スポーツ界にしろ芸能界にしろ、いろんな場所で一線で活躍している皆さんは、こういったことをばねにして強くなっているんですよ。知事がおっしゃる、政府に対するこういう批判の言動というのは、僕は非常に失礼だなというふうに思っておりますけれども、それと同時に、知事のそういった言動に呼応してかどうかわかりませんよ——先日新聞記事を見ますと、判決に対して裁判所の良心の限界だ、たかが高裁の那覇支部長が云々とあります。これはゆゆしき問題ですよ。新聞記者が司法に対してそういう言動をするというのは、知事どう思われますか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 末松議員とは、今いろいろ御質問を聞いても大分感覚も政治の考え方も違うなというように感じを今持ちながら聞いておりました。飛行場も那覇空港とあそこ何が違うんですか、飛行場じゃないですかというんですが、そんなことで飛行場をつくらせてくれるんだったら、米軍基地は全国でつくってくれますよ。違う飛行場なんですよ、趣旨が。いわゆる……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 静粛に。

○知事（翁長雄志君） この那覇空港は……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛に。

○知事（翁長雄志君） アジアの経済政略構想の一環で、沖縄経済の発展のためにつくっていくわけで、多くの県民の賛成があるんです。経済界も賛成、全部が賛成です。こっちは多くの人が反対しているんです。

私がそういったものを表現するときに、今言った一つ一つの言葉、そういった言葉の中で県民を私が先導するとかという問題ではありません。県民は、戦後70年の心の中に気持ちを込めながら大きな国との闘いの中で、ほとんど力の及ばない状況の中での選択というものをある意味で自己決定のないようなものをしてやってきたわけです。それをある意味では私が一つ一つ申し上げている中に、いわゆる一連の選挙ではこの私たちの思いが当選をさせてきたと。そういったことを考えますと、いわゆる県民の思いがそういうことになっているのであって、私がミスリードをして、県民を引っ張っていくような、県民をちょっと下に見るようなそんなことじゃいかぬと思いますよ。私は、県民というような思いを戦後の歴史も思いながら、私も皆様方と同じ立場にいたものが真ん中に寄ってきてやってきているわけです。それが、今沖縄の新しい政治を変えていこうということなんです。自由民主党も二階さんとか小池さんとか、みんな政党変わったりしながら……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 静粛に。

○知事（翁長雄志君） 政治を変えていっているでしょう。（発言する者あり） そういったようなことも踏まえて、沖縄の政治も大きく変わっていかなければ私はいかぬということで、私の考え方でさせてもらっております。その意味では、末松さんとは大分違うなというふうに思っています。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 末松文信君。（発言する者あり）

○末松 文信君 いや……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛にしてください。（発言する者多し）

○末松 文信君 ちょっと休憩、休憩……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 末松議員の話が聞こえなくなります、静粛に。

○末松 文信君 時間ない、時間。（発言する者多し）

知事、今議論してきたのは、埋立承認を取り消した

ことについて議論してきたんです。これは、軍用の滑走路であろうと、民間の滑走路であろうと、滑走路には変わりはない。埋め立てすることによってそれがどっちだからといって変わるんだから、これやっぱり恣意的にやったんじゃないですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） その意味で末松議員のこの経歴、こういうものはやっぱり大切になると思うんです。私は、岸本市長ともたくさん話をしました。大変、いろんな思いを込めて辺野古沖オーケーしたんです。これよく御存じですよ。稲嶺知事もそうなんです。15年というものに行き着くまでに、どれだけつくってはもらいたくないと思いながらも、どうにもならない苦渋の選択というのはそういうもので、そういう形でやっているわけであります。こういったような形で流れが来て、そして一番最近の出来事——中間は削除しますけれども、私も仲井眞さんの2期目のときには御一緒に県外移設で頑張ろうねと手に手を取り合って選対本部長を引き受けてやったんです。そういった中で、残念ながらあのような形で承認をしてしまったという、この経歴まで話をしないと、今という承認の問題は、これは違います。ですから、いろいろないきさつの中でそういうことがあったという話がありますが、まず、一番最初の稲嶺さんと岸本さんが話したものが小渕内閣で閣議決定されて、小泉内閣で閣議決定が破棄されて、こういったようなものの中で動いてきている中での整合性みたいなものも、これを見ていかないと、この問題は沖縄県民のいわゆる気持ちとか心とか、そういうものには末松さんの話は響かない。これは、やはり私たちとは考え方が違うなというふうに思いますが、私は県民はそれをよく理解していると思うんです、そのいきさつを。そういう意味で、今自信を持って今の私の公約というものを県政の中で頑張っているところであります。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君） 末松文信君。（発言する者多し）

○末松 文信君 静かにしてください。

○議長（新里米吉君） 今、質疑がありますので質疑と関係のない議員は静かにしてください。（発言する者あり）

○末松 文信君 それでは、次にですね……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 質問や答弁の妨害になっていきます。

○末松 文信君 知事は、その公有水面埋立法に逸脱しているという話ですけども、知事の話はもう法律

とは別になっているんですよね。関係ないわけ。今おっしゃるのは、そういうことをおっしゃっているんですよ。

そこで、時間もないから、最後に申し上げたいことをやっておきたいと思います。

際限なく組織活動をすることによって、移設作業がどんどんおこなわれていきます。実質的には、普天間飛行場が固定化する結果となります。このことは、知事も心配していると思いますけれども、知事はいろいろ複雑な思いがあるとは思いますが、このことを早目に解決をしないと、いつ飛行機が落ちるかわからぬ、大惨事が起きるかわからぬ、その大惨事になったときにお互い責任を問われるわけです。そのことについて、最後に知事の所見を伺いたいと思います。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。（発言する者あり）

静粛に願います。

質問者じゃありませんので、静粛にしてください。（発言する者あり）

大きな声で妨害になっています。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） やはり、経緯というものが必要になりますけれども、それは省略しても、普天間飛行場、百田さんあたりが誰もいないところに基地をつくって、そしてその周辺に住んでいる人たちがそこで発展したんだと、基地で宜野湾市民は経済発展をしてきたんだというような話もされましたけれども、あれは当然のことながら収容所に入っている間に、役所があり、郵便局があり、学校があるものがつくられてしまったわけですから、そういったような普天間飛行場というものはある意味で私から言うと、県民から差し出した基地じゃないというようなものを持っているわけです。ですから、それを老朽化したからというように危険になったからということで、今言うように大浦湾を埋めて、私たちからしたら新しい辺野古基地をつくるという、そこには人口半分の名護市民も住んでいるわけです。いろんな北部の、これから国立公園、自然遺産登録、経済的な問題もみんな絡んできます。こういったこと等を総合的に考えて県民が今判断しております。確かに、普天間で落ちた場合には、当然のことながら大変な話になりますし、しかし辺野古といえども、嘉手納といえども、そういう意味からしたらその危険性は持っているわけです。そういう中で沖縄が新しい、今老朽化したから危険になったからまたここに機能強化をして、つくられていくというような

ことについては、やっぱり県民の思いはすごくあると思うんです。この思いというようなものが、これまでのいろんな選挙で判断をされてきたと思うんです。だからこういうようなものの中から物事を私たちは地方自治というようなものは、あるいは地方自治法の改正のときに、自己決定権という言葉も国のほうで使っているんです、地方自治の自己決定権というのは。そういったこと等も踏まえて、この問題に取り組んでいかないといつまでもこんなふうにはけんかしたら、あっちとうまくいかないんじゃないとか、こんなふうな話をした沖縄の歴史が多い、長いと思うんです。しかし70年間こういう状況が続いてきて、これから以降もそういった状況が続くようなものが見えるものの中で、私たちは、あの3年前の全県民が心をついて要請行動をしたものでまとまって頑張ろうということをやってきたわけです。それを政治的に体现しようとしているわけですから、今おっしゃるようなことも含めて、私たちはそこにつくらせないというようなことがある意味でより多くの県民の皆さん方の思いに応える、心のひだに応えるということになろうかというふうに思っています。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

○末松 文信君 時間もないので、また次の機会にやりたいと思いますけれども、今こうしている間も普天間の危険性は継続しているわけです。知事、そのことは念頭に置いて、早目に解決を図っていただきたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。（発言する者あり）

質問が始まりますから、静粛に願います。

花城大輔君。

○花城 大輔君 沖縄・自民党の花城大輔です。

知事、体調が悪いようですが、最後ですからよろしく願いいたします。

去る6月定例会の中で、我が党の翁長議員からワシントン事務所の業務実態についての質疑がありました。あしたは多分お答えになるかと思いますが、私のほうから、今回のその予算に基づいてその成果について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

ワシントン事務所の活動事業費の総予算は、大きく分けると2つですね、旅費と委託料であります。この旅費520万円、どのような感じで使われるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後7時13分休憩

午後7時14分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

旅費ですが、米国駐在員の米国内での出張ですとか、それからワシントン駐在の活動状況等について、また沖縄県に戻ったりしますので、そういったための旅費となっております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の答弁では大きいか少ないかはわからないんですが、ビザの関係なのかという気もしますけれども、本筋ではないので、次の質問に行きたいと思います。

旅費を除く全てがワシントンコア社への委託料となっています。この状態を見ると全て丸投げのような感じがしますが、又吉清義議員の代表質問には、適正に執行しているという答弁でありました。

この内容がどのように適正に執行されているのか、説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 議員御指摘のように、委託料をコンサルトのほうにお支払いしています。その内訳でございますけれども、現地におきます事務所の家賃、電話代、備品購入、消耗品などの経費、それも委託料で計上させていただいています。

さらに、ワシントンとか米国内部で地域、ワシントンの実情に詳しい委託事業者が有するノウハウやネットワークを活用して、駐在活動を円滑に行うための体制を構築するために、その委託している業者が活動するための経費というのもその中に入っているということでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今答弁いただいたことは、この表の中に書かれているんですよ。（資料を掲示）なので、これが丸投げなんじゃないかということであったんですけども、次の質問に行きたいと思います。

この7369万円の事業活動費に合わせて、平安山所長の所得と手当が2000万円近くというふうにも聞いております。もう1人の職員を加えると1億円を超えるわけでありまして、これだけの費用をかけてこのワシントン事務所を設置したこと、これに対しての成果をお尋ねしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

ワシントン事務所、知事訪米の対応ですとか、基地

問題に対する情報収集、沖縄の状況などの情報発信をしておりますけれども、27年12月からは、外国代理人登録法（FARA）に基づく登録をしてからは、駐在員は米国外の政府の代理として米国の政府要人ですとか、連邦議員等に対する米国の政策に影響を与える活動が可能となっております。こういった活動を継続的に行ってきました結果、米国側においても沖縄の情報を正確に受けていただいて、理解が深まりつつあるものと考えております。

事例を申し上げますと、昨年5月の知事訪米の際には、国務省とか国防総省、連邦議会議員等々と面談しましたけれども、そのときには、なかなか沖縄の実情が正確に伝わらず、形式的な回答しかいただけなかったというのがあるわけですが、ことし5月、知事訪米の際には12名の連邦議会議員ですとか、モンデール元副大統領と面談、また沖縄に精通する8名の有識者との会議を開催しましたところ、この辺野古移設問題ですとかこの裁判、和解等によって工事が中止している、そういった状況も説明をしましたところ、一定の理解を得られたということで、そういった意味でワシントン駐在を設置したことによる効果があらわれてきているものというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 昨年5月は理解が得られなかったものが、ことし5月には一定の理解が得られて、それがワシントン事務所の成果だというふうにお話されています。その他にもロビー活動が云々とかこれまでの質疑応答の中でいろいろありましたけれども、そもそもこのような丸投げをしている中で、現地に駐在員がいる必要があるんでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 丸投げといいましても、そういった先ほども答弁いたしましたような形で、事務所内部での運営とか、あと彼らの持っているノウハウを活用いたしますが、実際に沖縄の現地の声を反映するのはその駐在員の方々でございます。そういった方々がいらっしゃる中で、またそういった駐在員に対する評価も大変高まっておりますし、また、米国側のほうからも実際に沖縄が駐在員を配置して、この沖縄の実情を説明するという体制をつくったことに対して、沖縄県の熱意が十分伝わるといような話も伺っているところでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今公室長がお話しになったのは、この米国政策調査の件だというふうに思っております。このような形で見ると、これはワシントンコア社が

やっているんじゃないんですか。沖縄から派遣された駐在員がやっているのではないんじゃないですか。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後7時20分休憩

午後7時20分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今、議員がお示しの部分は政策調査ということで、確かにワシントンコア社にやっていただいています。が、この主なものとしてはやっぱり連邦議員とのセッティングとか、そういったものも委託の中身には入ってございます。また、ヒアリングも実際この方々の人脈等を通してセッティングしていただいたりしてやっているということですから、全てがこのコア社が行っているということではございません。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私には、ワシントンコアが契約した実績をこのワシントン事務所の駐在員の成果にすりかえているようにしか聞こえないわけであります。特に、この2300万円の内訳の1244万円、専門家を起用するための人件費とかいろいろありますけれども、この辺についても非常に不透明だというふうに感じております。

また、弁護士に対する相談料も何に使われているか非常に気になるところでありますので、この1244万円については結構ですから、弁護士への相談料676万円、何に使われているのか説明をお願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

弁護士への相談内容だというふうに理解いたしますけれども、ワシントン駐在員の活動について、FARA登録ですとか、移民法などの専門分野の相談をする必要があるものですから、弁護士を雇っている経費としてその予算が計上されているということでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の説明を聞くと、ビザ取得のための相談で雇っているんじゃないかというふうにも考えられるわけです。これはまたあした明らかにしていただきたいというふうに思っております。やはり家賃も1000万円超えて、これまでの答弁では大した成果が見られないというふうに私は思っておりますけれども、これで本当に県民に対して説明ができるのかどうか、お願いします。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほどモンデール副大統領との面談等をやりましたけれども、ワシントン駐在所ができて、駐在員の方々は精力的に動いていたしまして、これまでのアメリカ連邦議員への働きかけの人数を紹介させていただきますが、米国連邦議会関係者108名、国務省関係者40名、国防総省関係者7名、それからNSC（国家安全保障会議）関係者2名、副大統領1名、シンクタンクの有識者33名ということで、述べ191名の方々と実際駐在員の方々は意見交換を行って、知事の考え方とか沖縄の正確な情報を説明し、理解と協力を求めているということでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 本来、191名の方と会えたかどうかではなく、そのことによって何が得られたかが成果であるというふうに思っております。

また、本日報道の新聞の中で、平安山所長から昨年知事に相談があり、このままでは事務所の運営ができないというふうにコメントがあったと聞いております。これは事実でしょうか。実際、ビザの取得に関して業務に支障を来しているのでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 私も、けさその新聞を見ましたけれども、昨年末というのがまず違ってございます。1月、年明けでございます。

そういった中で、知事とかそれから副知事にもいろいろ報告していただいておりますけれども、ビザのどのようなものというよりも、FARA取得によっていろいろこういうふうになっていきますとか、そういったことを報告したというふうに聞いてございます。

ですから、この新聞報道がどういう経緯で出たかわかりませんが、そういう見出しにあるようなことは承知してございません。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 平安山所長から、もう事務所の運営が無理だというふうに話されたということは事実なんですか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 少なくとも今回、1月の時点で知事に面談した際にはそういった話はいないと承知しています。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 先ほど、これで県民に説明ができるんですかというふうなことも言いましたけれども、昨年から我が会派の議員からたくさんこのワシントン事務所については質問がなされています。我々として

は、明確な回答を得て納得をしているというような状態ではないわけでありです。このまま決算ということになりますと、我々沖縄県議会が県に対して何らチェック機能を持たない烏合の衆だというふうに認めたことになるのではないかと、私は考えております。なので、今後平安山所長を召還して直接質問する機会を得たいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 我々も議会、それから委員会等で御質問があれば丁寧に説明させていただいていると思っておりますし、また必要な資料等も差し上げていますので、それで事足りるのではないかとこのように考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 公室長、そうはなっていないと思います。例えば、平安山所長の所得の件も何回も何回も委員会でも、この本会議の中でも質問がありました。そのたびにいろんな理由を並べて答えないわけです。そして、明るみになった部分については、追加で説明を加えていく。このような姿勢では、我々は何のために一般質問で質問しているのかもわからなくなってきます。これについてはしっかりと、私がさっき求めた平安山所長の召還、これについてコメントしてください。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 本人の所得につきましては、個人情報ということで開示をすることはできませんでしたが、それ以外の必要な級とか、そういった特別手当のお話については、我々としては全て出しているつもりでございます。

仮に、当人をお呼びしたとしても、本人は個人の情報ということでお答えしないのではないかとこのようにも考えてございますし、召還の必要性はないのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 成果も含めて、きょうの質問で得た答弁の中でも私はまだまだ足りないというふうに思っています。本人呼んでも無駄ですよと今おっしゃいましたけれども、ぜひ呼んでください。これは引き続き求めます。

続いて、次の質問に行きたいと思います。

一括交付金について、知事の答弁では、ちょっとこれは僕がメモとったものなので正確なものかはわかりませんが、厳しい現状の中で3000億以上確保できたことは一定の評価をしたい、多分そのようなコ

メントだったというふうに思っています。これは裏を返せば、もっと減額されるのではないかとこの不安の中で、これぐらいで済んでよかったというほっとした気分もあるのではないかと考えています。私は知事としては、昨年以上の金額を確保することが最低限の責任ではなかったかなというふうに思っておりますけれども、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えをいたします。

平成29年度の概算要求額、3210億円で確かに御指摘のとおり、今年度の当初予算額を下回る水準でございますが、厳しい財政状況の中で、やはり3000億円台が確保されたと。それと直接概算要求ではございませんが、本年度の補正予算案においてこれも前年度を上回る176億円、これが沖縄振興予算として計上されておりまして、概算要求と合わせて3300億円台の規模が確保されたところもございます。そういう意味で、一定のそういう評価をしているというところでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 全体としては、3350億円が3210億円、対前年比で見ると96%になります。しかしながら、一括交付金で見ると、1613億円が1338億円というふうに83%になるわけです。これについてもよくやったと思っておりますか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） ちょっと確認させてください、最後のところ。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後7時30分休憩

午後7時30分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城 武君） 平成29年度概算要求において、県の自主的な選択に基づく事業を実施しますこの一括交付金、これが減額されたことについては残念に思っております。県としては、やはりこの執行率、これまで県としても一応課題として認識はして、かなり改善に取り組んできたところでございます。そういう中で、執行率、繰越率、これも年々改善している中で、繰り越しと不用額を理由としてやはり概算要求を減額するということには、県としてはやはり疑問があります。また、内閣府からいろいろと算定の説明も受けておりますが、その妥当性についても県としてはやはり疑義があるということで考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 減額されたことに納得できないとか疑義があるとか、そんなことじゃないと思うんです。予算が獲得できなかったんです、2つの理由から。それを国のせいにされては困ると私は思っているんです。特にこのソフト交付金について、前年806億円から668億円まで減額されています。これを現在のとおり、市町村枠を5対3という割合でやったときにかなり減額されるわけです。前年度320億円から今年度予測で259億円、61億円も減らされるということになります。

代表質問の答弁では、沖縄振興会議で決定されますということと、県も市町村も一定の影響があるというふうにコメントされています。これ、減らすということですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） お答えいたします。

ソフト交付金の県と市町村の配分につきましては、5対3というこれまでの考え方がございます。それを踏まえて、今後、知事と市町村で構成します沖縄振興会議において決定される予定になっているというところでございます。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この制度が始まって初めての減額になるわけです。これまでずっと頑張ってきた市町村も、今県がどのような対応をするのか、ひょっとしたら冷や冷やしているのかもしれない。

それで、私は今回このたびの予算が確保できなかったことを知事が真剣に自分の責任と認めて、最低でも市町村分は確保するという方針を伝えるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 先ほども答弁いたしましたが、減額されたということですから、やはりこれは県として執行率、繰越率これが改善してきている中で、繰り越し、不用、そういう理由で減額するということは通常はやはりなかなか納得しがたいというところでございます。

配分につきましては、やはりこれまでの基本的な考え方であります5対3、それを踏まえて、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、振興会議の中で決定していくということになろうかと思います。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の答弁では、国が悪いから5対3はやむを得ないということであろうかと思いますけれども、市町村はそれじゃたまらないと思います。来年

の2月がたしか次の振興会議だったと思っていますけれども、その2月までこの状態は引っ張れないです。どうやって事業を組み立てるんですか。最低でも年内には県の方針を私は伝えるべきだと思いますけれども、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君） 総務部長。

○総務部長（金城 武君） 現時点では、概算要求という段階でございまして、最終的な国の予算の決定、年末にまたそういうはっきりした決定がなされますので、それを踏まえて今後いろんな形で対応していくということになろうかと思います。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 せっかく今勢いに乗っているところも多いと言われている市町村の足を踏むことがないように、県もしっかりと出していきたいと思っております。今の答弁では、絶対市町村は納得しないと思いますから、ぜひ再考をお願いいたします。

次の質問に行きます。

米軍北部訓練場ヘリパッド反対行動についてであります。

これは警察本部長にお伺いをしたいというふうに思っておりますけれども、今ネットの世界を見てみますと、過激な反対運動が動画として非常に多く流れています。新聞報道で見受けられるような、非暴力で平和的な活動とはほど遠い、まさしく真逆の、自分たちの意思を示すためなら人を傷つけてもいい、そのような活動の内容が載っている映像であります。

私はそれを見たときに、県警は取り締まらないのかどうか、疑問に思いましたし、たくさんの友人からもそういう話を聞いております。実際、沖縄県警としてはこの実態をしっかりと把握しておられるのかどうか、お願いいたします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 抗議行動の状況についてお答えいたします。

現在、北部訓練場周辺においては、工事関係車両の出入りのときを中心に、抗議参加者による県道70号線における低速走行や道幅いっぱいには車両を放置した上での、その間での座り込みや寝転び、車両の前の飛び出し行為や立ち塞がり、寝そべり行為や車両の下への潜り込み行為、工事車両への飛び移り行為、あとはいわゆる検問ですけれども、車道に立ち塞がり、通行車両をとめての身分確認といった極めて危険であり、かつ違法状態の中での抗議行動が連日行われ、一般交通など住民生活にも大きな影響を与えるものと県警察では把握、承知しているところでございます。

県警察としましては、抗議参加者による違法な妨害行為に適切に対応し、現場における混乱及び交通の危険の防止を図っているところであり、先日は、県道70号線を封鎖した車両を運転していた者を往来妨害罪により検挙したところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 結果的に何度も同じような答弁をさせてしまって申しわけなく思うんですが、本当に暴力行為そのもの、ヘイトスピーチ、非常に近づくのも怖いようなそんな雰囲気さえあります。

そんな中で、最近も逮捕者が出ていますけれども、これは代表質問のときにも聞きましたけれども、もう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

逮捕者とその逮捕者の状況についてお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 7月22日以降に北部訓練場の関連で逮捕した者について申し上げますと、5名でありまして、公務執行妨害で3名、往来妨害罪で2名であります。

その内訳を県内、県外でいいますと、県内3名、県外2名で、国籍でいいますと、日本が3名、韓国が2名となっております。男女別では、男性が3名、女性2名となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ちょっと話は変わるんですけども、けさの県内両紙の中で、機動隊が市民を縛ってけがをさせたというような報道があります。かなり細かく書かれているところもありますけれども、これについて説明をお願いしますか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 本日の朝刊に1面トップで出ておりまして、私も報告を受けておりますので、この機会ですので御説明させていただきたいと思っております。

報道によりますと、機動隊員が反対する人をロープで縛って拘束したとか、強制排除したということになっておりますが、報告ではこういうようであります。ちょっと済みません、こんな感じなんです、この木を伐採する計画があったようで、これが木だとします、シャーペンが。そこにこう斜面がありまして、大体15メートルくらいの深さの斜面のようなんですけれども、結構急な斜面であります。ここに立っ

ている木、いっぱい立っているんですけれども、この木を伐採するともうひとりでにといいますか、木がこちらのほうに倒れていく。その谷底のほうに木が落ちていくという状況があったそうであります。この谷底とかこの斜面のところに約30人の反対派の人たちがずっと座っておりまして、いわば身を挺しての抗議なんですけれども、もしこの木が伐採されて落ちてきたら大けがをするようなところにみずからの身を置いて抗議をされていたということでございます。それが、きのうの午後でありまして、私が言いましたとおり、そこは北部訓練場のH地区の斜面でありまして、これももとより言うまでもないんですが、米軍提供施設内ありますので、刑事特別法にもう既に違反しているわけなんですけれども、どこからか侵入し、斜面とあと谷底に30名がいたというものです。防衛局の職員が刑特法違反であるということで警告し、あとは伐採したら本当に木が直撃しますので危ないですよというふうに移動を促したのですが、全く動かないということで、機動隊員が1人につき約5名、6名を後ろからこうお尻を押して、前から引っ張って、そのときに非常に急な斜面でしたので、まずロープで手すりをつくったそうであります。手すりをつくった上で、それはその機動隊員、あと反対派の人も抗議参加者も持てるようなロープの手すりをつくった上で、1人の抗議参加者に対して機動隊員が後ろから四、五名で押し、上から引っ張り上げようとしたんですけれども、その過程で、まさに急な斜面ですので、滑落するおそれがあるということで、命綱のかわりにロープを腰なり、リュックに結びつけて押し上げたということで、まさに状況としましては、災害救助をするような感じで谷底からけが人を運び上げるというような感じでやっていたようです。

ただ、その過程で場合によっては、私も詳細に全て報告を受けているわけではありませぬので、その過程で命綱であったロープを機動隊員が引っ張るということも、それは絶対なかったとは私は申しませぬし、ただ基本的には、五、六人で抱え上げて上に持っていったということでそれが約2時間かかったそうであります。

ただロープの命綱を使用したのは3名でございまして、なぜかといいますと、その3名の方がもう既に物すごく暴れまして、これが報道にも出ておりますが、1人の方は、機動隊員が上半身を持っている間に下半身が、自分で暴れたものでぬかるみにはまって捻挫したということもありまして、かえって危険だということで、あとはもう命綱もつけずに、機動隊員も命綱つ

けておりませんが、五、六人がかりで30人を10メートルの坂を上まで持っていったとそういうことだそうであります。

ですから、このロープで引っ張り上げたとか、ロープでぐるぐる巻きにして拘束したとか、ロープでつり下げるとかそういうものではございません。

あとは、繰り返しとなりますが、この抗議参加者は基本的にもう既に訓練場に入っておりますので、刑事特別法に違反して侵入したものであります。その辺は、ぜひそういう行為はやめていただきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 いろいろと情報を得ると、この反対している市民という一くくりの中に、非暴力で平和的な方々、中には身を挺してでもこの工事をとめたいと思う方々、また片方は自分たちの思いを果たすためなら何でもやるという危険な方々、そんな人たちを一くくり市民と呼んでいるために、片方は過剰警備だと言い、片方は生ぬるいもっと取り締まれという。そんな今厳しい状況に県警は置かれているんだというふうに私は理解をしています。

それから、質問をさせていただきますけれども、この非常に難しい立場にある中で、今後の対応についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 繰り返しになりますけれども、県警察では、警察法2条に規定する責務に照らし、抗議参加者の安全確保、抗議参加者と工事関係者のトラブルの防止、あとは県道上の一般交通を含む安全確保などの観点から必要な警備活動を行ってきておりますし、これからも行っていきたいと思っております。

連日、先ほど申し上げましたような妨害行為といえますか、抗議活動が行われておりますが、これについては、同様に再三の警告を行った上で違法状態を解消し、現場の混乱と交通の危険を防止するなどのために、関係者の安全に配慮して必要最小限の範囲で、安全な場所に移動させるなどの措置を引き続き行っていきたいと思っております。

全般的に申し上げます、危険かつ違法な抗議行動に対し、参加者の安全、工事関係者の安全を確保しながらも法と証拠に基づき対処していく所存でございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 頑張ってくださいという立場にはあ

りませんが、何とかしていただきたいというふうに願っております。

続いて、県にも今後の対応について質問をしたいと思っております。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君） 先ほども別の議員ですが答弁させていただきましたけれども、特に今回、抗議をしている方々について、東村、それから高江区の方々からのお話では、やはり林道が途中で封鎖されとか、勝手に検問を行っているとかということがあって四苦八苦し、職員が通常は15分程度の通勤に工事車両の妨害目的による県道70号線での牛歩作戦によって通勤に1時間かかって授業におくれたと、そういったことで抗議活動による苦情が寄せられているということ等ございます。そのほかにもいろんなお話、東村のほうからお聞きしております。

県としましても、住民の日常生活に支障を来している状況につきまして憂慮しておりますし、市民の側といたしますけれども、法令を遵守するとともに、地域住民の安全・安心を考えながら、表現の自由を行使していただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私はやっぱり今回も知事のコメントが欲しいなというふうに思っています。昨年6月だったと思いますけれども、辺野古の反対運動の件で同じような過激な行動が目につくようになったところに、これは海保も警察もとめることができないと、知事にそれをやってもらいたいということをお話ししました。

当時の知事のコメントとしては、表現の自由だと、尊重したいということでありましたけれども、もうここまで来ると公共の福祉に反するどころか、法にも反しておりますから、何とか県民同士、またよそから応援に来た人たちが傷つけ合わないよう、何らかの形で知事のほうからコメントをいただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今県警のほうからも今定例会では何回も向こうの様子を聞かせていただきました。あるいはまた、市民側の動きも報道等を通じながら見ているところであります。その意味からいうと、その現場でけが人が出たりするというようなものは、絶対に避けなきゃなりませんから、私は、この定例会の冒頭でも申し上げましたけれども、民主主義のルールにのっとって、裁判も含めて、それからそれ以外のことも含めてしっかりと目的を果たしていきたいというふうな話をさせてもらっております。

そういう中での表現の自由と、あるいはまた県警のその意味での安全確保、あるいはまた法の遵守というようなものもあるんでしょうけれども、そういったものが向こうで交錯する中で、今県警のほうからいろいろ話をお聞きして、大変御苦勞を聞いているわけですが、現場のほうもまたどういう状況かというのを改めて確認をして、そういう中からやはり表現の自由というようなものの、このとうといものをどのようにして有効に生かしていくかということについてまた議論ができればありがたいなとこのように思っております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ありがとうございます。

加えて、昨年お願いした際に、知事のあらゆる手法を使って新基地は絶対につくらせない、これが誤ったメッセージとなって伝わっている可能性がないかということも言わせていただきました。

今回思ったのは、やっぱり議員であったり、地域の名士であったり、ある大きい企業の社長さんたちが応援に行くことによって、これがその方々のお墨つきをもらっているというふうな解釈でこの活動が助長されているというふうなことはないのかということをおっしゃっているんです。だんだんだんだんと過激になっていくような気もしているんです。特に、議員の皆さんが同じ活動に参加をして、同じような行動をとって、また時としては県警の力を使わせて、お運びあそばれるということもあつたりするわけです。

そして、これも県警本部長にお尋ねしたいと思うんですが、きょう報道の新聞の中で、ちょっと読みます。沖縄県議会議員の所有する車両が、今月15日、男女2人が往来妨害容疑で現行犯逮捕された際に使用された。しかも、一度県警に押収された後、返却されたが再度貸し出し、現在も妨害活動に使われているとのことである。これは事実でしょうか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） まず、報道については私も承知しているところであります。

これについては、9月15日に警察が70号線上で検挙した往来妨害罪に関する事だと承知をしております。

簡単に申し上げますと、9月15日に70号線上において男女2名、60代の男、70代の女性がそれぞれ車を1台ずつ斜めとかまさに真横ですが、車線を塞いで駐車し、それを往来妨害罪で2名を逮捕したものでございます。その証拠品として、この車両2台をそれぞれ差し押さえております。そのうちの1台

についての事だと思っておりますけれども、所有名義についてはちょっと捜査中の事件であり、詳細については答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、報道がひとつ間違っておりますのは、この車は証拠品としていまだ差し押さえを継続中であります。これは報道を訂正させていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 このような状態では、基地反対のためなら何をしてもいいというふうに解釈されても仕方がないというふうに思っております。非暴力で、平和的な活動を続ける市民のためにも、立場ある人々には行動を誤解されないようにしていただきたいというふうに思っています。そうでなければ、みずからの正義を貫くためなら何をしてもいいという、おかしい沖縄に行きそうな気がします。一言申し上げて、次の質問に移ります。

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者について、これちょっと聞きなれない言葉ですが、いわゆる特定失踪者と呼ばれている方々の件であります。

では、この特定失踪者、この拉致の可能性が排除できない行方不明者と一般の行方不明者の違いについて、県警本部長、お願いします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） お答えいたします。

今議員がおっしゃった、いわゆる北朝鮮と関係ない一般の行方不明者については、行方不明者となった理由のいかんを問わず、御家族の相談、届け出が警察に行われた者、そういう方を指しております。

警察においては、行方不明となった方の情報を全国警察で共有すべく、警察庁の情報管理システムに登録するとともに、各種の警察活動を通じて発見活動を実施しているところであります。

他方で、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者とは、警察ではまず御家族から北朝鮮による拉致ではないかと相談を受けまして、その上で拉致の可能性を排除できないとした判断、事案を指しております。これについては一般の行方不明者とはちょっと異なりまして、裏づけ捜査や各機関との情報交換や、広く情報を募るためのウェブサイトへの掲載などの捜査、調査活動を実施しているところであります。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 沖縄県でこれを話題にするのは、

ひょっとしたら意外に感じている方もいるかもしれませんが、全国と沖縄県の状況について、それぞれ説明をお願いしていいですか。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない行方不明者についてですが、全国では本年の8月末現在で885人でございます。うち沖縄県警察が捜査・調査を行っている北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は34人であり、都道府県別で比較しますと、全国で8番目に多い数となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私も昨年までこの沖縄に34名も拉致された可能性がある方がいることは知りませんでした。非常に恥じております。また、その御家族ともお会いして、この問題が過去のものである、または沖縄以外のものであるという認識ではいけないというふうに思っ、今回質問の中に入れさせていただきました。

また、ことしになって新たに1名追加されたということでもありますけれども、県警の今後の対応についてお尋ねします。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

○警察本部長（池田克史君） 今後の対応でございしますが、現在でも予断を持つことなく捜査、調査を行っているところですが、広く情報提供を求めるために御家族からの同意を得られたものについては、先ほど申し上げましたが、県警のウェブサイトに事案の概要を掲載しているほか、政府設定の北朝鮮人権侵害問題啓発週間——これは12月10日から12月16日ですが——この啓発週間に合わせて警察本部と警察署が連携し、拉致問題啓発ポスターの掲示やチラシの配布、コミュニティラジオ等を通じた広報啓発活動を行うなど、その取り組みを強化しているところであります。

今後とも、御家族の気持ちを十分に受けとめて、事案の解明に向け、関連情報の収集と捜査、調査に全力を挙げてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 続いて、沖縄県の対応についても聞かせください。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） お答えいたします。

まず、北朝鮮の拉致問題の解決につきましては、政

府が主体的に北朝鮮に対する毅然とした姿勢を貫くことが第一ということで考えているところでございますが、当然ながら地方自治体としても拉致問題に対する国民一人一人の関心と認識をより一層深めて、早期解決を訴えるということを目的に、平成20年に北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会というのが設立されておりまして、沖縄県も当然ながら参加しているところでございます。

また、那覇地方法務局、那覇市、それと人権擁護連合会と県で構成する沖縄人権啓発活動ネットワーク協議会というのがございますが、その中で北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めようということで、今年度の年間強調事項の一つとして、相互に連携協力して啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、あわせて毎年12月10日から16日までは、北朝鮮人権侵害問題啓発週間というふうに位置づけられておりまして、同週間に合わせて那覇市役所においてパネル展の開催を予定していることと、またこの期間中には県内の出先機関ですとか全市町村にポスターの配布をするほか、県のホームページでは通年を通じて周知を図っているところでございます。

今後とも、国、知事の会それと連携協力して拉致問題の解決が図られるよう啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 知事の会の参加の件、また毎年行われている人権週間での活動の件、昨年私も那覇市役所に見に行きました。ことしも同様のパネル展が行われるということでもありますけれども、これは2006年に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律というものの中で、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」ということでもあります。なので、パネル展についてどうこう言うつもりはないんですけれども、沖縄県民に広く知らしめるという点では、私は少し物足りないように思っています。

また、知り得る限りで連絡をとらせてもらいましたが、各市区町村でも拉致問題のポスターを見た人は1人もいません。その辺を、今、子ども生活福祉部にとにかく言うつもりはありませんけれども、私は知事公室の中にこれを担当する部署を1つつくってもらって、問い合わせや情報発信がスムーズにできるような体制を構築してほしいというふうに思っているんです。

確かに、子ども生活福祉部は17件の人権問題についての取り組みをずっとされていますけれども、この17件のうちの16件と、この拉致に関する問題については余りにも大きな隔たりがあるようにも思っていて、実際家族がいなくなって、ひょっとしたら北朝鮮に拉致されているかもしれないと思っている方、これをどこに問い合わせればいいかわからない方、これが県の中のホームページとか県の中に電話をしたときに、スムーズにその担当部署に行き着くような配慮が私は必要ではないかなというふうに思っております。今でも北朝鮮の船が座礁して、日本近海にあるというふうな状況があります。今、不法入国がされていないという保証はどこにもありません。沖縄だけが安全という保証もどこにもありません。

今私たちができることは、そういったことを啓発し

ていきながら一日も早くこの34名の人たちが見つかること、全国で900名近い人たちが見つかることであると思っておりますから、沖縄県としてもひとつこれを御検討いただいて、いい感じで回答を後日いただければというふうに思っております。

以上申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時1分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 金 城 泰 邦